

# 水俣市議会会議録

平成22年12月第5回定例会（11月26日招集）

水俣市議会事務局

# 平成22年12月第5回定例会（11月26日招集）会期日程表

（会期 11月26日から12月15日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月26日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 21年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	27日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	28日	日			市の休日（日曜日）
4	29日	月			議案調査
5	30日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	12月1日	水			議案調査
7	2日	木			議案調査
8	3日	金			議案調査
9	4日	土			市の休日（土曜日）
10	5日	日			市の休日（日曜日）
11	6日	月			議案調査
12	7日	火	午前9時30分		本会議
13	8日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（緒方誠也君・野中重男君・川上紗智子君）
14	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（牧下恭之君・西田弘志君・高岡利治君） 議案質疑 委員会付託
15	10日	金	----	委員会	委員会
16	11日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	12日	日			市の休日（日曜日）
18	13日	月	----	委員会	委員会
19	14日	火		休 会	議事整理日
20	15日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 平成22年12月第5回水俣市議会定例会会議録目次

平成22年11月26日（金） --- 1日目 ---

出欠席議員 .....	1 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第1号 .....	2
陳情文書表(1) .....	2
開 会 .....	3
開 議 .....	3
諸般の報告 .....	3
日程第1 会議録署名議員の指名について .....	4
日程第2 会期の決定について .....	4
議案上程 .....	5
日程第3 議第98号 水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について .....	5
日程第4 議第99号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	6
日程第5 議第100号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について .....	7
日程第6 議第101号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について .....	12
日程第7 議第102号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第6号） .....	12
日程第8 議第103号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） ...	15
日程第9 議第104号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） .....	15
日程第10 議第105号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号） .....	16
日程第11 議第106号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） .....	17
日程第12 議第107号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号） .....	18
市長の提案理由説明 .....	19
質 疑（議第100号） .....	21
委員会付託 .....	21
休憩・開議 .....	21
委員会の審査報告 .....	21
総務文教委員長の報告 .....	21

委員会審査報告書 .....	1 ~ 22
委員長報告に対する質疑 .....	22
討 論 .....	22
採 決 .....	22
日程第13 議第88号 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定についてから日程第20 議第 96号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで 8件に関する委員会の審査報告 .....	23
厚生委員長の報告 .....	23
産業建設委員長の報告 .....	25
一般会計決算特別委員長の報告 .....	26
委員会審査報告書 .....	29
委員長報告に対する質疑 .....	30
討 論 .....	30
採 決 .....	30
散 会 .....	31

平成22年12月7日（火） --- 2日目 ---

出欠席議員 .....	2 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第2号 .....	2
開 議 .....	2
日程第1 一般質問 .....	2
中村幸治君の質問 .....	2
1 空き家対策について .....	2
2 鳥獣被害について .....	3
3 ごみ処理について .....	3
市長の答弁 .....	4
総務企画部長の答弁 .....	4
中村幸治君の再質問 .....	5
総務企画部長の答弁 .....	7

中村幸治君の再々質問 .....	2 ~ 8
総務企画部長の答弁 .....	9
産業建設部長の答弁 .....	9
中村幸治君の再質問 .....	11
産業建設部長の答弁 .....	12
中村幸治君の再々質問 .....	13
産業建設部長の答弁 .....	14
市長の答弁 .....	14
中村幸治君の再質問 .....	16
市長の答弁 .....	18
中村幸治君の再々質問 .....	19
市長の答弁 .....	20
休憩・開議 .....	20
大川末長君の質問 .....	20
1 産業経済の振興について .....	20
2 水俣・芦北地域振興計画について .....	21
3 水俣病特措法に基づくチッソ(株)の事業再編計画について .....	21
4 地元産木材の利活用について .....	21
市長の答弁 .....	22
産業建設部長の答弁 .....	22
大川末長君の再質問 .....	24
産業建設部長の答弁 .....	25
大川末長君の再々質問 .....	25
産業建設部長の答弁 .....	25
市長の答弁 .....	26
総務企画部長の答弁 .....	26
大川末長君の再質問 .....	27
総務企画部長の答弁 .....	27
大川末長君の再々質問 .....	28
総務企画部長の答弁 .....	28
市長の答弁 .....	29
大川末長君の発言 .....	30

産業建設部長の答弁 .....	2 ~ 31
大川末長君の再質問 .....	31
産業建設部長の答弁 .....	32
大川末長君の再々質問 .....	32
市長の答弁 .....	33
休憩・開議 .....	34
塩崎信介君の質問 .....	34
1 経済の活性化について .....	34
2 行財政改革について .....	35
3 消防団について .....	35
市長の答弁 .....	36
塩崎信介君の再質問 .....	39
市長の答弁 .....	42
産業建設部長の答弁 .....	42
塩崎信介君の再々質問 .....	43
市長の答弁 .....	43
総務企画部長の答弁 .....	44
塩崎信介君の再質問 .....	46
総務企画部長の答弁 .....	47
塩崎信介君の再々質問 .....	49
総務企画部長の答弁 .....	49
総務企画部長の答弁 .....	50
塩崎信介君の再質問 .....	51
総務企画部長の答弁 .....	51
塩崎信介君の発言 .....	51
散    会 .....	52

平成22年12月 8 日（水）      --- 3 日目 ---

出欠席議員 .....	3 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1

議事日程第3号 .....	3 ~ 2
開 議 .....	2
日程第 1 一般質問 .....	2
緒方誠也君の質問 .....	3
1 特措法による水俣病解決問題について .....	3
2 学校現場の現状について .....	3
3 長崎川の汚染について .....	3
4 教育会館問題について .....	3
5 公契約について .....	4
市長の答弁 .....	4
緒方誠也君の再質問 .....	5
市長の答弁 .....	7
緒方誠也君の再々質問 .....	8
市長の答弁 .....	10
教育長の答弁 .....	10
緒方誠也君の再質問 .....	12
教育長の答弁 .....	13
緒方誠也君の発言 .....	13
福祉環境部長の答弁 .....	14
緒方誠也君の再質問 .....	15
福祉環境部長の答弁 .....	16
緒方誠也君の発言 .....	17
総務企画部長の答弁 .....	17
緒方誠也君の再質問 .....	18
市長の答弁 .....	18
総務企画部長の答弁 .....	19
緒方誠也君の再質問 .....	19
総務企画部長の答弁 .....	20
休憩・開議 .....	20
野中重男君の質問 .....	20
1 水俣病に関する特別措置法とチッソの事業再編計画について .....	20
2 水俣市内の水銀、ダイオキシン類の汚染について .....	21

3	環境省主導のみなまた環境まちづくり研究会について .....	3 ~ 21
4	水俣城の発掘調査について .....	21
	市長の答弁 .....	21
	野中重男君の再質問 .....	23
	市長の答弁 .....	24
	野中重男君の再々質問 .....	25
	市長の答弁 .....	26
	福祉環境部長の答弁 .....	26
	野中重男君の再質問 .....	27
	福祉環境部長の答弁 .....	29
	野中重男君の再々質問 .....	30
	福祉環境部長の答弁 .....	31
	副市長の答弁 .....	32
	野中重男君の再質問 .....	33
	副市長の答弁 .....	34
	野中重男君の再々質問 .....	35
	副市長の答弁 .....	36
	教育長の答弁 .....	36
	野中重男君の再質問 .....	37
	教育長の答弁 .....	38
	休憩・開議 .....	38
	川上紗智子君の質問 .....	39
1	簡易水道と上水道の統合計画について .....	39
2	牧ノ内市営住宅建て替え問題について .....	39
3	子ども・子育て新システムについて .....	40
4	介護保険と高齢者施策について .....	40
5	安心安全の食糧確保と水俣農業の振興について .....	40
	市長の答弁 .....	41
	川上紗智子君の再質問 .....	42
	市長の答弁 .....	42
	産業建設部長の答弁 .....	42
	川上紗智子君の再質問 .....	43



産業建設部長の答弁 .....	3 ~ 44
川上紗智子君の発言 .....	44
福祉環境部長の答弁 .....	44
川上紗智子君の再質問 .....	45
福祉環境部長の答弁 .....	45
福祉環境部長の答弁 .....	46
川上紗智子君の再質問 .....	47
福祉環境部長の答弁 .....	49
川上紗智子君の再々質問 .....	50
福祉環境部長の答弁 .....	51
産業建設部長の答弁 .....	51
川上紗智子君の再質問 .....	52
産業建設部長の答弁 .....	53
川上紗智子君の再々質問 .....	54
産業建設部長の答弁 .....	55
散 会 .....	55

平成22年12月9日（木） --- 4日目 ---

出欠席議員 .....	4 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第4号 .....	2
請願・陳情文書表(2) .....	3
開 議 .....	3
諸般の報告 .....	3
日程第1 一般質問 .....	3
牧下恭之君の質問 .....	4
1 学校環境整備について .....	4
(1) 暑さ対策について .....	4
(2) 学校図書司書ボランティアについて .....	4
2 市民の生命を守る予防について .....	4

3 A E Dについて .....	4 ~ 5
市長の答弁 .....	6
教育長の答弁 .....	6
牧下恭之君の再質問 .....	7
教育長の答弁 .....	8
牧下恭之君の再々質問 .....	11
教育長の答弁 .....	11
市長の答弁 .....	11
牧下恭之君の再質問 .....	13
市長の答弁 .....	14
牧下恭之君の再々質問 .....	15
市長の答弁 .....	15
副市長の答弁 .....	16
牧下恭之君の再質問 .....	16
副市長の答弁 .....	17
牧下恭之君の再々質問 .....	19
副市長の答弁 .....	19
休憩・開議 .....	19
西田弘志君の質問 .....	19
1 経済活性化について .....	20
2 福祉型アグリ農業事業について .....	20
3 みなまた環境絵本について .....	21
4 観光施策について .....	21
5 教育問題について .....	21
市長の答弁 .....	22
産業建設部長の答弁 .....	22
西田弘志君の再質問 .....	23
産業建設部長の答弁 .....	24
西田弘志君の再々質問 .....	25
産業建設部長の答弁 .....	26
市長の答弁 .....	26
西田弘志君の再質問 .....	27

市長の答弁 .....	4 ~ 28
西田弘志君の再々質問 .....	28
市長の答弁 .....	29
教育長の答弁 .....	29
西田弘志君の再質問 .....	30
教育長の答弁 .....	31
西田弘志君の発言 .....	32
産業建設部長の答弁 .....	32
西田弘志君の再質問 .....	34
産業建設部長の答弁 .....	35
西田弘志君の発言 .....	35
教育長の答弁 .....	36
西田弘志君の再質問 .....	37
教育長の答弁 .....	37
西田弘志君の発言 .....	38
休憩・開議 .....	39
高岡利治君の質問 .....	39
1 深川小学校跡地利用について .....	39
2 みなまた環境まちづくり研究会について .....	40
3 水俣・葦北県民体育祭開催について .....	40
4 総合医療センターの運営と役割について .....	40
市長の答弁 .....	40
高岡利治君の再質問 .....	42
市長の答弁 .....	43
高岡利治君の再々質問 .....	44
市長の答弁 .....	46
副市長の答弁 .....	47
高岡利治君の再質問 .....	47
副市長の答弁 .....	48
教育長の答弁 .....	49
高岡利治君の再質問 .....	50
教育次長の答弁 .....	52

教育長の答弁 .....	4 ~ 53
高岡利治君の再々質問 .....	53
教育長の答弁 .....	55
市長の答弁 .....	55
医療センター事務部次長の答弁 .....	56
高岡利治君の再質問 .....	57
医療センター事務部次長の答弁 .....	58
質 疑 .....	59
日程第 2 議第98号 水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について .....	59
日程第 3 議第99号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について .....	59
日程第 4 議第101号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について .....	60
日程第 5 議第102号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第 6 号） .....	60
日程第 6 議第103号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） ...	60
日程第 7 議第104号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） .....	60
日程第 8 議第105号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） .....	60
日程第 9 議第106号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） .....	61
日程第10 議第107号 平成 2 2 年度水俣市病院事業会計補正予算（第 2 号） .....	61
委員会付託 .....	61
散 会 .....	61

平成22年12月15日（水） --- 5 日目 ---

出欠席議員 .....	5 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第 5 号 .....	2
開 議 .....	4
諸般の報告 .....	4
日程第 1 議第98号 水俣市恩給条例を廃止する条例の制定についてから日程第17陳第 6 号 水俣市議会議員の定数削減に関する陳情についてまで17件に関する委 員会の審査報告 .....	5

総務文教委員長の報告 .....	5 ~ 5
厚生委員長の報告 .....	6
産業建設委員長の報告 .....	8
議会改革特別委員長の報告 .....	10
委員会審査報告書 .....	11
委員長報告に対する質疑 .....	12
討 論 .....	12
中村幸治君の反対討論（請第 1 号） .....	13
高岡利治君の賛成討論（請第 1 号） .....	14
塩崎信介君の反対討論（陳第 3 号） .....	14
野中重男君の賛成（陳第 3 号）及び反対（陳第 6 号）討論 .....	14
福田斉君の賛成討論（陳第 6 号） .....	16
採 決 .....	17
日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について .....	19
採 決 .....	20
閉会中継続審査・調査申出書 .....	20
議案上程 .....	21
日程第19 議第108号 教育委員会委員の任命について .....	22
日程第20 議第109号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について .....	22
日程第21 議第110号 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	22
日程第22 意見第 7 号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度 に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書について .....	23
日程第23 意見第 8 号 T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書 について .....	24
日程第24 意見第 9 号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める 意見書について .....	25
日程第25 意見第10号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書につ いて .....	26
日程第26 意見第11号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制 定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する 意見書について .....	26

日程第27 意見第12号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見	
書について .....	5 ~ 27
市長の提案理由説明（議第108号） .....	28
大川末長君の提案理由説明（議第109号） .....	29
岩阪雅文君の提案理由説明（議第110号） .....	29
牧下恭之君の提案理由説明（意見第7号） .....	30
産業建設委員長の提案理由説明（意見第8号及び意見第9号） .....	31
厚生委員長の提案理由説明（意見第10号） .....	32
谷口眞次君の提案理由説明（意見第11号） .....	33
緒方誠也君の提案理由説明（意見第12号） .....	34
質 疑 .....	35
真野頼隆君の質疑（議第110号） .....	35
岩阪雅文君の答弁 .....	35
真野頼隆君の再質疑（議第110号） .....	36
岩阪雅文君の答弁 .....	37
討 論 .....	37
野中重男君の反対（議第109号）及び賛成（意見第11号）討論 .....	38
福田斉君の賛成討論（議第109号） .....	38
中村幸治君の賛成（議第109号）及び反対（意見第7号）討論 .....	38
真野頼隆君の反対討論（議第110号） .....	39
川上紗智子君の賛成討論（議第110号） .....	39
平松辰弘君の賛成討論（議第110号） .....	40
中原泰子君の賛成討論（議第110号） .....	40
高岡利治君の賛成討論（意見第7号） .....	41
採 決 .....	41
閉 会 .....	43

平成22年11月26日

平成22年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

# 平成22年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成22年11月26日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成22年11月26日午前10時0分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成22年12月15日午前11時48分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成22年11月26日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前11時31分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田斉君
大川末長君	西田弘志君	中村幸治君
谷口眞次君	牧下恭之君	淵上道昭君
眞野頼隆君	平松辰弘君	田中功君
岩阪雅文君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（松永伸二君）
総務係長（岡本広志君）	議事係長（深水初代君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（吉本哲裕君）	福祉環境部長（中田和哉君）
産業建設部長（田上和俊君）	総務企画部次長（浦清志君）
福祉環境部次長（本山祐二君）	産業建設部次長（上村彰君）
総合医療センター事務次長（田畑孝次君）	水道局長（本山浩二君）
教育長（葦浦博行君）	教育次長（浦下治君）
総務企画部総務課長（松本幹雄君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）



議事日程 第1号

平成22年11月26日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第98号 水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について
- 第4 議第99号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(付託委員会)
- 第5 議第100号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
(総務文教)
- 第6 議第101号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第102号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第6号)
- 第8 議第103号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第9 議第104号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第10 議第105号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第11 議第106号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第12 議第107号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)
- 第13 議第88号 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 第14 議第89号 平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 第15 議第91号 平成21年度水俣市一般会計決算認定について
- 第16 議第92号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 第17 議第93号 平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について
- 第18 議第94号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第19 議第95号 平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 第20 議第96号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成22年12月第5回水俣市議会定例会陳情文書表捧

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第11号	国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明		厚生
陳第12号	高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める陳情について	熊本市神水 1-30-7 國宗 直 外1人		厚生

陳第13号	最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情について	熊本市神水 1 - 30 - 7 國宗 直 外 1 人		厚生
陳第14号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情について	熊本市神水 1 - 30 - 7 國宗 直 外 1 人		厚生
陳第15号	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について	水俣市栄町 1 - 1 - 25 掃本 博昭		総務文教

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成22年第5回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る9月定例会で可決された介護保険制度の見直しを求める意見書については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、厚生、産業建設の各常任委員会並びに一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた平成21年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算8件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情5件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成21年度財政援助団体の監査結果及び平成22年8月分、9月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告並びに教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、吉本総務企画部長、中田福祉環境部長、田上産業建設部長、浦総務企画部次長、本山福祉環境部次長、上村産業建設部次長、本山水道局長、松本総務課長、淵上財政課長、田畑総合医療センター事務部次長、葦浦教育長、浦下教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において高岡利治議員、野中重男議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成22年12月第5回定例会（11月26日招集）会期日程表

（会期 11月26日から12月15日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月26日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	27日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	28日	日			市の休日（日曜日）
4	29日	月			議案調査
5	30日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	12月1日	水			議案調査
7	2日	木			議案調査
8	3日	金			議案調査
9	4日	土			市の休日（土曜日）
10	5日	日			市の休日（日曜日）
11	6日	月			議案調査
12	7日	火	午前9時30分		本会議
13	8日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	10日	金	----	委員会	委員会
16	11日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	12日	日			市の休日（日曜日）
18	13日	月		委員会	委員会
19	14日	火	----	休 会	議事整理日
20	15日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（松本和幸君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

---

日程第3 議第98号 水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について

日程第4 議第99号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（付託委員会）

日程第5 議第100号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
（総務文教）

日程第6 議第101号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第102号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第8 議第103号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議第104号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議第105号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議第106号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議第107号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第98号水俣市恩給条例を廃止する条例の制定についてから、日程第12、議第107号平成22年度水俣市病院事業会計補正予算第2号まで、10件を一括して議題とします。

---

~~~~~

議第98号

水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について

水俣市恩給条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

平成22年11月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市恩給条例を廃止する条例

水俣市恩給条例（昭和26年告示第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

恩給権者がいなくなったことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第99号

### 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年11月26日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例  
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成12年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「という。）には」の次に「、規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「70」を「100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一般の派遣職員の」、「本文」及び「当該」を削る。

第8条の見出し中「給与の種類」を「給与」に改め、同条中「である派遣職員には」の次に、「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

#### 附 則

( 施行期日 )

第1条 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

( 経過措置 )

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（規則で定める職員を除く。）に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この条において「新支給割合」という。）が、施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この条において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

捧 施行日から平成23年12月31日まで 100分の100

放 平成24年1月1日から平成24年12月31日まで 100分の70

方 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで 100分の40

第3条 施行日から平成23年3月31日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この条において「新支給割合」という。）が、これらの日において旧条例第4条第1項の規定を適用したとした場合におけるこの規定による給与の支給割合（以下この条において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

捧 施行日から平成23年12月31日まで 100分の100

放 平成24年1月1日から平成24年12月31日まで 100分の70

方 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで 100分の40

( 提案理由 )

人事院規則18 - 0 ( 国家公務員の国際機関への派遣 ) の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、これに準じて本案のように制定しようとするものである。

議第100号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年11月26日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

( 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 )

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例 ( 昭和26年告示第19号 ) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、給料の調整額」を削る。

第14条第4項中「 ) の時間が」を「以下この条において「第1項勤務」という。) の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 ( 以下この条において「第3項勤務」という。) の時間 ( 前項に規定する規則で定める時間を除く。) との合計が」に改め、「場合を含む。) 」の次に「及び前項」を、「給与額に」の次に「、第1項勤務にあっては」を、「100分の175) を」の次に「、第3項勤務にあっては100分の50を」を加え、同条第5項中「給与額に」の次に「、第1項勤務にあっては」を、「) を減じた割合を」の次に「、第3項勤務にあっては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を」を加える。

第14条の4第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の70」を「100分の67.5」に、「100分の90」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の32.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 平成22年12月に支給する期末手当及び勤務手当に関する第14条の4第2項及び第14条の7第2項の規定の適用については、第14条の4第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第14条の7第2項第1号中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の32.5」とあるのは「100分の30」とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 ( 第3条関係 )

行政職給料表

| 職員の区分 | 職務の級<br>号給 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     |
|-------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       |            | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|       |            | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|       | 1          | 135,600 | 185,800 | 222,900 | 261,900 | 289,200 | 320,600 | 366,200 |
|       | 2          | 136,700 | 187,600 | 224,800 | 264,000 | 291,500 | 322,900 | 368,800 |
|       | 3          | 137,900 | 189,400 | 226,700 | 266,000 | 293,800 | 325,200 | 371,400 |
|       | 4          | 139,000 | 191,200 | 228,500 | 268,100 | 296,100 | 327,500 | 374,000 |
|       | 5          | 140,100 | 192,800 | 230,200 | 270,200 | 298,200 | 329,800 | 376,300 |
|       | 6          | 141,200 | 194,600 | 232,100 | 272,300 | 300,500 | 331,900 | 378,800 |
|       | 7          | 142,300 | 196,400 | 234,000 | 274,400 | 302,800 | 334,100 | 381,300 |
|       | 8          | 143,400 | 198,200 | 235,800 | 276,500 | 305,100 | 336,300 | 383,800 |

|    |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 9  | 144,500 | 200,000 | 237,500 | 278,600 | 307,300 | 338,600 | 386,400 |
| 10 | 145,900 | 201,800 | 239,400 | 280,700 | 309,600 | 340,800 | 389,100 |
| 11 | 147,200 | 203,600 | 241,200 | 282,800 | 311,900 | 343,000 | 391,800 |
| 12 | 148,500 | 205,400 | 243,100 | 284,900 | 314,200 | 345,200 | 394,500 |
| 13 | 149,800 | 207,000 | 244,900 | 287,000 | 316,400 | 347,200 | 397,100 |
| 14 | 151,300 | 208,900 | 246,800 | 289,100 | 318,600 | 349,300 | 399,400 |
| 15 | 152,800 | 210,800 | 248,600 | 291,200 | 320,800 | 351,400 | 401,700 |
| 16 | 154,400 | 212,700 | 250,400 | 293,300 | 323,000 | 353,500 | 404,100 |
| 17 | 155,700 | 214,600 | 252,200 | 295,400 | 325,200 | 355,500 | 406,400 |
| 18 | 157,200 | 216,500 | 254,200 | 297,500 | 327,300 | 357,500 | 408,500 |
| 19 | 158,700 | 218,400 | 256,200 | 299,600 | 329,400 | 359,500 | 410,600 |
| 20 | 160,200 | 220,300 | 258,200 | 301,700 | 331,400 | 361,400 | 412,700 |
| 21 | 161,600 | 222,000 | 260,100 | 303,800 | 333,500 | 363,500 | 414,800 |
| 22 | 164,300 | 223,900 | 262,000 | 305,900 | 335,600 | 365,400 | 416,800 |
| 23 | 166,900 | 225,800 | 263,900 | 308,000 | 337,700 | 367,400 | 418,800 |
| 24 | 169,500 | 227,700 | 265,700 | 310,100 | 339,800 | 369,400 | 420,800 |
| 25 | 172,200 | 229,300 | 267,700 | 312,100 | 341,500 | 371,500 | 422,900 |
| 26 | 173,900 | 231,100 | 269,600 | 314,200 | 343,500 | 373,500 | 424,500 |
| 27 | 175,600 | 232,800 | 271,500 | 316,300 | 345,500 | 375,500 | 426,100 |
| 28 | 177,300 | 234,600 | 273,400 | 318,400 | 347,500 | 377,500 | 427,700 |
| 29 | 178,800 | 236,100 | 275,300 | 320,400 | 349,400 | 379,500 | 429,400 |
| 30 | 180,600 | 237,600 | 277,200 | 322,500 | 351,300 | 381,400 | 430,700 |
| 31 | 182,400 | 239,100 | 279,100 | 324,600 | 353,200 | 383,300 | 432,000 |
| 32 | 184,200 | 240,600 | 281,000 | 326,700 | 355,100 | 385,100 | 433,300 |
| 33 | 185,800 | 242,100 | 282,700 | 328,400 | 357,000 | 386,900 | 434,600 |
| 34 | 187,300 | 243,600 | 284,600 | 330,400 | 358,800 | 388,600 | 435,900 |
| 35 | 188,800 | 245,100 | 286,500 | 332,500 | 360,600 | 390,300 | 437,200 |
| 36 | 190,300 | 246,700 | 288,400 | 334,600 | 362,300 | 392,000 | 438,400 |
| 37 | 191,600 | 248,000 | 290,100 | 336,500 | 364,200 | 393,700 | 439,700 |
| 38 | 192,900 | 249,600 | 291,900 | 338,500 | 365,600 | 394,900 | 440,600 |
| 39 | 194,200 | 251,200 | 293,700 | 340,500 | 367,100 | 396,100 | 441,500 |
| 40 | 195,500 | 252,800 | 295,500 | 342,500 | 368,600 | 397,300 | 442,400 |
| 41 | 196,900 | 254,200 | 297,400 | 344,400 | 370,100 | 398,400 | 443,200 |
| 42 | 198,200 | 255,600 | 299,100 | 346,300 | 371,300 | 399,600 | 444,000 |
| 43 | 199,500 | 257,000 | 300,800 | 348,200 | 372,500 | 400,800 | 444,800 |
| 44 | 200,800 | 258,400 | 302,500 | 350,100 | 373,700 | 402,000 | 445,600 |
| 45 | 202,000 | 259,700 | 304,200 | 352,000 | 374,700 | 403,000 | 446,400 |
| 46 | 203,300 | 261,100 | 305,900 | 353,600 | 375,600 | 403,700 | 447,200 |
| 47 | 204,600 | 262,500 | 307,600 | 355,200 | 376,500 | 404,400 | 448,000 |
| 48 | 205,900 | 263,900 | 309,300 | 356,800 | 377,400 | 405,100 | 448,800 |
| 49 | 207,100 | 265,200 | 310,600 | 358,500 | 378,400 | 405,900 | 449,400 |
| 50 | 208,200 | 266,400 | 312,200 | 359,700 | 379,200 | 406,600 | 450,200 |
| 51 | 209,300 | 267,700 | 313,800 | 360,900 | 380,000 | 407,300 | 451,000 |
| 52 | 210,400 | 269,000 | 315,400 | 362,000 | 380,800 | 408,000 | 451,800 |
| 53 | 211,600 | 270,100 | 317,100 | 363,000 | 381,700 | 408,800 | 452,400 |
| 54 | 212,600 | 271,400 | 318,700 | 364,100 | 382,400 | 409,500 | 453,200 |
| 55 | 213,600 | 272,700 | 320,300 | 365,100 | 383,100 | 410,200 | 454,000 |
| 56 | 214,600 | 274,000 | 321,900 | 366,200 | 383,800 | 410,900 | 454,800 |

再任用職  
員以外の  
職 員

|     |         |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 57  | 215,400 | 275,200 | 323,400 | 367,100 | 384,500 | 411,600 | 455,400 |
| 58  | 216,400 | 276,300 | 324,600 | 367,800 | 385,100 | 412,300 | 456,200 |
| 59  | 217,300 | 277,400 | 325,800 | 368,500 | 385,800 | 413,000 | 457,000 |
| 60  | 218,300 | 278,500 | 327,000 | 369,200 | 386,500 | 413,700 | 457,800 |
| 61  | 219,200 | 279,700 | 328,100 | 369,800 | 387,000 | 414,300 | 458,400 |
| 62  | 220,200 | 280,700 | 329,100 | 370,500 | 387,700 | 415,000 |         |
| 63  | 221,200 | 281,700 | 330,000 | 371,200 | 388,400 | 415,700 |         |
| 64  | 222,200 | 282,700 | 331,000 | 371,900 | 389,100 | 416,400 |         |
| 65  | 223,000 | 283,500 | 331,900 | 372,400 | 389,600 | 416,900 |         |
| 66  | 224,000 | 284,400 | 332,700 | 373,100 | 390,300 | 417,500 |         |
| 67  | 225,000 | 285,300 | 333,500 | 373,800 | 391,000 | 418,200 |         |
| 68  | 226,100 | 286,200 | 334,300 | 374,500 | 391,700 | 418,900 |         |
| 69  | 226,900 | 287,200 | 335,200 | 375,000 | 392,200 | 419,400 |         |
| 70  | 227,700 | 288,000 | 335,900 | 375,700 | 392,900 | 420,100 |         |
| 71  | 228,500 | 288,800 | 336,600 | 376,400 | 393,600 | 420,800 |         |
| 72  | 229,300 | 289,600 | 337,300 | 377,100 | 394,300 | 421,500 |         |
| 73  | 230,100 | 290,400 | 337,800 | 377,600 | 394,800 | 422,000 |         |
| 74  | 230,800 | 290,900 | 338,400 | 378,300 | 395,500 | 422,700 |         |
| 75  | 231,500 | 291,400 | 339,000 | 379,000 | 396,200 | 423,400 |         |
| 76  | 232,200 | 291,900 | 339,600 | 379,700 | 396,900 | 424,100 |         |
| 77  | 233,000 | 292,300 | 340,000 | 380,200 | 397,300 | 424,600 |         |
| 78  | 233,800 | 292,700 | 340,500 | 380,800 | 398,000 |         |         |
| 79  | 234,600 | 293,100 | 341,000 | 381,400 | 398,700 |         |         |
| 80  | 235,400 | 293,500 | 341,500 | 382,000 | 399,400 |         |         |
| 81  | 236,100 | 293,800 | 342,000 | 382,700 | 399,900 |         |         |
| 82  | 236,800 | 294,200 | 342,500 | 383,300 | 400,600 |         |         |
| 83  | 237,500 | 294,600 | 343,000 | 383,900 | 401,300 |         |         |
| 84  | 238,200 | 295,000 | 343,500 | 384,500 | 402,000 |         |         |
| 85  | 239,000 | 295,300 | 344,000 | 385,100 | 402,500 |         |         |
| 86  | 239,700 | 295,700 | 344,500 | 385,700 |         |         |         |
| 87  | 240,400 | 296,100 | 345,000 | 386,300 |         |         |         |
| 88  | 241,100 | 296,500 | 345,500 | 386,900 |         |         |         |
| 89  | 241,900 | 296,800 | 345,900 | 387,600 |         |         |         |
| 90  | 242,400 | 297,200 | 346,400 | 388,200 |         |         |         |
| 91  | 242,900 | 297,600 | 346,900 | 388,800 |         |         |         |
| 92  | 243,400 | 298,000 | 347,400 | 389,400 |         |         |         |
| 93  | 243,700 | 298,200 | 347,700 | 390,100 |         |         |         |
| 94  |         | 298,600 | 348,200 |         |         |         |         |
| 95  |         | 299,000 | 348,700 |         |         |         |         |
| 96  |         | 299,400 | 349,200 |         |         |         |         |
| 97  |         | 299,600 | 349,500 |         |         |         |         |
| 98  |         | 300,000 | 350,000 |         |         |         |         |
| 99  |         | 300,400 | 350,500 |         |         |         |         |
| 100 |         | 300,800 | 351,000 |         |         |         |         |
| 101 |         | 301,000 | 351,300 |         |         |         |         |
| 102 |         | 301,400 | 351,700 |         |         |         |         |
| 103 |         | 301,800 | 352,100 |         |         |         |         |
| 104 |         | 302,200 | 352,500 |         |         |         |         |



|       |     |         |         |         |         |         |         |         |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 105 |         | 302,400 | 353,000 |         |         |         |         |
|       | 106 |         | 302,800 | 353,400 |         |         |         |         |
|       | 107 |         | 303,200 | 353,800 |         |         |         |         |
|       | 108 |         | 303,600 | 354,200 |         |         |         |         |
|       | 109 |         | 303,800 | 354,700 |         |         |         |         |
|       | 110 |         | 304,200 | 355,100 |         |         |         |         |
|       | 111 |         | 304,600 | 355,500 |         |         |         |         |
|       | 112 |         | 305,000 | 355,900 |         |         |         |         |
|       | 113 |         | 305,200 | 356,400 |         |         |         |         |
|       | 114 |         | 305,600 |         |         |         |         |         |
|       | 115 |         | 306,000 |         |         |         |         |         |
|       | 116 |         | 306,400 |         |         |         |         |         |
|       | 117 |         | 306,600 |         |         |         |         |         |
|       | 118 |         | 306,900 |         |         |         |         |         |
|       | 119 |         | 307,200 |         |         |         |         |         |
|       | 120 |         | 307,500 |         |         |         |         |         |
|       | 121 |         | 307,900 |         |         |         |         |         |
|       | 122 |         | 308,200 |         |         |         |         |         |
|       | 123 |         | 308,500 |         |         |         |         |         |
|       | 124 |         | 308,800 |         |         |         |         |         |
|       | 125 |         | 309,200 |         |         |         |         |         |
| 再任用職員 |     | 186,300 | 214,000 | 258,400 | 278,700 | 294,300 | 320,300 | 363,000 |

別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第7条中「(平成21年条例第38号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)」を「(平成22年条例第 号。以下この項において「平成22年改正条例」という。)」に、「平成21年改正条例附則第2条第1号」を「平成22年改正条例附則第2条第1号」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に改める。

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市長等の給与に関する条例(昭和26年告示第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の165」を「100分の155」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 平成22年12月に支給する水俣市長等の期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の155」とあるのは、「100分の150」とする。

(水俣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 水俣市教育長の給与等に関する条例(昭和42年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の165」を「100分の155」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 平成22年12月に支給する水俣市教育長の期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の155」とあるのは、「100分の150」とする。

(水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成22年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の165」を「100分の155」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

2 平成22年12月に支給する病院事業管理者の期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条後段中「100分の155」とあるのは、「100分の150」とする。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の165」を「100分の155」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 平成22年12月に支給する水俣市議会の議員の期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同条本文中「100分の155」とあるのは、「100分の150」とする。

(水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成22年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、給料の調整額」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第14条の4第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は第17条の2第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

捧 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(水俣市一般職の職員の給与に関する条例第18条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(水俣市一般職の職員の給与に関する条例第10条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

| 給料表    | 職務の級 | 号給          |
|--------|------|-------------|
| 行政職給料表 | 1級   | 1号級から93号給まで |
|        | 2級   | 1号級から64号給まで |
|        | 3級   | 1号給から48号給まで |
|        | 4級   | 1号給から32号給まで |
|        | 5級   | 1号給から24号給まで |
|        | 6級   | 1号給から16号給まで |
|        | 7級   | 1号給から4号給まで  |

放 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額。

（規則への委任）

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（提案理由）

平成22年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第101号

### 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市企業立地条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成22年11月26日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例

水俣市企業立地条例（平成14年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、固定資産税の最初の賦課期日から1年以内に限り申請することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（水俣市税特別措置条例の一部改正）

2 水俣市税特別措置条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、立地条例第6条の規定による指定を受けた日が、当該固定資産税が課されることとなった最初の年度に属するときは、その翌年度から継続する2箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

（提案理由）

奨励措置に関し、更なる企業立地の促進を図り、本市の産業振興と雇用機会の増大に資するため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第102号

### 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606,294千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,723,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第6号)

歳 入

(単位:千円)

| 款             | 項        | 既 定 額      | 補 正 額   | 計          |
|---------------|----------|------------|---------|------------|
| 12. 分担金及び負担金  |          | 155,027    | 562     | 155,589    |
|               | 1. 分 担 金 | 6,810      | 562     | 7,372      |
| 14. 国庫支出金     |          | 1,729,132  | 108,180 | 1,837,312  |
|               | 1. 国庫負担金 | 1,475,864  | 13,835  | 1,489,699  |
|               | 2. 国庫補助金 | 244,916    | 94,345  | 339,261    |
| 15. 県支出金      |          | 1,469,086  | 4,383   | 1,473,469  |
|               | 1. 県負担金  | 450,523    | 2,260   | 448,263    |
|               | 2. 県補助金  | 915,010    | 5,193   | 920,203    |
|               | 3. 委託金   | 103,553    | 1,450   | 105,003    |
| 18. 繰入金       |          | 120,834    | 90      | 120,924    |
|               | 1. 基金繰入金 | 120,533    | 90      | 120,623    |
| 19. 繰越金       |          | 1          | 61,182  | 61,183     |
|               | 1. 繰越金   | 1          | 61,182  | 61,183     |
| 20. 諸収入       |          | 368,841    | 258,297 | 627,138    |
|               | 4. 雑 入   | 240,500    | 258,297 | 498,797    |
| 21. 市債        |          | 923,530    | 173,600 | 1,097,130  |
|               | 1. 市 債   | 923,530    | 173,600 | 1,097,130  |
| 補正されなかった款に係る額 |          | 8,351,211  |         | 8,351,211  |
| 歳 入 合 計       |          | 13,117,662 | 606,294 | 13,723,956 |

歳 出

(単位:千円)

| 款      | 項            | 既 定 額     | 補 正 額  | 計         |
|--------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 1. 議会費 |              | 161,286   | 1,660  | 159,626   |
|        | 1. 議 会 費     | 161,286   | 1,660  | 159,626   |
| 2. 総務費 |              | 1,747,565 | 7,997  | 1,755,562 |
|        | 1. 総務管理費     | 1,228,361 | 12,908 | 1,241,269 |
|        | 2. 徴 税 費     | 175,985   | 2,385  | 173,600   |
|        | 3. 戸籍住民基本台帳費 | 66,283    | 778    | 65,505    |
|        | 4. 選 挙 費     | 41,657    | 357    | 41,300    |
|        | 5. 統計調査費     | 201,347   | 948    | 200,399   |
|        | 6. 監査委員費     | 33,932    | 443    | 33,489    |
| 3. 民生費 |              | 4,790,570 | 66,096 | 4,856,666 |
|        | 1. 社会福祉費     | 2,326,342 | 26,899 | 2,353,241 |
|        | 2. 児童福祉費     | 1,612,662 | 28,288 | 1,640,950 |
|        | 3. 生活保護費     | 851,566   | 10,909 | 862,475   |
| 4. 衛生費 |              | 1,669,980 | 3,014  | 1,666,966 |
|        | 1. 保健衛生費     | 307,853   | 780    | 307,073   |
|        | 2. 清 掃 費     | 763,911   | 456    | 763,455   |
|        | 4. 環境対策費     | 227,286   | 1,778  | 225,508   |

|               |           |            |         |            |
|---------------|-----------|------------|---------|------------|
| 5.農林水産業費      |           | 357,506    | 14,315  | 371,821    |
|               | 1.農業費     | 267,576    | 12,248  | 279,824    |
|               | 2.林業費     | 55,224     | 1,827   | 57,051     |
|               | 3.水産業費    | 34,706     | 240     | 34,946     |
| 6.商工費         |           | 467,218    | 238,235 | 705,453    |
|               | 1.商工費     | 450,618    | 238,235 | 688,853    |
| 7.土木費         |           | 1,307,385  | 8,259   | 1,315,644  |
|               | 2.道路橋りょう費 | 292,062    | 9,601   | 301,663    |
|               | 5.都市計画費   | 899,237    | 1,569   | 897,668    |
|               | 6.住宅費     | 87,476     | 227     | 87,703     |
| 8.消防費         |           | 350,072    | 3,056   | 347,016    |
|               | 1.消防費     | 350,072    | 3,056   | 347,016    |
| 9.教育費         |           | 878,062    | 279,122 | 1,157,184  |
|               | 1.教育総務費   | 223,942    | 284,780 | 508,722    |
|               | 2.小学校費    | 109,231    | 238     | 108,993    |
|               | 3.中学校費    | 116,692    | 242     | 116,450    |
|               | 4.社会教育費   | 193,097    | 3,857   | 189,240    |
|               | 5.保健体育費   | 235,100    | 1,321   | 233,779    |
| 補正されなかった款に係る額 |           | 1,388,018  |         | 1,388,018  |
| 歳出合計          |           | 13,117,662 | 606,294 | 13,723,956 |

第2表 繰越明許費補正

追加

| 款     | 項       | 事業名           | 金額      |
|-------|---------|---------------|---------|
|       |         |               | 千円      |
| 3.民生費 | 1.社会福祉費 | 介護予防地域づくり事業   | 31,650  |
| 3.民生費 | 2.児童福祉費 | 明水園施設整備事業     | 90,724  |
| 6.商工費 | 1.商工費   | 地域振興券発行事業     | 233,242 |
| 9.教育費 | 1.教育総務費 | 学校工口改修と環境教育事業 | 19,994  |

第3表 債務負担行為補正

追加

| 事項                                | 期間                 | 限度額         |
|-----------------------------------|--------------------|-------------|
| 水俣市ふれあいセンター管理委託料<br>(企画課)         | 自平成22年度<br>至平成25年度 | 千円<br>6,189 |
| 高齢者福祉センター管理委託料<br>(健康高齢課)         | 自平成22年度<br>至平成23年度 | 6,427       |
| 湯の鶴温泉保健センター管理委託料<br>(商工観光振興課)     | 自平成22年度<br>至平成23年度 | 7,511       |
| みなまた観光物産館まつぼっくり管理委託料<br>(商工観光振興課) | 自平成22年度<br>至平成23年度 | 5,400       |
| みなまた環境テクノセンター管理委託料<br>(総合経済対策課)   | 自平成22年度<br>至平成23年度 | 12,854      |
| 土木積算システムリース料<br>(土木課)             | 自平成22年度<br>至平成27年度 | 12,979      |
| 体育施設管理委託料<br>(生涯学習課)              | 自平成22年度<br>至平成25年度 | 152,962     |
| エコパーク野球場管理委託料<br>(生涯学習課)          | 自平成22年度<br>至平成25年度 | 2,187       |

第4表 地方債補正

変更

| 起債の目的          | 補正前          |       |    |       | 補正後          |       |    |       |
|----------------|--------------|-------|----|-------|--------------|-------|----|-------|
|                | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 公営住宅建設事業       | 千円<br>10,200 |       |    |       | 千円<br>10,600 |       |    |       |
| 地方道路等整備事業      | 57,400       |       |    |       | 65,800       |       |    |       |
| 過疎対策事業         | 123,200      |       |    |       | 288,000      |       |    |       |
| 補正されなかった事業に係る額 | 732,730      |       |    |       | 732,730      |       |    |       |
| 計              | 923,530      |       |    |       | 1,097,130    |       |    |       |

議第103号

平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成22年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ841千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,188,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位：千円）

| 款             | 項         | 既定額       | 補正額 | 計         |
|---------------|-----------|-----------|-----|-----------|
| 9. 繰入金        |           | 254,981   | 841 | 254,140   |
|               | 1. 他会計繰入金 | 239,969   | 841 | 239,128   |
| 補正されなかった款に係る額 |           | 3,934,510 |     | 3,934,510 |
| 歳入合計          |           | 4,189,491 | 841 | 4,188,650 |

歳出

（単位：千円）

| 款             | 項        | 既定額       | 補正額 | 計         |
|---------------|----------|-----------|-----|-----------|
| 1. 総務費        |          | 78,318    | 841 | 77,477    |
|               | 1. 総務管理費 | 42,351    | 465 | 41,886    |
|               | 2. 徴税費   | 31,907    | 376 | 31,531    |
| 補正されなかった款に係る額 |          | 4,111,173 |     | 4,111,173 |
| 歳出合計          |          | 4,189,491 | 841 | 4,188,650 |

議第104号

平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成22年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,463千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ386,832千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第2号)

歳入 (単位:千円)

| 款             | 項         | 既定額     | 補正額   | 計       |
|---------------|-----------|---------|-------|---------|
| 3.繰入金         |           | 128,658 | 1,463 | 127,195 |
|               | 1.一般会計繰入金 | 128,658 | 1,463 | 127,195 |
| 補正されなかった款に係る額 |           | 259,637 |       | 259,637 |
| 歳入合計          |           | 388,295 | 1,463 | 386,832 |

歳出 (単位:千円)

| 款             | 項                | 既定額     | 補正額   | 計       |
|---------------|------------------|---------|-------|---------|
| 1.総務費         |                  | 387,665 | 1,463 | 386,202 |
|               | 1.総務管理費          | 22,418  | 245   | 22,173  |
|               | 2.徴収費            | 10,600  | 105   | 10,495  |
|               | 3.後期高齢者医療広域連合納付金 | 354,647 | 1,113 | 353,534 |
| 補正されなかった款に係る額 |                  | 630     |       | 630     |
| 歳出合計          |                  | 388,295 | 1,463 | 386,832 |

議第105号

平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

平成22年度水俣市の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,887,997千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第3号)

歳入 (単位:千円)

| 款         | 項         | 既定額     | 補正額    | 計       |
|-----------|-----------|---------|--------|---------|
| 1.保険料     |           | 419,509 | 13,015 | 432,524 |
|           | 1.介護保険料   | 419,509 | 13,015 | 432,524 |
| 4.国庫支出金   |           | 706,592 | 29,760 | 736,352 |
|           | 1.国庫負担金   | 464,121 | 29,760 | 493,881 |
| 5.支払基金交付金 |           | 786,190 | 46,893 | 833,083 |
|           | 1.支払基金交付金 | 786,190 | 46,893 | 833,083 |
| 6.県支出金    |           | 397,930 | 22,531 | 420,461 |
|           | 1.県負担金    | 388,765 | 21,040 | 409,805 |
|           | 2.県補助金    | 9,165   | 1,491  | 10,656  |
| 7.繰入金     |           | 416,969 | 19,017 | 435,986 |
|           | 1.一般会計繰入金 | 410,678 | 19,017 | 429,695 |

|               |        |           |         |           |
|---------------|--------|-----------|---------|-----------|
| 8. 繰越金        |        | 1         | 26,064  | 26,065    |
|               | 1. 繰越金 | 1         | 26,064  | 26,065    |
| 補正されなかった款に係る額 |        | 3,526     |         | 3,526     |
| 歳入合計          |        | 2,730,717 | 157,280 | 2,887,997 |

歳出 (単位：千円)

| 款             | 項                | 既定額       | 補正額     | 計         |
|---------------|------------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 総務費        |                  | 75,610    | 970     | 76,580    |
|               | 1. 総務管理費         | 37,392    | 1,029   | 38,421    |
|               | 2. 徴収費           | 6,462     | 59      | 6,403     |
| 2. 保険給付費      |                  | 2,591,246 | 156,310 | 2,747,556 |
|               | 1. 介護サービス等諸費     | 2,245,667 | 154,110 | 2,399,777 |
|               | 6. 特定入所者介護サービス等費 | 100,100   | 2,200   | 102,300   |
| 補正されなかった款に係る額 |                  | 63,861    |         | 63,861    |
| 歳出合計          |                  | 2,730,717 | 157,280 | 2,887,997 |

議第106号

平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ701千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,649,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成22年11月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号） (単位：千円)

| 款             | 項      | 既定額       | 補正額 | 計         |
|---------------|--------|-----------|-----|-----------|
| 4. 歳入金        |        | 721,307   | 701 | 720,606   |
|               | 1. 歳入金 | 721,307   | 701 | 720,606   |
| 補正されなかった款に係る額 |        | 928,858   |     | 928,858   |
| 歳入合計          |        | 1,650,165 | 701 | 1,649,464 |

歳出 (単位：千円)

| 款             | 項           | 既定額       | 補正額 | 計         |
|---------------|-------------|-----------|-----|-----------|
| 1. 公共下水道事業費   |             | 728,070   | 701 | 727,369   |
|               | 1. 公共下水道事業費 | 728,070   | 701 | 727,369   |
| 補正されなかった款に係る額 |             | 922,095   |     | 922,095   |
| 歳出合計          |             | 1,650,165 | 701 | 1,649,464 |



第2表 繰越明許費

| 款           | 項           | 事業名           | 金額           |
|-------------|-------------|---------------|--------------|
| 1. 公共下水道事業費 | 1. 公共下水道事業費 | 浄化センターの建設工事委託 | 千円<br>90,000 |

議第107号

平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成22年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成22年度水俣市病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

追加

| 事         | 項                    | 期 間                  | 限 度 額            |
|-----------|----------------------|----------------------|------------------|
| 総合医療センター  | 院内清掃業務委託             | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 17,514千円         |
|           | 保安警備業務委託             | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 17,850千円         |
|           | 消防用設備等点検業務委託         | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 1,292千円          |
|           | 防虫管理施工業務委託           | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 518千円            |
|           | 電気保安管理業務委託           | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 981千円            |
|           | 冷暖房切替保守点検業務委託        | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 2,982千円          |
|           | 冷温水ユニット炉内洗浄業務委託      | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 1,407千円          |
|           | 看護衣等洗濯業務委託           | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 単価契約額に枚数を掛けた額    |
|           | 医療廃棄物処理業務委託          | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 単価契約額に排出数量を掛けた額  |
|           | 複写機保守業務委託            | 自 平成23年度<br>至 平成27年度 | 単価契約額に使用枚数を掛けた額  |
|           | 米購入業務                | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 単価契約額に使用量を掛けた額   |
|           | 紙おむつ購入業務             | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 単価契約額に使用枚数を掛けた額  |
|           | 寝具・病衣借上              | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 単価契約額に入院患者数を掛けた額 |
|           | A重油購入業務              | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 単価契約額に使用量を掛けた額   |
|           | ガソリン購入業務             | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 単価契約額に使用量を掛けた額   |
|           | 軽油購入業務               | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 単価契約額に使用量を掛けた額   |
| LPGガス購入業務 | 自 平成22年度<br>至 平成23年度 | 単価契約額に使用量を掛けた額       |                  |

廃止

| 事        | 項        | 期 間                  | 限 度 額           |
|----------|----------|----------------------|-----------------|
| 総合医療センター | 複写機リース業務 | 自 平成23年度<br>至 平成27年度 | 単価契約額に使用枚数を掛けた額 |

変 更

| 事 項                |               | 補 正 前                |           | 補 正 後                |           |
|--------------------|---------------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|
|                    |               | 期 間                  | 限 度 額     | 期 間                  | 限 度 額     |
| 総 合 医 療<br>セ ン タ ー | CT装置システムリース業務 | 自 平成23年度<br>至 平成27年度 | 210,420千円 | 自 平成23年度<br>至 平成27年度 | 170,363千円 |

平成22年11月26日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第98号水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

恩給権者がいなくなったことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第99号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

人事院規則18 - 0（国家公務員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、これに準じて本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第100号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成22年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第101号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

奨励措置に関し、更なる企業立地の促進を図り、本市の産業振興と雇用機会の増大に資するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第102号平成22年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億629万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ137億2,395万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて行った給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に地デジ対策経費、第3款民生費に明水園運営事業、第5款農林水産業費に農業活性化緊急基盤整備事業、第6款商工費に地域振興券発行事業、第7款土木費に県道路整備事業負担金、第9款教育費に小中学校施設耐震化推進事業などを計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

また、繰越明許費補正として、地域振興券発行事業ほか3件を追加したほか、債務負担行為補正として体育施設管理委託料ほか7件を追加し、地方債補正として過疎対策事業ほか2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第103号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ84万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億8,865万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費に職員給与費の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第104号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ146万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,683万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で人件費の調整、熊本県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定分担金の減額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金を減額いたしております。

次に、議第105号平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,728万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ28億8,799万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款保険給付費に介護サービス等諸費の増額等を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金等で調整いたしております。

次に、議第106号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ70万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ16億4,946万4,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、人事院勧告等に伴う人件費を減額しております。

この財源としましては、第4款繰入金ををもって調整いたしております。

また、繰越明許費におきましては、浄化センターの建設工事委託を計上しております。

次に、議第107号平成22年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為につきまして、院内清掃業務委託ほか16件の追加、複写機リース業務の廃止、CT装置システムリース業務の限度額の変更を行うものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第98号から議第107号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第100号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第100号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第100号は、議事日程記載のとおり、総務文教委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時10分 休憩

---

午前11時0分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務文教委員会に付託しておりました議第100号について、総務文教委員長から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長 平松辰弘君登壇）

○総務文教委員長（平松辰弘君） 先ほど総務文教委員会に付託されました議第100号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、平成22年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて改正しようとするものであり、主な改正内容の第1点は、40歳以上の給料を0.1%引き下げを行う。また、今回の改正は12月分の給料からの適用であるが、4月分から11月分までの給料及び6月支給の期末勤勉手

当についても、調整率を乗じて得た額に相当する額を12月の期末手当から減額調整する。

第2点は、期末勤勉手当の支給月額を引き下げで、一般職員で年間4.15月分を3.95月分に、0.2月分引き下げとなっている。また、これに合わせて、市長等の特別職及び議員の期末手当を年間3.10月分を2.95月分に、0.15月分引き下げとなるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の改定による影響額についてただしたのに対し、一般職員及び特別職等併せて約3,000万円の減額になるとの答弁がありました。また、なぜ40歳以上の職員なのかについてただしたのに対し、民間の給与水準を上回っているため、その是正措置であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年11月26日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸 様

#### 記

| 事件の番号  | 件名                                   | 議決の結果 | 備考   |
|--------|--------------------------------------|-------|------|
| 議第100号 | 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 原案可決  | 全員賛成 |

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第100号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

日程第13 議第88号 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第14 議第89号 平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について

日程第15 議第91号 平成21年度水俣市一般会計決算認定について

日程第16 議第92号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第17 議第93号 平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

日程第18 議第94号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第19 議第95号 平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第20 議第96号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長(松本和幸君) 日程第13、議第88号平成21年度水俣市病院事業会計決算認定についてから、日程第20、議第96号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、8件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、厚生委員長牧下恭之議員。

(厚生委員長 牧下恭之君登壇)

○厚生委員長(牧下恭之君) ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第88号平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

病院事業管理者及び事務部次長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受けました。

平成21年度は、医師数減のため引き続き西5病棟の休床と、外来診療の耳鼻咽喉科・眼科・神経内科・リハビリテーション科の非常勤医師による診療を行わざるを得ない状況であった。入院患者については1日当たり平均313人、休床分を除いた稼働病床数で算出した病床稼働率は85.9%であった。また、旧湯之見病院の残存建物及び付属設備等の解体撤去を実施し、それに係る固定資産の除却による特別損失を収益的支出に計上した。

病院事業損益においては、前述の特別損失等があったものの、外来患者数の増加や職員給与費・診療材料費の執行の抑制により、1億8,893万9,330円の純利益を計上することができた。

収支状況は、収益的収入63億6,948万6,029円に対し、収益的支出61億6,587万1,797円で、差し引き2億361万4,232円の利益となるが、消費税等調整後の損益計算によると、差し引き当年度純

利益は1億8,893万9,330円で、当年度未処理欠損金は9億6,928万1,629円となった。

また、資本的収入4億4,799万6,161円に対し、資本的支出は7億3,733万6,931円で、差し引き不足額2億8,934万770円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、企業債の当初予算額と決算額に差が生じた理由についてただしたのに対し、高額医療機器等を導入した際、入札によって価格が低下したことが主な要因であるとの答弁がありました。

なお、委員から、努力して黒字を計上できたことは評価したい。今後、厳しい環境のなかで医療センターが生き残っていくにはどのような方向を目指すべきか、総合的かつ中長期的な視点で考えてほしいとの意見がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第92号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額43億1,476万196円、歳出総額40億2,371万6,850円で、差し引き2億9,104万3,346円は翌年度へ繰り越したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、出産育児補助金の支給についてただしたのに対し、出産育児補助金は出産した本人に支給されるが、昨年度より病院が代理受領することも可能となった。その場合、国民健康保険団体連合会を通じて市に請求があるが、請求額が支給額を下回った場合の差額は出産した人に直接支払っている。また、従来支払事務の締め切りが月1回であり、入金まで時間がかかることから病院経営に支障をきたしていたため、厚生労働省において検討され、締め切りを月2回に増やして、早く支払いができるように改善を行ったとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第93号平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額5,011万1,778円、歳出総額4,804万5,071円で、差し引き206万6,707円は翌年度へ繰り越したとの説明を受けました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第94号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額 3 億 6,761 万 634 円、歳出総額 3 億 6,602 万 5,434 円で、差し引き 158 万 5,200 円は翌年度へ繰り越したとの説明を受けました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第 95 号平成 21 年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

健康高齢課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額 28 億 5,270 万 7,031 円、歳出総額 27 億 413 万 1,043 円で、差し引き 1 億 4,857 万 5,988 円は翌年度へ繰り越したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、保険料普通徴収分の不能欠損の理由についてただしたのに対し、督促や差し押さえなどを実施し徴収に努めているが、不能欠損とせざるを得なかったものは低所得・無資産のため支払うことができない場合がほとんどであるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○産業建設委員長（西田弘志君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました決算 2 件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第 89 号平成 21 年度水俣市水道事業会計決算認定について申し上げます。

まず、水道局長から、業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、収益的収入 4 億 6,730 万 2,867 円に対し、収益的支出 3 億 5,393 万 5,065 円で、消費税等調整後の純利益は、1 億 692 万 5,351 円となった。

また、資本的収入 3,019 万 3,279 円に対し、資本的支出 2 億 2,952 万 3,135 円となり、差し引き不足額 1 億 9,932 万 9,856 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

以上のような説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、企業債について、かなり金利の高い残債があるが、金利の高いものを選んで繰上償還をするようなことはできるかとただしたのに対し、企業債については、繰上償還を借り手の事情で行おうとするときには、相当な額の補償金を支払う必要があるため、必ずしも有利な状況とはならない。しかし、現在、国が臨時・特例的に行う補償金を免除した繰上償還を認めており、



平成22年度から24年度において5%以上の利率のものを対象として、これに申請をしているところであり、認められた場合は補償金免除の繰上償還を行うこととなるとの答弁がありました。

また、決算の状況等を踏まえ、水道事業として一番の課題は何かとただしたのに対し、今後、給水人口の一層の減少が見込まれる中、従来からある施設の保全、老朽化への対応が相当量必要になるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第96号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

下水道課長から、平成21年度下水道事業の概要説明を受けた後、歳入歳出決算事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

収支状況は、収入済額19億2,179万6,261円に対して、支出済額19億2,054万5,241円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は125万1,020円となった。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、公共下水道の最終的な普及率の目標についてただしたのに対し、主として市街区で行っており概ね50%程度、それ以外については合併処理浄化槽で整備しており、その整備率をできるだけ高めていきたいとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、一般会計決算特別委員長岩阪雅文議員。

（一般会計決算特別委員長 岩阪雅文君登壇）

○一般会計決算特別委員長（岩阪雅文君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第91号平成21年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成21年度の決算は、歳入143億5,600万9,000円、歳出137億3,463万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は5億7,697万5,000円となり、本年度実質収支から昨年度実質収支を引いた単年度収支は1,244万4,000円の黒字となり、単年度収支から財政調整基金の取り崩し等を調整した実質単年度収支は8,713万9,000円の赤字となった。

決算の主な内容は、歳入において、世界的な景気の悪化の影響で、企業の収益が悪化していることによる法人市民税の減収などにより、市税が前年度比約3億2,600万円の減収となった。

地方交付税については、個別算定経費に地域雇用創出推進費が追加されたことや基準財政収入額が減少したことなどにより、普通交付税が対前年比約5,500万円の増加となり、特別交付税と合わせ、約8,100万円の増加となった。

国庫支出金については、定額給付金給付事業補助金、国の経済危機対策による地域活性化臨時交付金、補助事業の拡大などにより、約5億8,600万円の増加となった。

県支出金については、安心こども基金特別対策事業補助金、緊急雇用創出基金事業補助金など、約1億3,800万円の増加となった。

そのほか、地方債については、給食センター改築事業などの終了に伴い、約2億6,700万円の減少となったが、歳入全体では、約4億2,900万円の増加となった。

なお、財源不足を補うために、財政調整基金から1億円の繰り入れを行った。

歳出においては、前年度より退職者が多く、また共済費負担率の改定などもあり、人件費が約1億1,800万円増加したほか、扶助費が5,200万円の増加となったが、公債費については、市債発行の抑制や昨年度実施した繰上償還などにより2億1,900万円の減少となり、これら義務的経費全体では、前年度比で約4,800万円の減少となった。

一方、普通建設事業費は、月浦台地関連事業及び学校給食センター建設事業の終了などにより約3億1,400万円減少している。物件費は地域経済対策の実施により約2億700万円の増加、補助費等は定額給付金事業、地域振興券事業などにより約7億8,400万円増加しており、歳出全体では約4億6,200万円の増加となっている。

年度末における財政調整基金の現在高は15億9,458万4,000円となり、20年度決算剰余金の積み立てなどにより、前年度末から約2億円増加している。

また、市債の現在高は、122億4,688万4,000円で、前年度末から約3億9,000万円減少した。

決算統計等から算出する財政指標については、経常収支比率が96.2%で前年比2.4%の増加、実質公債費比率が16.0%で前年比0.5%の減少となっており、実質公債費比率について若干の改善が見られたが、依然として高い数値となっており、適正とされる水準とはいまだ開きが大きい状態である。

また、平成21年4月1日に施行された地方公共団体財政健全化法に定める各指標については、早期健全化基準、財政再生基準等に該当するものはなかった。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的效果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、ふれあいセンターの現状と利用の促進についてただしたところ、各種のイベント等を実施し、高齢者の作品や喫茶販売などに加え軽食等の販売も行うことで、売り上げ、利用者ともに増えてきている。今後も指定管理者と協議を重ね、さらに多くの市

民に利用してもらえよう努めていきたいとの答弁でした。

次に、生活保護の現状と自立支援についてただしたところ、本市の生活保護率は県下で最も高く、現在は400世帯前後で推移しており、平成21年度は新規の保護開始77件、廃止51件であった。保護を受ける要因としては高齢・障害等が多くを占めているが、経済・雇用情勢の悪化の影響も大きい。自立支援については平成18年から自立支援相談員を置き、自立支援プログラムによって支援を実施しており、4年間で33人の自立につながっているとの答弁がありました。

次に、第9款教育費の執行率が低くなっていることの原因についてただしたところ、経済危機対策として7月臨時会補正予算で小中学校耐震化推進事業と太陽光発電設備設置事業を前倒して計上したが、耐震診断及び耐震補強計画の審査機関である構造評価委員会の業務量増大により計画審査が想定以上に遅れたこと及び太陽光パネルの納品に時間を要したこと、国のスクールニューディール構想に基づき実施した小中学校ICT整備事業について、機器の発注が全国からメーカーに集中し、期限内の納入ができなくなったことの3点による予算繰越の発生が最大の原因であるとの答弁がありました。

次に、市民からの道路改修等の要望について、どのくらい消化できているのかただしたのに対し、215件を実施し、処理率は70.23%である。平成21年度は国の雇用対策事業により緊急雇用者を採用したことで、処理率が向上したとの答弁がありました。

最後に、審査の中で、委員会として要望したことについて申し上げます。

1、ふれあい拠点づくり事業の開始から、やがて1年になる。所期の目的に照らし、利用者増のための有効な活用を図るとともに、運営者に対する確かな指導に努められたい。

2、遊休資産の的確な把握と、処分を含む有効活用について方策を講じられたい。また、学校統合に伴う跡地活用策について、資産価値が低下しない早期のうちに対処されたい。

3、環境共生型住宅モデル整備事業は、市民への広報活動や、案内看板の設置等今後の有効活用について早急に対処されたい。

4、丸島水路公害防止事業費事業者負担金や、税などの収入未済分については、引き続き徴収に万全を期し、公平性と財源の確保に努められたい。

5、重要な基幹産業である農業の振興について明確な指針を示すとともに、重点的投資を行い施策の充実に努められたい。また、アグリサポート体制整備支援事業は、国の事業としては平成23年度に終了するが、今後も水俣市独自の施策として検討されたい。

6、商工業資金貸付・出資事業については、利用実績が皆無に等しく、今後の活用について特段の工夫をもって対処し、利用拡大に努められたい。

7、ガードレール・カーブミラー設置や原材料支給等、生活周辺に係る環境整備費について、予算の充実に努められたい。

8、消防団員の報酬及び出勤手当等処遇改善について、他市の状況を踏まえ現状の見直しに努められたい。

9、日本一の読書のまちづくり運動は、市民に浸透しているのか、またそれらにふさわしい図書館づくりがなされているのか検討されたい。

10、生活保護世帯に対する自立支援策について、有効な手立てを講じられたい。

11、平成21年度一般会計決算において、多くの事業で不用額があった。すべての款で不用額がどのような理由によって生じたものであるのか、その妥当性について十分検討し、今後の予算編成、執行に努められたい。

以上であります。これらの要望事項について、執行部におかれては十分御検討の上、対処されるよう要請いたします。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査の経過及び結果の報告を終わります。

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年10月6日

厚生常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

#### 記

| 事件の番号 | 件名                            | 議決の結果 | 備考   |
|-------|-------------------------------|-------|------|
| 議第88号 | 平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について       | 認定    | 全員賛成 |
| 議第92号 | 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について | 認定    | 全員賛成 |
| 議第93号 | 平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について     | 認定    | 全員賛成 |
| 議第94号 | 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について  | 認定    | 全員賛成 |
| 議第95号 | 平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について     | 認定    | 全員賛成 |

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年11月8日

産業建設常任委員長 西田弘志

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名                           | 議決の結果 | 備考      |
|-------|------------------------------|-------|---------|
| 議第89号 | 平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について      | 認 定   | 全 員 賛 成 |
| 議第96号 | 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について | 認 定   | 全 員 賛 成 |

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年10月27日

一般会計決算特別委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

| 事件の番号 | 件名                    | 議決の結果 | 備考      |
|-------|-----------------------|-------|---------|
| 議第91号 | 平成21年度水俣市一般会計決算認定について | 認 定   | 全 員 賛 成 |

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第88号平成21年度水俣市病院事業会計決算認定についてから議第96号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上8件を一括して採決します。

本8件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本8件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明27日から12月6日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月7日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は11月30日正午まで、議案質疑の通告は12月7日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時31分 散会

平成22年12月7日

平成22年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

# 平成22年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成22年12月7日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時38分 閉会

（出席議員） 18人

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君  | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田齊君  |
| 大川末長君 | 西田弘志君  | 中村幸治君 |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君  | 淵上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君  | 田中功君  |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君  | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|             |             |
|-------------|-------------|
| 事務局長（牛迫秀基君） | 次長（松永伸二君）   |
| 総務係長（岡本広志君） | 議事係長（深水初代君） |
| 書記（淵上大輔君）   |             |

（説明のため出席した者） 14人

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 市長（宮本勝彬君）           | 副市長（森近君）         |
| 総務企画部長（吉本哲裕君）       | 福祉環境部長（中田和哉君）    |
| 産業建設部長（田上和俊君）       | 総務企画部次長（浦清志君）    |
| 福祉環境部次長（本山祐二君）      | 産業建設部次長（上村彰君）    |
| 総合医療センター事務次長（田畑孝次君） | 水道局長（本山浩二君）      |
| 教育長（葦浦博行君）          | 教育次長（浦下治君）       |
| 総務企画部総務課長（松本幹雄君）    | 総務企画部財政課長（淵上茂樹君） |

---



議事日程 第2号

平成22年12月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 1 中村幸治君 | 1 空き家対策について                   |
|         | 2 鳥獣被害について                    |
|         | 3 ごみ処理について                    |
| 2 大川末長君 | 1 産業経済の振興について                 |
|         | 2 水俣・芦北地域振興計画について             |
|         | 3 水俣病特措法に基づくチッソ(株)の事業再編計画について |
|         | 4 地元産木材の利活用について               |
| 3 塩崎信介君 | 1 経済の活性化について                  |
|         | 2 行財政改革について                   |
|         | 3 消防団について                     |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 本日の議事は議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さんおはようございます。

政風クラブの中村幸治です。

今議会のトップとしての質問に緊張していますが、執行部の明快な答弁をお願いいたします。

早速質問に入ります。最初は空き家対策についてです。

私が議員になって、空き家について何回か相談を受けたことがありました。その中で、老朽化した空き家が自然に崩壊し、その後処理について戸惑ったことが2回ありました。現在も地域によっては空き家があることで近隣に迷惑がかかっている現状があるのではないのでしょうか。このことについて、行政として早急な対応が必要ではないかと思い、以下の質問をいたします。

、水俣市に空き家は現在どれくらいあるのか。また、そのうち人が住めないような古い家はどれくらいあるのか、把握をしているのか。

、高齢者世帯の住まいについて質問します。

65歳以上で、持ち家でのひとり暮らしの世帯数はどれくらいあるのか。

65歳以上で、持ち家での夫婦暮らしの世帯数はどれくらいあるのか。

、今後の空き家数の動向をどのように予測しているのか。

、空き家の管理について質問します。

管理人がはっきりしない空き家について、市としてどのような管理をしているのか。

定住・移住促進での空き家の活用をどのように考えているのか。

空き家対策について、以上の質問をいたします。

次に、鳥獣被害についてです。

イノシシの被害については、皆さんもよく聞かれていると思います。私の住んでいる地区で、民家のすぐ裏でイノシシが死んでいるとの情報が入り、行ってみると、子どもらしきイノシシが原因不明で死んでいました。また、権現さんの祭りの準備に出かけたところ、境内の土地を掘り起こし、荒らされていました。このように身近なところで被害を目で見たり、人から聞いたりする機会が今年は特に多くなったような感じがします。そこで次の質問をいたします。

、イノシシ、シカ、ムジナ、猿などの農作物への被害状況はどのようになっているのか。

、今年は特にイノシシの被害がふえていると聞かすが、それについての原因分析はされているのか。

、人への被害は起きていないのか。

、今後のシカによる森林被害についての予測をどう見ているのか。

、イノシシ、シカに対して、今までにどのような対策を打たれたのか。

以上、質問をいたします。

次に、ごみ処理についての質問です。

水俣市は環境モデル都市の指定、ゼロ・ウェイストのまちづくり宣言をいたしました。ここで、水俣のごみ処理に係る費用についてどうなっているのか、一度立ちどまって考える必要があるのではないかと思い、次の質問をいたします。

、平成13年から平成21年のごみ処理に関する状況について質問します。

年間のごみ処理量合計の推移はどうなっているのか。

ごみ処理費用の決算額の推移はどうなっているのか。

市民1人当たりの処理費用の推移はどうなっているのか。

委託料の推移はどうなっているのか。

広域行政事務組合負担金の推移はどうなっているのか。

、ゼロ・ウェイストのまちづくり行動計画について質問します。

短期目標（1年程度）の中で、新たな分別の実施として廃食油、草木、レアメタルを掲げてあるが、具体的にはどのような処理方法になるのか。

中期目標（3ないし5年程度）の中で、新たな分別の検討として燃料ごみ、RPFを掲げてあるが、どのような計画内容なのか。

長期目標（10年程度）の中で、クリーンセンターにかわる施設の建設として油化・固形燃料化施設などを掲げてあるが、どのような計画内容なのか。

、これは最後の質問です。今後の水俣市のごみ処理についてどのような問題点があると認識しているのか。また、その対策についてどのような考えを持っているのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、空き家対策については総務企画部長から、鳥獣被害については産業建設部長から、ごみ処理については私からそれぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 空き家対策について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） まず、空き家対策についてお答えします。

初めに、市内に空き家は現在どれくらいあるのかという御質問についてですが、平成20年に総務省が実施した住宅・土地統計調査によりますと、市内にある住宅1万660軒のうち空き家は1,900軒、約18%となっております。また、そのうち人が住めないような古い家はというお尋ねですが、人が住めないような古い家の調査データはありません。ただ、同調査では、1万660軒のうち830軒、約8%が住宅に損壊があるというデータが出ております。

次に、高齢者世帯の住まいについてお答えします。

65歳以上で持ち家でのひとり暮らしの世帯数及び65歳以上で持ち家での夫婦暮らしの世帯数は

どれくらいあるのかとの御質問であります。本市の民生委員が平成22年5月1日現在で行った調査によりますと、ひとり暮らしの高齢者世帯は1,911世帯となっています。高齢者の夫婦暮らしの世帯数につきましてはわかっておりませんが、高齢者夫婦を含む世帯数は1,582世帯となっています。

なお、議員お尋ねの持ち家での世帯数につきましては、いずれにつきましても把握しておりません。

次に、今後の空き家数の動向についてお答えします。

高齢化が進み、子どもたちが市外に就職する状態が続いていけば、確実に空き家はふえ続けていくものと考えております。

次に、空き家の管理について、管理人がはっきりしない空き家について市としてどのような管理をしているのかのお尋ねにお答えします。

先ほどの空き家1,900軒のうち、賃貸用住宅が70軒、売却用が40軒、二次的住宅、持ち主が何らかの理由で常時住んでいない家が70軒、その他、持ち主との連絡も簡単にとれずに空き家になっている家などが1,300軒となっております。賃貸用・売却用・二次的住宅については、大家さんや不動産業者等を通じて連絡をとることも可能ですが、そのほかの空き家については、持ち主が既に亡くなっている、持ち主の現住所が不明ということで、連絡をつけることは困難であると思えます。

しかし、火災や倒壊のおそれがある空き家については、防災の観点からも現状把握するとともに、監視活動など対策をとる必要があり、まずは自治会や自主防災組織、地区の民生委員の御協力をいただきながら、防災マップに倒壊のおそれがある空き家を記すなど、現状を把握することから早急に始めてまいります。

次に、定住・移住促進での空き家の活用についてお答えします。

現在、定住を希望される方には、どの地区でどのような住居を御希望なのかをお尋ねし、最寄の不動産業者を紹介することをいたしております。今後もそのような活動をPRしながら、定住促進に努めてまいります。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

私がなぜこの空き家対策の質問をすることを決めたかといいますと、今日のこの高齢社会、また人口減少の現状を考えると、水俣の将来、どれくらいの空き家が出てくるのだろうか。先ほどもちょっと答弁はあったんですけど、とにかくそういう不安を私はこのごろ相当感じている現状があります。

環境モデル都市に取り組んでいる本市としてふさわしいまちづくり、これに景観が老朽化した

空き家がある光景と、それを思ったときに、皆さんどう思われるでしょうか。私は、これは水俣の環境モデル都市という格好の中では、こういう問題をないがしろにできないのかなということをおもっています。これは水俣市にとって、この空き家というのはちょっと大きな問題になるのではないかなということをおもうようになりましたので、そういうことで1回目の質問は空き家の現状をどれくらい把握されているのかということをお聞きをしました。ところが、現状、総務省の話とかいろんなことはあったんですけども、水俣市として確かな空き家の現実というのをとらえられていないのではないかなというような気がしてなりません。

そこでちょっと質問をしたいと思います。5点ほどなんですけど、まず空き家の把握をしっかりした管理をするというために行政として行うべきだと思うがどうか、それを1点質問します。それと、地域の空き家について、自治会長会議とか民生委員会議等で今までこういうのを協議されたということがあるのかどうか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

それと、今まで老朽化した空き家について、私も相談を受けたことがあるんですけど、水俣市に苦情等そういうのがあったのかどうか、あったとしたらどのような内容なのか、それを質問したいと思います。

それと、一番問題なのは、放置された危険・老朽化の空き家なんですね。これを安全上、市がかかわって何らかの管理をすべきだと思いますが、そこをどう思われるかですね。

それと、持ち家暮らしでの高齢者、これは先ほどお聞きをしたんですけど、それは把握をされていないということなんですけど、これは今後の空き家がどれくらい推移していくのかということをお考えると、これを把握すべきだと思いますが、それをどう思われるか。一応その5点を質問します。

それから次に、空き家の活用についてなんですけど、この件に関しては、やっぱり基本的には空き家の管理ができていないとどうもできないということだと思います。というのは、Iターン、またUターンの希望者がいるというときに最も必要だというのは、やっぱりその情報が一番大事なんですね。だから、そういう管理ができていないと、そういう情報発信ができないということになると思います。

それともう一つは、水俣市内の若い人たちが田舎暮らしをしたいなと思って、田舎のほうに行きたいなという方もいらっしゃると思うんです。実際、一例、私はそういう方が水俣市内から湯の鶴のほうに移転されたということもお聞きしています。

そこでちょっと質問をしたいと思いますが、先ほども不動産業界の話があったんですけど、ちょっと再度質問したいと思いますけど、不動産業との意見交換あるいは情報提供等は現在行われているのかどうか、それを1点お聞きします。

それと、Iターン、Uターン、または市内での移転の希望者、こういうのがあるのか、先ほど

はUターンの関係のお話をされましたが、実際そういう把握ができているのかどうかですね、その点を質問したいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 市内に空き家が目立っているということで、その点、危惧される御質問でございましたけれども、確かに高齢化が進んでおりまして、やむなくその後に居住されるということもなく空き家として放置されている件数がふえているのかなというのは、私としても認知をいたしております。

今、中村議員からそういった空き家についてもしっかり管理すべきではないかということで御発言がございました。そういったことで、私も常々そういった空き家対策というのは、地方都市においては、どの地方都市においてもそうだろうと思っておりますけれども、行政的な課題になってきつつあると、そういった認識を持っております。これまで詳しい調査等をまずやってございませんので、その辺につきましてはどういう課題があるのか、調査を進めていきたいと思っております。そして、自治会とかあるいは民生委員会の会合で、そういった空き家対策について絞って課題としたこともございませんので、今後においては、自治会長会であるとか、民生委員会、当然、必要な御協力をお願いするということになるかと思っておりますので、その辺の課題についても御検討していただくようお願いしたいと思います。

それから、老朽化した家屋について苦情等はあるのかということでございますが、現在のところ、そういった苦情というのは私、耳にいたしておりませんが、以前お聞きした中で、例えば廃屋で庭等がそのまま放置されて雑草が茂り、そこに猫が住みついたとか、あるいは狭隘な住宅の裏側で壁が崩れそうであるとか、そういった情報も寄せられておりますので、先ほど申しました調査してみたいと、そういった中で、詳しくその空き家の状況等も把握して対応策等を検討していきたいというぐあいに考えております。放置の危険があるそういった住宅についても、今後、調査を踏まえた上で研究をしてまいりたいと思っております。

それから、活用について、Iターン、Uターンに対して空き家を利活用したいという方々に対する情報の発信ですが、今のところ二、三件の問い合わせはあっております。ただ、的確にそれに対応できるだけの行政としてのシステムを今用意していませんので、今後そういった情報を適切に発信していくような情報をまず固めてといいますが、発信できるような形にしていきたいと思います。

それから、不動産業あるいは意見交換等をしたかということでございますが、現在までのところ、そういうJ・Iターンの希望というか、そういった問い合わせがあったときに不動産業の方

々につないでいるという状況でございます。特段、情報交換あるいは意見交換をしたということではございません。今後については、その辺も検討に含めてまいりたいと思います。

それから、市内、Ｉターン、Ｕターンの把握はしているのかということでございますが、市内の若い方々が田舎暮らしをしたいとかそういったことについても、今現在のところでは詳しく調べてはおりません。

それから、高齢者の持ち家の調査についてですが、高齢者の持ち家につきましても、先ほど言いました自治会であるとか、民生委員の皆さん方に御協力をお願いしまして調査を進めてまいりたいというぐあいに思います。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 先ほどもちょっと言ったんですけど、私も議員になってから時々、空き家の管理をしている人を探してほしいとか、また、近くの家が古くなって危ないから、どげんかならんとだろうとか、いろんな相談を受けてまいりました。今の部長の答弁の中でぜひ調査をしたいということですので、これはぜひやってもらいたいなと思います。特に自治会とか民生委員さん、こういうあたりとタイアップしながら、やっぱり地域のことは一番よく御存じのところですので、そういうところとタイアップをしながらやっていただければ、水俣市の管理としてうまくいけるのかなという気がしますので、そのところはぜひお願いしたいと思います。

2点ほどなんですけど、先ほどもちょっと言ったんですけど、危険・老朽の空き家、崩れかかった空き家ですね。このことについて、どうすればいいかなと自分なりにちょっと考えてみたんですね。それで、インターネット等で全国のこういう対応関係等をちょっと調べましたところ、あるまちでは、適正に管理されていない危険・老朽空き家のうち、所有者が取り壊しの意思があるもの、また、経済的理由から取り壊すことができない所有者へ費用の一部を助成し、建物を除去すると、そういう事業があるということで、これには所有者の前年所得が300万円以下の方を対象にしますというような事業ですね。

それともう1点は、これはある市の事業なんですけど、ここの場合は適正に管理されていない危険・老朽空き家のうち、所有者から市のほうへ建物及び土地の寄附、これがあつた場合については建物を除去しますよというそういう取り組みをされている市町村があります。だから、水俣市として、それ以外のことも考えられて、今後そういう事業というのを行うべきかどうか、そのところを1点お聞きをしたいと思います。

それと、Ｉターン、Ｕターンに対する空き家の活用についてなんですけど、これは一応空き家については調査をするということですね。その調査をした後、そこをどう活用するかということで、市内にある空き家に関する登録をまず行っていただいて、それから空き家を利用するＩターン、Ｕターンの方たちも登録を行うと。そういう双方に情報が提供できるというそういう空き家

情報システムの制度、そういうのを取り組むべきだと思いますが、どう考えられるか。その2点をお聞きします。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 空き家の状況については、まず調査をしたいということで申し述べました。議員のほうからお尋ねがございましたように、その後、所有者側が取り壊しの意思があって、あるいは経済的な理由で取り壊すことができないそういった方々への費用の助成の話もございましたけれども、いずれにいたしましても、全国的にこの問題、非常にふえております。そういった助成制度を含めて調査をした上で、県下の状況であるとか、あるいは全国的なそういった状況、情報を見まして研究をしてみたいと思っております。

自治体の事例で申し上げますと、移住、定住を前提とした補助金であるとか、そういうことをやっているところもございますけれども、熊本県内でも菊池市であるとか、いろんな制度がございます。それと、危険な家屋のための補助金ということでは、鹿児島県の曽於市あたりにも先進的な事例がございますので、まずそういったことも含めて研究をしてみたいというぐあいに考えております。

それから、Iターン、Uターンについて調査をするということですが、そういった希望については、ホームページあたりも含めて情報を開示できるような内容を整理していきたいと思っております。

1つには、この空き家というのは個人の私有物であるということから、基本的に個人の運用管理というのが基本になるかと思っておりますけれども、何らかの理由によって適切な管理がされていないということで、こういった問題が引き起こされております。まずは所有者の意思ということをやっぱり基本に確かめるべきかなというぐあいに考えておりますし、所有者の方がIターンであるとか、Uターンであるとかということで再活用していただきたいという意思がございますならば、その辺をまず定かんにして登録をしてみたいと思っておりますし、そういった情報につきましても、どういう情報を適切に提供すればいいのかを含めて研究してみたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、鳥獣被害について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 鳥獣被害について、順次お答えします。

まず、イノシシ、シカ、ムジナ、猿などの農作物への被害状況についてはどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

最近、本市ではイノシシの被害が多発しております。農業共済組合に問い合わせいたしました



ところ、水稻の場合、3割以上被害があった補償の対象水田が42件、220アール発生しているとのことでした。なお、シカ、ムジナ、猿による具体的な農林業への被害等は把握していないとのことでした。

次に、ことは特にイノシシの被害がふえていると聞かすが、それについて原因分析はされているのかについてお答えします。

農作物へのイノシシ被害増加につきましては、放置林や耕作放棄地の増加により、ねぐらや隠れる場所も多くなり、人家に近い農地に多く出没するようになったということも一つの要因ではないかと言われております。

また、熊本県が平成20年11月に作成しました熊本県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画によりますと、イノシシの生息数は、有効な調査方法が確立されておらず、生息数の把握は困難である。イノシシは繁殖力が強く、強い捕獲圧にかかっても早急に回復できると言われている。生息分布地域の拡大、捕獲数の増加、被害額の推計から、県内の生息数は近年においても増加しているものと考えたとされております。

次に、人への被害は起きていないかとの御質問にお答えします。

最近では、先日テレビでも放映されておりましたように、旭町でイノシシがおりわなで捕獲されるなど、市街地でもイノシシやシカが出没しておりますが、現在のところ、人に対する被害の報告はあっておりません。

次に、今後のシカによる森林被害についての予測をどう見ているかについてお答えいたします。

農林水産省の平成20年度調査によりますと、主要な獣種別の被害金額については、シカが58億円で前年度に比べ11億円、24%の増加、イノシシが54億円で前年度に比べ4億円、7%の増加、猿は15億円で前年度に比べ6,000万円、4%の減少となっております。

本市におきましては、先日、月浦の国道3号沿いで傷ついたシカを捕獲するなど、市街地近隣でも見受けられる状況となっております。野生鳥獣による森林被害面積は、全国で年間約5,000から7,000ヘクタールで推移しており、このうち約6割がシカによる枝葉や樹皮への食害となっております。本市におきましても、森林におけるシカの被害が既に発生しているとお聞きしておりますが、今後ますます増加していくものと考えられますので、現行行われている猟友会による一斉捕獲の増強をお願いしていきたいと考えております。

次に、イノシシ、シカに対して今までどのような対策を打ってきたかの御質問にお答えします。

本市におきましては、イノシシやシカなどの有害鳥獣対策として、電さく設備購入に対する補助のほか、猟友会水俣支部が行います有害鳥獣駆除活動に対する助成やイノシシ、シカの駆除をしたときに補助制度を設け、対処しているところです。また、昨年度はイノシシ駆除用のおりわなを6基製作し、猟友会に貸与しておりますが、近年は設置要望が多く、全基設置している状況

であるとお聞きしております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 この鳥獣被害については、農業をされている方はもちろん被害に遭われているということです。それと、今ちょっと答弁にもあったように、町なかの市民もちょっと心配というような状況かなと思うんです。

あと1点は、これについては市の職員も対応に困っているのではないかなという気がしています。一応、防除対策には3つあるということを私はお聞きしています。1つは侵入防止。答弁にもありましたように、電さく、それからネットとかトタン板、これをするのが侵入防止ということですね。それから、環境整備。これは、森林とか休耕地、これが荒れているということ。それともう1点は、畑とか田んぼあたりに収穫した残り物を置いてあって、それをえさとして来る可能性があるということで、こういうのに対策を打つような感じですね。それと、3番目が捕獲、この3つが一応考えられると思います。

私、いろんな人にちょっと話を聞いてみたんです。そうすると、イノシシ、シカ、これについては、ちょっと答弁にもあったんですけど、近年、相当数がふえているのではないかなと、ほとんどの方がそういうことを言われています。そうすると、対策としては、まずは捕獲しかないのかなということを思います。イノシシの繁殖能力というのは、2歳で一応出産すると言われていきます。それと妊娠率は100%。それから、基本的には1年に1回の出産ということなんですけど、これは春が基本なんですけど、秋にも産むことがあるということです。それと、1匹で4ないし5頭を出産するということで、生息数の50%を捕獲しても数は変わっていかないということ言われています。シカについては、繁殖力が強くて、4年で大体2倍になるということ言われています。このように見てみますと、被害防止には、やっぱり捕獲が一番の手だてではないのかなということを私は考えております。

平成20年2月21日に鳥獣被害防止特別措置法というのが施行されました。水俣市もこれに基づいて被害防止計画を作成され、対策を打たれているということを伺っております。先ほども申しましたとおり、被害防止には、まず捕獲が一番ということを私は言いました。そこで、捕獲をする手だてとして、特措法にのっとして少し質問をしてみたいと思います。

鳥獣被害対策実施隊の設置というのを特措法ではうたわれています。これを設置できるようになっています。水俣市内の現状というのはどうなのか、教えていただきたいと思います。

それから、先ほど言いましたように、捕獲が大事ということ言いました。そのためには、狩猟免許取得者の数をふやすべきだと考えるが、どうか。これは特に、狩猟という格好で猟銃関係等を撃つという考え方もあるんですけど、町なかとか民家の近くでは、ほとんどそれはできないということなので、特にわな猟の免許取得者、これをふやすべきではないかなと思うが、どうか

ということを1点質問します。

それで、特措法では、国及び都道府県は市町村が行う被害防止計画に基づく、これも水俣市は行われていると思いますが、その施策が円滑に実施されるように必要な財政上の措置、これを講ずるものとするということをやっていると思います。今までにこれを利用されたということはあるのかどうか、それを1点お聞きします。

それで、一番問題なのは、イノシシの被害防止というのは、イノシシなどの習性を知らないとなかなか捕獲ができないというようなことにもなるのかなという気がします。そういうことであるならば、その習性等をよく熟知をして、捕獲のプロ、そういうのを育てるということが必要なのかなという気がします。それだけではいけませんので、育てて、それを各農家の人とかいろんな方に講習会関係等を開き、その知識を伝達するというそういうことが必要かなということで、そのような人材を育成するということが必要だと思いますけど、いかがなものか、質問したいと思います。

それと最後になりますけど、特措法の中にこれも載っているんですけど、捕獲した後、それをどうするかなんですね。イノシシやシカなどは、捕獲した後は処理をしなければいけないんです。だから、その処理の有効な利用方法の開発関係等をするという必要があると考えるが、どうか。

以上、質問いたしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） それでは、中村議員の第2回目の質問にお答えします。

まず、鳥獣被害対策実施隊の設置についてということでございますけれども、本市におきましては、先ほども1回目の質問のときにありましたように、本年2月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づきまして、水俣市鳥獣被害防止計画というのを作成しております。この中では、お尋ねの鳥獣被害対策実施隊ということのできるということになっておりますので、今後、猟友会とも相談しながら、その実施隊が可能であるかということを検討してまいりたいと思っております。

それから、狩猟免許取得者の数をふやすべきではないかということでございますけれども、狩猟免許につきましては、網猟とわな猟、それと第1種銃猟と第2種銃猟という4種類の免許がございます。現在、本年度、有害鳥獣駆除従事者として届け出があったのは31名でございます。そのうち19名がこの銃だけの免許取得ということでございますけれども、銃による捕獲となりますと、民家から300メートル以上離れていないと許可できませんので、民家に近づく鳥獣につきましては、やはりわなとかそういうものが有効だと思いますので、これにつきましては、ぜひそういう捕獲者をふやすような形で検討してまいりたいと考えております。

それと、特措法で財政上の措置を講ずるとあるが、利用しているのかということでございます

けれども、本年度は箱わなをつくっておりますけれども、これは経済対策交付金を活用しております。来年度、こちらは要望している段階でございますけれども、この特措法に基づく箱わな等に対して予算要求を行っているところでございます。

それと、4番目でございますけれども、プロを育てて、そのプロによる捕獲の講習等を実施したらどうかということでございますけれども、おっしゃられますとおり、免許取得者でも上手下手というのがございますし、実際は経験がかなり物を言うということになっておりますので、ぜひそういうプロを育てるような形で助成もしながら、特にそういうプロを育てて、新しく免許取得された方にそういう秘伝というかそういうのを伝授していくような方法も考えるべきだとは思っておりますので、検討したいと思っております。

それと、捕獲したイノシシやシカなどの処理ということで、有効な処理方法ということでございますけれども、近年、イノシシの肉も以前に比べると半値ぐらいになっているということで、かなりその処理方法が難しいということでございますけれども、やむを得ない場合は埋めることもできるというふうになっておりますので、まずはイノシシの肉等の有効活用を図りながら、そういう別の処理方法も検討すべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 私は捕獲をするということで簡単に言ったんですけど、実際やってみると、なかなか難しいと思うんですね。だから、そういう今言ったようにプロとかいろいろな格好の中で、できる対策は打っていくと。そうじゃないと、なかなかこれは解決しない問題なのかなと思います。

それと、箱わなあたりで捕獲した後はどうなるのかというと、当然、捕獲したときには生きていますね。そしたら、それをだれが処理するんだろうかというようなそういう問題も生じてくるということで、いろいろな問題があると思います。しかし、その問題をクリアしていかないと、被害は拡大するばかりだということですので、1つ質問をしたいと思えます。

イノシシとかシカの捕獲に力を入れるということで、いろんな対策を今から打っていかれると思いますけど、これは先ほども言いましたように、イノシシは2年で子どもを産むということなんですね。ということは、1年の対策あたりではなかなか量は減らないということなんですね。そういうことで、市として捕獲事業をまず重点項目に私は掲げていただきたい。そして、捕獲大作戦という格好でそういう施策を行っていくべきだということで、それには二、三年、この事業を重点項目としてやっていくべきだと思いますが、それについてどうお考えなのか、1点お聞きをしたいと思えます。

それと、狩猟の免許については、ちょっと質問をしようかなと思いましたが、今の答弁で狩

猟免許の取得については補助関係等を含めて考えられるということですので、ぜひそこはお願いをしておきたいと思います。

ともかく鳥獣対策については、今ずっとこういう質問をして答弁もありましたとおり、予算、お金が必要なんですね。来年度以降、鳥獣対策事業全般についての予算というのは、ぜひこれは重要な予算でありますので、私が言いましたように、最低でも3年間は予算を増額するという格好で考えるべきだと思いますが、どのようなお考えをお持ちか、その2点を質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） それでは、イノシシの捕獲について、重点項目に掲げて捕獲大作戦を行うべきではないかということでございますけれども、最近、イノシシやシカの被害を考えますと、捕獲による個体の減少を図ることが一番必要ではないかということでございます。今後、特措法に基づきます交付金等の活用がございますので、ぜひ捕獲を大幅に進めるような計画をつくっていききたいというふうに考えております。

それと、来年度以降、予算につきましては、鳥獣被害対策全般についての大幅な予算増強ということでございます。こちらはまだ要望をするほうなんですけれども、イノシシについては最近毎日のように苦情が上がっておりまして、その対策として、本議会でも何回か御質問をいただいたんですけれども、電さく設置補助の増額ということを提案されております。来年度につきましても、この特措法を財源といたしまして、かなりの予算の大幅な増額を要求しておりますので、これについては、ぜひ予算確保できるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、ごみ処理について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、ごみ処理について順次お答えします。

まず、平成13年から平成21年の年間のごみの処理量の推移についてお答えします。

平成6年から開始した本市の分別回収後のごみ処理量は年々増加してはりましたが、平成11年度の1万1,372トンピークとして減少に転じました。平成13年度には1万748トンとなり、平成14年12月から生ごみ分別を開始した後は、その分別効果から1,000トン程度の減少があり、平成15年度には9,411トンとなりました。その後も順調に減少を続け、平成17年度には9,147トン、平成19年度には8,580トン、平成21年度には8,000トン割り込み7,864トンとなっております。

次に、ごみ処理費用の決算額及び1人当たりの処理費用の推移についてお答えします。

平成13年度のごみ処理費の決算額は3億7,300万円、当時の人口3万1,165人の1人当たりのご

み処理費は1万2,000円であります。その後、平成14年12月から広域行政事務組合によるガス化溶融炉の供用開始及び生ごみ分別が開始され、その翌年度の平成15年度の決算額が4億5,100万円、当時の人口3万422人の1人当たりのごみ処理費は1万4,851円となりました。

その後、平成17年度にメーカーによるガス化溶融炉の保証期間が終了し、平成18年度から修繕メンテナンス料をすべて広域行政事務組合が負担することになりました。そのため負担金が増加することとなり、平成18年度の決算額は5億7,600万円、当時の人口2万9,058人の1人当たりのごみ処理費は1万9,845円となりました。直近の平成21年度では、決算額は6億500万円、人口2万7,896人の1人当たりのごみの処理費は2万1,697円となっております。

次に、委託料の推移についてお答えします。

まず、委託の主な業務内容は、ごみ全種類の収集、運搬、資源ごみの中間処理及びプラットホームの受け入れ等です。

その委託料の決算額は、平成13年度、1億7,500万円、平成15年度、2億2,800万円、平成18年度、1億8,700万円、平成21年度、1億8,500万円となっております。平成15年度には2億円を超えましたが、その後は1億8,000万円前後で推移し、ほぼ横ばいであります。

次に、広域行政事務組合負担金の推移についてお答えします。

この負担金の主なものは燃やすものの焼却経費であり、広域行政事務組合のガス化溶融炉の運営費となります。ガス化溶融炉建設時費用の起債償還額と水俣市環境クリーンセンター分の水道代、電気代を除いて、平成15年からガス化溶融炉の運営費として支払いを始めた広域事務組合の負担金は、平成15年度決算額が1億4,500万円、平成17年度が1億7,500万円であります。また、保証期間終了後の平成18年度が2億7,900万円、直近年の平成21年度が2億9,600万円となっております。

次に、ゼロ・ウェイストのまちづくり行動計画についてお答えします。

昨年11月に宣言いたしましたゼロ・ウェイストのまちづくりみなまた宣言の中で策定しました行動計画は、市民との協働により推進していくものと位置づけ、環境モデル都市推進委員会並びにその作業部会として位置づけられるゼロ・ウェイスト円卓会議の中で検討されました。

短期目標に掲げているものにつきましては、まず、今年度から分別回収を始めました廃食油は、BDF（バイオディーゼル燃料）としてクリーンセンター場内車両の燃料として活用しております。

次に、小型電子製品に含まれるレアメタルは、国と共同での研究を進めるため、モデル地域での回収を行っておりますが、来年度は市内全域での回収を始める予定であります。

次に、草木類につきましては、現在、分別回収の実施に向けた調査、検討を行っておりますが、その調査結果を踏まえて、堆肥化ができないかなど、さまざまな角度から検討しているところで

す。

また、ゼロ・ウェイストの行動計画の中では、中期目標、長期目標として、RPF、燃料としてのサーマルリサイクルや油化・固形燃料化施設を掲げております。これは、現在使用している焼却炉の耐用年数の経過の際や最終処分場を廃止とした場合、どのような処理が必要なのか、環境に負荷を与えないものはどのような方法かといったことを検討するための検討材料としていたものであります。今後、市民の皆さんにも議論に加わっていただきながら検討を進めていきたいと考えているものです。また、先ほどお答えしましたような経費的な問題もありますので、慎重に検討を重ねていきたいと思っております。

次に、今後の水俣市のごみ処理方法について問題点として考えていること、その対策についてお答えします。

現在、最も大きな問題としてとらえているものとしては、環境に与える負荷を減らすために多大な経費が発生しているということであり、環境負荷低減のために高度分別収集を行い、リサイクルの推進を行っている一方で、燃やすものの処理経費が高額になっているということです。

その対策として考えられることとして、例えばごみの焼却、埋め立てを全くしないとしたら、その過程で一時的に経費がふえるとしたとしても、最終的には大幅な経費削減になるということがあります。また、先ほど述べました廃食油の分別やレアメタルの分別など、新たな分別による燃やすものの減量推進を通じて、その焼却経費を抑えることが必要であると考えています。この考えがゼロ・ウェイストのまちづくりであると考えております。ゼロ・ウェイストのまちづくりを実施することによって、水俣の目指す環境と経済を両立させた持続可能な環境モデル都市につながっていくものと考えているところです。

これまで培ってきた市民の皆様の御尽力による分別収集は、全国から注目を浴び、環境モデル都市としての礎となっているところです。これをさらに前に進め、環境負荷を与えずに、さらに経済的にも優位な方法を水俣市から発信することで、世界でも有数の環境モデル都市としての認知を受けるものと確信をしております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 私は、平成21年度のこの決算資料の主要な施策の成果、これの56ページに、ごみ処理の現況というのが一応資料として載っています。それを見まして、1回目の質問のほうは詳細にちょっと質問をしてみたというところです。その中で、委託料とか広域事務組合がこれに載っていなかったものですから、追加をしてちょっと質問をさせてもらいましたということなんです。

一応答弁もいただきましたけど、まず、ごみ処理費用について見てみますと、ごみ処理量の合計は年々減っているということの答弁がありました。それに対して、処理費用の決算額はふえているということ、これも答弁があったと思います。すると、当然お聞きしました市民1人当たりの処

理費用、これはふえるというのは当たり前だと思います。そのことについて1点御質問したいんですけど、1人当たりの処理費用は他市町村と比較して高いのか安いのかどうなのか、それを1点質問をしたいと思います。

それと、1回目の質問の中で、私、水俣のごみ処理の問題点のことを一応お聞きをしました。市長から答弁があったんですけど、私なりにちょっと考えた分を話をしてみたいと思いますけど、まず、ごみ処理量の合計は一応減っていると、決算額はふえているという現状ですね、これは当然、答弁がありましたのでわかるんですけど、それでは何が原因で、ごみ処理の量は減っているのに委託料はそのまま大体同じような推移でいっていますよという答弁なんですけど、最大の原因としては広域事務組合負担金、これがふえているということだと思うんですね。先ほどの答弁でもそういう格好でありました。では、市としては、それをどのようにとらえられているのかどうかですね。多分、それが一番の原因だと思いますので、その部分をもう少し説明をしていただければなと思います。

それともう1点は、ごみ処理の問題という格好で、答弁がちょっとなかったものですから、私が1つ思ったのは、これも決算書の書類を見てなんですけど、平成21年度の決算書で車両修理費、これが91万1,398円の決算額ということになっているんです。それだけ何か収集車が古いのかなという感じがちょっとしたものですから、要するにごみを集める、ごみ処理をするのは、やっぱり収集車が基本ですよ、当然それが必要だということで。安全上も含めてちょっと感じたものですから、収集車両が相当古くなっているという感じがするものですから、そこをどうとらえられているのか、1点質問したいと思います。

それから次に、ゼロ・ウェイストのまちづくりについてなんですけど、水俣市で今後リサイクルするごみは何かと。市長の答弁にもあったかと思うんですけど、現在、収集をしているごみの中から考えてみますと、廃プラ、または燃えるごみ、それと食用油については今、リサイクルされていますということがあるんですけど、そういうのが今後リサイクルということになってくるのかなということを考えていました。そうすると、草木のリサイクル、これについて先ほどもちょっと答弁が若干あったんですけど、2点だけちょっと質問をしたいと思います。

まず、草木は現在燃やしているというふうに私は思っていますが、これをリサイクルするという格好で考えられているのかどうかですね。それと、リサイクルするということであるならば、それを当然、収集品目として新しくふやすということなのかどうか、その2点についてお聞きをしたいと思います。

それから、中長期の目標について御質問をしたんですけど、リサイクルについての方法というのは、皆さんも御存じだと思いますけど、サーマルリサイクルという考え方、これは焼却するときに熱エネルギーとして利用する方法。それとマテリアルリサイクル、これは再生利用、つまり



プラスチックをプラスチックの原料のままにして新しい製品に変えていくという考え方。それと、ケミカルリサイクル。これは化学反応によって組成変換をしてリサイクルをするという考え方があると思いますが、中長期目標に掲げられているRPF、これはマテリアルリサイクルが困難になった古紙、古い紙ですね、それとかプラスチックを原料として固形燃料化にするということだと私は認識をしています。それから、長期目標の油化。これは熱分解をして精製油を造成するそういう方法かなということを考えていますが、これらにはすべて設備、プラントが必要なんですね。ということは、プラントということを見ると、これには相当な建設費用、または、建設が行われた後でも運営費というのが相当かかるのかなというふうに私なりに考えています。

そこで1つ質問なんですけど、この行動計画の目標を立案される時点で、どれくらいの予算が必要という格好の試算等をされてこういう目標を立てられたのかどうか、そこを1点お尋ねしたいと思います。

それと、やはり計画を立てるときは、私は机上論争だけではだめだという考え方を持っています。というのは、私もNTTの現場で育った人間です。監督業務なんかもさせてもらいました。そのとき先輩から言われたのが、段取り70%、段取りがうまくいけば、あとはすべてうまくいくですよというようなことを言われています。そういうことで、必ず物事をするには段階的な部分の中でうまく段取りをするということなんです。

そこでお尋ねします。この計画を立てられたとき、現場で働いている人たちの考え方とか意見、そういうのは聞かれているのかどうか、その点を質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今5点の質問があったと思います。

まず第1点の、1人当たりのごみ処理費は他市町村と比べてどうなのかということでございますけれども、これは結論から申し上げますと高いということでございます。

水俣市の今、1人当たりのごみ処理費は、先ほども申し上げましたけれども、約2万円でございますけれども、平成20年度の一般廃棄物の処理の実態調査によりますと、全国平均が1万4,247円ですので、上回っております。それから、各自治体のごみの処理法とか、あるいはごみの資源化に関する取り組みなどがいろいろ違うから一概には言えないところがあるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、水俣市のほうが高くなっておりますので、経費節減にやっぱり努めていかなければならないと、そのように思っております。

それから、水俣市の場合、ごみは減っているのに決算額が高くなっているのはどういうことかということだろうと思いますけれども、先ほどの答弁でもちょっと申し上げましたけれども、平成18年度にガス化の溶融炉の保証期間が終わりました。その後、溶融炉の修理費とかそういったものをすべて負担しなければならなくなったと、そういう状況がありますので、その分が非常に

高くなってきております。また、平成21年度は、補助金を使いまして粗大ごみの破碎処理の施設の改修とかそういったものを行っておりますので、その分が高くなっていると思われま

す。それから、ごみ収集車が古く修理代がかさんでいるようだけれども、どうだということでございますけれども、燃えるごみを回収しますロータリープレス車の耐用年数は10年でありまして、それを超えているのも数台ございます。非常に修理代がかかっている車両もありますので、かなり傷んでいるのもありますから、年々計画的に更新を図っていきたく、そのように思います。

それから次に、草木類を新たに分けて燃やすのか、あるいはリサイクルにするのか。また、そういった状況になったときにどのような対応の仕方をするのかという御質問でございますけれども、現在のところ、燃やすのかどうなのかということは今非常に検討しているところでございます。といいますのは、これをリサイクルするとなりますと、かなりの費用が議員御指摘のようにかかるということもありますので、その辺のところを今十分検討させていただいているところでございます。

それから、そういった処理をする検討の段階で、いろいろ状況を調べたのか、あるいは試算はしたのかというような御質問でございますけれども、私は実際現場には行っておりませんが、担当のほうで志布志のほうには何回か出かけていきまして、その状況を見ております。

ただ、やっぱり志布志の状況を見ておまして、帰ってきての答えでございますが、非常にやっぱり経費がかかるのではないかなというようなことを申しておりました。だから、その辺のところも今後考えていかなければならないし、実際、私も見に行かなければならないと思っておりますけれども、予算化に至るまでの試算というのは現在のところ行っておりませんので、今、議員がおっしゃるように、できるだけ早くそういったものをやっつけていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 時間がありませんので、簡潔にお願いします。

中村幸治議員。

○中村幸治君 ごみ処理費用の問題と今後のゼロ・ウェイスト宣言について、これは2026年度に約束をされていますので、これを一体化してやっぱり考えていかなければいけないと。

特にごみ処理費用については、私、この決算書を見ながらいろいろ考えたんですけど、これはほとんど一般財源ということになってくるんじゃないかなと思われま

す。ということは、それだけ水俣は財政上の問題等もいろいろ人口も減っているし、いろんな収入の関係等を含めているんな問題が起きてくる。ところが、ゼロ・ウェイストを宣言されたわけですから、これは進めていかなければならない。これはわかります。当然それも必要だと思います。そのためにはリサイクル率を上げる、そのためにはコストを下げるということも考えて今後検討していかなければいけないのかなというのが一番の課題かなと思っております。

そこで、1点だけです。水俣市のごみ処理費用について、削減の努力というのがぜひ必要だと思いますけど、そこについての見解を教えてくださいたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 削減の努力ということでございますけれども、現状では、ごみを燃やすことに頼っております。残念ながら、そういう意味で経費削減につながっておりませんので、その部分のところをさらに高度分別をしながら、あるいは今後ごみの排出を燃やさない、出さないという極限まで努力をしながら経費削減につなげていければと思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時38分 休憩

---

午前10時48分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 おはようございます。

自民党の大川末長でございます。

順次質問を進めてまいります。

1、産業経済振興について。

金融危機に端を発した未曾有の景気後退で全国的に産業経済界は閉塞状態に陥っており、その打開策が強く求められている。本市においても例外ではないが、事業所の倒産、商店街の閉店数などから見ると、むしろ平均以上の景気の落ち込みであることは間違いないと思われる。市民の間では、このままでは人口の減少にも拍車がかかり、水俣は全く活力をなくしてしまうのではないかと憂慮される声を多く耳にします。

私は過去にも数回にわたり、本市の産業経済の振興について一般質問に取り上げてきました。市長はそのたびに、環境を基軸に据え、これで飯が食えるようにすると答えられてきました。しかし、その兆しが一向に見えてこない。ここに来て、これまで市が取り組んできた環境面では高い評価を得ているが、市民生活の基盤となる産業振興や雇用に結びつかず、人口減少、少子高齢化など、活力の衰退が深刻な状況になっていると述べられています。

環境産業への取り組みにしても、もっとスピーディーな取り組みが求められると同時に、その他の分野の特に第一次産業あたりにも積極的な取り組みが必要ではないかと思い、以下質問します。

- 、本市の産業経済の現状をどのようにとらえておられるか。
- 、本市の産業経済の現状に対してどのような施策を考えておられるか。
- 、本市の産業経済の振興にこれまでどのような施策を展開してこられたか、その効果はどのようなものが挙げられるか。

2、水俣・芦北振興計画について。

水俣・芦北振興計画は、水俣病の発生により疲弊した当地域の振興を図るため、県は昭和53年の閣議了解に基づき、これまで4次、32年にわたり取り組んできた。その主な成果については、3次までの分は昨年の6月議会で確認したところですが、4次がこの平成22年度で終了します。23年度から第5次計画がスタートしますが、その中には、これまでの効果、検証も踏まえ、当地域の振興について効果的なものを盛り込んでいくということでした。そこで以下質問します。

- 、第4次計画で本市分に対する評価と具体的な効果にはどんなものがあったのか。
- 、第5次計画に盛り込まれたもので主なものはどんなものが挙げられるか。また、本市への効果をどう見ておられるか。

3、水俣病特措法に基づくチッソの事業再編計画について。

このたび、チッソ株式会社は事業再編計画を作成し、環境大臣に認可を申請した。事業再編は、チッソが患者補償や未認定患者救済の一時金支給に耐えられる財政基盤を確立するためのものであると言われている。現在のチッソの財務状況は債務超過状態にあり、今回の一時金の支払いにも400億円から500億円程度が見込まれるというが、この債務がさらにそのまま上乘せされれば、あるいは不測の事態にも陥りかねない。

患者補償の完遂、公的融資の完済、そして地域貢献など行っていくためには、経営の効率化を高め、収益力の強化を図っていくことが必須であり、そのための事業再編計画であること、そして、計画書の前文では、水俣病発生の原因企業として患者の方はもとより、地域住民へのおわびも記され、いかなる場合でも認定患者の方への補償の完遂、水俣病被害者の救済を行っていくこと、さらに地域への貢献についても明記されており、評価できるものであると思います。そこで以下3点について質問します。

- 、市長はこの計画をどう評価されておられるか。
- 、この計画策定に当たっては、市としては意見、注文など出されたと聞かすが、それはどういう内容のものであったのか。
- 、市としてこの計画をバックアップする意思があるのか。

4、地元産木材の利活用について。

近年の木材価格の下落により、林業採算性の悪化、それに追い打ちをかけるシカによる杉、ヒノキへの枝葉菜食害及び剥皮被害の発生など、林業経営を取り巻く環境は悪化の一途であり、林

業経営者は育林意欲をなくし、人工林の育成に必要な間伐や皆伐後の不植栽林が顕在化し、森林の公益的機能までも損なわれようとしている。この状態が続けば、取り返しのつかない事態になってしまう。

水俣・芦北地域の林野面積は約3,300ヘクタールで、総面積の76%を占めており、民有林の人工林率は80%であり、豊富な木材量を有している。この豊富な資源を利活用することで、林業経営者の育林意欲を喚起し、そうすることが森林の公益的機能の整備にもつながることになるのではないかと。そこで以下質問します。

- 、地元産木材の利活用をどのように考えているか。
- 、公共建築物への地元材の利用促進を図るべきと思うが、どうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業経済の振興については産業建設部長から、水俣・芦北地域振興計画については総務企画部長から、水俣病特措法に基づくチッソの事業再編計画については私から、地元産木材の利活用については産業建設部長からそれぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 産業経済の振興について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 初めに、産業経済の振興についてお答えします。

まず、水俣市の産業経済の状況をどのようにとらえているかについてお答えします。

一昨年からの世界的な経済情勢の悪化の影響から、本市におきましても依然として厳しい状況が続いております。

地元企業の状況につきましては、平成21年10月から平成22年9月までの1年間で製造業を中心に90社に事前アンケートを送付し、それをもとに訪問調査し、現状の把握に努めております。

経営状況としては、売り上げが5年前と比べて低くなった企業が66%あり、原因として、主に受注量の減少、取引先の減少、原材料の高騰などが挙げられ、雇用につきましても、国の中小企業緊急雇用安定助成金を活用しながら、生産停止や調整を行うとともに、休業補償を行っている企業が11社あり、何とか正社員の雇用の維持、確保に努力されております。

製造関係の状況につきましては、一時期の厳しい状況から脱出しつつあり、チッソを初めとした液晶・電子資材関連、合板等の生産についても、回復基調となりつつあります。

しかしながら、ほかの業種については依然として厳しい状況となっております。雇用状況につきましても、水俣・芦北管内の有効求人倍率の推移を見ますと、平成20年度0.32倍、平成21年度0.27倍と減少しており、ことし9月現在では0.31倍と若干上昇しておりますが、熊本県の平均0.49倍に対し、管内は県下で最下位であり、依然として厳しい状況となっております。

次に、現在の状況に対してどのような施策を考えているかについてお答えします。

本市の企業の経営状況及び雇用状況は、まだまだ厳しい状況が続いております。

政府におきましては、国民の生活を守り、経済の再生を図るという観点から、産業振興、雇用の確保を図りつつ、地域の活性化を図るためのさまざまな施策が推進されております。

本市におきましても、これまでも国の動きに歩調を合わせて国庫補助事業の上積みや前倒し実施に努めてきたほか、経済対策臨時交付金等を活用し地方単独事業の上積みを図るとともに、プレミアムつき商品券の発行、公共施設の維持補修工事の前倒し実施など、地域経済の活性化に直接効果があるような施策に重点的に取り組んできたところです。

今議会に提案しております補正予算におきましても、地域振興券発行事業約2億3,200万円を初め、国の補正予算成立に伴う国庫補助事業の前倒し実施であります小中学校耐震化推進事業2億600万円、学校施設太陽光発電設備設置事業約8,200万円などを計上しているところです。

また、去る11月26日に成立した国の平成22年度補正予算におきましても、雇用・人材育成対策、新成長戦略のさらなる推進、子育て、医療福祉に係る国庫補助事業の上積みのほか、経済対策臨時交付金約3,500億円が盛り込まれており、今後、詳細が判明次第、本市においてもこれを迅速かつ有効に活用し、地域経済の活性化に資する事業に活用していきたいと考えております。

しかしながら、まずは本市の産業経済振興のためには地元企業が元気になることが一番ではないかと思っております。そのためにも、地元企業への訪問を継続し、経営・雇用状況やニーズの把握に努め、訪問企業へのメール等を活用した各種制度や補助金等の情報を随時提供していくとともに、地元企業間のマッチングや地元企業の技術開発の支援などの充実に努めてまいりたいと考えております。

また、地元企業の方々にも積極的に販路拡大やPRを目的に展示会等に出展、参加できるような支援を検討しているところでございます。

企業誘致につきましても、一昨年からの世界的不況の影響もあり、新たな投資を控えている企業が多いことから苦戦している状況であります。一社でも多くの企業誘致ができますよう、これからも引き続き企業情報の収集、発信を行いながら、積極的に企業誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

雇用につきましても、県の緊急雇用創出基金事業、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、雇用の確保に努めてまいります。

また、ことし7月に策定されました第5次水俣・芦北地域振興計画の重点施策であります地域産業の振興及び雇用の創出に取り組むため、来年度の厚生労働省における地域雇用創出推進事業に提案するために事業構想を立てており、県と水俣、芦北1市2町の地域経済団体等の方々とともに検討を重ねているところです。提案事業が採択されれば、来年度から3年間の国の100%補助により事業が展開される予定となっております。いずれにしましても、ことし7月に設置しました総合経済対策課を中心に市役所の各課を連携させながら、今後とも産業経済の振興のために積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、これまでどのような施策を展開し、その効果にどのようなことが挙げられるかについてお答えします。

昨年度は国の補正予算による緊急経済対策事業として交付された地域活性化・経済危機対策臨時交付金2億1,000万円のほか、地域活性化・公共投資臨時交付金や国の補助事業拡大などを活用して、学校耐震化推進事業、学校ICT環境整備事業、旧湯之児病院解体工事を初め、総事業費で14億円以上の追加公共事業を執行しており、経済振興の一翼を担ったのではないかと考えております。

また、雇用につきましても、平成21年度から国の緊急雇用創出基金事業、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用しており、平成21年度から平成22年度まで緊急雇用創出基金事業に延べ217名、ふるさと雇用再生特別基金事業に12名の雇用が生まれております。

地元企業への支援としては、水俣市企業立地条例における工場の増設等に対する固定資産税の減免措置や水俣市産業技術開発補助金より技術開発の補助や展示会、見本市などへの出展補助を継続して行っており、地元企業の発展のための一助になっているのではないかと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

市長は今年度機構改革をされ、総合経済室を設けられ、そして間もなくここを課へ格上げされ、本市の産業経済振興へ意欲的に取り組む姿勢を示されました。ここでは経済の活性化が雇用につながる施策を展開し、地場企業の育成や企業誘致に実効性のある取り組みをしていくということでした。

私が見る限りでは、ここの動きにスピードが感じられません。例えば、このたび深川小学校跡地へ企業進出の打診があっている件についても、市長は7月には同企業の現地視察をされておられますが、4カ月を過ぎようとしているのに、やっとこの11月末に現地説明会が開かれた。私は、このような願ってもない話へ、なぜもっとスピーディーな取り組みができないのかと思います。厳しいことを言いますが、それは期待の裏返しであると受け取っていただきたい。

そこで、この総合経済対策課は、地場企業の育成や企業誘致に実効性のある取り組みをし

ていくということであったが、現在の取り組みはどうなっているのか、これを質問します。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 地場企業の育成や企業誘致について実効性のある取り組みということで、現在の取り組みについて御紹介したいと思います。

地場企業の育成や企業誘致については、議員御指摘のとおり、スピーディーな対策が必要でありまして、実効力のあるものでなければいけないというふうに考えております。また、効果的な施策であるためには、現状の分析と将来の展望もまた必要ではないかと考えております。

現在、地場企業育成のためには、答弁でもお答えしましたように、企業の運営状況等について把握を行いながら、必要な支援等の検討を行っているところでございます。また、企業誘致の推進につきましては、担当の者や市内企業者の展示会等への出展や参加を通じて企業情報の収集、発信を行っているところでございまして、また同郷会へのいろんな御案内もしているところでございます。

また、市内というか、市内の企業誘致の希望もございまして、これにつきましては、的確な対応を行いながら、有望な企業につきましては、ぜひ確実に誘致できるような形で今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

来年3月には新幹線が全線開通する見通しでございますが、どこの県、市町村においても、経済、観光に結びつけようと躍起になっております。開通に当たって、本市への影響をどう考えているのか、それと、何か開通に当たってイベントを考えておられるのか、以上質問します。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 来年3月に新幹線全線開業ということで、非常に我々行政のほうも期待しているところなんですけれども、特に水俣市につきましては製造業が中心でございまして、なかなかその新幹線効果というのは、製造業関係では余り望めないのかなと思っておりますけれども、特に観光につきましては、産業振興の上からも、ぜひその新幹線効果というものを出していかなければいけないというふうに考えています。

今、湯の児、湯の鶴、それぞれ計画をつくっております。湯の児につきましては水俣市観光振興計画、湯の鶴につきましては湯の鶴地区観光振興計画をつくっております。それに基づいて、いろいろ来年度事業につきましては、今、予算等も要望しているところなんですけれども、その前に3月開業ということでございますので、その3月の開業のときだけ集客するのではなくて、3月を起点として、例えば5月にバラの開花の時期を迎えますし、いろんなコンサートもございま



すし、また夏の湯の児地区の花火大会もございますし、1年を通して新幹線効果ができるような形に持っていきたいと思います。

ただ、3月の開業は開業日というのがございますので、それにつきましては、他の開業の地域と同じような形で、やはり新幹線をお祝いするというようなイベントを歩調を合わせて実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほど、なぜこんなにおくれたのかというようなことでございますけれども、議員御指摘のとおり、非常にスピード感がなかったということ、これはもう素直に反省しなければならぬと思っております。

御案内のように、私、4月に提案を受けまして、そして7月に現地に行きまいりました。現場を見せていただきながら、この事業は本当に水俣にぴったりした事業だなということで帰ってきたところでございますが、もう12月を過ぎたと、12月に入ったということで、議員御指摘のとおりでございますけれども、ただ、この深川小学校につきましては、校舎が8年に国庫補助で建築をされております。したがって、建築から13年余り経過をしておりますけれども、非常に新しい施設でございます。残りの年数が46年ほどまだ残っております。そういう意味で、学校施設に対する国庫補助金の取り扱いでありますとか、あるいは起債の問題でありますとか、賃借に関する問題の洗い出しとかそういうものも手間取ったということも事実でございます。

いずれにいたしましても、早急に誘致に向けて対応していかなければならぬと思っておりますので、この部分、おくれた部分に対しましては本当に申しわけなかったなと、もっとスピードを上げてやるべきではなかったかと、そのように自分では反省をいたしております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣・芦北地域振興計画について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、水俣・芦北地域振興計画についてお答えします。

初めに、第4次計画の評価と本市への具体的な効果についての御質問にお答えします。

第4次計画は、平成18年度から本年度までの5カ年で推進され、まだ一部の事業が実施されておりますが、ハード整備では、エコパーク水俣落成に向けた整備事業、水俣港湾ダイオキシン類対策事業、南九州西回り自動車道整備事業、丸島漁港整備事業、水俣川河川改修事業などを行っております。また、ソフト事業では、本市が行う環境モデル推進事業を支援する各種の事業等を行っております。

第4次計画の推進により、本市の基礎的な産業基盤の整備は進捗し、環境先進地としてのイメージが浸透されてまいりましたが、南九州西回り自動車道水俣インターの開通などハード整備に

については、なお推進の必要性がございます。また、一定の産業基盤整備は行われたものの、雇用確保には厳しいものがあったと考えております。

次に、第5次計画の特色と予測される本市への効果についてお答えします。

6月議会で田中議員にもお答えしましたとおり、第5次計画では主に3つの項目が柱となっております。

まず1つ目は、産業振興と雇用確保による活力ある地域づくりです。地場企業の支援と企業誘致の推進、観光振興、高付加価値農業の推進、交通網の推進が計画されております。

2つ目は、医療、福祉の充実等による市民の安心・安全な暮らしの確保です。水俣病被害者への生活支援や住民の健康不安解消事業、地域医療体制の整備等が計画されております。

3つ目は、水俣の再生された自然豊かな地域イメージの確立です。地域の再生と融和の推進や地域イメージの情報発信が計画されております。

本市としましては、第5次の計画が推進されることにより、水俣地域の雇用創出や交流人口の拡大等、地域の振興が図られることを期待しており、来年度から始まる第5次実施計画においては、本市から南九州西回り自動車道整備の早期開通を初め、環境モデル都市の推進、学校エコ改修と環境教育事業、観光振興を中心とした都市再生整備計画事業、公営住宅事業、公共下水道事業、水俣市地域公共交通活性化・再生総合事業などを要望しております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

昨年の6月議会での答弁の中で、この計画へは財政上、特別な配慮がなされてこなかった。通常の補助事業や特別枠の中から、いろんな事業や要望をやってきたということでした。計画に予算措置がなされないというのはおかしな話であるが、ただいま5次計画の内容を聞いておりますと、非常に期待の持てる盛りだくさんの計画が織り込まれているようにお聞きしましたけれども、この計画も補助事業や特別枠で実施されていられるのか、それで実効性のある計画の履行ができるのか、この点について質問します。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 地域振興計画に予算措置がなされていないということではございませんで、財政上、国の特別措置であるとか、あるいはかさ上げ措置はございませんけれども、通常の補助事業であっても、振興計画に搭載される事業というのは優先的に順位を上げて、あるいは採択、また予算の確保がなされてきております。振興計画には、国の補助採択の見通しが高いそういった事業を県と協議しまして計画に盛り込んでおります。したがって、実効性のある計画となっていると確信をいたしております。

また、新たに国の補助が必要な事業であるとか、あるいは重要な事業、地域の振興上、重要な

事業であるということなどにつきましては、実施計画の中で毎年、県と協議しながら計画に盛り込んでいております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

南九州西回り自動車道建設に関する八代河川国道事務所の説明会が行われましたが、水俣まではいつ来るのかという質問に対して、現場ではそれに答えることが御法度であるような、そのような歯切れの悪い答えでございました。

予算は、今年度は昨年度の約半分程度に減っていると聞くと、補正予算が見込まれるのか。そうでないと、本市までの建設は、今までの予測から大幅におくれることが考えられる。建設促進については、関係市町村の期成会での陳情などが鋭意行われていますが、本市の産業経済の振興には最も必要不可欠な要素であることから、この振興計画の中で、本市分の目玉として水俣までの早期開通を織り込んで強力に推進すべきと思うが、どうか。それと、昨年度の予算額がわかれば、それも答えていただきたい。今年度の予算との比較を教えてください。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 本年度、予算のほうから参りますと、平成22年度当初予算で43億円が確保されております。それと、さきの補正でどうだったのかということでございますが、補正予算では措置をされておられません。したがって、本年度は当初、補正を合わせまして43億円という事業費で参っております。

それから、昨年度との比較でございますけれども、平成21年度当初予算は56億円措置をされております。当初予算ベースで本年度との比較をいたしますと、本年度は25%の減ということになっております。また、昨年度の補正が16億円ございましたので、トータルしますと、昨年度は72億円の経費が見込まれたと、措置されたということでございます。トータルいたしまして、約、本年度は40%程度減額というか、減少、少なくなっております。

ただ、現状と今後の見通しにつきましては、現状、国の道路予算というのが政策の見直し等もございまして、国全体で2割カットと、そういった姿勢で臨まれております。また、その中でも西回り自動車道関係予算につきましては、優先度としては高いAランクに位置づけられているということも伺っております。昨年度から、先ほど申しましたように予算が減っているのは、芦北・津奈木インター間の用地買収が一昨年でほぼ終了したと、用地費が少なく、トンネルや架橋の工事費が大部分を占めている、そういったことでございます。来年度も年度当初から工事が行われるように、予算については準備を進めていると聞いてございます。したがって、工事計画に遅滞なく着々と工事を進められると伺っております。

西回り自動車道は当地域の議員が申されますとおり、社会経済基盤づくりの根幹をなすもので

あると、そういった認識を持っております。地域振興計画を推進するに当たっては、毎年、計画の上位に掲げてこれまで要望等も行っております。そしてまた、この西回り自動車道建設促進一本で、西回り自動車道熊本県建設促進期成会、それと民間の早期実現期成会合同で、国土交通省を初め、関係国会議員であるとか、あるいは政府・与党等に要望活動を行っております。第5次計画の要望に際しましても、市民の方々ともどもに関係議員や国に強力に推進についてお願いをしてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣病特措法に基づくチッソ（株）の事業再編計画について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水俣病特措法に基づくチッソの事業再編計画についての御質問に順次お答えします。

まず、この事業再編計画をどのように評価されているか、この事業再編計画に対し、市としては意見、注文等は出されたのかとの質問にお答えします。

チッソは、ことし10月20日に事業再編計画案の概要をホームページで公表し、計画案に対する意見を募集しました。そこで、本市としましては、将来、チッソは水俣から事業を撤退するのではないかと、水俣病患者等に対する補償はどうなるのかという不安などを解消するため、水俣病発生の原因者としての責任を全うしていただくために、意見をまとめ、チッソ水俣本部に11月2日に提出をしております。

その意見は6項目から成ります。

まず1つ目が、水俣病被害者救済と水俣病問題解決に積極的に取り組む姿勢を示すとともに、水俣病発生の原因者としての被害者へのおわびと反省に立った計画であることを前文等に具体的に表現すること。2つ目が、引き続き水俣に拠点を設け、地域社会の安定や水俣病患者、胎児性患者等への対応など、残された課題に積極的に対応すること。3つ目が、水俣製造所への設備投資や雇用確保等については計数をもって示すこと。4つ目が、所有地等の適正な管理に努めるとともに、水俣湾埋立地の安全管理に協力すること。5つ目が、事業会社はもとより、従業員のもやい直し活動への積極的な参加と協力により地域貢献に取り組むこと。そして最後に、認定患者の利益が損なわれることなく補償を完遂する方針であることを事業計画の中に記述するように求めております。

その後、チッソは11月12日に環境大臣に対して認可申請を行っておりますが、事業再編計画の内容を見ましたところ、本市の意見を踏まえ、前文に被害者への謝罪の文言が盛り込まれたり、水俣での事業、雇用等について具体的な数字が記載されましたことは評価しております。

今後もチッソは水俣病発生の原因企業として、補償の完遂はもとより、水俣病患者、被害者に誠意を持って対応するとともに、地域振興等にもより一層貢献していただきたいと思います。

次に、この事業再編計画をバックアップする意思があるのかとの御質問にお答えします。

チッソは本市において最も重要な企業であり、液晶を初め、その技術力や資金、雇用など本市における役割は重要であり、経済の発展を初め、地域振興には欠かせない存在であります。

今回の事業再編計画の中には、患者補償や認定患者に対する施策、地元企業としての地域への貢献等についても記載してあります。チッソには水俣病問題の解決に向けて誠意を持って対応していただくとともに、この再編計画が認可された場合、市としても情報交換や連携を密に図りながら、相互に協力し合えるような関係を築いていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

チッソの事業計画作成に当たっては、市としてはしっかりと意見を述べられ、随所にそれが織り込まれているとの答弁でございました。傍観者でなかったということは非常に評価できるのではないかと思います。

私はこれまで本市の振興、活性化には、チッソの世界に誇る技術力を活用すべきと申ししてきました。今回設立されたみなまた環境まちづくり研究会のメンバーにチッソの大衡本部長が加わっておられることは、大変よかったのではないかと思います。チッソはこれまでも（株）アール・ビー・エス月浦センターを設立し、これまで海洋投棄していたし尿、汚泥を陸上処理し肥料化したり、あるいはスポーツを初め、市が主催する各種イベントにも参加して活動してこられたが、市民からは、もっと積極的な参加、活動が求められていたことは事実であります。今回の事業再編計画が認められれば、チッソの地域貢献の姿勢ももっと変わってくるでしょうし、また現在、技術力を買われて、ある事業への取り組みが模索されているようであるが、ぜひ本格的な取り組みにより事業化してほしいものであります。

他にも水俣市が目指す環境関連事業へはチッソの技術力が生かされる分野がたくさんあると思います。こういうことで事業再編計画の所期の目的が達せられ、最終目的である患者補償や認定患者の救済が完遂されるように、私は側面的な支援を惜しまないつもりであります。ただいま市長も側面的な支援をしていくということで力強い限りでございますけれども、どうぞひとつチッソと一体となって、この水俣市を活力ある水俣市にするという意気込みで、ひとつお互いが信頼関係を築いて頑張っていってほしいと、これは要望で終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、地元産木材の利活用について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

(産業建設部長 田上和俊君登壇)

○産業建設部長(田上和俊君) 次に、地元産木材の利活用について順次お答えします。

まず、地元産木材の利活用をどのように考えているのかについてお答えします。

本市では、林業が基幹産業の一つとして地元経済を支えてきた時代もありましたが、木材の輸入自由化や建築様式の多様化などにより、国産木材価格の下落が続き、本市においても林業は大変厳しい状況であると認識しております。また、林業の活性化のためには、まずは地元産木材の利用拡大が急務であると考えております。

そこで、他の自治体において、住宅を新築、改築あるいは増築する場合、地元産木材を一定量以上使用し、また地元工務店等に発注すれば、建設費用の一部を助成するという制度が実施されておりますので、本市におきましても、このような事例を参考にしながら、地場産業の育成とあわせた地元産木材の利活用を促進するための支援制度を来年度実施に向けて検討しているところでございます。今後、支援制度が実施されることになれば、地元工務店など関係者の協力を得ながら、地元産木材の利活用につながるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、公共建築物への地元産木材の利用促進を図るべきと思うが、どうかとの御質問にお答えします。

本市における地元産木材を利用した公共建築物は、これまで駅前広場ふれあい館、愛林館等の木造建築物を初め、学校校舎、体育館等の大規模建築物への集成木材の利用等、近年では洗切、幸町医師住宅、昨年度のエコハウスを木造で建設いたしております。また、月浦団地新築や白浜団地建てかえでは、間仕切り、内装等に地元産木材を利用するなど、利用拡大に取り組んでまいりました。今年度は明水園家族棟を木造で計画を進めているところでございます。今後さらに公共建築物の建設・改修工事等において、地域経済の活性化につながるよう地元産木材の利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(松本和幸君) 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

他市町村では、既に地元産木材を使用した住宅建築には手厚い補助をして地元木材の利用を促進しておりますが、これは、木材が多量に消費されることで林業農家が経営的に助かることが一義的であるが、しかし、今のままでは林業農家の育林意欲が低下し、山林が荒れてしまう。そうすると、森林の持つ治山、治水、涵養林としての公益的機能をなくしてしまう。先ほど、中村議員の質問にもありましたように、イノシシの寝床になったりして非常に害が多くなってしまいうこととでございます。

従来は木材の利活用が活発であったことから、自然に公益的機能は保たれてきたのではないかというふうに思います。現在のような状況が高じれば、この公益的機能維持には行政がかかわっ

ていくことになるのではないかというふうに思います。そうしますと、行政としては今以上の莫大な費用を抛出しなければならないことになるのではないか。そういう意味では、従来のような林業農家が育林に意欲が持てるような施策が必要で、その一環として、地元木材を使用した住宅建築に対しては補助制度を設けることができないかということを経験したいと思っておりましたところ、そういう考えがあるということをございました。これは地元の建設業者に建設をさせるということをセットでひとつお願いしたいと思いますが、その補助額をどのように設定されているのかということについて、ここで質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 今の1回目の答弁でお答えしましたように、できれば地元の建設業者に仕事をさせたときに補助を受けられるような制度を考えておきまして、補助の条件としましては、地元の木材を80%以上水保産材を使った場合に助成の対象としたいというふうに考えておきまして、その中で、水保市内の建築業者に発注した場合に限るという形でさせていただきたいと思っております。新築と増改築それぞれ上限額を設けまして、その中で対応したいということを考えておきます。

こういう支援制度ができますと、木材の流通も活性化につながりますし、セットにして地元発注業者に支援していければ、地元の工務店等の育成にもつながると思っておりますので、ぜひ来年度から実施したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 補助額の設定については答弁いただけましたか。

○産業建設部長（田上和俊君） 現在検討中でございますけど、今検討しているのは、3.3平米当たり3万円ほどで、これは新築の場合なんですけれども、上限を150万円としております。それと、いろんな例えば環境への配慮型を取り入れたり、エコモデルハウスの技術を活用したり、住まい方に対する助言を受けた上で建設したり、太陽光発電を建設したり、そういういろんなことをセットで考えております。

それと、増築、改築につきましては、3.3平米当たり約3万円程度を考えておきまして、上限が30万円ということで今考えておりますけれども、これはまだ予算の段階でございますので、かなり変更があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

何でもそうありますが、特にこのような施策は継続的に行わなければ効果が出ないのではないかとこのように思います。こういう話が持ち上がると、一時的には促進が図られても、いつかきするとまた下火になると、こういうことの繰り返しでございますが、どうぞひとつ継続的にや

っていただきたい。やはり、こういうことはトップが常にそういう意識を持ってかじ取りをしていかなければいけないのではないかというふうに思います。

いつも比較に出して申しわけありませんが、吉井市長の時代は、あの方は林業農家でもありましたので、やっぱり木材を地元材を使うということについては非常に積極的であったように思います。そのころは、やっぱり公共の建物についても木材が多く使われたのではないかというふうに思います。今、田上部長からはいろんなところへ使う用意があるんだというようなことも申されましたけれども、やはり言わせてもらえば、行政のこういう意識は全般的には私は低いのではないか、そういうふうに感じます。

例えば今年度、中尾山に展望台が建設されました。私は、これには産業建設委員会で鉄骨づくりと聞いて、地元木材の使用を提案しました。しかし、木材は耐用年数が短いとか、あるいは車いすで登れる施工ができないというようなできない理由ばかりが挙げられて、結局、鉄骨づくりで完成してしまいました。市長、あれをごらんになって、ぬくもりを感じられますか。それと、景観的に違和感を感じませんか。私は、やはりああいうところは、もう数少ない公共建築物ですから、ああいうところはやっぱり地元木材がこんなに豊富にあるんですから、ああいうのを積極的に私は利用していただきたいかった。本当に残念でなりませんでした。市長はこれについてどう思っておられるのか。

それと、耐用年数でいえば、鉄骨は木材より長もちすることはわかっております。だからといって、木材が5年、10年で朽ちるものではないんです。20年、30年は十分もつんですね、木材でも。必要であれば、その20年、30年のスパンでやっぱり取りかえを行うということが、また木材の利用機会もふえてくるし、業者の仕事も潤う。これがやっぱり経済が回っていくということになるのではないかというふうに思います。鉄骨でつくって、半永久的なものであればいいというものではないというふうに私は思います。

やはりそういう意味では、公共建築物への地元の木材、もっと積極的に活用していただきたい。やはり、これには市長が積極的に音頭をとって、そういうことをしていただきたい。例えば市営住宅あたりも建設の計画がありますが、こういうのにも地元木材の利活用というのを織り込むような市長の指示、そういうものが私は必要ではないかというふうに思いますが、そのあたりについて市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 御指摘のとおりでございますけれども、中尾山につきましては、木材の使用ということもいろいろ考えて、いろいろ検討したところですけども、あそこは風も強いとか、そういうようないろんな条件がありまして、やっぱり金属のほうがいいんじゃないかということでもそのようになったところでございます。



いずれにいたしましても、私の姿勢ということでございますので、いろんな森林組合のほうからもそういう要望も出ておりますので、しっかり受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後 1 時30分まで休憩します。

午前11時45分 休憩

---

午後 1 時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎信介議員に許します。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 皆さんこんにちは。

新政同友クラブの塩崎です。

昼食後の眠たい時間帯ではありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

皆さんも御存じとは思ひますが、平成22年10月6日、ノーベル化学賞の発表があり、根岸英一教授、鈴木 章教授の日本人化学者が受賞されました。受賞の対象となったのはクロスカップリング反応という技術で、結合が難しいさまざまな炭素を金属触媒を利用して結合させるものであり、医薬品、液晶等の製造過程では重要な技術として深く役立っています。チッソの液晶製造にもこの技術から多大な恩恵を受けており、その中でも特に鈴木 章教授は以前からチッソとの御縁があり、水俣工場での講演会をお願ひしたり、鈴木クロスカップリング反応の名で受賞前からチッソ研究グループの間では有名な教授でありました。

このように、世界で認められた技術を活用して液晶を製造し、世界の人々の役に立つものを送り出しているチッソを改めて誇りに思ひます。チッソとともに栄えてきた水俣市を再び活気あるまちに戻すためにも、早期に水俣病の全面解決を実現し、さらなるもやい直しが実現されることを願ひつつ、壇上より以下の質問をします。

1つ、経済の活性化について。

新聞やテレビ等で東北新幹線全面開通の報道が流されて新青森駅がテレビ中継され、地域経済の活性化を予感させる様子が各チャンネルをにぎわせていました。一方では、近隣の在来線駅周辺の過疎化が進み、商店街のシャッター通り化が増大する現象が起きているそうです。

水俣市も平成23年3月、九州新幹線全面開通を目の前に控え、行政の立場として、いろいろな取り組みを実施されていると思ひますが、新聞報道では、福岡や鹿児島以外の新幹線停車駅地域はストロー現象とか通過点とか言われ、経済効果の恩恵が疑問視されており、その経済効果を受けることができるのかどうか、大変心配な状況である。そこで、下記のことについて質問します。

、企業誘致の現状と今後の計画はあるのか。  
、蛍光管リサイクル企業の実態と今後はどうなるのか。  
、廃校を利用した福祉型農業事業の進捗状況と今後の進め方はどうするのか。  
、みなまた環境まちづくり研究会の進捗状況はどうなっているのか。  
、水俣の貴重な財産である湯の児・湯の鶴観光業の再生は一番大事なときに来ていると思うが、今後どうするのか。

、チッソが新たに新規事業をスタートすると聞いているが、今後の支援体制はどうするのか。  
大きな2番として、行財政改革について。

職員の意識改革、行政改革、財政改革、この3つの改革は、どれが欠けても市民の賛同はいただけないと思っております。その中でも職員の意識改革は、今の現状から見て最優先テーマであると思っています。

私はこの3年半の議員活動の中で、それぞれの議員がこの問題に対して質問されてきたのを見てきましたが、職員の具体的な意識の変化が見られるのは、まだまだこれからではないかと思えます。今、我々議員は議員定数削減特別委員会を立ち上げ、現在の定数18人から2人削減して定数16人への審議を行っており、12月議会会期中に結論が出るものと期待をしております。その後は財政改革の重要テーマとして官と民の賃金格差を是正するため、職員報酬削減を視野に入れた新たな条例改正に取り組んでいくことが市民の負託を受けた者の務めであると信じています。そこで、下記のことについて質問します。

- 、待遇マニュアルの職員への周知徹底及び検証確認はどうされるのか。
- 、待遇研修を実施されているが、具体的内容と効果はどうだったのか。
- 、職員駐車場は市有財産と認識しているが、有料化にする考えはないのか。

大きな3番、消防団について。

消防団員は入団時に宣誓書を書いて宣誓をしています。ちょっと読んでみます。

宣誓書。私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平と偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

この宣誓書は、消防団員として市民の生命、身体、財産を命がけで守ることへのあかしです。そこで、下記のことについて質問します。

- 、9月議会以降、見直し状況はどうなっているのか。
- 、安全な活動推進のためにも装備品の充実が必要と思うが、今後の対策は考えているのか。
- 、消防団員希望者が減少する中、企業の理解が不可欠であると思うが、企業への優遇措置等は考えていないのか。

これで、登壇からの質問を終わります。市長及び執行部の明快な答弁をお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済の活性化については私から、行財政改革について及び消防団については総務企画部長からそれぞれお答えいたします。

まず、経済の活性化について、企業誘致の現状と今後の計画はあるのかについてお答えします。企業誘致の現状につきましては、一昨年からの世界的不況の影響もあり、新たな投資を控えている企業が多く、なかなか厳しい状況であります。

そのような厳しい中でも、昨年8月に産業団地のヒノマル商事跡地に株式会社熊本県蛍光灯センターが使用済みの蛍光管のリサイクルを行うため進出されました。また、現在、本市が創業の地であるセンコー株式会社から旧深川小学校の校舎を利用した福祉型農業事業の提案を受けているところでございます。さらに、誘致ではございませんが、マルイ食品株式会社しらぬい工場の工場増設に伴い、現在11名の募集が行われております。また、チッソ株式会社においては、リチウムイオン二次電池正極材の製造販売並びに研究開発の計画がなされております。このほかにも、まだ具体的なものではございませんが、相談や提案をいただいている案件が数件あっているところでございます。

次に、蛍光管リサイクル企業の実態と今後はどうなるのかについてお答えします。

先ほどお話ししましたが、ことし8月に株式会社熊本県蛍光灯センターが使用済みの蛍光管のリサイクルを行うため進出され、12名が地元で採用されています。現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく県知事の認可に向け、熊本県廃棄物対策課へ事業計画書が提出され、内容審査が行われている段階とのことです。

蛍光管リサイクルの稼働につきましては、ことし8月を目指されていましたが、認可等の関係で来年2月の予定とお聞きしています。採用された方々は、現在、県内を中心に蛍光灯の販売・営業活動をされているとのことでした。

次に、廃校を利用した福祉型農業事業の進捗状況と今後の進め方はどうするのかについてお答えします。

事業内容につきましては、センコー株式会社であり、廃校を利用し、障がい者や高齢者を雇用し、地域や社会に貢献することを視野に入れた福祉型農業とお聞きしています。

事業化につきましては、ことし4月に特定子会社株式会社センコースクールファーム鳥取を設立し、鳥取県湯梨浜町の旧羽合西小学校校舎、校庭の一部を活用して、7月から青ネギの水耕栽培、キノコ栽培等が行われており、現在、高齢者、障がい者18名が雇用されております。

今回、センコースクールファーム鳥取をモデルに、創業の地である水俣で2号店として実施し、地域の活性化に貢献したいというお考えでございます。事業の概要につきましては、去る11月26日の全員協議会において説明させていただいているところですが、雇用の確保、地域振興、経済振興の上からも大変ありがたい話であると感謝いたしております。

進捗状況につきましては、深川生涯学習センター（旧深川小学校）での事業展開の提案でありますことから、まず旧校区の7区及び9区の自治会長、自治協力員など自治会役員に事前説明をして、去る11月30日に7区及び9区の住民の方々を対象に説明会を開催したところでございます。

説明会では、市からこれまでの経緯、そしてセンコー株式会社から事業概要の説明、説明に対する質疑応答という形で行いました。出席いただいた住民の方からは、反対ではないが、思い出の場所なので、その気持ちはわかってほしいという御意見もございましたが、閉校して寂しい思いをしているので、地域のためになるのなら、ぜひ活用してほしいなどの御意見もございました。出席された方々からそれぞれの思いをお話いただきましたが、おおむね御理解いただけたのではないかと考えているところでございます。

今後の進め方につきましては、事業計画によりますと、来年10月には操業されたいと聞いておりますので、地元地域の皆様の御理解と協力をいただきながら、誘致に向けて積極的に進めてまいりたいと思っております。

次に、みなまた環境まちづくり研究会の進捗状況についてお答えします。

本研究会は、本市がこれまで培ってきた環境に関するノウハウを生かし、地元の産業振興、雇用創出など、今後、地域経済の活性化を図るために調査、研究を行い、提案していただくことを目的に設立いたしました。

本研究会の組織構成につきましては、エネルギー、産業と教育・研究機関、そして生活・観光の3つの分科会と、その分科会から代表する委員が参加する全体研究会で構成をしております。具体的には、環境産業等を軸とした先進的なまちづくりと地域活性化を進める全体構想をまとめるとともに、具体的なプロジェクトとそれを実現させるためのアクションプランを導くこととなります。

本研究会の進捗状況につきましては、去る10月25日にこの全体研究会とエネルギー・産業分科会をもやい館におきまして開催したところです。次回の分科会につきましては、来週でございますが、来る12月14日に3つの分科会を開催する予定でございます。

また、前回の全体研究会において、市民の意見を聞く場を設けてほしいとの御意見がありましたので、それを受け、前日の12月13日午後7時より、もやい館3階のもやいホールにて、皆さんの御意見をお伺いする場所を設けたいと考えております。これにつきましては、12月1日号の市報にもお知らせして掲載しておりますので、議員の皆様方にもぜひ御参加いただき、御意見や御

提案をいただきたいと思っところす。

次に、水俣の貴重な財産である湯の児、湯の鶴の観光業の再生が一番大事なときに来ているが、今後どうするのかとの御質問にお答えします。

湯の児・湯の鶴温泉は、御承知のとおり、宿泊客の減少に歯どめがかからず、非常に厳しい状況であります。水俣市にとって貴重な観光資源であり、旅館を初め、観光業の方々が元気を取り戻すようにさまざまな対策を講じていかなければならないと考えております。

まずは地元の生の声を直接聞きたいと思ひ、9月に湯の児の旅館経営者の皆さんと直接意見を交換させていただきましたが、旅館をどうにか存続させていきたいとの熱い思いを聞かせていただいたところでございます。これまで料理やおもてなしなどの改善のために旅館に対しておもてなし研修等を行ってまいりましたが、今後は根本的に旅館経営の健全化について行政も一緒になって考えていかなければならない時期に来ていると痛感いたしております。

本市において、これまで旅行雑誌、新聞、折り込みチラシ等を活用して、湯の児・湯の鶴温泉を初め、観光イベントなどの情報発信をしておりますが、まだまだ水俣の観光地としての周知が十分できていないと感じており、現在、新たな観光用ホームページや観光パンフレットの作成などの作業を進めているところであり、年度内には完成をいたします。

まずは観光客をふやすには、新たな観光客に観光地としての水俣を知っていただき、そして訪れていただき、宿泊につなげていきたいと考えており、エコパーク水俣、バラ園や中尾山公園の整備など、魅力ある施設整備を図っているところでありす。

また、各種イベントについてもこれまでの取り組みを検証し、新幹線全線開業に合わせ、例えばJRとみなまた観光物産協会がタイアップして、桜の時期実施しております湯の児ウオークの充実や湯の児海上花火大会の拡充など、市外からも多くの観光客を呼び込めるような施策を実施してまいりたいと考えております。

現在、湯の児地域は観光振興計画を策定中であり、湯の児児童公園や湯の児島公園の整備、温泉街の整備などを早急に行っていく予定にしております。

湯の鶴地域は、本年3月に策定しました湯の鶴観光振興計画の早期実現に向け、例えば温泉街に見合った県道のカラー舗装、旧湯の鶴旅館の再整備、案内サインの整備、湯出七滝の整備、温泉街の雰囲気づくりなど、地元を初め県などの関係機関とも検討を重ねているところであり、その一環として今年度は湯の鶴ほたる橋の塗りかえ及び照明工事を行い、12月1日に渡り初め式を行ったところでありす。

今後の温泉街の整備については、集客効果が見込めるような整備を早急に実施してまいりたいと考えております。また、観光客に宿泊先として選んでいただけるよう、行政としてスピード感を持って取り組んでいかなければなりません。来年の3月、九州新幹線全線開業は水俣を売り込

む絶好の機会でありますので、みなまた観光物産協会を初め、観光業にかかわる方々とも十分話し合いを行い、温泉街の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、チッソが新たに新規事業をスタートすることに関して、今後の市の支援体制はどのようにするかについてお答えします。

新聞等でも報道されておりますが、チッソは本年9月にドイツの化学メーカー、エイチ・シー・スタルク社と合併会社のシー・エス・エナジー・マテリアルズ株式会社を設立し、今後、電気自動車やハイブリッド車などへの需要が期待されるリチウムイオン二次電池正極材の製造、販売並びに研究開発を推進する計画をされております。来年早々には、チッソ水俣製造所内を製造拠点として、年産1,000トンの生産能力を有する製造設備の建設に着手し、平成24年初頭に完成予定とお聞きしております。

市におきましても、新事業が開始されることで、地域経済の活性化や雇用創出につながるもので、感謝するとともに、大きな期待を寄せているところでございますので、積極的に支援をさせていただきますたいと思っております。

具体的には、設備投資に係る国の補助金申請への協力支援はもとより、水俣市企業立地条例による固定資産税の課税免除などの支援を行う予定でございますが、このほかにも市として支援できることにつきましては、御相談を受けながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 ありがとうございます。

さきの新聞を見ますと、少子高齢化が進みまして、65歳以上の方が4人に1人になっていると。そういう中で、今年度、就職の内定率が57.6%ということで、非常に厳しい最悪の状態になっていると。そういう中で、結婚適齢期の20歳から39歳、この方たちが結婚できるかどうかという形での結婚したかどうかということですけど、正社員の方だと51%は結婚されると、非正規社員の人は17%ということで、先ほども市長が言われたように非常に厳しい状況なんですけど、そういう中で、9月の議会のときに私も質問させていただきましたけど、その中で市長のほうから即効性のある雇用対策は企業誘致であるという、これはもう言われるとおりだとは思いますが、そういう中で、やっぱり少子高齢化は水俣も一緒なんですけど、やっぱり雇用をまずどうするかという形が一番大きな問題ではないかと。

いろいろ9月議会の議事録を見せていただいたときにも、市長のほうはいろいろ企業訪問をされたりとか、それなりにやっておるということですけども、今、第5次水俣市総合計画というのが平成22年から平成25年まで一応第1期ということで、これが今進められているわけですけど、その中に企業誘致ということで、平成22年度は全然書いてないんですけど、平成25年度に2社で雇用人数は25名と。あと、エコタウン立地企業というところを見ても同じように書いてあ

ったんですけど、そこは平成22年度は7社企業がありますと、雇用者が155名と、25年度はトータルして180名になるというふうな書き方をしてあったんですけど、ここで1つ質問なんですけど、この2社というのはどういう事業を計画される予定なのか、教えていただきたいと。

もう一つ、2つ目としては、一時期、竹バイオマス事業というのは途中ちょっと中座というか、なったんですけど、再度またチツソのほうを中心に進めるという形で話が進んでいるということなんですけど、その中で、ものをつくるのはチツソ側でやるということなんですけど、竹の原料としての調達は行政のほうでやるというふうな話をちょっと聞いたんですけど、その辺はどのようなふうになっているのか、わかる範囲で教えていただきたいと。

あと3つ目としまして、蛍光管のリサイクルの話が出まして、今現在は12名の雇用があって蛍光灯の販売をしているということなんですけれども、今の市長のお話からすると、県知事の認可待ちという形で、来年の2月ぐらいには、これは水銀の回収事業化が来年2月ということですね、ということなんですけれども、リサイクルするための機器が何か聞くところによると3億円ぐらいかかると。水俣市としても、それなりのやっぱり負担金といいますが、そういうのを出さねばいかんというようなちょっと話を聞いたんですけど、これが産業団地というのは非常に企業として大分減ってきておるという中で、また産業団地ではこれがずっと続いてくれるという事業であってほしいと思うんですけど、その辺を含めたところで将来的に大丈夫なのか、教えていただきたいと。

それとあと、福祉型の農業事業ということで今、市長から説明いただきました。私も11月30日に地元の説明会に行かせていただきまして、今、市長が言われたように、地元の人思い出のあるところではあるけれども、ある障がい者のお子さんをお持ちのお母さんがぜひやっていただきたいと。やっぱり障がい者と健常者である高齢者が一緒に働ける場というのは、お互いにやっぱりプラスの面が出るのではないかと。

それと、要するに今のまま廃校という形で、市民のコミュニケーションの場にはなっておると思うんですけども、市有財産として利益として全く入ってこないという中からすると、やっぱりこういうふうなきっかけをつくって、やり方次第では採算がとれるような健常者も一緒に働けるような事業に発展していただきたいというふうに思うんですけども、1つこれは大川議員も言われたんですけど、その中で行政として田上部長も来られてはおったんですけど、行政としての発言がいまいちやる気が見えなくて、本当にやる気があるのかなと。

今、市長のほうは、きちんと積極的に進めるということで安心はしてますけど、市長の部下である田上部長は何か元気がないというか、余り何か、普通は行政の主導で開いたわけですから、行政のほうがいりいり説明して事業に関してはセンコーさんが説明するというのでいいと思うんですけど、何かほとんどセンコーさんのほうで説明されて、田上部長も何か言ってもらえんか

など思っていたんですけど、何かその辺がやっぱり行政のやる気を出さないことには、地元の市民の方も安心して任せられないという感じを持たれると思いますので、ここは要望ということですが、先ほど宮本市長も言われましたので、いろいろ事情があってということと言われましたけれども、もっと積極的にこういうお話があったときは進めて、市民の方が納得されるというふうな形で進められるようお願いをしたいと。

あと4番目として、みなまた環境まちづくり研究会ということで、最終的には2月の宮本市長の選挙のときのマニフェストに小水力発電の実現化という形でうたっておられたわけですが、今そのこの駐車場でも、先のほうに小水力という形で一応テストケースで実証実験ということをしておるんですけども、要するに、これが23年以降、事業化に結ぶためのステップとしてどういうふうな状況に今後なっていくのか。最終的に小水力発電の実現がいつごろにできる予定なのかを教えていただきたいと。

それとあと、湯の児、湯の鶴の話なんですけれども、先ほど田上部長からもバラとかコンサート、花火大会とかそういう意味で、市長も言われましたようにJRとか観光協会と一緒にやっていきたいということですが、これもちょっと新聞に書いてあったんですけども、大分県の九重町の大つり橋といいますか、あそこはもう600万人を突破したということで、一応、建設費は九重町のほうで補助金なしで20億円で作ったけれども、もう回収をしたと。今後はプラスになって非常に町としては収入がふえるということで、やり方一つだと思うんですけど、その中で、来年の2011年のこれはねりんピックというのがあるって、熊本で10月15日から18日の間でねりんピックが開催されると。これは2年に1回ずつの割合で全国あちこちやられておるんですけど、今回は熊本に来るという中で、いろいろ会場を割り振って、いろいろゲートボールとか大会があるみたいですけど、水俣だけが何も書いてないと。やっぱりこれは全国から人が来ると。湯の児、湯の鶴という私も先ほどから言っていましたように非常に貴重な財産がある中で、なぜ全国大会のレベルのこういういいチャンスを生かせなかったのかというのが非常に残念なわけですよ。だから、その辺が何でこういう話に乗れなかったのか教えていただきたいというふうに思います。

それと、平成22年度の一般会計補正予算の中で商工費の中なんですけど、湯の鶴旅館利活用調査業務委託料189万円、2番として、広告料観光特別番組放映料他190万円ということで補正にのっておるんですけど、先ほど市長が言われたこととの関連があるとは思いますが、これはちょっと具体的にどういうことをされるのか、教えていただきたいと。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。



○市長（宮本勝彬君）　まず第1点でございますけれども、総合計画の中に2社25名というような数でございますけれども、これはあくまでも計画の段階でございますので、それに向かって努力をしていくということです。現在、さっき答弁でも申し上げましたけれども、具体的な話ではございませんが、環境関連のことで、立地条件はどうなっているのかとか、支援状況はどうなのかというような問い合わせは来ております。そういった状況でございます。

それから、竹のことについてでございますけれども、この件につきましては、今、チッソさんが主体となって中心になって進めていただいております。当然、私ども市としてもお手伝いをすることになりますが、竹の調達は私どものほうでやるということに今、話が進んでいるところでございます。

それから、蛍光管のことでございますけれども、この会社につきましては、私も個人的に熊本に会社がございますので、実際見に参りまして、いろいろ調べさせていただいたんですけれども、そういう状況の中で、まだ今のところ手続がなかなかおくれとられるというような状況がございますので、そういったものも十分見きわめながら進めさせていただきたいと思っております。

それから、福祉農業のセンコーさんのお話でございますけれども、今、議員御指摘のとおり、高齢者の方々あるいは障がい者の方々が多岐本市の状況からしますと、ぜひやらなければならないと思っておりますし、田上部長もやる気を持っておりますので、ちょっと表情がああいう表情をしておりますから、やる気が見えないのかもしれませんが、十分やる気は持っておりますので、安心していただければと思います。ぜひ我々も積極的に進めてまいりたいと思っております。

それから、小水力の実現化でございますけれども、今、実証実験をさせていただいているところでございますけれども、今後いつごろということは、来年には方向性をきちっと決めていきたいと思っております。

それから、ねんりんピックの全国大会のことでございますけれども、この場合、県体とからみましたものですから、なかなかできなかったということでございます。

○議長（松本和幸君）　田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君）　廃校を利用した福祉型農業ということで、やる気がないと御指摘いただいたんですけれども、この事業につきましては地域と一緒にやりたいということで、センコーさんが水俣が創業ということで、ぜひ2号店を水俣にという非常に強い要望がございまして、なかなか学校自体が非常に新しかったので、地域の理解が得られるかなということを心配していたんですけれども、先月の説明会で大方了解を得られましたので、ぜひ積極的にやっていきたいと思っております。これは本当に障がい者、高齢者も雇用できるということで、本当に水俣市にとって

理想的な事業展開ができると思いますので、ぜひこれから契約というか、誘致に向けて頑張っていきたいと思います。

それと、湯の鶴に関しての事業ですけど、今回、補正で計上させていただいているのは、旧湯の鶴旅館ですね、これについて、今後、市民、いろんな観光客の方たちが憩って集っていただくような施設にしたいと思っておりますので、基本的な経費としては耐震診断と改装の設計を今回要望しているところでございます。それと、その他の経費につきましては、テレビのコマーシャルとか、九州一円にいろんなことで情報提供をしていこうということで、湯の児、湯の鶴、バラ園の九州の中のテレビ放送とか広告とかということで考えております。これは、新幹線を利用していくときに、なかなか情報が伝えられないというのが今まで市のネックでございましたので、ぜひそういうメディアを利用したところの展開を今年度、来年度に向けて頑張っていければと思っております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 では、3回目の質問をさせていただきます。

1つは、この蛍光管リサイクル企業という、これは非常に私としては不安なところがあって、今、来年の2月の予定でということですけど、これは間違いなく実現するのでしょうか。これを1つ質問したいと思います。

それと、今、チッソの新事業への今後の支援ということで、一生懸命積極的な応援をしていきたいという市長のほうの答弁をいただいたんですけども、11月30日の熊日新聞の市長のインタビューの中で、まちづくりにおいて、チッソの顔が見えないという声を聞くというそういう発言の新聞記事があったわけですけども、先ほど大川議員も言っていただきましたけど、いろいろスポーツ大会とかいろんなものに要するにチッソの社員等も積極的に参加して、それとチッソ杯とかいろいろ地域貢献という前提でやっているわけです。いろいろ湯の児のチェリーラインの掃除とか、それはもう我々は会社を挙げて一生懸命協力できるところはやろうという形でしてあるわけですけども、そういう中で、チッソの顔が見えないというのは、私としてはちょっと理解できないものですから、宮本市長のこういう発言が公でされているということで、これはどういふことなのかをちょっと3回目の質問で教えていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、どういう蛍光管のリサイクル企業の今後実現するのかというような御質問でございますけれども、今後十分、資金源でちょっと苦労なさっているような状況でございますので、資金源の部分のしっかり様子を見ながら進めてまいりたいと思っております。

それから次に、チッソの地域への貢献というようなことでということでございますけれども、

ある市民の声をお聞きしながら、幾つかお聞きしながらそういうような発言をしたところでございますけれども、今、議員がおっしゃいましたように、非常に私、漠然とした言い方をするかもしれませんが、さらなるもやい直しということを議員が御指摘されましたけれども、私も全くそのことは同感でございます、考えております。

水俣病の解決につきましては、いつも思っていることなんですけれども、やはり患者補償、これが一番だろうと思いますし、それに含めて地域振興、あわせて、やっぱり心のもやいといいいますか、心の支え合い、そういったものがセットになってこれが進んでいかないと、私は真の解決には至らないのではないかなと常日ごろそのように思っております。

非常に漠然とした言い方で、途方もなく難しいような状況だと思うんですけれども、これまでの歴史を見て、やはり本当に心をお互いに添えてやっていかなければ、この問題は解決しないのではないかなというような思いもすることがございます。要は、お互いに相手の痛みとありますが、相手の立場とありますが、そういったものを本当にお互いが理解し合って、それを乗り越える努力を水俣はしていかなければならないのではないかと、私はそれが足りないのではないかなとそんなふうに思っております。

非常に生意気な言い方かもしれませんが、お互いに自分さえよければいいというような気持ちをやっぱり乗り越える努力をそれぞれがしていかなければならないのではないかな、それを乗り越えたときに、本当に真の水俣の豊かさというんですか、真の水俣の元気というのが出てくるのではないかなと思っております。

したがって、お互いにそういう意味で歩み寄りをしながら、心を一つにしながら、水俣の今後の明るい将来に向けて努力していかなければならない。大変難しいことだと思いますが、あえて挑戦していかなければならない。そういう思いで今後も取り組んでまいりたいと思っております。そういうことから、受けるところはお互いにしっかり受けとめながら進めていくべきだろうと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 次に、行財政改革について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、行財政改革について順次お答えいたします。

まず、待遇マニュアルの職員への周知徹底及び検証確認はどうされるかについてお答えいたします。

待遇マニュアルにつきましては、9月議会において、塩崎議員にお答えしているところですが、先般、見直しを終了し、全職員に1部ずつ配付し、活用を周知したところです。

総務課では、ほかの部署に先行して朝礼において待遇マニュアルを読み上げながら、待遇に対

する職員の意識向上を図っているところです。今後は各課の朝礼やミーティングで活用するよう各所属長に周知し、職員への周知徹底を図っていきたいと考えております。

また、課長会議などを通して活用状況を確認しながら、活用されていない部署や所属職員への周知が行われていない部署については随時指導を行い、職員一人一人の接遇に対する意識の浸透に努めてまいりたいと考えております。

次に、接遇研修を実施されているが、具体的内容と効果はどうだったのかとの御質問にお答えします。

接遇研修につきましては、熊本県市町村職員研修協議会の開催するサービス向上研修とクレーム対応研修に職員を派遣しております。

サービス向上研修は、住民が満足する接客、初めの印象を大切に、住民の伝えたいことを理解するなどをテーマにグループで検証し、その後、実践して改善点を指摘するという内容のもので、クレーム対応研修は、対応の基本と技術に基づき講義が行われた後、グループによる実習を行います。このほかに、NTT西日本によるビジネスマナー実践教室に職員を派遣しておりますが、その内容は、心のあり方、身だしなみと明るい表情などの講義の合間にグループや講師と実際の職場でのやりとりを通して問題点を見つけ、改善に向けて意見を交換するというものです。

次に、その効果ですが、研修を受けた職員が各自の職場に持ち帰り、復講し実践することで、周囲の職員に波及していくことを期待いたしております。少しずつですが、職員の意識も改善されてきていると感じております。職員みずからが接遇の大切さに気づき、実践できるよう今後も引き続き研修に派遣するとともに、庁内等での接遇研修を充実させてまいりたいと思います。

次に、職員駐車場は市有財産と認識しているが、有料化する考えはないかとの御質問にお答えします。

市は職員が業務に専念し、効率的に公務を行うために職員の就労環境を整える必要があり、公共交通機関が発達していない当市においては、職員の通勤のための駐車場、駐輪場を確保しております。

市の駐車場は、庁舎前駐車場が64台、公用車もとめてあります庁舎裏駐車場93台、医療センターの職員も使用している島巡り駐車場は86台あります。職員駐車場に関しましては、使用制限は設けておりませんので、庁舎前駐車場と同様に一般の方が駐車されることが可能であり、記念式典、集会、運動会等のイベントの際に使用していただいております。

有料化とするためには、さくや自動開閉機などで管理しなければなりません。庁舎裏駐車場は一部が里道となっているため、市役所側と牧ノ内側との通り抜けができる状態を保たなければなりません。また、通学路ともなっており、閉鎖することはできません。閉鎖せずに管理すると、人員配置などの管理費がかかります。費用対効果を考えると、財源確保にはつながらないと思わ

れますので、現在のところ、有料化については考えておりません。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 ありがとうございます。では、2回目の質問をさせていただきます。

一応、接遇マニュアルは前回は見直し中ということで、今回は職員にも配付をしましたと。これは、内容的にはちょっとようわからんとですけど、接遇という言葉をいろいろ調べてみますと、もてなすこと、応接することという意味なんですね。要するに、相手、市民なんですけど、不快にさせてはいけない、これは基本ですよ。

そういう中でいろいろ聞いたところによると、まず2階の市民課で高齢者の方が何か手続に来られたと。その職員の方は、最初は丁寧に教えよったけれども、高齢者の方が余り理解されないみたいだから、ついその職員の方はいらついたのかどうかはわかりませんが、非常に高齢者の方が嫌な思いをしたということを知りわけですね。それともう一つ、これは夏、ことしの夏は非常に暑かったんですけども、一応エコということで、いろいろエコ条件28度とかそういう形で庁舎内は調整してあると思うんですけど、たまたまその方は歩いてこられて入ってきて、もうだくだくで非常にまだ暑さを感じたと。それで、もう行かんと、役所には行かんとというふうな発言もされた。ということは、やっぱり確かにエコは大事だと思うんですけど、ではもう行政の目的としては、市民へのサービス向上となると、やはり職員が上着1枚を重ね着しても、やっぱりそういう方たちが嫌な思いをしないような、そういうふうなエコも必要なんですけど、まずやっぱりそういう市民の思いというか、その辺は大事ではないかなと思うわけですよ。そういうふうな状況は、例えば上司の方は理解されているのか。

一応、もう私は前から言っていますし、ほかの議員の方も言われているんですけど、民間の銀行あたりに行けば、常に入り口側を向いておるわけですね。常に向いているわけですね。ところが、役所の場合は通路に向かって横向きという形で、それが非常に前から気になっておるわけですね。それで本当に市民と目が合うのか。要するに、この水俣市の第4次行財政改革大綱の実施計画、具体的事項、その意識改革の職員の意識改革というところで取り組み内容を書いてあるんですけど、職員の接遇向上、あいさつ、身だしなみ、整理整頓、この職員の接遇向上のため、接遇マニュアルをもとに全庁的な運動として実施しますと。

私は、このマニュアルは確かにきちんとしたものかもしらんとおもいますが、では、それは果たして要するに末端の職員の方々にまできちっと周知できる、周知した、だれが確認するのか。ふだんの行動は、ふだん毎日行われるそういう事務作業の中で、市民の方がそういう不快な思いをしているというのが上司としてだれが理解されているのか。それが例えば宮本市長のところまで来ているのか。宮本市長の場合は、市長への手紙という形でいろいろ市民から直接来ていると思うんですけど、その内容はどげんか教えてもらえんかと議会事務局へ聞いたけれど、それはだ

めだということだったんですけど、そういうところも含めたところで、本当に意識改革をする気があるのかなと。もうこれ、第4次ですよ、第4次。そのことについて1つですね。

あと、職員の提案制度の活用ということで、職員のやる気と職場の活性化、業務改善と自己啓発を推進するため、職員提案制度を活用しますと。では、この提案制度がありますと。では、どういう提案があって、それはどういう生かし方をされたのか、その辺がもしわかれば、教えていただきたいと思います。

それと、今3番目としてですけど、接遇研修には行かれたと。いろいろ専門家の教育を受けていったということですけど、これはやっぱり全員が全員行かれるというわけではないから、そういう中から費用対効果という意味からして、では研修に行かれた方がその研修内容を自分のものとして理解した上で、自分の周りの人に本当に教育をされているのか。その教育をされたかどうかというのは上司として確認をされているのか、教えていただきたいと。

あと4番目としては、駐車場の件ですけど、例えば元給食センターの跡が今は駐車場になっています。あそこは要するに、もやい館とか文化会館とかそういうところでいろいろあったときに、とめに来たけれどもとめられんということで、職員の方がとめられておると思うんですけど、そういう状況でずっと職員の専用駐車場と。今、吉本部長のほうは、要するにそういうふうな区画はできないということだったんですけども、そういう状況で、職員の方々が職員駐車場なんですよという意識があつたとめると。市民の方も市民の駐車場だと思ってとめるという中で、やはりどっちが優先かといったときに、やっぱり市民の方がとめやすい状態にしておく必要がまずあるのではないかなと。あと、費用対効果という話をしましたけど、要するに給食センター跡地というのは、取り壊しなんかをするまでには、駐車場整備をするのにも、やっぱり市の財政のお金が使われているという意味からすれば、その辺は少しそれを考えていく必要があるのではないかなと。

今、市町村で有料化というところは今のところは余りないんですけど、沖縄の浦添市は2008年度から有料化しているということで、これは幼稚園関係、小・中学校、市庁舎、消防庁舎と。車が一月5,000円と、オートバイが一月1,000円という形で徴収をしていますと。これはいろいろ議会で一応可決されたということで、その辺は職員組合とのいろいろあったと思うんですけど、今すぐそういうことをやれということではなくて、やっぱり今はそういうことを考える時期に来ているのではないかなと。だから、先ほど私も言いましたように、官と民の賃金格差が広がる中で、その辺はやっぱり行政として自助努力というか、できるところは進めていく必要があると思いますけど、その辺をひとつどう思われるか、質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） まず第1点目ですけども、市民の方が市役所に来られて、特に

高齢の方々ということでございますけれども、不快な思いをされたということでございます。

常々、私どもは接遇マニュアルというか、接遇については非常に強い意識を持っておりまして、例えばとにかく自分の服装にしても、自分の服装が相手の方にとって失礼に当たらないか、あるいはどのように受けとめられているのかというのを常に意識しないといけないのかなということ、職員にはそのように言っているところですが、今回不快を与えてしまったのではないかなという点については反省をいたしておりますし、その服装についても、非常にやっぱりそういった来られる方々にどう見られるのかというのを常に意識する必要があると。そういった意味での意識改革、これは行政の何と申しますか、日常的な非常に懸案事項であると。どの時代、どの時代に至りまして、その問題は解決がつくものではないということで、今後とも引き続き意識を持って、その辺の改革には努力してまいりたいと考えております。

それと、机の配置につきましてですけども、ここの庁舎の構造そのものが非常に狭隘ということもございまして、場所によっては書類が非常に片づけないといけないところもございまして、山積したり、山積みになっていたりしているところもありますので、構造的な面は仕方ないとしたしましても、改善しながら幾らかでもスペースを確保していくということで、そういった意味で、その職場職場に来られる市民の方々に無礼を与えないようなことで、今後とも庁内検討を進めてまいりたいというぐあいに考えております。

それから、職員の提案制度ですけども、これもちょっと以前の質問でお答えいたしました、かなり昔から導入はされております。そういった意味で、提案というか、ものを提案するという形では、今のところ、なかなか活用がそんなになされていないというのが実情でございますけれども、庁内での朝礼とかあるいは庁議後の課内会議において、幾つかそういった提案があれば、積極的に出していただきたいということは申しておりますし、幾つか職員みずからが改善しようという部分も出てきたかに思いますけれども、まだ徹底されていないというのが実情かなと思っております。

それから、研修を受けても、そのままでは個人的な理解の程度に終わってしまうのではないかとということでございますけれども、上司として、それがどのように研修が効果的に生かされているかということを確認してはいませんけれども、最初お答えいたしましたように、研修に行った後に復講をさせるとか、例えば職員同士で、その研修の内容を一度こういう研修だったということで、お互いにもう1回復講してそれを確認し合うと、そういうことはやりたいと思います。今現在のところ、研修に行ってきたということで、それを復命という形だけで庁内で回覧しているケースが非常に多いということで、全職員に広めてというところまで行っていませんので、その辺をもう1回確かなものにしていきたいというぐあいに考えます。

それから、給食センターの職員駐車場の件ですが、基本的にあそこも市民のほうに開放いたし

ております。どんどんいろんな、例えば保健センターのほうでいろんな検査とかそういうので利用される場合、事前に通知があれば、そこを開放するようにということで、市民の方に開放するようにということで申し伝えてございますし、市民の方も自由に使っていただけるということでございます。

ただ、これは職員の通勤自体が非常に車で通っておられる職員の方々も非常に多いわけで、根本的にCO<sub>2</sub>削減に取り組むということで市も言っておりますので、自動車通勤をできるだけ自転車とかそういったものに切りかえていく努力をこれからも引き続き促していきたいと。そうすることによって、市民の駐車スペースが確保されるということで、もっとそういった面から職員に通知をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 では、3回目の質問をさせていただきます。

1つは、今、吉本部長の答弁の中にもありました職員提案制度、私が考える提案制度というのは、例えば作業をしていますと、こういうふうな不便なところがあって、こう変えますと。要するに、作業の効率アップとか安全性向上とか、そういう民間の場合はあるわけですがけれども、行政の場合は市民サービスという前提からすれば、先ほど言いましたようなことは二度とないような形での提案というのはあってしかるべきかなと。

今の吉本部長の答弁だと、何かその辺がまだそこまで突き詰めてというか、突っ込んでないような話ですね、具体的なそういうのがないということですけど、それは例えば1つ聞きたいのは、具体的なやつがあれば1つ教えていただきたいというふうに思います。それと、ここの駐車場の件に関しては、確認というか、一応やるつもりはないということでいいのかどうか、その2点お願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 職員の提案制度について、市民サービス改善の視点から何か提案というのが具体的にはどういうものがあつたのかということですが、具体的には提案という形ではあっておりませんが、例えば市民課のほうに来られた方が税務の関係での相談というか、手続に来られていまして、市民課で若干その対応が悪かったというか、そういう事例がございまして、その問題を市民課だけの問題にするのではなくて、例えば税務課でもこういう可能性があるのではないかということで、どう改善していくのか、そういった関係部署間での例えば話し合いであるとか、そういうチェックを行っている。

かねて私も思うんですが、成功している事例というのは非常にそれでよしいんですけども、失敗した事例ですね、まずかった事例、それをどう教訓化していくのかというのが、やはり私たちに問われているのではないかなと思います。だから、提案という形ではないかもしれませんが



れども、そこに問題があったときに、それを問題として見過ごすのではなくて、お互いにやっぱりこの点がまずいのではないかとということで確認し合うそういった作業をやらなければいけないというぐあいに思っております。

それから、職員駐車場の有料化についてでございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたとおり、いろんな市民のサービス向上につながるように、そういったスペースを確保するということが大事なことでございます。ただ、管理する開閉機であるとか、人を配置するであるとか、あるいは一部には非常に里道として共有されておまして、使用に制限がかかるとかそういったこともございます。土地の形状であるとか、場所場所にもよりますでしょうけど、今のところ、有料化については考えておりません。

○議長（松本和幸君） 次に、消防団について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、消防団についてお答えします。

まず、9月議会以降、見直し状況はどうなっているのかについてお答えします。

水俣市消防団員の報酬、出動手当については、県内14市の状況を調査いたしましたが、高いところもあれば、低いところもありという状況で、単純な比較では難しいものがございます。現在、平成23年度の当初予算を編成中ではありますが、消防団員の報酬等の改定については、財政課との協議、また消防団本部の話を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

次に、安全な活動推進のためには装備品の充実が必要と思うが、今後の対策は考えているのかについてお答えします。

現在、消防団員の装備については、入団時にヘルメット、それからアポロキャップ、作業服、はっぴ、ベルト、半長靴を貸与しております。また、その後の装備の更新についても、各部から物品購入注文書を提出してもらい、その要求に応じて予算の状況等を見ながら更新を行っているところです。平成20年度からヘルメットの更新、また半長靴についても踏み抜き防止用の靴底を配布し、現在の半長靴に装着して安全の強化に努めております。

次に、消防団員希望者が減少する中、企業の理解が不可欠であると思うが、企業への優遇措置等は考えていないのかについてお答えします。

本市においても、消防団員の約7割が企業等の被雇用者であり、それらの企業等の消防団活動への理解は必要であると思っております。平成23年度からの水俣市工事入札参加者資格審査において、消防団員雇用の状況という項目を設け、消防団員を有している業者については審査が有利になるようにしております。また、来年度に向け、消防団員を雇用している主な企業等に文書で協力依頼をし、少しでも安心して消防活動ができるようにしていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 では、2回目の質問をさせていただきます。

壇上で私が宣誓書をちょっと読ませていただきました。読んで字のごとくというか、非常に重たい文章ですね。その辺は、やっぱり行政としてももうちょっと理解をしていただきたいなど。前回、私も出勤費の件で、出水が5,000円と、水俣は1,100円ということで、何とかしてもらえないかという形で見直しをしますということだったんですけど、今、吉本部長のほうからは具体的なそういう数字が出てこなかったということですけど、23年度の一般会計の中に、例えば1,100円を2,100円とかそういうふうな考えで予算化するおつもりはないのか、1点ですね。

それとあと、備品関係ですけど、私もいろいろ近隣、出水、伊佐、芦北、津奈木、その辺の情報をちょっと調べてみました。一応、備品に関しては、今、半長靴の話もありましたけれども、ほとんど編み上げ靴に変えつつあると。非常に長靴とか半長靴だと安全上、非常に問題があるということで、近隣は編み上げ靴に変えています。いろいろ予算の関係とかそれも踏まえてあると思うんですけど、水俣の場合も靴関係は編み上げ靴に変えていただく、23年度予算に計上していただけるかどうか、その2点をお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 2回目の質問でございますが、いずれにつきましても、議員が申されますとおり、非常に消防団員の処遇であるとか備品につきましては、非常に重要な案件であるということで受けとめております。先ほど来申しますとおり、今現在、23年度の予算の積み上げをやりまして、この後、査定に入っていくわけでございますが、そういった御意見があったということも踏まえて検討してまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 ありがとうございます。

あとは宮本市長に要望ですけど、12月の市報を読ませていただきました。春夏秋冬ですね。どこか出張に行かれて落語を見る機会があったということで、終わった後、電車の中でたまたま偶然に会われたと。そこが偶然に会われるのも、偶然もちょっとあれですけど、それ以上に声をかけた。最後には、水俣に来てもらえんかという話をしたということで、非常に積極的というか、ずうずうしいというか、その辺を要望として、やっぱり行政の中で宮本市長の思っていることを積極的に進めていただきたいと、これを要望にして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松本和幸君） 以上で、塩崎信介議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前 9 時30分に繰り上げて開きます。  
本日はこれで散会します。

午後 2 時38分 散会

平成22年12月8日

平成22年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

# 平成22年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成22年12月8日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時37分 散会

（出席議員） 18人

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君  | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田斉君  |
| 大川末長君 | 西田弘志君  | 中村幸治君 |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君  | 淵上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君  | 田中功君  |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君  | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|              |             |
|--------------|-------------|
| 事務局次長（牛迫秀基君） | 議長（松永伸二君）   |
| 総務係長（岡本広志君）  | 議事係長（深水初代君） |
| 書記（淵上大輔君）    |             |

（説明のため出席した者） 14人

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 市長（宮本勝彬君）           | 副市長（森近君）         |
| 総務企画部長（吉本哲裕君）       | 福祉環境部長（中田和哉君）    |
| 産業建設部長（田上和俊君）       | 総務企画部次長（浦清志君）    |
| 福祉環境部次長（本山祐二君）      | 産業建設部次長（上村彰君）    |
| 総合医療センター事務次長（田畑孝次君） | 水道局長（本山浩二君）      |
| 教育長（葦浦博行君）          | 教育次長（浦下治君）       |
| 総務企画部総務課長（松本幹雄君）    | 総務企画部財政課長（淵上茂樹君） |

---

議事日程 第3号

平成22年12月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 1 緒方誠也君  | 1 特措法による水俣病解決問題について           |
|          | 2 学校現場の現状について                 |
|          | 3 長崎川の汚染について                  |
|          | 4 教育会館問題について                  |
|          | 5 公契約について                     |
| 2 野中重男君  | 1 水俣病に関する特別措置法とチッソの事業再編計画について |
|          | 2 水俣市内の水銀、ダイオキシン類の汚染について      |
|          | 3 環境省主導のみなまた環境まちづくり研究会について    |
|          | 4 水俣城の発掘調査について                |
| 3 川上紗智子君 | 1 簡易水道と上水道の統合計画について           |
|          | 2 牧ノ内市営住宅建て替え問題について           |
|          | 3 子ども・子育て新システムについて            |
|          | 4 介護保険と高齢者施策について              |
|          | 5 安心安全の食糧確保と水俣農業の振興について       |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 おはようございます。

無限21議員団の緒方です。

通告に従い、質問いたします。

国際的には中国の東南アジア沖縄近海での領土・領海に絡む報道が目立ち、北朝鮮による韓国領土への発砲事件、軍事演習と東アジアは緊張感を高めています。

国会においては、政府の外交面での頼りなさが見えるし、野党の短絡的な品位の低いやじが飛び交う国会に愛想を尽かしたくなります。しっかりせよ、政府・国会と言いたい。我々市議会も地方議会不要論が出る今日、地方議会の必要性を市民に理解してもらうために、議会改革特別委員会では議会基本条例の制定に向け取り組んでいます。

国・地方自治体ともども閉塞感漂う中で、いかにして元気の出る水俣をつくるか、宮本市長の手腕に期待しながら質問に入ります。

まず、特措法による水俣病解決問題について。

- 、チッソ事業再編計画について市長の評価は。
- 、残された問題点をどのように認識されていますか。
- 、事業再編を考える会の意見等を聞いての感想は。
- 、22年4月16日の閣議決定特措法の救済措置の方針、参考資料によると、水俣病発生地域が、地域内外の環境人材育成を図るための拠点づくりを積極的に進めるとあるが、市長の環境大学構想とは結びつくのか、お尋ねいたします。

次に、学校現場の現状について。

- 、時間外勤務の状況、メンタルヘルス障害者の現状は。
- 、いじめの現状。
- 、フッ素洗口についての考え方は。

以上についてお尋ねします。

次に、長崎川の汚染について。

- 、現状をどう把握されているのか。
- 、管理状況をどう認識され、県・市はどう指導していますか。
- 、家畜排泄物法による規制はどうなっているのか。
- 、河川浄化に取り組む考えはないか。

以上、お尋ねいたします。

次に、教育会館問題について。

- 、話し合いの状況について。
- 、労働者福祉対策を考えるべきではないか。

以上、お尋ねいたします。

次に公契約について。

、公契約の基本的留意項目は。

、公契約条例を設置する考えはないか。お尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、特措法による水俣病解決問題については私から、学校現場の現状については教育長から、長崎川の汚染については福祉環境部長から、教育会館問題について及び公契約については総務企画部長からそれぞれお答えいたします。

まず、特措法による水俣病解決問題について、チッソの事業再編計画についての市長の評価はどうかとの御質問にお答えします。

きのうの大川議員の御質問にもお答えしましたとおり、チッソの事業再編計画に対する本市からの意見は11月2日にチッソ水俣本部に提出しております。将来、チッソが水俣から撤退するのではないとか水俣病患者等への補償はどうなるのかなど市民の不安を解消するために、また水俣病発生の原因者としての責任を最後まで全うしていただくため、意見をまとめ提出しております。その内容は6項目であり、事業再編計画の内容を見ると、被害者への謝罪や水俣での事業について設備投資や雇用の確保など具体的な数値を記入していただきましたので、おおむね評価できるものと思っています。

今後も、水俣病発生の原因者として誠意を持って患者・被害者への対応や補償を行っていただくとともに、地域貢献にも積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、残された問題点をどのように認識されているかとの御質問にお答えします。

救済申請はことし5月から始まり、現在も申請を受け付けていますが、残された水俣病に関する問題としましては、まず1つ目として、すべての被害者が特措法による申請を行っていただくような市民への広報・周知の問題や申請の受け付け期間に関する問題、2つ目が胎児性水俣病患者を初めとした高齢化する患者に対する保健福祉のレベルアップの問題、3つ目が水俣地域の経済振興に関する問題、そのほかには水俣湾埋立地等の環境保全に関する問題などさまざまな問題が残っております。これらの問題点の解決に向けて国や熊本県の力をかりながら市民、市議会、そして市が一体となって取り組んでいく必要があると強く感じております。

次に、事業再編を考える会での意見等を聞いての感想はどうかとの御質問にお答えします。



先月12日にチッソから環境大臣に事業再編計画が提出され、その内容が公表されました。その後、11月27日に環境省とチッソによる内容についての説明と意見を聞く会が開催されました。会場には多数の市民等が集まり、水俣病患者を初め地域住民が抱えている不安や問題点について多くの質問や意見が出され、終了予定時間が1時間延長されました。

出された質問や意見としましては、チッソの水俣での事業存続の問題や水俣病患者に対する今後の補償・対応などについての項目が多く、水俣病患者を初め市民の不安を実感いたしました。市民の不安を解消するためには今後も機会あるごとに説明会、意見交換会を開催していただきたいと強く感じました。

また、説明会での意見等を聞くと、チッソの水俣病患者に対する説明不足や誠意ある対応の不足を感じましたので、チッソには今後さらに誠意と責任を持って対応していただき、市民とのもやいの推進と信頼関係の構築を進めていただきたいと感じました。

次に、環境大学構想についての御質問にお答えします。

本構想につきましては、10月にスタートしました水俣環境まちづくり研究会の教育研究機関分科会において、その必要性や設置の可能性を検討していただくことにしております。環境教育機関の設置は、本市がこれまで経験の中で培ってきた環境にいいまちづくりの手法を水俣においていただく方に伝えていくことで、流動人口や定着人口がふえ、本市の活性化につながるものと考えております。今月14日に第1回が開催される本分科会では、新設大学の設置からゼミやセミナーの開催、研修の受け入れまでと、幾つかの環境教育機関の選択肢が検討されていただけのものと期待しております。

なお、本研究会以外の先生方からも環境大学構想についての御意見をお持ちの方がいらっしゃると聞いております。特に環不知火研究会で出た御意見については参考にさせていただきたいと考えております。また、市民の御意見も当然取り入れるべきと考えておりますので、1月から各地域を回る市長と語る地域懇談会の場で御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

市長の評価については、きのうの答弁と記者会見でおおむねわかりました。おおむね評価をするという答弁だったと思います。

事業計画で残された問題点として、市民への周知と広報の問題、受け付け期間の問題、それと高齢化した患者に対する保健福祉レベルのケアの問題、地域経済振興、埋立地の環境保全等ありましたけれども、解決を国・県・市、市議会一緒にやって国・県に要望しながら市、市議会と一緒にやっていくという答弁だったと思いますけれども、あくまでもここにはチッソの関与もぜひ強く求めて、一緒にやって地域振興等やっていく、あるいは患者の高齢化対策をやってい

く、そういう面では求めていっていただきたいと思います。

残された問題で、市長は報道でも環境モデル都市づくりや福祉のまちづくりのチッソや従業員の参加が具体的にされていない問題があると、あるいは地域との溝やわだかまりを解くもやい直しが相互に必要、胎児性患者を初めとして福祉の対応や地域貢献というのも報道でもされております。ぜひこういう問題では、もう少し事業再編計画を深める意味でもチッソに対して申し込みたいし、環境省に対しても話をしていただきたいと思います。

12月2日、潮谷前知事は特措法による3年以内対象者の確定期間というのは短いということも言い、全面解決のためには不知火海沿岸の環境調査と健康調査の必要性を話されています。また、除本東京経済大学教授は、潜在患者への補償とか被害者への福祉的ケアや地域社会の再生が不可欠なのに、計画からはその姿勢が感じられない。行政との協定、チッソの制約と必要性があるんじゃないかというふうに言及されております。

事業再編を考える会の意見等を聞いての感想は、市長は市民の不安を実感したと、あるいはチッソの説明不足や誠意ある対応が不足していたという答弁をいただきました。私も参加しましたが、確かに事業再編を考える会では厳しい意見が相次いだというふうに考えてます。特に患者団体からの意見、患者本人の意見は厳しく、まさに市長が話している被害者の心の救済には期限が決められないという感じを強く持ったわけであります。答弁のようにチッソの説明不足や誠意ある対応が不足していた感じがあることですから、チッソに対しても患者や地域との溝やわだかまりを解くために正面から取り組みを申し入れるとともに、市長も積極的にこの問題では動いてほしいと要望しておきます。

環境大学問題ですけれども、22年4月16日の閣議決定、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法上の救済措置の方針の参考資料、救済措置の実施とあわせて行う水俣病発生地域における地域再生振興、健康調査、環境調査等に係る施策の具体的事項について、国は関係自治体と協力し、今後も水俣病問題と真剣に向き合い、取り組むとして環境教育等の第7項では、「学校・企業・団体研修等の受け入れ、水俣病発生地域が地域内外の環境人材育成を図るための拠点となって、幅広い世代への環境教育を積極的に進めます」となっています。まさに国が中心となって積極的に進めることをうたっています。

環不知火海地域再生研究会というところがあって、4人の大学教授による構想が出ています。1つには地球環境パートナーシップスクール水俣、2つ目には水俣環境科学院大学となっていますけれども、運営形態は環境省予算で環境省と国連大学の予算でとなります。まさに加害者となった国が責任を持って事業をしている点に大きな共感を持つわけであります。内容についても水俣が目指す方向と一致していますし、国の方向とも考え方が同じであることから、市長としてもこの加害責任を認めた後の国の本気度を見せさせるためには強く国主体、国予算というのを求め

ていくべきだというふうに思います。

そこで、2回目の質問をいたします。

水俣地区の事業計画によると、水俣地区の雇用数が1,220人となっています。その内訳をどのように聞いておられるか、お尋ねをします。

次に、事業会社の株式譲渡を進めるものではありませんとありますが、どのように聞いておられるのか。

3番目に、潮谷前知事は、特措法による3年以内対象者確定は短い、全面解決のためには、不知火海沿岸の環境調査と健康調査の必要性を、除本東京経済大学教授は潜在患者への補償、被害者の福祉的ケアや地域社会での再生、行政との共生、チッソの制約の必要性に言及していますが、特措法第36条、閣議決定参考資料2、3、4との絡み、市長の事業計画での残された問題との絡みで、いかに市長は考えるか、お尋ねをいたします。また、環不知火海地域再生研究会の環境大学コースについて市長はどのように考えておられるのか。また、この構想も環境まちづくり研究会での検討案件に入っているのかどうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますが、水俣地区の従業員数の内訳がどのような状況になっているのかということですが、事業再編計画には従業員数は1,220名というぐあいに書いてあります。そこで、これはチッソの水俣本部に確認をさせていただきましたけれども、この数字は、チッソ水俣本部だけではなくて、その関連会社の従業員の方々も含めた数だということでございます、1,220名というのはですね。具体的には従業員の方が510名、そして関連会社の従業員の方が710名ということでした。

それから、2つ目の事業会社の株式譲渡を進めるものではありませんとあるが、そのことについてはどのように聞いているかということですが、今議員がおっしゃいましたように、事業会社の株式譲渡につきましては水俣病特措法の第13条において書かれています。事業会社の株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで暫時凍結するというような表現がなされております。さきにやりました県議会のほうで森田常務がおっしゃっていましたが、終了後の記者の質問に対して、紛争が解決して、そしてチッソが役割を終えてからだというように述べられております。したがって環境省の小林次官も新聞記者のインタビューに対しまして、現時点では全く検討する考えはないというような前置きも小林次官のほうも述べておられますので、そのときになってみないとわからないけれども、基本的に債務を上回る売却が得られることだと、そのように述べられております。

それから、潮谷前知事は、特措法による3年以内の対象者の確定は短いので、全面解決のため不知火海沿岸の環境調査と健康調査の必要があるのではないかということでございますけれども、環境調査につきましては、これも特措法の36条に「メチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他必要な措置を講ずるものとする」と、そのように記載をされております。水俣湾等の水質の監視等の必要性は感じておりますし、今後も当然、国や県に対して要望していかなければならないと思っております。

また、申請期間が3年という件と健康調査ということについてでございますが、これは前にも答弁をさせていただいておりますけれども、まずは水俣病の症状をお持ちの方は今回の特措法にのっとり手を挙げていただき、救済の申請をぜひ行っていただきたい。そのためにも我々は今後引き続き、市としても市民に周知を図っていききたいとそのように思っております。

それから、東京経済大学の除本教授の新聞記事によりますと、コメントとして、この事業再編計画については問題が多い計画となると述べておられます。これらの問題についてチッソの対応について何か聞いているか、またこれらの問題についてどう思うかということでございますけれども、新聞記事しか確認しておりませんので、チッソさんには、もちろん引き続き認定患者の補償あるいは公的債務の完済の企業努力を引き続き頑張っていたいただきたいというのがありますし、潜在患者への補償あるいは福祉のケア、そういったものも引き続きお願いしてまいりたいとそのように思っております。

次に、環不知火海地域再生研究会の大学構想について市長はどう思うかということでございますけれども、環不知火海地域再生研究会から出されました環境大学の構想は、独自のキャンパスを持たなくて、各大学院の集中講義とか、あるいはゼミ等を行って国水研、それから情報センター、あるいは水俣病資料館、そういったところを既存の施設を活用しながら、短期間の研修施設等というんですか、そういうのを想定していると、そういうぐあいに承知しております。

どう思うかにつきましては、一般的な大学をつくるというのは、前回は申し上げたと思いますが、非常にハードルも高く膨大な費用もかかるということでございますので、そういう構想も一つの考え方であるなということを受けとめさせていただいているところです。

いずれにいたしましても、教育研究機関、水俣の環境まちづくりの主要な研究テーマとして検討することになっておりますので、今後、環境まちづくり研究会の中で構想についても、そのことについては話し合いがなされるのではないかな、そういうふうには思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁でチッソ本体510人、関連会社710人とのことですけれども、関連会社はどこで何名であると説明聞いておられるのか。今後、やっぱりチッソが水俣で頑張ってくれている、本当、市民が心配する撤廃・撤退とかなんだということを知る上では、この雇用数の推移という

のはよく比較してチェックしていかなければならないということ、そのためにはどこでどうという基礎数値はやっぱり必要であるというふうに考えますので、別に企業秘密にするものでもないし、やっぱり一時が万事、数字が信用ならないとなれば、この事業計画そのものが信用されないということになりますんで、この分の数字は環境省等に聞いて押さえて、これは公表しなくてもいいですけども、そこらへん市としては知っというほしいというふうに考えます。

環境大学については、環不知火海地域再生研究会の一つの考え方だと、大学をつくるためには膨大な金が要るからということですけども、まず一番は、裁判によって国の責任というのが今回問われたわけですから、やっぱりこれを国の責任で水俣に環境大学絡みのですよ、その力を入れるというのを引き出すためにも再度頑張っというほしいというふうに思います。

3回目の質問関係になりますけれども、県議会でみんなが心配するチッソ消滅について、森田常務は、株式売却とチッソの消滅は別だと、すべて紛争が解決するまでチッソは清算しない、株式売却は特措法での救済が終わり、市況が好転することが最低条件、事業会社に加害者責任を残すことは企業価値として大変なマイナス、再編の意味がないと話をされております。

小林事務次官は新聞報道によると、事業再編はチッソが患者補償や未認定患者の一時金支給に耐えられるように財政基盤を確認するためのものであると、特措法第34条は、仮に事業会社の株式を売却した場合でも、損害賠償をしななければならないというような債務があれば、当然チッソはその責任を負って引き続き責任を果たす必要があると、事業再編でチッソが責任を逃れることはなく、むしろ経営を改善し、消滅の可能性を減らして、責任を完遂してもらうのがねらいだと。だから、事業再編後は環境省の承認がなければ株式売却はできなくなる。税制上の優遇措置もあり、今よりもはるかにいい状況になるというふうに説明していて、環境省は現時点で株式売却は検討する考えはないというふうに報道では言っております。

3回目の質問ですけども、二人の話とか事業説明会での話を聞くと、分社化は確かにチッソが事業を行う上で必要だということの上で、1番目にチッソは水俣病のすべての紛争が解決するまでは清算をしないということは、水俣の患者がいる間は清算しないんだと。2番目に、チッソは患者と正面から向き合い、もやい直しに努める。事業会社は水俣での事業拡大と雇用増に将来にわたり取り組む。事業会社は水俣のまちづくりに積極的に協力する。株式売却はないという説明のように聞こえてくるわけですね。やっぱり市民にも、この前、事業説明会で不安感が大分あったということですけども、これだけの価値だとすれば市民にも安心感が広がるんじゃないかというふうに我々は見たいには受けとめるわけですね。そういう面で、市長はこういう状況をどのようにとらえて考えておられるのかを質問したいと思います。

2番目に、小林事務次官は、税制上の優遇措置に言及しているが、特措法30条の優遇措置とはどのぐらいの額になるのか。一見、聞いたり新聞報道を見てみると、株式売却しなくてもやって

いけますよというふうな感じを受けるわけですね。そういう面で、こちら辺についてどう  
と考えておられるのか。

以上、お尋ねします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 森田常務の説明あるいは小林次官の説明に対して市長はどういう見解を持つ  
つかということでございますけれども、これは表現していらっしゃるから、表現されたとお  
りに進めていただくように、ぜひ努力をしていただきたいと思いますし、もちろんそのように完  
遂をしていただきたいと思います。私といたしましても、今後の取り組みには十分注視をしながら、  
言うべきときにはきちっと意見を申し上げていきたいと、そのように思います。

また、環境省の小林次官がおっしゃっている優遇措置でございますけれども、この件につきまして  
は環境省に問い合わせをいたしました。今回の法人税の課税の特例につきましては、水俣病  
特措法30条に規定されておりますが、具体的数値、例えば事業年度等の欠損金額あるいは連結所  
得などの算定に数値が出ていない現段階では算定できないということでございました。また、株  
式売却しなくてもやっていけるかどうかについては難しいのではないかと、そのように思われま  
す。

○議長（松本和幸君） 次に、学校現場の現状について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 学校現場の現状についての御質問にお答えいたします。

まず、教職員の時間外勤務の状況及びメンタルヘルス障がい者の現状はとの御質問にお答えし  
ます。

近年、全国的に教職員の多忙感や疲労感が指摘されており、子どもと向き合う時間の減少を感じ  
ている先生方や、長時間労働に加え、学級崩壊や保護者対応等に伴う精神的疲労から、休職を  
される先生方がふえていると言われております。そのような中で、今年度、熊本県教育委員会に  
おいて全教職員を対象に負担感軽減に関するアンケート調査が実施されました。その結果、平日  
の時間外業務の頻度はどれくらいですかという質問に対して、ほぼ毎日と回答した教職員が、小  
学校では約80%、中学校では約84%を占め、水俣市の教職員もほぼ同じ傾向を示しております。  
時間外の主な業務は、授業の準備や教材研究、文書処理、部活動などとなっております。

また、休日の時間外業務の頻度はどれくらいですかという質問に対して、毎週と回答した教職員  
が、小学校では約40%、中学校では約62%を占めております。水俣市の教職員につきましては、  
小学校で約16%、中学校では約51%を示し、県全体よりも低い値となっておりますが、その業務  
は部活動が大きな割合を占めております。

水俣市教育委員会におきましては、長時間の時間外勤務者に対する健康対策実施要領に基づき、毎月全教職員を対象に勤務時間記録表の提出を求め、実態を把握しているところです。その結果、ことし10月の超過勤務時間については、100時間を超えた教職員の割合が全体の約19%を占め、その割合は部活動の関係で中学校が高くなっております。また今年度、超過勤務による疲労が原因で健康状態に不安を持ち、産業医の面接指導を希望した教職員は、現在のところ1名となっております。水俣市におけるここ3年間のメンタルヘルスに起因する休職者につきましては、水俣市内、約200人の教職員の中で、毎年2ないし3人で推移しております。

次に、いじめの現状についてお答えいたします。

熊本県教育委員会は毎年公立学校いじめアンケートを実施し、各学校がいじめの実態を把握するとともに、迅速・適切な対応を行い、いじめの早期解消に取り組んでおります。文部科学省が平成21年度に実施しました児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、熊本県は1,000人当たりのいじめの認知件数が最も高くなっています。しかし、その結果については、いじめが多く発生しているのではなく、軽微ないじめを見逃さず、発見に努めた結果であると分析しております。

水俣市におきましては、平成21年度の公立学校いじめアンケートで、今の学年になっていじめられたことがあると回答した児童・生徒の割合は14.3%であり、県平均の10.5%よりも高い数値となっております。なお、アンケート後のいじめの解消状況は99%であり、いじめを認知した後は、いじめの解消に向けて各学校は適切に取り組んでおります。

また、学校から提出される定例報告におきまして、いじめに関する報告は平成21年度は3件、今年度は10月末までゼロ件で報告はなしという状況となっております。

次に、フッ素洗口についての考え方はとの御質問にお答えいたします。

本年11月1日に熊本県において、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例が施行され、各小・中学校にも条例の内容等を周知したところです。

本条例は、歯及び口腔の健康が全身の健康と深く関与していることから、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進して、県民の健康保持増進に寄与することを目的としております。

条例では、子どものころからの虫歯予防対策は将来の生活習慣病予防につながりますので、市町村の関係者が連携して学校等における子どもの歯磨き、週1回のフッ素洗口等のフッ化物応用による対策を推進していくこと等が求められております。

県の説明によると、学校におけるフッ素洗口の実施についての基本的な考え方といたしましては、1つ、実施主体は市町村であること。2つ、義務化でも一斉導入でもないこと、3つ、関係者間の協議・理解があった上での実施ということで、実際に学校におけるフッ素洗口を実施する

場合、準備委員会等を設置して、市町村、教育委員会、歯科医師、薬剤師、校長、保護者等の関係者で構成される検討会を開催し、実施に向けての体制づくりを行っていく必要があります。

水俣市教育委員会といたしましては、まずは校長会、養護教諭部会等の会議の中で本件について十分に協議していただき、実施の是非については検討をしていきたいと考えております。

議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

今答弁されたように、6月から7月にかけて県教委の調査によって、小・中学校で8割が毎日残業しているんだと、休日も小学校で4割、中学校で6割が仕事をしている。それと、いじめも11月24日NHKニュースで熊本県が1位で30.1%で、2位の20%の県を飛び抜けて断トツに上であるということで大変心配をして、水俣の現状はどうかということで質問に上げたわけですが、今聞いてみて、超過勤務については水俣も大体同じような状況だと、それと休日についてはやや低いかと、それと県の調査については、軽微のいじめまで徹底的に調査をしたからこうなったんだということで、それなりに安心したわけですが、特にいじめについては水俣では14.3%あったけれども、県平均より低いし、解消状況は99%だということで適切に対応されているのかなというふうに感じています。その点では、教育委員会の努力に感謝をしたいというふうに考えております。

しかし、水俣の教育現場でも超過勤務が多いのも事実だし、心身障がい者で休職者があるのも事実、教師がゆとりを持って仕事ができこそ、よりよい教育ができるという確信をいたしております。これについては、県の教育政策課も話をしていますし、教育向上には家庭や地域への教育力低下が業務増加につながっているという面もあるんだというふうに報道でもされております。過重労働が心身を病む教師をふやし、子どものいじめ、ひいては学力低下を招いているんじゃないかというふうに懸念をしているわけでありませう。

フッ素洗口については、県条例で決まったけれども、市町村が考えること、それから義務化・一斉化はない、あるいは関係者が同意することが必要条件だという答弁ですが、このことについては校長会とか養護教諭部会で実施の是非について検討したいということですので、それでいいと思いますが、これについてはですね、フッ素洗口については医師間でも賛否両論がある問題だし、虫歯についても年々減少傾向にあるのも事実ですね、そういうことで、ただでさえ超過勤務が多くて過重労働化した教育現場に持ち込むべき問題ではないのではないかと、やるには各家庭で十分できる体制をつくるべきではないかというふうに私は考えます。

2回目の質問として、超過勤務労働対策とかメンタルヘルス対策、いじめ対策で水俣でこれまで取り組んできたこと、また改めて今後こういうことに取り組みたいなということがあれば教えていただきたいと思っております。



○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 教職員の時間外勤務の縮減につきましては、先ほども申し上げましたけれども、一番大きな原因は部活動の指導ということ、それから、いろんな国・県からの、あるいは教育委員会からの調査報告書の作成というものが実は多いということでございます。それと、校内でのいろんな会議あるいは研修等々ございまして、非常に多忙感をきわめているという状態で、仕事をもち帰っている先生方も非常に多いと、休憩も忙しいときにはとれないし、年休をとるというのも非常に困難な状況にあるというのが現状かというふうに思います。

過重な勤務状況というのはメンタルヘルス上も非常に問題だというようなことで、実はこれまでも教職員の勤務に係る指針とか、あるいは部活動の指針とかというのも実は示されておりますけれども、余り守られていないというのが現状かなというふうに思っております。

ある程度の子どもたちの指導においては勤務時間外も必要かというふうに思いますけれども、ただ多忙感の解消というのは、これはやっていけなくちゃいけないなというふうに思っております。まずは決められた、例えば定時の退勤をする日を設けるとか、あるいは部活動の休みの日を設ける、そういうことをまず徹底していく必要があるのかなということで、必ず週に1日をそういう日時を設けていくということが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、校長会あるいは教頭会等ございますので、その辺のところをまず学校全体で取り組んでいく、意識していくということが大事ではないかと思っておりますので、そういうような指導をやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 超過勤務の現状は部活動、調査報告会、会議、研修等々が多いと、特に調査報告書づくりとか会議、研修、学力向上をするがために先生の質を上げることが主体であろうと思うんですけれども、結果としてこれが多忙労働となって、逆にマイナス方向にいつているという現状ではないかと、そういうことで多忙感の解消をやっていきたいと、そしてノー残業デーとか、部活休みの日を1週間に1回くらいつくって、そこら付近を取り組みたい、指導していきたいということですので、ぜひそういう面ではそういう強力な指導をお願いしておきたいというふうに思います。

それと、教育力の向上というのはやっぱり保護者、地域を巻き込んで総合的に取り組まんといかんだろうというふうに考えますし、教師が生徒と正面からじっくり向き合える時間、これが中身のある教育をさせることだというふうに考えますので、教育委員会の今後の取り組みに期待をしたいというふうに思います。

フッ素洗口については、水道水に入っているからいいんではないかという説もありますけれども、水道水に入っているのは0.8ppmといってわずかな量である。ところがフッ素洗口の場合はフ

ッ素は900ppmといってその1,000倍近くの濃度である。それと、1分間のうがいで吐き出し、30分水を飲んではいけないということですが、生徒全員を1人の先生等が見るということになりますから、本当に安全性等も大変ではないかな、また過重労働等の関係もありますので、ぜひここら辺は慎重な対応をお願いしたい。

ちなみにベルギーでは過剰使用は骨粗しょう症のリスクも増加して、神経系等やるからちょっと問題だとなっていますし、フランスでも長期使用のものでは骨粗しょう症リスクを考えて2002年にやめたということもありますので、今後も慎重な対応等を要望して質問を終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、長崎川の汚染について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、長崎川の汚染についてお答えいたします。

まず、現状をどう把握しているのかとの御質問にお答えします。

この件につきましては、9月議会で谷口議員から当該箇所について水質調査を実施するよう要望がありました。それを受けて10月21日水質調査を実施しましたが、結果は生物化学的酸素要求量を示すBODが28、浮遊物質量を示すSSが25という数値でありました。同日調査を実施した市内の河川では、BODが0.5未満から0.8、SSが1未満から2でありましたので、比較してみますと、極めて高い数値を示しています。なお、原因につきましては長崎川周辺の畜産農家からの排水ではないかと思われます。

続きまして、管理状況をどう認識され、県・市はどう指導しているのかとの御質問にお答えいたします。

長崎川周辺の畜産農家については昨年11月、近隣からの苦情を受け、熊本県が家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく立入調査を行っております。この際、処理水の測定を行いましたところ、基準は守られており、処理装置は正常に稼働していたとの報告を受けております。畜産農家への指導については平成19年度に国のリース事業で処理施設を設置し、ことしに入ってから4回、県とともに畜産農家を訪問し、処理槽への適切な排せつ物の投入量や処理槽の適正な稼働方法など指導を行っております。

次に、家畜排泄物法による規制はどうなっているのかという御質問にお答えいたします。

家畜排泄物法では、管理基準として家畜排せつ物は管理施設において管理することや、固形物の排せつ物の管理施設は床を浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を設けることといった排せつ物管理の方法や構造設備について畜産経営者が守るべき内容が定められております。

長崎川周辺の畜産農家につきましては、2戸の養豚農家が同法の対象として排せつ物処理施設

の設置が義務づけられており、平成19年度に国のリース事業を活用し処理施設の設置を行うなど、排せつ物の適正管理を進めてきたところでございます。

次に、河川浄化に取り組む考えはないかとの御質問にお答えいたします。

河川の汚染の原因と思われる畜産農家に対しては、これまでもたびたび県とともに指導を実施しており、また、この農家は河川の清掃をことしに入ってから3回自主的に行いました。今後も県と連携をとりつつ、問題の解決に努めていきたいと考えます。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

9月議会で谷口議員が触れた問題であります。谷口議員とともに、熊大環境塾の2期生に参加して、水俣川の河川水質状況と、豚舎と河川水質について長い間の駆除実践について昨年度6月現地調査をしました。

水俣川の河川状況すべてにおいて良好で、河川の環境保全に関する基準のトップのいい状況であるということ認識して、さすが環境を大事にする自治体の河川だなというふうに自画自賛したわけですが、湯出川支流、茂川に当たるN畜産周辺河川3カ所では、硝酸性窒素が高く、し尿の地下浸透が見えたわけですね。ただ、レベルとしては河川環境上大きな影響を与えるものではなかったと、しかし確実に高かったということは言えます。これは山中にし尿がばらまかれるのではないかなという感じを持ったということです。

それと問題は長崎川下流の問題ですけれども、アンモニア性窒素が体育館横では0.04ミリグラム／リットルなのに、217倍の8.66ミリグラム／リットルという数値ですよ。アンモニア性窒素というのは、動物のし尿や家庭排水から発生するわけですが、30メートル上流の住宅の雑排水があるところでは検出されていないんです。アンモニア性窒素は、時間や菌によって酸化をされて硝酸性窒素に変わっていくわけです。だから、汚染源が近くにあって時間的に流入が続いているという証明になるわけです。というのは、今言われるように近くの畜産だろうというふうになるわけですね。だから、河川から言うたら、先ほども答弁あったように0.5ぐらいのやつが、アンモニア性窒素が8.6と、これは下水汚泥レベルが5ミリグラム／リットル以上ですので、そのレベルです、下水道汚水レベル。

また、DO、溶存酸素量というものがあるんですけども、これは水中の酸素ですけども、3.14ミリグラム／リットルということで、河川基準は7.5以上にならんといかんというのに、ここは3.14というのはもう半分以下、水中に酸素がない、魚がすめないという状況ですね。それとSS、水中にある浮遊物ですが、長野橋等ではゼロなのに、38ミリグラム／リットルというふうにあると、要するに水中の中に溶け込んでいるということですね。この関係で下の御手洗橋とか、あるいは体育館横でも8というふうに高くなってきているというのがあります。表面に浮遊物も

あり、臭気もするし、水の表面も水中も汚れているというのが実態です。

河川の環境の保全に関する基準というのがあるんですけども、AからEまでの6階級となっていますが、川面の汚れ等からすると農業用にも使えないE以下の低レベルであると言えます。答弁いただきました10月1日の調査でも、BOD、生物化学的酸素要求量ですけども、これが28ミリグラム/リットルと高く、河川の環境保全に関する基準のですね、これもE以下ですよ。CODも19ミリグラム/リットル、これも下水汚水レベルが10ミリグラム/リットル以上ですから、これも下水汚水レベル。それと調査の結果、関連が予測されるのは江南橋の大腸菌の100ミリグラム/リットルに2万2,000個、大腸菌が検出されたと、これについて鶴田橋は3,300ですよ、約10倍、1けた違うところが検出をされていると、これが環境モデル都市水俣に存在しているんですよ、実際。

ここの問題については平成元年ぐらいからですから、もう20年来の問題で、平成16年、家畜排泄物法が完全施行されて、今の答弁で施設が平成19年に整備されたと聞いて、時としては少しよくなったかなという感じはしていたんですけども、やっぱり臭気は周辺に漂い、水は下流まで汚れていることがあり、改善効果を期待して今回調査をしたわけですけども、残念ながら河川は汚れていたということです。

それで、2回目の質問ですが、家畜排せつ物法では罰金も決められていますが、県・市はこのまま放置するのかどうか。江南橋の大腸菌の多さ、2万2,000個/100リットルの数値をどのように認識されているのか。

2点、お尋ねをしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 緒方議員の第2の質問ということで、指導に従わない場合、どういう対応をとるのかということだったと思いますけれども、法に基づく規制としましては、県知事が家畜排せつ物の管理について指導・助言を行い、その指導・助言に従わない場合は勧告や命令を行うことということで決めてあります。それで、この命令にも従わなかった場合には、今、緒方議員が言われたように罰則ということで処分がなされるのかなというふうには思っております。

現状としましては、この法に基づく県知事の指導・勧告という、そういう行政指導までには至っておりませんが、今後、不適切なそういう処理が継続する場合は、県と協議した上で、強い指導を行ってまいりたい、そういうふうには思っております。

それと、大腸菌の数値が高いんじゃないかというようなことでしたけれども、他の地点で考えてみますと、それよりも多い大腸菌の数が検出をされておりますので、言われた3,300というのが異常に低過ぎる数値なんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのところも水質検査

を続けながら経過を見ていきたいな、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 養豚業者との共生は望みたいというふうに思いますので、20年来未解決の問題であるということも含めて、県・市は強く指導をして、やっぱり住民に不安のないような形にしていただきたいと思います。

それとあと、河川については、できれば養豚業者がよく守って何も無いんだとすれば、河川浄化は自治体とも協力してEM菌等を使ってやるとか何かして、その浄化をします。市も、それに入ってやってやるという形にせんと、環境自治体の川かと言われれば恥ですから、ぜひそういうものに取り組んでいただきたい。

それと、あわせて今2万2,000個の問題は危機感の認識がないようではありますけれども、大変なレベルだろうと私は思うんです。3,300個というのはですね、河川環境の関係ではCが3,000です。基準のCにも該当しないD以下ですよ、鶴田橋のところさえ。これは、大腸菌とは人畜の尿から結局出てくるということで、そこら辺の原因はそこら辺に関係するんですけれども、だからそういう面では、やっぱり鶴田橋の3,300個というのも多いんですよ。ほとんどやっぱりそれやったら川遊びできないという状況になりますから、ここら辺でも環境モデル都市を目指す水俣としては、河川についても大腸菌も少ないと、そういう状況をつくっていかねばならないし、この2万2,000個というのは大きいと見なければ大変なことだと思いますので、そこら辺については、ぜひ取り組みを強化していただきたいと要望して終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、教育会館問題について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に教育会館問題について、まず話し合いの状況についての質問にお答えします。

本年9月28日、11月26日の2回にわたり、教育会館からの事務所移転について教職員組合の代表者と話し合いを持ったところです。

建物は50年を経過し、老朽化も進んでおり危険であること、また周辺の方からも同様の苦情がまっていることをお話ししました。このことについては、教職員組合も日ごろ教育会館を利用して老朽化による危険性を感じておられ、建物を壊すことについては理解をいただいております。今後は移転先等についての話し合いを進めていくこととなります。

次に、労働者福祉対策をどのように考えているのかについてお答えします。

水俣市の産業経済の状況は昨今の世界的な経済情勢の悪化の影響から、依然として景気が上向かない状況であり、市内の事業所を回りましても、特に中小企業にとっては会社を維持すること

に窮しておられ、その中で働かれる労働者は大変厳しい状況に置かれております。このような状況の中、本市の労働者福祉対策につきましては、労働者の生活の安定と質の向上を図ることが喫緊の課題となっており、労働者の福祉の増進と教養の向上を図るための施策の充実など、労働者福祉対策を講ずることは重要な課題と認識をいたしております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

教育会館が老朽化し、解体を含め検討されていると、解体についてはお互い理解したと、移転先の問題を今後話し合いをしていきたいということですが、確かに昭和35年に教職員組合が市有地の無償貸与と市からの助成230万円で、それに労働者カンパを加えて建設し、組合事務所を会議室として利用しています。昭和40年には地区労働組合協議会に1室を貸与して、地協は専従者を置いて働く者の相談・悩みに対応し、労働者待遇改善に取り組んできています。市の福祉相談を肩がわりしてきた、まさに労働福祉会館的機能を担ってきたと、それが45年経過しているということであります。

また、230万円の福祉助成は、現在の金でいえば5,000万円くらいの金であり、いかに市が労働福祉行政の一端としてとらえて助成したものかというのが推察できるわけであります。市は、市の用地を無償提供し、230万円の多額の助成をしたと、教組も同額以上の資金を確保して建設したことからですね、10年間教組が所有、その後は市に供与するという契約、お互いの所有期間についてはお互いに無償で、無料で使うという契約になったものと考えます。

そういうことで教育会館を解体する方向ならば、現在の厳しい労働環境の中で働く人々が集まり、悩みを話し合い助け合う、相談を受ける施設を行政はやっぱり援助して、高齢化社会の中で頑張る勤労者を支援すべきだろうというふうに考えます。消費者行政との、あるいは商工業対策の一環として取り組むべきであろうと。また、農業・商業・漁業・工業等の従事者と違い、必要経費も認められる、税金を給料天引きされる優良な納税者である勤労者福祉対策というのは喫緊の課題であろうというふうに思いますし、その点では今後検討したいという答弁ですので、1点だけ市長の考え方をお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 緒方議員、質問の内容はどういうふうになってますか。どうぞ続けてください。

○緒方誠也君 勤労者福祉行政に取り組む市長の考え方。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 勤労者福祉に取り組む私の姿勢ということでございますけれども、今現在、本市においては労働者の生活安定と質の向上を目的といたしまして、水俣市の勤労者融資制度等

を今実施しているところでございます。生活資金全般等を労働者に融資しているという状況もございまして、引き続きその点につきましては考えてまいりたいと、対応してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、公契約について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） まず、公契約について基本的留意事項はとの質問にお答えします。

公契約とは公的な機関を相手に結ばれる契約で、その代表例としては水俣市を初めとした自治体が発注する工事や委託事業などをいいます。公契約で言われている問題としては、低入札価格での落札で、下請の事業者や業務に従事する労働者へのしわ寄せで賃金の低下を招く状況になってきていることが挙げられます。このことから、公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現、公契約にかかわる業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保の2点を基本的留意項目と考えております。

次に、公契約条例を設置する考えはないのかとの質問にお答えします。

公契約条例については、全国でも千葉県野田市のみが制定しており、国・県・市町村の取り組みは進んでいないところでございます。本市においては、低入札価格による落札はあっておりませんので、条例の設置については今のところ考えておりません。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 土建業者等からはですね、市役所の仕事はもうからんと、全然銭合わんと、合わんけれども、なかよりはよかということで請けるとい形の中で、そのしわ寄せは働く者の賃金にはね返り、ワーキングプアをつくり出しているということになります。

11月19、20の衆議院予算委員会でも社民党の吉田議員が取り上げて、低い労働条件で働く自治体の臨時非常勤職員や、業務委託先の民間労働者の官製ワーキングプアの処遇改善を質問されています。その面でも、指定管理者制度が安上がりの行政をつくってしまったと、総務大臣は答弁しているわけですがけれども、「働けど働けど我が暮らし楽にならざり、じっと手見る」と、石川啄木の歌ではないんですけども、やっぱり行政がワーキングプアをつくるべきではないという点で考えてですね、確かに財政効果はあるけれども、そこら辺、賃金というのもある程度考えるという姿勢を示すべきだろうというふうに思います。

そこで、もう時間もなくなっておりますので、先ほど野田市の公契約条例が答弁でありましたわけですがけれども、ここら辺も参考にして、やはりもう少しそれをつくるかどうかを含めて検討し、非常勤・臨時職員の賃金とか下請関係の賃金とか、そこら辺含めて改善の方向で市としても取り組むという姿勢を示していただきたいと思いますが、この1点について質問とします。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） ただいまの御質問にお答えいたしますが、入札等参加される業者の方々へ意識を啓発するというか、そういったことができないかも含めて、今後改善についての御提言ということで受けとめてまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時40分 休憩

---

午前10時50分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

10月から子どもの医療費が12歳まで自己負担なしになりました。子育て真っ最中の保護者の皆さんが大変喜んでおられます。また、10月末には乗り合いタクシーが走り始めました。ある方は、みなくるバスが来るところまで1時間も坂道を歩いていたが、もう歩かなくてもよくなった。また別の方は、月1回病院に行くのに数千円のタクシー代が必要だったけれども、これがなくなって、乗り合いタクシーの代金300円とみなくるバス100円をつないで、何回となく町に出れるようになった。水俣市のこの政策は山間部の方々が殊のほか喜んでくださっているということを聞きまして、私も大変うれしくなりました。これらは市政の前進だと思います。私は市政の問題点、改善点と思うものについては、あるときは厳しく、あるときは丁寧になるとは思いますけれども、指摘するとともに、積極的な政策提案も行って政治を現実的に前に進めるために今後も力を尽くしていきたいと考えております。

早速、通告に従って質問を行います。

1、水俣病に関する特別措置法とチツソの事業再編計画について。

、特措法による公的検診がされておりますが、検診する医師によって結果にばらつきが出ている可能性があるが、どのように聞いているか。

、環境大臣に提出された事業再編計画許可申請書では、事業会社の設立など、分社化の目標時期を来年3月としている。この時期までに被害を受けた市民がすべて名乗り出てくると考えているか。

、水俣市として再度市民に救済措置の申請を呼びかけ、健康調査などの協力を医師会へ働き



かけるべきではないか。

、今回の事業再編計画では、子会社の株式の売却時期については書かれていない。分社化のための株式の売却は、なぜ今回時期が明記されていないと聞くか。

2、水俣市内の水銀、ダイオキシン類の汚染について。

、八幡プール群の焼却炉の周辺の土壌の水銀値が高く、市は掘削した汚染土を白浜の密閉型施設に封じ込めた、そのときの水銀濃度は幾らだったのか。

、八幡プール付近のダイオキシン類濃度についても6月議会で分析・調査が約束された。結果は幾らだったのか。

、ひばりヶ丘グラウンドの一部が熊本県に売却された。そのとき、化学物質の分析をされているが、水銀値はどれだけあったのか。

、チッソ水俣製造所に保管されていたダイオキシン類は無害化处理するとなっていた。どのような方法で、どこで処理されたのか。また製造所内のダイオキシン類の残存はなく、安全な状況になっていることを熊本県及び水俣市は検証したのか。

3、環境省主導の水俣環境まちづくり研究会について。

、3つの分科会がつくられている。分科会での議論の情報を提供するのはどこか。

、12月14日と来年2月3日に分科会が開かれる予定と聞く。ここでの議論に必要な情報や資料は既に提供されていると考える。提供されている情報はどのようなものか。

、非公開の分科会で市民の意見を述べる機会もなく、市民の意見はどのように反映されるのか。

、来年3月2日もしくは3日に全体の取りまとめをすると聞いております。なぜ3月なのか。

4、水俣城の発掘調査について。

、今回の発掘でお城のものと思われる石垣が出てきているが、全体の調査結果について。

、今後の調査計画と保存活用計画について。

、水俣に残る旧石器時代からの資料を展示する歴史民俗資料館の建設を提言してきたが、資料館設置の検討を始めたかどうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病に関する特別措置法とチッソの事業再編計画については私から、水俣市内の水銀、ダイオキシン類の汚染については福祉環境部長から、環境省主導の水俣環境まちづくり研究会に

については副市長から、水俣城の発掘調査については教育長からそれぞれお答えいたします。

まず、水俣病に関する特別措置法とチッソの事業再編計画についての御質問にお答えします。

特措法による公的検診がされているが、検診する医師によって結果にばらつきが出ている可能性があるが、どのように聞いているかとの御質問にお答えします。

水俣病に関する公的検診につきましては熊本県が実施しており、この件について熊本県に確認したところ、公的検診は神経内科の専門医に依頼しており、国が公的医療機関ごとに診断内容について説明を行い、統一した用具を用いて統一した手技で診断をお願いしているとのことでありました。しかしながら、私も医師によっては検診にばらつきがあるというようなことを聞いたことがありましたので、直ちに熊本県に対してそのようなことがないようにお願いをしております。

次に、環境大臣に提出された事業再編計画では、事業会社の設立など、分社化の目標時期を来年3月としている。この時期までに被害を受けた市民はすべて名乗り出てくると考えているのかとの御質問にお答えします。

チッソの提出した事業再編計画を見ると、事業譲渡の時期を平成23年3月目標としております。一方、水俣病特措法第7条第2項には、政府関係、県及び関係事業者は早期にあたう限りの救済を果たす見地から、相互に連携して救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うように努めなければならないと規定されております。特措法に基づく救済措置が開始しましたのはことしの5月であり、来年の3月までではまだ1年も経過していないこととなります。そこで、来年3月までに被害を受けた市民がすべて名乗り出てくるのは難しいと考えられます。

市としましては、今後も引き続き水俣病の被害を受けたすべての市民が申請を行い、救済されるよう、市民への周知を図っていく必要があると考えております。

次に、水俣市として再度市民に救済措置への申請を呼びかけ、健康調査などの協力を医師会へ働きかけるべきではないかとの御質問にお答えします。

市民への救済措置の申請呼びかけ・周知につきましては、水俣病救済申請がスタートした5月に降に市内全世帯にチラシを配布したり、市内20か所で説明会を開催したり、市の広報紙を活用した広報活動を繰り返し行ってまいりました。最近では、12月1日号に熊本県からの広報を掲載いたしましたし、次回の12月15日号では、正月の帰省客への周知も兼ねた広報を行う予定にしております。また、1月に市長と語る地域懇談会を市内15か所で開催予定をしております。その懇談会においても市民への周知を図っていきたいと考えております。

次に、水俣市葦北郡医師会への働きかけにつきましては、9月議会の答弁でもお答えいたしましたとおり、8月末に医師会の事務所を訪問し、緒方会長とお会いして意見を伺いましたが、まずは水俣病の不安がある人には手を挙げていただきたい。まずは今回の救済策に漏れなく申請し

ていただきたいとのことでした。

水俣市葦北郡医師会に対しましては、水俣病救済申請状況や、先ほど申し上げました地域懇談会での市民の反応などを踏まえた上で、再度相談、働きかけを検討していきたいと考えております。

次に、今回の事業再編計画では、子会社の株式の売却時期については書かれていない。分社化のための株式の売却は、なぜ今回明記されていないのかと聞くかとの御質問にお答えします。

事業会社の株式の譲渡については、水俣病特措法第13条において、事業会社の株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで暫時凍結するとされております。

新聞報道によりますと、11月30日に開催された熊本県議会の水俣病対策特別委員会に出席されたチッソの森田美智男常務が終了後の記者の質問に、裁判が継続している中で清算はできない。清算は一連の紛争が解決し、チッソが役割を終えてからだと述べられ、また、株式の売却時期に関しては、特措法での救済が終わり、市況が好転することが最低条件と述べられています。

また、環境省の小林事務次官は、新聞記者のインタビューに対して、将来の株式売却について現時点では全く検討する考えはないと前置きした上で、そのときになってみないとわからないが、基本的に債務を上回る売却益が得られることだと思つたと述べられたと聞いております。

以上のようなことから推察いたしますと、現時点では株式の売却時期は明記できないのではないかと考えられます。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

御答弁いただいた中身をもとに質問をしますけれども、検診する医師によって切られる人が出てきているんじゃないかというところからまず入りますが、実は公健法の水俣病認定申請の時の検診では、神経所見は2人の医師がとっていたんです。神経内科と精神神経科の医師がとっていました。それで、片方に症状が確認されて、片方に症状がない場合は保留にして再度検診するという方法がとられておりました。今回はそうじゃない方法で、1人の医師が手技とか、あるいは器具は同じでも現実的なばらつきが出てきているんじゃないかというふうに私は思っておりますが、市長もそういう答弁でしたけれども、こういうふうに公健法でやってたことを今回1回で終わってしまうというところで、あとう限り救済をするという趣旨が本当に生かされるのかというふうに思っておりますので、改めて市長からは県にお願いしたということでしたけれども、これは、再検討をする場合は幾つかの厳しい条件がちょっとついているんですけれども、こういう条件をつけずに、ばらつきがあるというふうに認められた場合は、再度検診をするようにと提言されたらどうかと思っておりますけれども、これについてはどのように考えられるでしょうか。

2点目です。

私は来年度の申請状況を見て、国が受け付け期間についてはいつまでするか判断するというふうになっているんですけども、被害者が残っている可能性があるというのは今答弁で言われました。私もそのように思います。そういう段階で、分社化と加害企業の清算の一里塚である事業再編計画が許可されていいんだらうかと実は思っております。私はされるべきではないと思っておりますけれども、市長どのようにお考えでしょうか。これが2点目です。

3点目です。

今、市長の答弁の中で、チッソ(株)の森田常務の記事の話が、私は熊日新聞とほかの新聞も参考にさせていただきましたが、常務はこういうふうに言っておられます。

株式売却とチッソの消滅は別、裁判が継続している中で清算はできないと、清算は一連の紛争が解決し、チッソが役割を終えてからだというふうに言っておられます。小林次官も同じこと言ってらっしゃるんですけども、具体的におっしゃってなくて、小林次官の言い方は、いつまでもそのまま売却せずに続くんだみたいな言い方を、特措法を引用して言われているんですけども、小林次官は、私は上級官僚の非常に言葉を使うのが巧みだということの反映なんだろうと思うんです。本音は森田常務が言ってらっしゃるというふうに思います。

これは、私はこういうふうに解釈します。認定患者への今後の補償と現在係争中の裁判などに関する費用については親会社のチッソが役割を果たすが、特措法による申請が締め切られ、そして、その後やむなく、もう申請締め切られたわけですから、補償を求めて裁判などに訴えてきた人、あるいは県に特措法のような救済をしてくださいというふうに言ってきたような人については、加害責任を負わないんだよということを森田常務は言われたんだというふうに思っておりますけれども、市長、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点の特定の検診医師で一時金の非該当者が多く出る場合、再検討する場合、そういう方法などを提言されたらどうかというような御質問でございます。

御承知のとおり、今回の救済策では判定の結果、いずれにも全く該当しなかったと、そういう場合の方であっても、県に対して再検討を求めることができるということになっております。そこで、熊本県からは対象に外れた人に対しては、その場で再検討の手続に対する資料を添付して結果を報告しているというような手続をしているということでございます。したがって、判定の結果に問題があるというような場合には、再検討を求められる方はそのような制度がありますので、それを利用していただきたいということでございます。

今、現状がどのような状況かということ余り私もしっかり把握しておりませんので、現状を

しっかり見せていただきながら、またばらつきがあるようであれば提言をしていかなければならないとそのように思っております。

それから、分社化と加害企業の清算は事業再編計画のいわゆる認可はされるべきではないのではないかというような御質問でございます。これは特措法に基づいた認可申請でございますので、認定患者や被害者救済という法の趣旨にのっとった手続でございますので、環境大臣がこのことにつきましては適切に判断をされていくだろうと思っております。今後も、そういう面におきましては、しっかり見つめていきながら、必要に応じてはしっかり意見も申し上げていかなければならないと思っております。

それから、森田常務の発言に関する新聞記事の件でございますけれども、やむなく新たに補償を求めて裁判を訴えてきた者に対して加害責任を負わないと、そういうような言い方ではないかと考えるがどうかということでございますけれども、認定患者への今後の補償と、それから現在係争中の裁判などに関する費用というのは親会社のチッソに基金として残して、役割を果たしていかれるとそのように思いますけれども、新たな補償につきましては、現在の段階では私、新聞だけでしか情報を持っておりませんので、正確にコメントができないんですが、記事の内容からすると、そのように受けとめられる内容とも思えるのではないかなと、そういうふうに思います。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 こは市長のお考えですので、このように承っておきたいと思っておりますけれども、1番目の再検診のところはですね、なお続くようだったらということなんですけれども、現実的にはですね、被害者がこれからどれくらい出てくるかわからないという話なんですけれども、水俣市からの特措法の申請者の数については水俣市役所把握できないはずなんです、県が発表してないから。その結果についても知らされてないわけですから、その結果については受けた人から、落ちた人から直接話を聞いたり、苦情を聞くしかないんですよ。だから、これは当たらないというふうに思いますので、積極的に再検査できるということを提言していくことが必要ではないかと私は思っています。

それで、3回目の質問なんですけれども、今回の事業計画の中で、チッソにおいては5年間に280億円の投資をされるということが書かれております。こういう投資をされて、それこそ5年後、10年後も、あるいは20年後、30年後も水俣に大きな事業所ですから、雇用抱えているわけですから、地域経済に与える影響は大きいと思います。私は残ってもらうことを本当に望みたいと思います。しかし、今度のチッソの分社化のモデルとなったアメリカのアスベスト被害を出したマンベル社というのがあります。このマンベル社はどうなったかといいますと、事業会社と加害責任を負うところの会社を分けて、事業会社は別の場所に大規模な事業所をつくって、そこで会社としては生き残る。もとの工場があったところはもぬけの殻になっているというのがアメリカのマ

ンベル社なんです。これをまさにアメリカに留学にいった勉強された方がそのまま日本に持ち込まれて特措法になったという結果なんですよ。だから、これからいうと、これは不安が正直言ってぬぐい切れません。

市長はこの間の新聞談話などで、50年後、100年後に水俣がきちっと再生しているかという視点で環境大臣は審査をしてほしいと言っておられるんですけども、どういうことを想定されて、50年後、100年後というふうにおっしゃったのか、その考え方をお尋ねしたいと思います。

以上、1点です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員が御心配なさっていることも十分受けとめさせていただいておりますけれども、議員と同じく私もチツソさんは水俣に残って頑張っていたきたいという気持ちは全く同じでございます。

認可を今回環境大臣が判断をされるわけですけれども、環境大臣に対しましては、水俣の再生という長期的な視野に立って、今後も審査に当たっては長期的な視野に立って判断をしていただく、そういうような強い思いを持っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市内の水銀、ダイオキシン類の汚染について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 続きまして、水俣市内の水銀、ダイオキシン類の汚染につきまして順次お答えいたします。

まず、八幡プール群の焼却炉のところの土壌の水銀値が高く、市が掘削した汚染土を白浜の密閉型施設に封じ込めたときの水銀濃度についてお答えいたします。

平成元年当時の調査結果によれば、水俣市浄化センターの建設予定地におきまして、場所や深さによって数値に開きがありますが、総水銀値は、最低で0.21ppm、最高で11.8ppmとなっております。

次に、八幡プール付近のダイオキシン類濃度について6月議会で分析調査が約束されたが、結果は幾らだったかについてお答えいたします。

調査方法について検討しました結果、環境クリーンセンター内の検査用の井戸から採取した地下水のダイオキシン類濃度を測定することとしまして、10月下旬に地下水を採取し、現在水質検査機関において分析を行っております。検査結果につきましては近日中に検査機関より報告がある見込みですので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

次に、ひばりヶ丘グラウンドの一部が熊本県に売却された。そのとき、化学物質の分析がされているが、水銀値はどれだけだったのかの質問にお答えします。

本市所有の土地を熊本県に売却し、警察署の建設に伴う地質調査を県が実施したところ、産業廃棄物であるカーバイト汚泥が発見されました。そのため、本市はセメントの原材料としてリサイクルが可能であるかの分析を行いました。総水銀値は、9.5ppmという結果が出ております。

次に、チッソ水俣製造所内に保管されていたダイオキシン類は無害化処理となっていたが、どのような方法でどこで処理されたか。また、製造所内のダイオキシン類の残存はなく、安全な状況になっていることを熊本県及び水俣市は検証したのかについてお答えします。

チッソ水俣製造所内に保管されていたダイオキシン類につきましては、本年5月にチッソが来年3月までに無害化処理を行うと発表していたところであり、チッソからの報告により、本年11月から来年1月末にかけて製造所内において無害化処理を実施中であり、瓦れき類やれんがは回転ふるいと高圧水による洗浄後、管理型の最終処分場で埋め立て処分されるということです。さらに、洗浄に使用された水は排水処理装置でろ過された後、再度洗浄水として利用し、最終的に、ろ過に使用された活性炭や汚泥等とともに産廃業者において焼却処分されるということです。

また、製造所内にダイオキシン類の残存はなく、安全な状況になっていることの検証についてですが、市としましては、処理開始前と処理中の二度にわたり現地に立ち入り、担当者から処理方法についての説明を受け、ほぼ計画どおりに進んでいることを確認しております。今後は、法令等に基づく届け出や報告に基づき確認することになりますが、必要に応じて立入調査等も実施してまいりたいと考えております。

なお、熊本県におきましては、法令に基づき適正に対応すると聞いております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 先に、ひばりヶ丘グラウンドの話からいきますけれども、総水銀で、ある地点で9.5ppmという答弁を今いただきました。通常の土壌だと、0.1から0.2ppmなんだそうです。これからすると、9.5というのは、47倍の水銀値ですよね。国から出てる土壌の基準は15ppmだから、9.5はそれ以下というのがあるかと思えますけれども、問題は溶出なんです。それが水にどう溶け出しているかということが大切なんです。この溶出試験については、そのときされてて、データはありますか。これが第1点目。

2点目、水俣市内あちこちにカーバイト残渣があるんですけども、ここを年1回調査して、水位を把握してこられてたというふうに思います。これは環境モデル都市推進課の環境白書の中に入ってたと思います。私もその中の資料をもらったことがありますけれども、ところが、そこでは、もう出てこないということで多分中止になってたというふうに思ってます。けれども、ひばりヶ丘で9.5ppmが出てきて、もう調査しなくてもいいんじゃないかというふうになってたにもかかわらず、改めて出てきたわけですね。ですから、もし継続してされていたんであれば、それ

を私がつかんでいなければ、それは改めて勉強させてもらいたいというように思っていますけれども、これは分析機関の問題もあると思います。どこに分析を依頼されてるのか、あえてもう名前を言いませんけれども、水銀とかダイオキシンだとか、あるいは放射能だとか、これについては、IAEA（国際原子力機関）が世界の研究所あたりから同じサンプルを送って、そのデータを分析しなさいと、結果出しなさいということで平均値も出しております。ですから、水俣では国水総研だとか、あるいは国際水銀ラボだとかがこれに該当すると思うんですけれども、IAEAから信頼を受ける研究機関と言われておりますけれども、IAEAもお墨つきを与えてる研究機関できちっと分析していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

改めて、もし、以前やってたのが今はやってないというところについても検証し直して追っかけるというようなことをしたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか、これが2点目です。

それから3番目、八幡プール群の水銀についても御答弁いただきました。密閉処理したときの水銀値については、以前、私も議会で取り上げたことがありますし、データを環境課と下水道課の資料を持っています。ところで、これについても溶出試験がされたんでしょうか、もし当時されてるということであれば、そのデータを出していただきたい。いきなり言ったんで、数字がないということであれば、これについてはもう答弁結構です。

現在、八幡プール群については、住宅に分譲されたり、あるいはエコタウンになってたり、民間事業所があったり、また市の施設が建ったりしております。ここに降った雨は地下に浸透していきまして、あの辺は砂地だったと思います。拡散すると、 magariにも水俣湾のほうはシートが張られておりまして、雨水が入って拡散しないようになってますけれども、ここについては、雨水が入ったら、そのまま地下浸透するという状況のままになっています。このままでよいというふうに私は思いませんけれども、どのように考えておられるか。

それから、チッソの工場内のダイオキシンの処理なんですけれども、ことしの11月から来年1月までというふうになっておりましたけれども、きょう初めて聞きました。水で洗浄して、あるいは処理水等について、あるいは残ったものについて、洗浄した後、管理型処分場に埋めるんだという話だったんですけれども、あそこで検出されたのは8万6,000ピコグラムだったですよ、とてつもない数字ですよ。ですから、基本的には国の基準で、1,000ピコグラム以上のところについては無害化処理するというような規定もあって、和歌山県などでは、そういう処理がされてるというふうに思うんですけれども、この処理方法で本当に間違いないか、大丈夫なのかということを改めて検証してほしい。それで間違いないんだと、あるいは管理型処分場に入れてもいいんだというふうに、それを合意してるような言い方だったと思うんですけれども、本当にそれで大丈夫なのかということを改めて検証してほしいというふうに思いますけれども、いかがでしょ



うか。

以上。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 野中議員の第2の質問にお答えをいたします。

まず1点目が、ひばりヶ丘のグラウンドの溶出調査をしたのかという御質問だったと思いますが、総水銀の溶出試験につきましては、特に調査は行っておりません。

それと、次が市内のカーバイト残渣ということで、ひばりヶ丘にそういう水銀があったので、もう1回、そういう溶出試験をしないのかということだったのかなというふうに思っておりますし、以前の調査でどういう調査をしたのかということですが、やはり以前、市で調査してありましたのは、大迫の不燃物埋立地、それと今言われたひばりヶ丘の廃棄物埋立地、それと現在の水俣の自動車学校、それと汐見町の埋立地、それと袋の遊水池等ということで調査をしていましたけれども、平成5年からは袋の遊水池だけを現在やっております。

それで、ひばりヶ丘グラウンドにつきましては、議員もおっしゃいましたが、長年環境基準を満たしておりましたので、調査をしていなかったということですので、今のところは、以前と同様なのかなという気はしておりますが、関係機関と協議をさせていただきたい。そういうふうに考えております。

それと、八幡プール群分の溶出試験ということでしたけれども、ちょっと調べてみましたけれども、平成元年に浄化センターと清掃センターの土壌の溶出試験を実施しております。それで、総水銀につきましては、0.0005から0.0016ppmということで検出をされております。その後ですね、平成13年に広域行政事務組合のクリーンセンターの整備事業のときに溶出試験を再度また実施しておりますけれども、そのときの総水銀値は、定量下限値未満という結果になっておりました。

それと、八幡プール群、エコタウンなどのこのままでいいのかという御質問だったと思いますが、八幡プール群に建設されておりますクリーンセンターと浄化センターにつきましては、定期的に地下水の調査を実施して、これまでも環境基準を下回っておりますので、従来どおり、クリーンセンターと浄化センターの地下水の調査を継続してやっていきたいと、そういうふうに考えております。

あと、チッソの敷地内のダイオキシンの土壌汚染を検証すべきじゃないのかという御質問ですが、現在も県のほうにおいて、水俣湾と百間排水路の水質調査を実施しておりますけれども、環境基準値を上回るようなダイオキシン類は検出されていないということで、チッソ敷地内におけるダイオキシン類については、汚染がそういう基準値以内ですので、調査をする必要はないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をします。

ひばりヶ丘については溶出試験はしてないということと、再度、カーバイト残渣が埋められたところについての検査については協議するという、それから平成元年と平成13年に焼却炉、浄化センターのところの水質の溶出調査をしたということだったのですかね、上の3つはですね。

それで、あと5番目のところは、クリーンセンターと浄化センターだけをとりあえず続けるということだったんですよね。全体については、このままでいいのかという質問しましたけれども、ここだけしか続けられないんだというふうに僕は理解しました。

それから、6番目のところの土壌汚染のところについては検証すべきじゃないかという、残っていないって検証すべきじゃないかということと、あと、3回目の答弁でいいんですけども、さっき言いましたけれども、洗浄して管理型に埋めるということで、それで安全が確保されるかどうかということについては、これはもう一度答弁いただきたいというふうに思います。

それから、もう1点質問します。実は、こういうのがあります。部長のお手元に今あるんだと思いますけれども、水俣市の環境白書ですよ、昭和53年版、環境白書。水俣川の河口付近で総水銀の溶質を1リットル中に何ミリグラム出てるかというのをはかっているのがあるんです、実は、53年に。そしたらですね、浄化槽のところの水俣川、あと、焼却炉のところの横に水路がありまして、川に流れ込んでおりますよね。この辺の河口のところ、水俣川のほうをはかっているんですけども、例えばこうなっているんです。これ水の中ですよ、溶質してる量が幾らか、1.23、1.96、1.36、2.27という総水銀が検出されてます。基準は、今さっきおっしゃいましたけれども、0.0005ミリグラム/リットルですよ。2.27を0.0005で割ると何倍になるか、4,000倍ですよ。こういう量が水の中に溶けてたということなんです。これ、市のデータですよ。

ですから、さっき浄化センターのところをはかったら、なかった、あるいはクリーンセンターのところをはかたら、なかったという、ないのを期待したいと思います。今、汚染がないことが一番大切なことですから。だけれども、過去こういうのが出て、もう水俣川のほうにはないんだと、出てないんだと、海のほうにも出てないんだということを常時追っかけないと、本当に安全性が確保できるのかということなんです。産廃のときのスローガン、何だったですか。被害を受けた水俣だからこそ、もう一度、そういう化学物質による被害を出さないというのがあのときのスローガンだったんじゃないんでしょうか。あるいは、先ほど緒方議員の質問のときにも、特措法36条の話がありました。水質による汚濁をさせないという話があったんですけども、そういうことからすると、改めてここはきちっとやらなきゃいけない。

もう一つ、ちょっと資料を示します。今から申し上げます資料は、日本水環境学会というのがあります。日本水環境学会の中で、これは2005年度に発表された資料ですけども、発表者は国

立水俣病研究センターの研究者ですよ。水俣湾のほうのキスとカサゴのデータ、ちょっと示します。

小さいころは、キスについて言いますよ、キスについて言います。1998年から2004年の間に調べたデータなんですけれども、70グラム以上になると、総水銀で0.4ppmを超えるんです。厚生省の基準は0.4でしょう、総水銀の、食物の基準は0.4ですよ。それを超えてるんです、キスで。これが大きくなれば、70グラムを超えれば、ほとんどの検体数で超えています。

もう一つ、カサゴ、ガラカブですよ。これも1998年から2004年のデータですけれども、これはですね、カサゴについては、50グラムを超える固体については、0.4ppmを超えるものが半分、超えないものが半分ですよ。これ、水俣湾の恋路島周辺と、裸瀬というのがありますよね、あの周辺で採取されたガラカブのデータです。キスについても同じです。

あそこは徹底的に浚渫したというふうに言われてなかったでしょうか。にもかかわらず、大きな固体になれば、基準値を超える水銀値が出てくるんです、キスとカサゴについては。こういうことからすると、本当に安全をどう確認するかというのが大切なんだろうと思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、質問に移りますけれども、八幡プール群については、チッソや熊本県の協力も得て、水銀濃度と溶出率を徹底的に調査すると、もうあそこからは水銀とか、あるいはダイオキシンはまだ結果出てないということでしたけれども、こういうものの流出はないんだということをきちっと調査をしておかないと、まだ汚染が続いているということであれば大変なことだというふうに思いますので、まず調査することが必要なんじゃないかなというふうに思います。

それから、ダイオキシンについては、1カ所だけ多分とっていただいているんじゃないかなと思うんですけれども、まだ結果が出てないというやつですね。これ、調査地点をふやすことも、先ほど言いました水銀のところについても徹底調査と言いましたけれども、ダイオキシンについても調査地点をふやして調査されることを求めたいというふうに思います。

以上3点。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 第3の質問にお答えをいたします。

まず第1点目が管理型で処分したのが大丈夫かというような御質問だったと思いますけれども、済みません、私の段階では、ちょっと回答しかねますので、県のほうに確認をしたいと、そういうふうに思っております。

それと八幡プール群のそういう溶出検査をしないかというようなことだったと思いますけれども、平成13年に、先ほど申し上げましたけれども、クリーンセンターがやってる分では、ほとんど基準値を下回ったという事実もございますけれども、一応県の意向を聞いてみたいと、そう

いうふうを考えております。

それとダイオキシンの調査地点をふやすということですが、とりあえず、現段階ではやったばかりですので、今後検討をさせていただきたい、そういうふうには思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、環境省主導のみなまた環境まちづくり研究会について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、環境省主導のみなまた環境まちづくり研究会について順次お答えします。

まず、分科会で議論の情報を提供するのはどこかについてお答えします。

本研究会につきましては、水俣市が国・県の補助を受けて実施しております。また事業の一部についてコンサルタントに委託し、このコンサルタントや国と一緒に各分科会の議論に必要な情報の収集、内容について取りまとめ、提供しております。

次に、12月14日及び2月3日の分科会に提供される情報はどのようなものかについてお答えします。

まず、12月14日につきましては、それぞれ3つの分科会を開くことから、それぞれに必要なものを提供しています。例えば、エネルギー・産業分科会でいいますと、水俣市における産業構造、企業の状況、雇用の状況、産業団地の状況、新エネルギーの取り組みに関することなどの基礎情報でございます。同様に、教育・研究機関分科会及び生活観光分科会につきましても、統計資料など関係する基礎情報を提供しております。

また、水俣市総合計画書を初め、各部署で作成している計画書や報告書、水俣芦北地域振興計画など熊本県の計画書等も提供しており、さらに委員から請求のあった資料につきましても順次提供しているところです。なお、来年2月3日については、12月14日に分科会を行い、その後、委員からの請求に応じて随時提供していくこととしております。

次に、分科会に市民の意見を述べる場がないが、市民の意見はどのように反映されるのかについてお答えします。

この研究会は、3つの分科会とそれぞれの分科会の委員が集まって議論する全体研究会で構成しています。去る10月25日に公開で開催しました全体研究会で、参加いただいた市民の方々から21件の意見・提案などいただき、それを各委員にお配りしているところです。この内容を参考にしながら、各分科会でも議論の中で反映できるものは反映していただこうと考えております。

また、前回の全体研究会において、市民の意見を聞く場を設けてほしいとの御意見がありまし

たので、それを受け、前日の12月13日午後7時より、もやい館3階ホールにて、皆さんの御意見をお伺いする場を設けております。この場については、12月1日号の市報にも掲載しておりますので、皆さんにもぜひ参加いただき、御意見・御提案をいただきたいと思っております。

次に、取りまとめがなぜ3月なのかについてお答えします。

この研究会は、本年度事業として補助を受けて実施していることから、年度内に実績報告を行わなければなりません。このような理由から3月に取りまとめを行うわけでございます。もちろん、この期間で十分な取りまとめができるのかという懸念があるかと思いますが、今後、それを本市の施策にどう生かしていくかが大切でありますので、かかわっていただいた委員の皆さんには引き続き協力をお願いしながら、実効あるものにしていこうと考えております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 時間が迫ってますので、少し早口になると思いますけれども、1点目は、この分科会に出されている資料については、公表されるべきではないかというふうに思ってます。そして、議員も物を言えるし、市民も物を言えると、先ほど、この前、第1回目のところの出た意見を委員に配ったという話を今されました。そういうのであれば、資料を公開して、それに対して市民が物を言うというような状況をつくったらいいんじゃないかなというふうに思います。これが第1点目です。

第2点目は、高等教育機関、大学等になると思うんですけども、審議するということで、実は中央大学の細谷先生から電話がありまして、私も来てくれということで、1回行きました。私はもう流れがわからんもんですから、物の言いようがあんまりなかったわけですけども、個別に何人かの方が水俣市内の方とかおいでになってましたけれども、そういうのをやったから、市民の意見を聞いたんだというふうに言われてしまうと、私は心外なんですよ。こういうのもって市民の意見を聞いたというふうにならないと思ってますけど、これについては、今聞かれたのかもしれませんが、どう思われるか。

3番目、11月27日に環境省主催のチッソ株式会社の事業再編を考える会が開かれまして、小林事務次官の話と資料を聞いて、もうびっくりしました。小林事務次官が説明された資料の中には、全体の特措法に基づく患者救済だとか再編計画だとか何かがあって、水俣市の環境モデル都市づくりのところの欄が色刷りでつくってありましたね。まちづくり研究会の答申が出て、それを水俣環境まちづくり研究会に反映させて事業計画をつくっていくという、水俣市がやろうとしていることまでみんなロードマップに入ってるんですよ。僕は何なんだと思いました、これを見て。しかも次官、説明されるんです、それを。そういうのがあったもんですから、私は今回の質問では環境省主導のまちづくり研究会と言ったんです。水俣市の主体性はどこにあるんだ、主客転倒ではないかというふうに私は思いました。

こういう市民の意見もちゃんと反映されない、あるいは13日もやるという話されましたけれども、今、副市長されましたけど、13日は当初計画になかったんじゃないですか、最初なかったでしょう、最初、まちづくり研究会の全体会を水俣で開いたときには、市長は、1月になったら市長が地域を回って意見を聞くとおっしゃいましたよ。ただ、13日の改めて全体会を開いて市民の意見を聞くなんかというのは、全く言われてないんですから。つまり、市民の意見をどう聞くのかという批判があって、慌てて開いたのが13日の会議ですよ。だから、みんな後手なんです。批判があればこれをしましよ、あれをしましよということで継ぎ足していくというね、本当に水俣市民の中心にかんかんがくがくの議論して、それを取りまとめて水俣の環境まちづくりをするんだという、そういう議論の構成というか積み上げというか、そういうものになってないんです。だから、本当にこういうので、魂が入るんだろうかというふうに思うんですけどね、これについていかがでしょうか。

それから、2回目の最後の質問ですけれども、私は、この研究会が来年3月に案を取りまとめるというのは、環境省が来年3月に事業再編計画の許可を出されるということが想定されてて、それにリンクされる形でつくられるんじゃないかというふうに思っています。患者救済については、こういうふうにめどがついた。チッソ再編計画についてはこうだ。水俣の環境まちづくりとチッソさんのそれについて傘下だとかというの、きれいに整合性が合うように、ロードマップ、スケジュールがつけられてて、その中の1つとして3月に答申がまとめられると、そういうふうにしかなれません。私はそのように思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

以上です。4点。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） それでは、御質問にお答えします。

まず、分科会の資料については公開すべきではないかということでございますけれども、前回の全体会議の中でも、資料等につきましては一応配付をさせ、説明させていただいております。基本的には、分科会の資料についても公表できるものと考えています。ただ、分科会の資料につきましては、企業情報等中にはあると思いますので、公開できるものと公開できないものがあるんじゃないかなと思ってます。今回、分科会に出しますものにつきましては、先ほども申し上げましたように、基礎的なデータとか、そういうものでもう既に公開されている資料を提供しております。

次に、中央大学の細谷先生の件ですけれども、これにつきましては、市として直接関与はしておりません。しかし、以前から環不知火研究会ということで、水俣の大学構想につきましても、いろんな提案をされていて、市民の方々から意見を聞きたいということで設定されたと聞いております。そういった意味で、これが即市民の意見を聞いたということにはならないと思っていま

す。やはり今言われましたように、各段階を応じながら、いろんな形で議論していくべきものだと思います。

次に、環境省の主客転倒じゃないかという話ですけれども、やはり今回の研究会につきましては、市として主体性を持ってやっていくということを考えています。研究会の結果は、具体的な計画に反映していくということが必要であると考えていますので、水俣市がこれは行うべきことだという認識を持っています。研究会の報告がなされた後、議会や市民にも説明をしたり、必要な事業、プロジェクト等の可能性、事業主体、予算、そういったものを皆さんで議論し、精査した上で国への要望とか市の計画に位置づけをしていくという手続が必要だろうと思っています。

続きまして、3月の許可とリンクしてるんじゃないかということですが、これは先ほど申しあげましたように、今回の事業につきましては補助事業でやっておりますので、それに合わせるという形で年度内の完成を目指してやっております。ただ、なかなか時間も足りませんので、先ほど申しあげましたように、今後とも詰めが足りない分は来年度以降に議論していく必要があると考えております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をします。

資料については公開できるものとできないものがあるという、今御答弁されましたけれども、公開できるものについては、議会はもちろんですが、市民の方が希望されれば、そういう方たちにも資料を配るといような措置をとっていただきたいというふうに思います。

それから、3番目のところは主体性を持ってやると、主体性を持ってやっていただくのは、ぜひ頑張りたいというふうに思いますけれども、今回の研究会全体の仕組みがですね、市民の意見を広く集めてという仕組みになってないということなんだということは肝に銘じなきゃいけないというふうに思っています。

それで、私は、リンクしてるからいけないというふうに言ってるわけじゃないんです。水俣のこれからの10年、20年、30年の世界的な規模での地球環境を守らなきゃいけないという動きの1つとして水俣市の環境まちづくり、環境モデル都市づくりもあると思うんですけれども、これに合わせた計画ですから、10年、20年、30年と考えていかなきゃいけない計画なんだと思うんです。3月に限定する必要はないというふうに実は私は思っています。

そういうつもりで、これからも作業されることをお願いしたいと思いますけれども、3回目ですね、改めて、今言ったんですけれども、申し上げます。環境モデル都市づくりについては、産廃を阻止したときのように、全市民的な知恵を集めると、そしてそこでよく議論すると、そういうような仕組みをつくって、こういう方法論で、今ある研究会と同時並行でもいいんだと思います。同時並行でもいいと思うんですけれども、そういうのをつくって、それでモデル都市づく

りに生かしていくといえますか、改めて何かそういうのをつくったらどうでしょうか。研究会はもう予算ついて走り始めてますから、それをやめろというふうにはいかないと思います。

だから、もう一度、市民の中からきちっと組織して行ってまちづくりを考えるという、そういうようなちょっと、今すぐ、はいと言えないかもしれませんが、検討が要るんだと思いますけれども、そういうのをつくって、研究会の答申は多分3月で出るんでしょから、それも参考にするけれども、主体的に水俣市がやるんだというような構えが要るんじゃないかなと思います。それについてはどのようにお考えでしょうか。

以上1点。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 今後、市民を巻き込んだ形でまちづくりを考えていく必要があるんじゃないか、そういう組織をつくるべきだという話ですけれども、現在、環境モデル都市づくりにつきましては、市民を中心とした環境モデル都市づくり推進委員会とか円卓会議を設けております。まずは、この中で議論できる部分は議論し、今提案がありました今後につきましては、報告が出た後、もう1回、そういったことを考えていければと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣城の発掘調査について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、水俣城の発掘調査について順次お答えいたします。

まず、今回の発掘の全体の調査結果についてお答えいたします。

今回の発掘調査は、城山公園内の西側丘陵で、近世に改修を受けたとされている範囲を中心に行っております。今回の大きな成果といたしましては、慶長12年、西暦に直しますと1607年ですが、この年号の入ったかわらの破片が発見されたことで、水俣城を整備した一つの時期が特定されることになりました。水俣城の整備時期に関しては文献が残っておりませんから、貴重な資料の発見であると思います。また、今回新たに4カ所から石垣を検出しており、城郭の構造がかなり見えてきたところですが、同時に、石垣は根石近くまで破却されたり、埋込め石で覆い隠されるなどの処理がなされているなど、城を破却したときの様相も把握されつつあります。

全体の調査結果としては、このような成果がありつつも、想定外の位置から石垣が検出されたことや、全体の傾向として、狭い範囲で遺構の変化が大きく、後世の土地利用で破壊された遺構の面的な広がりがつかみにくいという状況もあり、城郭の構造を推定することの難しさも見えてきております。

次に、今後の調査計画と保存活用計画についてお答えいたします。

平成23年度までは、今行っている小規模な調査区を設ける方式で、遺構の内容や位置、残存状



況を把握する調査を行い、その後の調査を含めた保存活用の方向性については、慎重に、かつ各方面の御意見も伺いながら検討してまいります。平成24年度には、それまでの調査成果を整理・分析した上、城郭研究の専門家などを交えた委員会を組織し、検討していきたいと考えております。

次に、歴史民俗資料館設置の検討を始めたらどうかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、これまで歴史民俗資料館の建設については、9月市議会の真野議員を初め、ほかの議員の皆様からも幾度となく御提言いただいております。現在保存している資料は、考古資料や民俗資料、古文書といったものがありますが、スペースや展示施設の問題があり、資料の多くは保管された状態のままとなっております。最近の水俣城の発掘物など、近年の調査等で得られた資料の保管場所の確保も困難な状況にあります。歴史資料を1カ所に集め、展示し、一般の観覧、または調査研究に供し、かつ後世に引き継ぐために適切に保存できる施設の設置は必要であります。

今後、まずはこれまで蓄積された資料の調査・分析を行ってまいりたいと考えております。また並行して、資料館設置に向けて、場所、施設内容、規模等についても検討を始めたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 この発掘調査の説明会に私も参加させていただきました。教育長もおいでになっておりましたけれども、新しい事実が出てきて貴重な資料が出てきて、本当によかったなというふうに思いました。発掘場所の選定方法が非常に的確だったのかなと、採掘したところで、ほとんど重ならないで新しい資料が確認できたというのは、選定方法がよかったんだろうなというふうに思います。教育委員会の御苦労あったと思いますけれども、努力を多としたいというふうに思います。

それで、24年度には城郭の専門家の意見を聞いてという話でしたけれども、どういうふうに今後発掘したらいいのかというのは、私も実はよくわかりません。どういうふうに保存したらいいのかというのもよくわかりません。実はよくわかりません。ですから、専門家の方たちの意見を聞きながらやってほしいと思うんですけれども、いずれにしても、上のほうには重機が入らないという話を聞きました。ですから、手掘りしなきゃいけないと、木の根を切りながら手掘りでやっていかなきゃいけない、作業能率も悪いという話もありました。あるいはその後ろの周辺には官軍墓地があったり民家があったり、お寺があったり神社があったりし、多分お城の一番外回りの石垣の半分くらいは、もうなくなってるんだろうなというふうに思います。特に南西側のほうはほとんどなくなってるんだろうなというふうに思うんですけれども、この発掘の困難さはまさに、歴史的に言えば、村政、町政、市政の文化行政のおくれが今の困難さをつくってるんじゃない

いかなというふうに思います。

ただし、今やらないと、後の時代にやるときはもっと困難さが増すのではないかというのも想像つくんですね。どこまでやっていいのかは私もよくわかりません。だけれども、今やれるところまできちっとやって、文化財については管理しとくということが必要なのではないかなというふうに思います。

これは1100年時代から続いた武家社会、鎌倉幕府から1670年くらい、大政奉還までの武士が中心になった社会の中の1つの遺物です、水俣城というのは。だから、そういう意味では、歴史の中の一部を非常に象徴するものでもあると思いますので、いろんな方の意見を聞きながら、今後進めていただきたいというふうに思っております。

資料館については、いろんな方も提言されてましたし、私も議員にならせていただいた平成11年ごろからずっと提案してきたことですが、これもさらに検討を続けていただきたいというふうに思っております。

以上2点ですが、ダブるところがあると思いますけれども、改めて教育長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 水俣城につきましては、今後、遺構の評価あるいはどの遺構が重要でどの遺構が重要でないか、あるいは保存整備はどこが必要なのか、あるいは調査を優先するか、保存を優先するかという、そういう専門的な議論が今後必要になってきます。ですから、これまでも専門家に御参画をいただいて、いろんな御指導をいただいておりますけれども、そういう専門家あるいは文化財の保護に熱心な方、そういう専門家を交えて、仮称でありますけれども、水俣城の保存整備委員会等を適当な時期につくって、そういう検討を始めてまいりたいというふうに思っております。

それから、民俗資料館の件につきましては、これはぜひ必要だというふうなことを思っております。どこの場所にどういうふうにつくっていくかというのは今後の問題として、これにつきましても、既にもう資料があふれ返るような状況になっておりますし、そういうことに関しても、先人に申しわけないという気もございますので、やはりこれは積極的に整理をまずするというのと同時に、新たなそういう資料館の設置については検討を始めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で野中重男議員の質問は終わります。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時02分 休憩

---

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 こんにちは、日本共産党の川上紗智子でございます。

この間、水俣市内、いろんな方のお話を聞いてまいりましたけれども、市がやっていることで、先ほどの話にもありましたけれども、乗り合いタクシーのことであるとか、子どもの医療費のこととか、あと、さまざまなことで、市がやった結果、本当によかったと言われると、私が直接やったわけじゃないんですけれども、とてもうれしくなります。ぜひ、市民の皆さん方に役に立つ、そして喜ばれる市政つくっていくために、これからも私も頑張っていきたいと思っています。そういう立場で、以下、質問をさせていただきます。

まず初めに、簡易水道と上水道の統合計画について、水俣市簡易水道事業等統合計画、平成28年度までに東部地域、久木野地域の簡易水道などを市上水道へ統合する計画ができ、実施に向けて動き始めています。これも本当に喜ばれていることの一つです。水道が来るんだよと言うと、本当にお年寄りの方たちが喜ばれます。よそに出ていった親戚がお盆に帰ってきた。歓迎しようと思ったら、水が出ないと、お風呂に水もためられない。そんな話も聞きました。長年の念願がかなったということで喜ばれているということだと思います。

そこで質問です。

- 、この統合計画の進捗状況はどうなっているのか。
- 、統合計画を実施していく上での課題はどのようなものがあるか。
- 2つ目は、牧ノ内市営住宅建てかえ問題についてです。

この住宅建てかえ問題については、いろんな声があります。やっと建てかえられてよかった。いや、もう私は年だから、建てかえが先か自分が亡くなるのが先かわからないというようなこともおっしゃる方もいらっしゃいました。周辺の住民の皆さん方にお話を聞くと、ぜひ若い人たちが水俣に住むような、そういう住宅建ててほしいという声もありました。いろんな方々の思いの上に、この建てかえ問題進んでいくというふうに思っておりますが、今、住民説明会などを開かれ、住民の皆さん方の声を聞いて、この建てかえを進めていこうということで行われております。ぜひ、しっかりと住民の皆さんの声に耳を傾けて、いい仕事をやっていただきたいと思っておりますが、その立場から質問したいと思います。

、現在の牧ノ内市営住宅の居住者の年齢構成、所得の状況及び居住年数はどうなっているのか。

、ふる場や倉庫など、入居者の人たちが自分たちで設置した建物がありますけれども、これ

を市営住宅の解体のときに一緒に解体してほしいという声が私のところにも聞こえてきています。この増築部分の解体費用の補助が市でできないのか。

3つ目は、子ども・子育て新システムについてです。

子ども・子育て新システムとは、政府が新たな保育制度ということで今進めようとしているものです。来年度の通常国会に関連法案を提出し、2013年度の本格実施を目指していると報道されています。一体これで何が変わるのか。大きく変わるのは、市町村の保育実施義務がなくなることです。現在は、児童福祉法で市町村に実施義務があり、保育に欠ける子どもに保育を提供しなければならないことになっています。保育料の問題も重大です。今は、保育料は親の収入に応じて決められる応能負担です。けれども、新しいシステムでは、市町村のやることは保育の必要度の認定と保護者向けの補助金支給などに限定をされます。ちょうど介護保険における要介護度の認定と似たようなところがあります。保護者は直接保育所と契約をし、保育料も時間に応じて一律に決められる応益負担になります。預ける時間がふえればふえるほど保護者の負担がふえるということで、保護者の経済的負担がふえることが予想されます。こういうものが進められようとしているわけですが、これらについて、幼稚園及び保育所関係者からどのような声が上がっているのか、1つ目の質問です。2つ目は、こういうシステムについて市としてどのように考えるか。

4つ目は、介護保険と高齢者施策についてです。

11月25日に社会保障審議会介護保険部会というのが取りまとめた介護保険制度見直しに関する意見というのがあります。これは利用者負担の自己負担引き上げなど、介護保険制度の大改悪と言うべき内容が盛り込まれています。

、2012年度からの介護保険制度改定に向けて出されている意見で明らかになっているこの方向について、市としてはどのような認識を持っているのか。

、この制度の改定によって、必要なサービスが受けられなくなる人がふえることが予想されるが、市としての独自事業を考えているのか。

、地域包括支援センターの果たす役割は大変重要だと考えるが、地域包括支援センターの現状と課題についてはどうか。

最後に、安全安心の食糧確保と水俣農業の振興についてお尋ねします。

T P P、今、新聞やテレビなどで連日のように報道されておりますが、このT P P交渉に日本が参加をするということで、先日、東京で行われました農協などを中心として消費者などたくさんの人たちが集まって行われた集会で決議されたものを少し御紹介をします。

きのう、政府は包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定した。この中で、T P Pについて交渉の参加・不参加を先送りしたものの、関係国との協議を開始すると判断したことは極めて遺憾である。我々は改めてT P P交渉への参加には反対であり、絶対に認めることはできない。

政府の基本方針では、我が国農業分野について国を開くことを目標に掲げているが、農業分野は既に十分に開かれている。我が国は世界最大の農林水産物純輸入国であり、国民の圧倒的多数が望むのは食料自給率の向上である。

我が国1億2,000万人の国民の食料安全保障を担保し、安全・安心な食料の安定供給とあわせ、農林水産業が果たしている地域経済、社会、雇用の安定を確保することが我が国の強い経済を実現することにつながり、未来を開くことになる。

これは一部ですが、こういう決議を上げて、このTPP交渉への参加反対の運動を国民的に広げていこうということでやられました。

、TPPについて、市としてはどのような認識を持っていらっしゃるのか。

、第5次水俣市総合計画では、認定農家の増加を目標にしているが、零細小規模農家対策についてはどう認識しているのか。

、地産地消の観点から、生産者と消費者をつなぐ方策として、市はどのようなことをやっているのか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、簡易水道と上水道の統合計画については私から、牧ノ内市営住宅建てかえ問題については産業建設部長から、子ども・子育て新システムについて及び介護保険と高齢者施策については福祉環境部長から、安心安全の食糧確保と水俣農業の振興については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

まず、簡易水道と上水道の統合計画について、その進捗状況についてお答えします。

昨年7月に水俣市簡易水道事業等統合計画を策定し、平成28年度までに東部地区及び久木野地区の5簡易水道及び6飲料水供給施設を上水道に統合することを予定しております。今年度におきましては、庁内に福祉環境部長を本部長とする水俣市簡易水道事業等統合推進プロジェクトを設置し、統合へ向けた課題の整理を進めるとともに、6月に市議会全員協議会において統合計画の概要の説明を行い、7月に統合対象となる簡易水道組合等の代表者を対象に統合計画の概要の説明会を開催しました。

また、本年度予算に計上しておりました基本設計及び資産調査につきましては、まず9月に基本設計に着手し、これに基づき整備計画案ができ次第、資産調査に着手し、今年度じゅうの完了を予定しております。先日も、水道局と環境モデル都市推進課の職員によりまして、統合後の新

たな水源として予定しております、ひご山水源及び今俵水源の調査として、26時間連続揚水試験を行ったところであります。

今後は、平成23年度に統合整備事業の前提となる水道事業認可変更申請及び厚生労働省所管の簡易水道等整備費国庫補助金の申請を行い、平成24年度から統合のための工事に着手し、平成28年度末までに順次給水開始を目指しております。

次に、統合計画を実施していく上での課題についてお答えします。

簡易水道事業等の統合のための工事開始から実際に給水開始するまでの間、現行の簡易水道施設の維持管理を行う必要があります。しかしながら、簡易水道の水源や配水池等の施設は広範囲に点在しており、維持管理に向かうまでに時間がかかるほか、施設自体の老朽化も進んでいます。これらの施設を適切に維持管理していくためには、現行の体制では対応が困難となりますので、どのような体制で計画を実施していくのか検討を要するものと考えております。

また、市が設置します配水管から各世帯へつなぐ給水管の設置に係る費用につきましては、各世帯へ御負担をお願いすることになりますが、統合対象となる簡易水道組合等に対しましては、組合等で保有しております積立金を活用するなどして、できる限り実質的な個人負担が少なくなるようお願いをしているところです。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございました。この計画の実施が順調に、そしてスムーズに進むことをぜひ期待をしているわけですが、聞きますと、この事業は、環境モデル都市推進課と、それから水道局にまたがった事業だということ聞いておりますけれども、限定された期間の事業だと思いますので、必要なときに必要な人的な配置の体制をつくってされたらどうかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、川上議員が御指摘になったとおりだと思います。平成28年度まで6年間にわたる大変大きな工事でございますし、事業でございますので、着実にこれは実施していかなければならないと思っております。したがって、水道局が管理事業することになりますけれども、人員の配置なども含めまして業務が着実に進むようにしっかりした組織をつくっていかねばならないと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、牧ノ内市営住宅建てかえ問題について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、牧ノ内市営住宅建てかえ問題について順次お答えします。

まず、現在の居住者の年齢構成、所得状況及び居住年数はどうなっているのかについてお答え

します。

居住者の年齢構成については、9歳以下が4名、10歳代が16名、20歳代5名、30歳代が7名、40歳代が17名、50歳代が18名、60歳代が30名、70歳代が28名、80歳代が11名、90歳代が4名の計140名であり、住宅名義人の平均年齢は66.7歳、入居者全員の平均年齢は55.3歳となっております。65歳以上の方が64名であり、高齢化率は45.7%、高齢者世帯率は70%という状況で、他の市営住宅に比べても高くなっております。

居住者の居住年数については、9年以下が7世帯、10年台が25世帯、20年台が10世帯、30年台が11世帯、40年台が8世帯、50年台が6世帯、60年以上が3世帯であり、平均居住年数は26.7年となっております。

居住者の所得状況につきましては、市営住宅の入居者資格において、政令で定める基準の収入、認定月額15万8,000円以下と定めていますので、居住世帯の多数がこの範囲内の所得状況となっております。また、高齢者の方が多く入居されていること等から、認定月額の範囲の中でも、さらに所得の低い世帯が多い状況となっております。

次に、増築部分の解体費用の補助はできないのかについてお答えします。

牧ノ内団地は昭和24年度から昭和36年度にかけて建設され、最も古い住宅で60年以上を経過しており、規模、安全面等において現在の住環境水準から大きくおくれています。また、当時の国庫補助による公営住宅の整備基準においては、浴室の設置が認められておらず、設備面においても現代の住環境水準を大きく下回っている状況です。

このようなことから、住環境の改善を目的に浴室及び脱衣室、寝室、倉庫等を増築してる方や、入居時に前入居者から増築部分を引き継がれた方が多数いらっしゃいます。現在、基本設計において増築部分の面積や解体費用を調査中でありますので、この結果を待って、解体における費用負担に関しては決定したいと考えております。

しかしながら、先ほど答弁いたしましたとおり、高齢者の方が多く入居されており、所得の低い世帯が多い状況ですので、入居者の負担が少しでも減るよう考慮してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 改めて牧ノ内市営住宅に今入居されている方の年齢が高いこと、それから所得が低いということがわかりました。そうであればあるほど、そして長く住んでらっしゃるわけですがけれども、先ほど、壇上で私申し上げましたけれども、本当に移転費用が17万ほど出るということですがけれども、増築した部分を解体すると10万以上かかるということで、これではどうしようもない。このままでは、もう出ていけないというようなことをおっしゃるお年寄りもいらっしゃいました。条例では、出ていくときには原状復旧だということで決まっているというのはわかっ

ているわけですが、すべて、これ解体をするわけですから、できれば、増築部分の解体も全体の解体と一緒にやっていただきたいと、ぜひその方向で検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 今回の牧ノ内団地の改築につきましては、今、基本設計をやっているところございまして、その基本設計の中で増築部分の解体費用も出てくると思います。なかなか、先ほど答弁しましたように、高齢者の方も多く入居されておりますし、所得が低い方もいらっしゃるということで、できるだけ費用が発生しないような形で入居者というか、方々に解体費用が出ないような工夫をしてみたいと思います。ただ、以前に比べて、この解体費用につきましても、最近はやや関係で非常に費用がかかっておりますので、その金額等も勘案しまして決定したいと思っております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ぜひ、できるだけ負担がかからないようにお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、子ども・子育て新システムについて答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、子ども・子育て新システムに関する御質問について、まず、政府が2013年度からの導入を検討している子ども・子育て新システムについて、幼稚園及び保育所関係者からどのような声が上がっているのかとの御質問についてお答えします。

子ども・子育て新システムにつきましては、昨年12月に閣議決定された明日の安心と成長のための緊急経済対策に基づき、幼保一元化を含めた新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム構築を行うため、本年1月に子ども・子育て新システム検討会議を設置し、検討を重ね、4月に新システムの基本的方向、6月に基本制度案要綱が取りまとめられ、全大臣の参加する少子化社会対策会議で閣議決定されております。

新システムの内容としましては、幼稚園・保育所一体化、多様な保育サービスの提供と全体で6つのシステムから成っております。また、平成23年度通常国会に法案を提出し、平成25年度施行をめざすと承知しております。新システムについて、市内の保育園や幼稚園からの問い合わせ等については、それぞれの担当部局へは現在ありません。

次に、市としてはどのように考えるかとの御質問についてお答えします。

今回の新システムについては、これまで子ども・子育てに関する制度・財源・給付等を大きく変える制度であり、市としましても、新システムの基本制度案要綱でうたわれている政府の推進体制、財源の一元化、国・地方・事業者・個人による社会全体による費用負担、基礎的自治体で



ある市町村の重視、幼稚園・保育所の一体化、多様な保育サービスの提供及びワーク・ライフ・バランスの実現について、さまざまな意見や課題が言われておりますので、具体的な制度がどのようになるのか、水俣市の現況にどのような影響があるのか、子どもや保護者に対する各種サービスの低下とならないよう、十分留意していかなければならないと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 2回目の質問をいたします。

今の答弁で、保育所や幼稚園関係者からの問い合わせはなかったという答弁でしたけれども、市の側から、こういうものが出されているけれども、幼稚園、保育所それぞれどういうふうに考えているのかとか、そういうことは問い合わせをしていっしょらないんでしょうか。こういうものは、制度が決まってしまってから反対といっても、もうそれに乗らなきゃいけないわけですから、余り、本当にぼやっとしている、進め方でぼやっとしている側面はありますけれども、幾つかのはっきりしている部分で、とても見逃せない部分が私はあると思っています。ですから、こういう問題が起こったときには、きちんと市のほうでも調べていただき、関係者に対して聞き取りもしていただいて、必要な意見はやはり国に対して上げていっていただきたいと思うんですね。そうしないと、結局決まってしまってから、幾ら保護者のため、子どものためにいい保育や幼稚園の関係をやろうと思っても、もうがんじがらめになってできないというふうになってしまうんじゃないかと思うんです。

全国的には、保育園関係者、幼稚園関係者の間では、こういうのは困るということで反対運動が起こっています。やはり保育所関係でいえば、働きながら子どもを育てるために、とにかく預けないと働けないわけですから、預けたいと。水俣でいえば、待機児童はいないとは思いますが、もし、保育料が、今でももうちょっと下げてもらえないかという声は上がっているんじゃないかと思うんですね。そういうときに、預けるところは一応あるけれども、保育料がどんどん高くなったと。先ほど介護保険の認定制度のようなものだという話をしましたけれども、今言われていることが行われますと、例えばAさんという人は、あなたの認定の保育時間は5時間ですよというふうに認定されてしまったら、6時間、7時間という超えた分はすべて自分で払わなければならないという、とても似てると思うんですが、そうなると、応能負担ではなくて応益負担になると、一生懸命働いても働いても結局収入がふえないということにもなりかねない。ましてや預けられないということにもなりかねないようなことも今考えてると思うんですね。ですから、ぜひ、今からでも遅くはないと思いますので、保育所関係者や幼稚園関係者にも意見を聞いていただき、ぜひ必要なことは国に言っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 川上議員の第2の質問ということで、幼稚園・保育園関係者に意

見を聞いたかどうかということですけど、一応、幼稚園につきましては教育総務課から、保育所につきましては福祉課から数カ所に電話をかけて、ちょっと御意見を伺っております。幼稚園のほうとされては、詳細にはやはり制度を承知されていないというのが現実でありまして、やはり待機児童問題、施設整備への財源問題など、それぞれ地域の抱える課題が異なることから、この新システム導入については不安感があるというような感想をお持ちのようでした。また、保育所のほうの意見としましては、この新システムについては、やはり種々の問題が含まれており、反対であるということで、熊本・福岡保育園協会では反対の署名を実施されておりますし、日本保育協会でも反対意見を出されてるという現状がございます。

こういった制度を改正するというときには、やはり幅広く時間をかけて、みんなで議論をして、必要な制度をつくっていかねばいけないのかなというふうに思っておりますので、機会を見て、やはり市長会等で意見をですね、保育料の問題もありましたし、応能・応益の問題もありますけれども、そういう意見を上げていきたいなと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、介護保険と高齢者施策について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、介護保険と高齢者施策についてお答えします。

まず、2012年度からの介護保険制度改定に向けて厚生労働省の見直し案が明らかになっているが、どのような認識を持っているかについてお答えいたします。

社会保障審議会介護保険部会が取りまとめた意見書によると、第5期の介護保険料は、高齢化の進展による自然増や介護職員の処遇改善、居宅サービスの充実や介護基盤緊急整備の影響等を考慮した場合、平均で月5,200円程度、第4期より1,000円超となるとの試算が示されました。このため、財政安定化基金や介護給付費準備基金の取り崩し、所得が高い高齢者の利用負担を現行の1割から2割へ引き上げる、ケアプラン作成に自己負担を導入する等保険料の上昇を抑えるための内容も同時に示されました。なお、公費負担割合の見直しは、安定した財源が確保されない以上、今回の改正では困難と結論づけております。

急速に進展する高齢化に対応するためには、負担可能な保険料といった点からも、今後示される厚生労働省の介護保険制度改正の内容や、本市における介護給付と負担のバランス、地域の状況、課題、住民アンケートの結果などを踏まえ、第5期介護保険事業計画を策定する際に、十分検討を行っていきたいと考えております。

次に、制度改定によって必要なサービスを受けられなくなる人がふえることが予想されるが、市としての独自事業を考えているかについてお答えいたします。

市町村は、第1号被保険者の保険料を財源として、要介護者・要支援者に対して法律で定めら

れた介護給付・予防給付のほか、条例により独自の市町村特別給付を実施することができます。また同様に、介護給付・予防給付の在宅サービスについて、法律で定めるよりも高い独自の給付水準を条例で設定することができます。いずれにしても、65歳以上の第1号被保険者の保険料が財源となることから、保険料が増額となることは避けられないため、どのような事業が可能であるのか、第5期計画策定の中で検討してまいりたいと思います。

次に、地域包括支援センターの果たす役割は重要だと考えるが、地域包括支援センターの現状と課題についてはどうかについてお答えいたします。

水俣市は、水俣市地域包括支援センターに対し、包括的支援事業として、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、以上4つの事業を委託しています。高齢者問題に関する総合相談窓口として、また、困難事例の解決に対応していく関係機関によるネットワークのかなめとして、その機能を十分果たしていると思っております。

また、市では認知症高齢者の対策として、平成21年度から22年度にかけて水俣市認知症地域支援体制構築等推進事業に取り組んでおり、事業の一部を社会福祉協議会に委託し、地域包括支援センターと一体となってさまざまな事業を展開しております。中でも、認知症サポーター養成講座は、平成22年11月末現在、延べ3,695人の方に受講いただき、認知症への理解を深め、地域で支え合い、助け合う機運が高まってきていると認識しています。今後、さらなる高齢者の増加により、相談事業の増加、虐待などの困難事例もふえていく傾向にあるため、人材の確保が課題と考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 2012年度からの介護保険制度改定については、今、答弁をしてくださったように、たくさんの問題点を含んでいます。幾つかありますけど、1つは介護保険料の問題で、市内回ってましても、高齢者の方が何とかならんのかって、もっと安くできんのかって、私は何も介護保険は今サービス受けとらんのに、払うのばかりふえて困るとかね、よく話を聞きます。今でも介護保険料はもう本当に重いというふうにおっしゃっている状況であるにもかかわらず、今度の改定が進められるとまた上がるということが予想されます。

それで、多くの方からですね、いろんな団体、それから自治体などから、政府に向けては、この介護保険制度改定に向けての提言というのは、いろんな方から寄せられているのがインターネットで見て取れました。その中で共通してるのは、やはりこの保険料、限界だと、これ以上上がったら払えないよということ言われているわけですけども、それに対して、できるだけ下げるために何を考えているかということ、利用料をふやすと、所得がちょっと高い人は1割から2割引き上げると、今でも1割で、この負担ができないからサービスを受けられないとか、ホームへ

ルパーさんの回数を1回減らさないかとか、そういうことが言われてるわけです。それを利用料を上げて保険料を少し高くないようにしましょうとか、あと、軽い人たちは要支援1とか2とかの人たちには、サービスをできるだけしないようにしましょうと、切りましょうということまで言っているわけです。一体何のための介護保険かわからないようなことになっています。

これは、やはり介護保険制度そのものの財源の仕組みが、国が出す分が少ないというのがあって、しかも、65歳以上の第1号保険者の方々が必ず20%近く払わなきゃいけないというようなこととかもあって、何かサービスをふやすと保険料が上がる。当たり前サービスをみんなが受けて、どんどん介護サービスが受けられるようになると保険料が上がる。こういう根本的な問題があると思うんですけども、だからこそ、いろんな団体、いろんな自治体から提言が上げられている中で共通しているのは、公費負担の割合の見直しが言われています。このことをしない限り、介護保険のいろんな問題は解決しないということで再三言われてるし、いろんな団体から提言が寄せられてるようなんですが、厚労省は、これには手をつけないと、きっぱり言っているわけですよ。これでは、にっちもさっちもいなくなるのは目に見えています。ぜひ、水俣市としても、水俣の高齢者の皆さんの現状からしても、今の状況からしても、公的負担を割合をね、もっとふやすべきだということを意見として上げていただけないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと2つ目は、水俣市も第5期の介護保険計画を立てることになると思うんですね。それで、いろんなことを考慮して立てたいということになっていましたけれども、その中に、市における給付と負担のバランスという言葉がありましたけれども、これも恐らく高齢者の皆さんや高齢者を介護していらっしゃる家族の皆さんのニーズに合わせてサービスをふやせば、結局保険料を上げなきゃいけないので、サービスの状態も考えなきゃいけないということだと思っただけです。ここが必要なサービスが受けられない、介護保険料は高いという、この問題の根幹にあると思うんですけども、実際問題として、今の現状が続けば、こういうことを考えずにやりなさいとは言えないわけですけども、まずは、第5期の計画をつくられるに当たって、ぜひ私はやっていただきたいと思うことがあります。

それは、先ほどの中に、住民アンケートもとってやるんだと、これが恐らく住民のニーズの調査ということになると思うんですけども、私は介護保険は高齢者施策の部分だと思うんですね、一つだと思うんです。高齢者対策というのは広くあって、介護保険を受けてない方もいらっしゃるわけですから、一部だと思うんですね。高齢者対策、介護保険の計画を現状にマッチしたものにするためには、やはりすべての高齢者の実態を把握することからしか始まらないんじゃないかと思うんです。これを調査をやって分析してまとめるのは、お金も労力も要ることかと思いますが、ぜひやらないと、いつまでたっても、土台がわからない上に家を建ててるような、極端な話

を言いますけども、こういうことになるんじゃないかと思うんです。

団塊の世代が、それこそ75歳になると、たくさんの高齢者がもっとふえるわけですから、ますます調査は困難になるんじゃないかと思うんですね。1回やって、それでどんどん実態把握を積み重ねていくことで、いろんなことを考える土台ができるのではないかと思うんですけれども、ぜひ悉皆調査をやっていただいて、それぞれの地域の高齢者、高齢者を介護されている家族の皆さんのニーズをしっかりとらえた上で介護保険計画も立てていただきたいし、ぜひ、介護保険サービス認定を受けてないお年寄りの皆さん方への手だてももっと考えていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、地域包括支援センターの問題ですけども、私は、この間、何人かのお年寄りに、介護保険を受けたいんだけど、どこに相談すればよからうかとか、あの人のことが心配なんだけど、だれに言えばいいだろうとか、お年寄り同士で心配し合ってますね、そういうことを聞かれる方がいらっしやいました。それは、もやい館にある包括支援センターというところに行けば何でも相談に乗ってくれなるとよって、私が一言言っただけで、大変喜ばれました。ああそうねって、何でも相談すればよかねって言われたんですよ、御存じないんですよ。ましてや、地域包括支援センターという名前が私たちでもよくわからない、ぱっとイメージできない名前なので、余計、1回聞いても忘れられるんじゃないかと思うんですけども、ぜひ、この高齢者の総合相談窓口みたいなものだと私は思うんですけども、ここをもっともっと市民の方によく知ってもらって、必要なときはすぐ、高齢者じゃなくても、心配な高齢者を見つけた高齢者やない人が相談にも行ける場所だと思いますので、周知が図られるように市としても努力を、手だてを打っていただけないかと思います。

ちなみに、地域包括支援センターというのは、介護保険の法律上の名前だと思うんですが、できれば通称で何かわかりやすい名前にしてもらって、だれもが気軽に行けるようなふうにしていただけたらいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

以上3点、2回目の質問です。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず1点目が、公費負担を増大できないのかという御質問だったかなと思いますけど、やはり月5,000円を越す保険料となると、やはり市民にとっては重い負担になるのかなと思っておりますし、利用控えにつながるという懸念もいたしております。川上議員言われたとおり、給付をふやすと、どうしても負担がふえてしまうという部分がありますけど、やはり今までもですね、全国市長会を通じて国のほうにはお願いをしておりますので、引き続き、要望をしていきたい、そういうふうに思っております。

それと2点目が、65歳以上の方すべてにアンケートをという。

○川上紗智子君 アンケートじゃなくて実態調査を。

○福祉環境部長（中田和哉君） 実態調査ですか、一応現在のところ、第5期の介護保険の計画をやるときにアンケート調査をやるのかなということで、1,500人ぐらいの抽出でやるのかなと思っておりましたけど、あと、もし議員御提案の全員となると、かなり費用の面がかかってきますので、そちらのほうは検討をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

それと、地域包括支援センターの認知度が低いという御質問だったかと思います。やはりこれは社協のほうでも、地域包括支援センターの課題ということで、まだまだ認知度が低いということで当事者のほうもそういうふうに考えておりますので、これからますますPRをしていきたいと思っておりますし、通称でそういう何かできないのかというのも、社協のほうにちょっとお願いをしていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 実態把握はお金がかかるから検討したいということですけど、お金はかかってもやらなきゃいけないことはあるというか、それをやらなきゃ、本当の本来求められる計画とか、行政はできないということだってあると思うんですよね。やり方によっては、お金も少なく済むこともあるかもしれないし、ちょっと私は具体的によくわかりませんが、委託に出すことに恐らくなるんですが、なるべくお金がかからないようにすることを工夫しつつ、でも、これはやっぱりやらなきゃいけないんじゃないかと思うんです。いつまでたっても、これじゃ実態調査をやれないということになりますよね、お金のことを言うならば。だから、そこをもう少し考えて、深く検討していただけないかなというふうに思うんです。それをもう一度お聞きしたいと思いますが、それが3回目の質問の1つ目です。

それから、地域包括支援センターというのは、市が委託をしているもので、責任は市にあると思うんです。もちろん、委託をされている社協が工夫をすることというのは、地域包括支援センターそのもののところでいろんな工夫をされることは、もちろん必要だと思うんですが、市が責任持ってるわけですから、市としても、1つも2つも考えていただいて、どうしたら、皆さんに知ってもらって利用してもらおうのかというのは、市でもぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから最後ですが、先ほど市独自の事業をやると、第1号被保険者の保険料にかかわるといってお話がありましたけれども、介護保険の認定から漏れて非該当になった人、認定はまだ受けてないけれども、申請もしていないけれども、でも、そのお世話にならないようにいつまでも元気になりたいというような人がいらっしゃるわけですね。そういう方々は、今、まちかど健康塾とか、ふれあいリビングに行ってらっしゃる方も多くいらっしゃると思います。でも、ひとり暮らしの人でなかなか外に出ない人も中にはいらっしゃるって、私が先日訪ねたところは、女性2人で訪ね

たら、ふれあい活動員の訪問だと勘違いをされて、上がってください、上がってくださいと言われるんですね。よくよく話を聞いてみると、ふれあい活動で時々来てくれてたから今回も来てくださったんだと思われたみたいなんです。そこは訪問する人がもういなくなってしまうと、実際、その活動はやられてないという地域でした。

まだまだ引き続き、そういう活動がやられているところもありますけれども、実際は高齢化して回る人がいなくなった。また、引っ越しなどで回る人がいなくなったということで、ボランティアでやっていただいているので、やはりその辺は出てくることも仕方がないかなと思いますが、市としては、そういうふうになってしまった地域で、ひとり暮らしなり、またお年寄りだけの世帯だったりするところへの手だてを、やっぱり考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうかと、ぜひ手だてを考えていただきたいということで、3回目の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず第1点目が、アンケートについては、おっしゃられるように、どういった方法でやったら皆さんに費用面でもうまくいくのかと、そういうのでちょっと研究をさせていただきたい、そういうふうに思います。

それと、地域包括支援センターについては、市としてもやはり包括支援センターに事業を委託している中身については、市として責任を持たなければいけない部分だと思っておりますので、その辺も含めて、やはり重要な事業だと思っておりますので、やっていきたいなというふうに思っております。

それと、ひとり暮らしの方への対応、そういった面については、第5期の計画の中で皆さんと一緒に議論をしていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 安心安全の食糧確保と水俣農業の振興について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、安心安全の食糧確保と水俣農業の振興について順次お答えいたします。

初めに、TPPについてどのような認識を持っているかとの御質問にお答えします。

TPP、環太平洋戦略的経済連携協定は、太平洋周辺の国々により自由貿易圏をつくらうという構想であり、我が国におきましても、現在、参加に向けた是非が検討されているところでございます。

政財界も含めて賛否両論、さまざまな意見が出されておりますが、安心安全な食料確保、農業振興という観点から考えますと、多大な影響を受けるのは確実であり、国策としてのしっかりと

した農業政策のもと、慎重な審議、検討がなされた上で判断されるものと認識しております。

次に、第5次水俣市総合計画では、認定農家の増加を目標としているが、零細小規模農家対策についてはどう認識しているかについてお答えします。

第5次水俣市総合計画の中で、農林水産業の振興施策におきましては、担い手確保と新規参入者支援を大きな柱の一つとして、認定農業者数の拡大・確保が掲げられております。しかしながら、本市農業は2005年農林業センサスで見ますと、農家数1,156戸の約55%となる633戸は小規模な自給的農家であり、農業収入が経営の基本となる主業農家は84戸と全体の7%にすぎず、戸数としては零細・小規模な農家が大多数を占めているという状況です。

このようなことから、認定農業者は地域農業のリーダーとなり得る人材として、しっかりと確保・支援していくとともに、議員御指摘の零細小規模な農家や定年帰農者も、各地域や集落では貴重な担い手の一人であり、新規参入者も含め、その規模や形態に応じた幅広い支援が必要であると考えております。

次に、地産地消の観点から、生産者と消費者をつなぐ方策として、市はどのようなことをやっているかとの御質問にお答えいたします。

本市では、先ほども申し上げましたとおり、少量多品目の農産物を生産する零細小規模な自給的農家が多く、流通コストを抑えた直売所等での販売や学校給食など、地産地消の推進は不可欠であり、大きな施策の一つとして取り組んでおります。これまで、学校給食関連では、直売所を核として生産者の掘り起こしを行い、給食センター職員や栄養士らと現地を視察するなど、生産者との橋渡しを行うことで、直接納入いただく機会をふやし、地元産利用率の拡大を進めてまいりました。今後さらに給食センターとの連携を深めながら、生産拡大・利用率向上に向け取り組んでいきたいと考えております。

また、毎月第4土曜日には道の駅みなまたで、みなまた新鮮市を開催し、丸2年が過ぎました。生産者が直接消費者に販売するこの朝市は、地産地消を進めていく上で相互理解を深める絶好の機会ととらえており、今後も根気強く継続することで、第4土曜日は新鮮市を定着化させ、生産者と消費者の交流を深めながら地産地消を推進していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 2回目の質問をします。

まず、零細小規模農家対策についてですけれども、第4土曜日の新鮮市、私も時々利用させていただいていますけれども、定着をしてきてるって、お客さんが多いときは、あそこにいるお客さんが多いときには売れ行きもすごくあるというのがよく、行ってみますとわかりました。それで、ぜひ、もっとたくさんの農家の方が参加して下さったらいいなというふうに思っているんですけれども、直売所に納品されてる方が給食センターにも納品をされているということも伺っ



ておりますが、どれぐらいの、何軒ぐらいの農家の方が給食センターとのかかわりでいけば、納品をされているのか、それからそういうのかかわってないというか、乗ってない農家の方で、それこそ、中小零細の農家の方なんですけれども、つくったものが売れるところがあればつくるのにという人も結構いるんだよという話を聞いたんですね。それで、なかなか外に出て、自分はこのなのつくってるから、どっか買ってもらえないだろうかというようなことには、なかなかならない人もいるんだけどということで、市としてもっと積極的にそういう人たちを、そういう人を把握して、農家を把握して、そして適切なアドバイスをして、この水俣の農地がきちんと耕作をされて、品物ができて、それを水俣の人が食べれるというような、そういう流れをつくることはできないかと思うんですけれども、今やられていることをさらに広げるためにも、農家の方々、農家に出向いて行って、農家の実情もつかみ、農家の方の意見もしっかり聞いて、取り組みをさらに広げられたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、新規就農者の問題がありますけれども、できれば若い人が農業後継者としてやってくれるにこしたことはないと思うんですけれども、それはそれとして追求をしながらも、定年退職をされた方々が今農業をやりたいということでやってらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう方々が水俣に帰ってきて、もしくは水俣に来て農業がやれるというような、そういうことも取り組めないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから2回目の質問の最後ですが、TPPについてですが、慎重な審議を求めるのは、もう本当にまさにそのとおりだと思うんです。今はもう何にもきちんと国民に説明することもなく、議論をしっかりすることもなく進められようとしていますので、最低でも慎重な審議が必要だと思うんですが、でも、中身を考えますと、慎重審議ではなくても、これは参加するなと言わなければならないほどの問題ではないと思うんですね。

ある専業農家の方の子どもさんが農業高校に行っていていらっしゃいまして、そこでTPPのことを習ったと、わざわざ親に電話をかけてきて、TPPのことを習った。これに参加すると、日本の農業はだめになってしまうんだってねと言ったそうなんですよね。結局、今、農業を志している若い人たちにとっても希望を閉ざすものになりかねないようなものですので、ぜひ、もっと強い意見を述べて、国に対してですね、強い立場で、参加をするなという立場で国に意見を言っていたきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） まず、零細小規模農家対策でございますけれども、いろんな販売所等のそういう場所を設けて拡大することはできないかということでございますけれども、一番、直売所とかで問題になっているのがですね、そこまでつくった作物を運ぶことが、なかなか高齢者

が多くてできないといういろんな問題もございまして、やはり農家のほうに出向いて、集荷するというシステムをつくらないと、なかなか拡大できないのかなというふうに今考えてるところです。今後、そういう形のものを確立していくように努力してまいりたいと思います。

また、給食センターの納入につきましては、何人ぐらいということは、現在ちょっと手元にないんですけれども、21年度の実績を申し上げますと、青果物の利用で約7トン进行してございまして、利用率が20%でございます。それと、昨年1月からのお米も100%の地場産をございまして、これを加えますと、大体給食センターの50%は地元産で利用している実績となっております。ただ、ニンジンとかジャガイモがなかなか地元産ということで入らないということですので、それに向けて、どういった形で地元産が利用できるかということを含めて、各農家に相談したいというふうに考えているところでございまして。

それと、新規就農者で退職者の参入もひとつ大きな農家の拡大につながるのではないかということで、その対策をとということですが、これにつきましては、やはりなかなか、帰ってきても耕す農家が見つからないという、いろんな要望も来ておりますので、今、農林水産振興課のほうではですね、農地バンクというものをございまして、その農地バンクを充実することで、こういった方たちの就農の機会がふえると思っておりますので、それにつきましても、できるだけ農業をしたい方が農業できるような形をつくって行って、農業の振興を図りたいと考えております。

それと、T P Pの問題でございますけれども、先ほど1回目の答弁でもお答えしましたように、今の制度の中で議論している段階でございまして、特に、この参加の是非につきましては、来年の6月か、また秋ぐらいに先延ばしするということが新聞に出ておりましたけれども、農業に対する影響は大きくて、農林水産省の試算が10月27日に発表されましたけれども、これにつきましては、現在の日本の自給率が40%ということで、それが14%になるというふうな試算をされておりますので、さらに非常に農業生産額も4兆円ほど減るんじゃないかということが言われておりますので、これを市のほうで強く言うべきじゃないかと、反対すべきじゃないかということについては、いろんなこれからの議論を待って検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 T P Pの問題ですが、農業の生産額が落ちるのはもちろんなんですけれども、それに関係するいろんな流通とか、さまざまな関係する産業も影響を受けて、国の試算でも350万ほどの雇用に影響するということになってますので、決して農業だけの問題ではない。それはそういうことをおっしゃってるとは思うんですけれども、ないと思っておりますので、ぜひ、ずっと見守りっ放しでは決まってしまうかもしれないので、この水俣の農業をやっていらっしゃる方、漁業を

やっぴらっしゃる方、また水俣市民の食糧のことも考えて意見を述べていただけたらなというふうに思います。

それから、集荷システムを考えてるとおっしゃいましたけれども、ぜひ実現していただけたらなというふうに思います。同時に、給食センターのニンジン、ジャガイモの話が出ましたが、農家の方々は、やっぱりそれをつくれれば給食センターに納められるってわかればつくる人もいるかもしれないと思うんですね。その辺で、農水のほうで、ぜひつくっていらっしゃる、農業をやっぴらっしゃるところに、これつくらんねっていうような声かけというか、働きかけも含めてやっていただいて、そういうのに参加する農家の人をふやしていただけたらいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。ぜひ、手が足りてるかどうかわかりませんが、農水のほうが。ぜひ、農家の方々が今何をつくって、どんな思いで何をつくっていらっしゃる、どんなことを思っているのかつかんだ上で、ぜひ、そういう力を生かしていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） TPPの問題で反対の意思をしっかりと伝えていくべきじゃないかということでございますけれども、全国市長会とか九州市長会とか県の市長会でございますので、その中で、いろいろ提案できるものについては提案していきたいというふうに考えております。

それと給食センターの物資の、例えばニンジンとかジャガイモとか、いろんな足りないものもたくさんあると思いますけれども、継続的に給食センターの職員と農林水産振興課の職員でいろんな協議をしながら進めておりますので、議員御指摘のような形でいろんな調整していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明9日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時37分 散会

平成22年12月9日

平成22年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

## 平成22年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成22年12月9日（木曜日）

午前 9時30分 開議

午後 2時46分 散会

（出席議員） 18人

|       |        |        |
|-------|--------|--------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君  | 高岡利治君  |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田  斉君 |
| 大川末長君 | 西田弘志君  | 中村幸治君  |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君  | 淵上道昭君  |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君  | 田中  功君 |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君  | 緒方誠也君  |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|             |             |
|-------------|-------------|
| 事務局長（牛迫秀基君） | 次  長（松永伸二君） |
| 総務係長（岡本広志君） | 議事係長（深水初代君） |
| 書  記（淵上大輔君） |             |

（説明のため出席した者） 14人

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 市  長（宮本勝彬君）          | 副市長（森  近君）       |
| 総務企画部長（吉本哲裕君）        | 福祉環境部長（中田和哉君）    |
| 産業建設部長（田上和俊君）        | 総務企画部次長（浦  清志君）  |
| 福祉環境部次長（本山祐二君）       | 産業建設部次長（上村  彰君）  |
| 総合医療センター事務部次長（田畑孝次君） | 水道局長（本山浩二君）      |
| 教  育  長（葦浦博行君）       | 教育次長（浦下  治君）     |
| 総務企画部総務課長（松本幹雄君）     | 総務企画部財政課長（淵上茂樹君） |

議事日程 第4号

平成22年12月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 牧下恭之君 1 学校環境整備について  
(1) 暑さ対策について  
(2) 学校図書司書ボランティアについて  
2 市民の生命を守る予防について  
3 AEDについて
- 2 西田弘志君 1 経済活性化について  
2 福祉型アグリ農業事業について  
3 みなまた環境絵本について  
4 観光施策について  
5 教育問題について
- 3 高岡利治君 1 深川小学校跡地利用について  
2 みなまた環境まちづくり研究会について  
3 水俣・葦北県民体育祭開催について  
4 総合医療センターの運営と役割について

(付託委員会)

- 第2 議第98号 水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について (総務文教)
- 第3 議第99号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第4 議第101号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)
- 第5 議第102号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第6号) (各委)
- 第6 議第103号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (厚生)
- 第7 議第104号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生)
- 第8 議第105号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号) (厚生)
- 第9 議第106号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) (産業建設)
- 第10 議第107号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号) (厚生)
-

平成22年12月第5回水俣市議会定例会請願・陳情文書表放

| 受理番号  | 件名                                                                | 代表者の住所及び氏名                     | 紹介議員                   | 付託委員会 |
|-------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------|-------|
| 請第1号  | 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願について | 水俣市葛渡23<br>萩嶺 義信               | 福田 育<br>大川 末長<br>真野 頼隆 | 厚生    |
| 陳第16号 | T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書提出を求める陳情について                      | 葦北郡芦北町<br>大字佐敷424<br>高峰 博美     |                        | 産業建設  |
| 陳第17号 | 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情について                     | 八代市萩原町<br>1 - 708 - 2<br>田形 隆一 |                        | 産業建設  |
| 陳第18号 | 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について                          | 熊本市神水<br>1 - 20 - 15<br>田中 直光  |                        | 厚生    |
| 陳第19号 | T T P 参加反対、日本農業再生の意見書提出を求める陳情について                                 | 水俣市桜井町<br>2 - 2 - 20<br>中山 徹   |                        | 産業建設  |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した請願1件、陳情4件は、議席に配付の請願・陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成22年10月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、牧下恭之議員に許します。

( 牧下恭之君登壇 )

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。

公明党の牧下恭之でございます。

通告に従い順次質問を行います。

まず初めに、学校環境整備についてお尋ねいたします。

記録的猛暑だったことしの夏、総務省消防庁のまとめによりますと、ことしの5月末から8月24日までに、暑さのために熱中症で病院搬送された人は、全国で4万1,000人を超え、搬送後に亡くなった人は100人を超えたと報告をしております。

また、農産物生産低迷で野菜の値上がり、水産業ではサンマ漁獲高減少で高騰するなど、あらゆるところに影響が出ています。国連の気候変動に関する政府間パネルが2007年に公表した報告書によると、21世紀末の日本の気温は20世紀末と比べ2ないし4度上昇すると予想されます。気温が2度上昇すると、日本全体で洪水、高潮による被害が年8兆円を超え、砂浜の2割が失われると予想されます。熱中症などによる死亡率は2.2倍にふえ、ブナ林などの立ち枯れも大きく広がります。3度上昇すると米の収穫量が減り、4度上昇すると洪水・高潮被害は年16兆円、砂浜の5割が喪失、熱中症などの死亡リスクは3.7倍になると予想されます。

こうした異常気象による暑さ対策として、学校校庭の芝生化、ミスト散布、緑のカーテン、打ち水など、さまざまな方法があると思いますが、学校現場での暑さ対策についてお尋ねいたします。

校庭の芝生化を21年6月議会で提案いたしました。鳥取方式は安価で維持管理が容易であります。この夏、校庭の土の部分と芝生部分では温度差が6度もあったと報告を受けています。芝生化に対するメリットもたくさんあることも紹介をいたしました。校庭の芝生化の取り組みはどうなっているのかお尋ねいたします。

私は緑のカーテンについて、平成18年9月、19年12月と今回で3回目となります。緑のカーテンはキュウリ、ゴーヤ、ヘチマ等を植えることで食育に大きく貢献しています。また、緑のカーテンの外側と内側とでは4度の温度差があり、外からの日差し、熱風を和らげる効果があります。暑さ対策として子どもの環境面についても最高であると思っています。緑のカーテンの取り組みはどうなっているのかお尋ねいたします。

図書館司書ボランティアの配置はどうなっているのかお尋ねをいたします。

次に、市民の生命を守る予防について。

11月26日、平成22年度補正予算が提出をしました。総額4兆4,292億円に上る補正予算は、残念ながら円高不況にあえぎ、日本経済に対する危機感のなさから、デフレ脱却、景気回復には迫力不足を否定できません。しかし、医療対策費の中で疾病対策費として追加された1,200億円余



りの中に、疾病対策の推進を図るため、都道府県が設置する基金に子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を交付することにより、地方公共団体が実施する子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するために必要な経費1,085億円余りが計上されています。これは公明党が予防ワクチンの早期承認を実現し、ワクチン接種の公費助成を粘り強く主張し続けた成果であります。

子宮頸がんは予防法を確立した唯一のがんであり、細胞診とHPV（ヒトパピローマウイルス）検査を併用する精度の高い検診とワクチンの両者によって、根絶が期待できるとされています。検診については公明党の強力な推進で、昨年度の第一次補正予算で20才から40歳を対象に5歳刻みの無料クーポンが具体化され、昨年度の子宮頸がん検診受診率は20代で前年の4倍以上、それ以外でも2倍以上にアップしたことが医療関係者らによる子宮頸がん制圧を目指す専門会議の調査で明らかになりました。そして、今回の補正予算で国費による公費負担が実現することとなり、検診とワクチンの両輪の公費負担が用意されることになりました。

がん対策基本計画では2011年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げています。昨年度の子宮頸がんクーポンの利用率は上がってきたとはいえ、全国の平均では21.3%にとどまっています。本市の受診率はどうか、検診個人負担分が他市に比べて高いと思うが、受診率アップの1つの方法として、改定の計画はないのか。

子宮頸がんワクチンや検診、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン接種の公費助成が決まったが、2分の1を市町村が負担となり、市町村の配慮にゆだねられています。水俣市は予防で命を守る、この事業を実施するのかお尋ねいたします。

HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）は、致死率の高い成人T細胞白血病（ATL）や進行性の歩行・排尿障害を伴う脊髄疾患（HAM）等を引き起こします。潜伏期間40年から60年とされ、どちらも決め手となる治療方法はなく、ATLは発症者の半数が13カ月で亡くなるとの報告もあります。

HAMは手足のしびれや歩行困難などで生活が難しくなります。現在ではウイルスの感染拡大を防ぐことが何より大切です。特に、主な感染経路である母乳を介しての母子感染を防ぐことが急務です。国は10月に母親が妊婦検診で感染の有無を調べる抗体検査を公費負担で行うことを決定しました。水俣市は積極的に推進するのかお尋ねいたします。

次に、AEDについて。

AED（自動体外式除細動器）は、2003年、公明党の国会議員が衆院予算委員会で提案し、2004年から一般市民の使用が可能になりました。日本における突然死は年間8万人と推定され、その半分が心臓病による突然死で、毎日100人以上の方が亡くなっています。そして、その心臓突然死のほとんどが、心室細動が原因とのこと。本市におきましても、このAED設置推進

につきましては、平成17年12月議会にて、福田議員が必要性を訴えられて、体育館、本庁舎1階に設置され、推進されてきたところであります。また平成20年3月議会で高岡議員が小・中学校にも設置すべきだと提案をされてきました。

そこで、再度、市民の皆様にはAEDの必要性とさらなる取り組みを期待し、以下、質問いたします。

AEDの必要性について。公共施設・教育施設の設置状況はどうなっているのか、今後の設置計画についてお尋ねいたします。

これで本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、学校環境整備については教育長から、市民の生命を守る予防については私から、AEDについては副市長からそれぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 学校環境整備について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 学校環境整備についての御質問にお答えいたします。

暑さ対策について、記録的猛暑だったことしの夏、生徒の暑さ対策はどのように対応されたのかについてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、7月と9月に熱中症に対する注意を促す文書を各小・中学校へ送付しております。また、各小・中学校において、扇風機の設置や児童・生徒に水筒を持たせ、小まめに水分補給をするよう指導する等、熱中症予防に努めてきました。

今後の対策といたしまして、緑化や空調設備の整備など、学習環境の整備・改善について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、校庭の芝生化の取り組みについての御質問にお答えいたします。

小・中学校の校庭の芝生化については、平成21年6月議会において、牧下議員から御質問がっております。その際は、学校からの要望があれば、十分話を聞き対処したいと答弁をしております。その後、学校や地域からの要望等はございませんでしたので、進展はしていない状況でございます。

校庭の芝生化には、学校のみならず、保護者や地域の方々の協力が必要でありますので、将来的に十分維持管理が可能な学校については、積極的に対応していきたいと考えております。

次に、緑のカーテンの取り組みについての御質問にお答えいたします。

ことし緑のカーテンを設置しました学校は、小学校が2校、中学校が1校のそれぞれ校舎の一部で取り組みました。夏場の日差しを遮る効果については、ある程度あったと聞いております。しかしながら、うまくカーテンにならないなど、栽培方法が難しいこと、時期が終わった後の撤去等、課題が多くスムーズに取り組めないのが現状でございます。

教育委員会といたしましても、二酸化炭素を発生させないエコな取り組みとして有効であると考えますので、課題をクリアしながら、引き続き、各小・中学校での取り組みを奨励してまいりたいと考えております。

次に、学校図書館司書及び学校図書ボランティアの配置についてお答えいたします。

現在、水俣第一小学校及び水俣第二小学校の2校については、小学校のPTA及び育友会で学校図書館の図書司書補を1名ずつ雇用をされております。勤務日及び勤務時間は、通常の職員と同様になっており、図書貸し出し返却、図書修理、読書推進の取り組み、読み聞かせなどが主な業務内容となっています。給与等の人件費については、PTA等で負担されておりますので、本市からは、水俣市立小学校図書館図書司書事業補助要項に基づき、人件費の5割以内を補助金として交付しているところです。

また、そのほかの学校においては、ことし7月に水俣市立小・中学校図書ボランティア事業補助金交付要綱を定め、PTAで図書ボランティア等を配置した場合に、ボランティア謝金、旅費等、事業の実施について必要な経費の一部を交付することとしております。図書ボランティアの配置等については、水俣市PTA連絡協議会に協力をお願いし、今年度中に配置できるよう調整を行っているところでございます。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 文部科学省の学校環境衛生基準が望ましいとしている30度以下、そこで、30度以上について水俣市の気温を調べてみました。

30度以上が7月は21日ありました。最高気温は34.7度、8月は30日で最高は36.3度、9月は20日あり最高が35.4度でありました。夏休み期間を除くと7月が10日、9月が20日の計30日間が30度を超えています。学習環境の整備、改善を進めるのであれば、現在までに教室の温度、廊下の温度、風の通り道等調査したことがあるのかお尋ねをいたします。

一番大切なことは学校教室の暑さ対策の責任者はだれなのか、子どもの学習環境をだれが一番考えているのかお尋ねをいたします。

教室と空き教室の温度差を比較すると、教室の熱源は児童の体温です。暑いときには窓をあけます。子どもの体温で気温が上昇し、外からの熱風が入ります。仮に扇風機を回しても、熱風をかき回すだけであります。直射日光の当たるところは、暑いのは当たり前です。ひさしをつける

とか、費用と耐久性から考えて、店舗用テントでもいいんじゃないかなというふうに思っております。

また、再三提案しております緑のカーテンで温度を下げる、校庭の芝生化で外からの熱を和らげる、子どもの学習環境整備のために、教育委員会が学校に対してもっともっと指導力を子どものために発揮してもらいたいと思いますが、どうかお尋ねいたします。

エコスクールパイロットモデル事業の認定に、水俣第一中学校が認定されていますが、内容についてお尋ねをいたします。

私は、学校図書館司書の必要性を平成14年3月議会で訴えました。そのときの教育長、宮本市長は、厳しい財政状況から、当面厳しいのではないかと考えています。しかし、学校図書館の重要性から、専任司書のかわりとなるボランティアを募って対応したいと考えていますとの答弁がありました。

さらに、21年12月議会において、学校図書館における司書または学校図書館ボランティア等の配置及び学校図書館への市立図書館司書の派遣及び支援について質問をいたしました。

答弁では、子どもたち、学校にとりましては、読書活動は大変重要な教育の一環でありまして、モデル校の設置、図書館司書の配置等を積極的に検討してまいりたいなというふうに思っているところでございます。さらに、先ほど申しましたが、学校は家庭、地域一体となって教育を展開していくというところでございますので、そういう視点に立てば、図書司書という肩書はないかもしれませんが、お母さん方を中心とするような、そういう学校応援団のような方々に協力してもらうなどすれば、より一層読書活動の活性化が図られるのではないかなと、そういうふうに思っております。先ほど述べましたが、ボランティアの方々の活動は継続してもらうことにより、より一層読書活動が充実をしていくものというふうに期待ができます。研修につきましても、いわゆる司書の肩書等を持つ人が中心になればいいんですけれども、やはりボランティアの方々が中心ということになれば、市立図書館の司書の方であるとか、あるいは先進地の視察であるとか、そういったことも含めて研修を充実させ、読書活動の充実を図っていかねばいけないんじゃないかなというふうに思っておりますのであります。

平成14年から約9年が過ぎて、遅々として進まないのが今の現状であります。教育は子どもの幸福を一番に考えるべきであります。財政の問題もあるでしょうが、スピード感を持って対処していただきたいと思いますが、教育長の考えをお尋ねいたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長

○教育長（葦浦博行君） それでは、順次、御質問にお答えしたいと思います。

まず、教室、廊下の温度、あるいは風の通り道等の調査はしたのかということでございましたけれども、教室や廊下の測定というのは、実際行っておりません。ただ、毎日の気温を職員室あ

るいは保健室で測定をしている状況でございます。風の通り道の調査についても、同じく調査はしておりません。

それから、子どもの学習環境をだれが一番に考えているかという御質問でしたけれども、子どもの学習環境の充実につきましては、保護者の皆様だけでなく、あるいは学校だけでなく、我々も実は大変重要なことであるというふうに認識をしております。

ことしの物すごい酷暑と言ってもいいと思いますけれども、そういう時期に、実は、夏が終わりまして、11月の初旬だったんですけれども、第一小学校のPTAの方と校長先生がお見えになりまして、第一小学校だったんですが、ぜひ来年以降はエアコンをつけてもらえないかという、実は要望も受けているところでございます。

そういうことを加味しまして、そういう今からのやっぱり地球温暖化に対する暑さ対策というのは、非常に重要であるというふうに考えておりますので、学校あるいはPTAの要望に沿うような形でできればなということで、検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、教室の温度を下げるために、もう少し積極的に教育委員会が指導をしたらどうかということでもございましたけれども、議員御指摘のとおり、本当に夏場の気温というのはすごいものがございました。緑のカーテンあるいは学校の芝生化、あるいはひさしの設置とか、いろいろな手だてがあるというふうに実は思いますけれども、緑のカーテンについては、もう少し各学校で積極的に取り組めるよう、我々も栽培の方法とか、植木あるいは作業道具とかいろいろなことで配慮しながらやっていければなというふうに思っておりますけれども、ただ、芝生化につきましては、これは非常に子ども見た目とか健康上、あるいは環境教育をやっていく上でも、非常に有効だというふうに思っております。

ただ一番問題なのは、維持管理の問題でございまして、非常にこれについてはお金をかければきれいな芝生がいつも保てるというふうに思うんですけれども、どの程度そういうお金をかけられるのかというところの議論がほとんどなされてきていないというか、やりますか、やりませんかという、その程度の、今、レベルの話だというふうに思っておりますので、今後の温暖化あるいは環境モデル都市づくりを絡めたところの水俣市としての学校の環境のあり方というのを考えながら、芝生化についてはもう少し検討をしていきたいなというふうに思っております。

それから、第一中学校のエコスクールのパイロット事業についてでございますけれども、これにつきましては、環境省のエコフロン事業の認定を受けまして、地球温暖化防止を实践するような事業ということで、内容につきましては学校のエコ改修と環境教育事業の2本立てということになっております。

まず、エコ改修につきましては、学校のエコ改修のプロセスを通じて、例えば環境建築の担い手不足というのがありまして、それを養成するようなことを目的に下さいということになって

おります。それで、ことしの4月からもう既に6回、エコ改修の検討会を実施しております。これは設置義務がございまして、エコ検討会をなささいというふうになっております。

そのエコ検討会で何を検討するかといいますと、例えば建物の断熱効果だとか、日射、照り返しを遮断あるいは遮へいするような効果、あるいは自然光の利用、効果、あるいは自然換気の効果、あるいは太陽光、太陽熱利用などの自然エネルギーの活用効果、そういったものを学習した上で、エコ改修に取り入れていきなさいということの勉強会というのを、ずっと行ってきております。現在、設計者、その参加者の中から、実はもう四十数社ぐらいの参加がずっと九州管内からありまして、その中から設計者をプロポーザルにより選任をして、今現在、エコ改修の設計をやっている最中でございます。

それから、もう一つの環境教育事業につきましては、これについてはエコ改修とあわせて、子どもたちが学んでいる学校を体感学習の生きた教材ということで、先生方、子どもたちも参加して、学校全体で環境教育に取り組んでいこうという趣旨でございます。現在もやっておりますけれども、23年度まで、来年度までなんですけれども、9回の環境教育の検討会を行いなさいというふうになっております。教師みずからが環境教育のプログラムがつかれるような、そういうような環境の研修を行っていこうとするものでございます。これにつきましては、市内の小・中学校の環境部門を担当している先生方もすべて参加をするということになっております。以上でございます。

それから、図書司書の件でございますけれども、これにつきましては、学校図書館法の第5条で、一小と二小が該当するんですけれども、12学級以上の規模を擁する学校については、司書教諭を置きなさいというふうに実はなっております。司書教諭は当然いるんですけれども、司書教諭が図書館の業務までこなせるかという、ほとんどほかの担任を持っていますので、なかなかできないということで、図書司書を置くという形になるかと思えます。

一小、二小の場合は図書司書でなくて、司書の免許はありませんけれども、司書補ということで図書館のいろいろな子どもたちの世話をする、図書の読み聞かせをする、そういう作業はできますので、図書司書を置いているという状況でございます。

先ほど、牧下議員のほうからもありましたけれども、これを今の財政状況の中から全額負担して、ずっとやっていけるかという、なかなか厳しいなところがございまして、図書ボランティア制度というのをつくっております。図書ボランティア制度もただ募集していたのでは、なかなかしませんかという程度では難しいかなというふうに思っております。今、学校では特に一小がモデル事業になっておりますけれども、学校応援団の制度があります。これを一小、二小だけでなく、全学校に広げていって、学校を支援してくださいじゃなくて、学校みずからがやっぱりそういう地域の人材を生かしていくような、そういう積極的な取り組みというのをやって

いって、その中から支援をしていただくというような方向に持っていければなというふうに思っておりまして、学校と地域の交流ができるような、そういう学校が地域のコミュニティ施設になるような、そういう取り組みをやっていければ、自然とボランティアも養成されていくのかなというふうに思っておりますので、そういうふうな方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 エアコンを設置の考えがあるということでしたけれども、私、やっぱり子どもの発汗作用とかそういうのに影響がかなり出るのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ緑のカーテンとか芝生、校庭の芝生化で温度差も大分変わってきますので、まずはできることをやってから、エアコン設置を考えていただきたいなというふうに、まずは思っております。

エコスクールのパイロットモデル事業が公立学校を対象として、都道府県や市町村が事業主体となり、太陽光発電や太陽熱利用等の新エネルギーの導入及び木材利用、建物緑化、雨水利用等の整備に対して、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び環境省が連携してモデル校を認定するとともに、国庫補助を実施するものとなっております。8項目の事業タイプの中に、自然共生型タイプにおいて、壁面緑化、屋上緑化、校庭芝生化、ビオトープとあります。やる気さえあれば認定を受けて国庫補助を使ってできるわけでありますので、子どもの環境整備にさらに取り組む考えがないか、再度お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） エコスクールのパイロット事業の中に、確かに緑化事業等が補助事業をもらってできるというふうになっております。先ほども申しましたように、緑のカーテンあるいは芝生化については、例えば遮光、あるいは緑は当然、そのときの冷却効果とかも若干はあるということで、先ほど言われましたように、そういう取り組みをやっていく必要は絶対あると。水俣市は環境モデル都市を標榜しておりますので、当然そのような努力をやっていくべきだというふうに思っておりますので、学校とよく協議をしながら、推進をしていきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、市民の生命を守る予防について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、市民の生命を守る予防について順次お答えします。

初めに、検診受診率は向上したのかとの御質問にお答えします。

現在、本市では、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんの6種類のがん検診を実施しております。国は、がん対策推進基本計画において、前立腺がん以外のがん検診の

受診率を、平成23年度までに50%以上にするという目標を掲げておりますが、本市の昨年度の各がん検診の受診率は、肺がんが28.2%、胃がんが18.8%、大腸がん24.8%、子宮がん30.7%、乳がん41.9%という結果でした。

昨年度から国の補助事業を受け、子宮がん及び乳がん検診の無料クーポン券を導入して実施した両検診の受診率は向上したものの、胃がん、大腸がん、肺がん検診につきましては、検診に対するニーズが多様化していることや、平成20年度から特定健診が導入されたことにより、これまで市のがん検診と同時に受診されていた社会保険家族の方たちが、医療機関での検診が可能になったことによる検診離れなどの理由から、受診率は低下している状況です。

次に、検診の自己負担率が他市と比べて高いと思うが、改定の計画はないかとの御質問にお答えいたします。

市が実施している検診は、高齢者医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づき実施しており、各検診の個人負担金は、医療保険の自己負担割合と同様に、各検診委託料の3割程度に設定をしております。

現在、健康増進法にうたわれていない前立腺がんの検診及び腹部超音波検診に関しては、市の独自事業として取り組んでいるため、前立腺がん検診につきましては検診委託料と同等の料金1,600円、腹部超音波検診につきましては6割程度の2,000円をそれぞれ受診者に負担をいただいております。

本市の厳しい財政状況において、次代を担う子どもたちを初め、市民だれもが健やかに暮らせるよう、鋭意取り組みを進めているところですが、これらの検診に係る個人負担金の改定につきましては、他市の状況も参考にしながら、さらに負担軽減が図れないか検討してまいりたいと考えております。

次に、国の補正予算に子宮頸がん、小児用肺炎球菌、ヒブの3ワクチン接種の公費助成が決まったが、水俣市は実施できるのかとの御質問にお答えいたします。

子宮頸がん、小児用肺炎球菌、ヒブワクチンの接種につきましては、国において予防接種法上の定期接種化に向けた検討が行われておりますが、先月、将来の定期接種化に向けた準備事業と位置づけた子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特例交付金を創設し、国が都道府県に基金を設け、国2分の1、市2分の1の負担割合で、平成22年度から23年までの2年間、接種を開始するとの通知がありました。12月中旬には、市町村への子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特例交付金事業説明会が開催される予定ですが、本市としましては、接種開始に向けた医療機関との調整や、対象者への通知及び接種者の管理のための電算システムの改修も必要であることから、来年度から万全の体制で実施できるよう準備を進めているところです。

次に、H T L V - 1 抗体検査を公費負担で実施することになったが、水俣市の対応はとの御質



問にお答えします。

HTLV-1抗体検査につきましては、国から妊婦健康診査の実施についての一部を改正し、10月6日から適用するとの通知があったところです。以前、議員の御質問でもお答えしましたように、妊婦健診につきましては、市町村代表と熊本県医師会の打ち合わせ会議において、県内統一して実施しており、先日その会議が開かれ、検査の開始時期や料金、検査データの管理、医師会との契約などについて検討が行われたところです。近日中に2回目の話し合いが行われ、調整ができれば本年度内に実施できる見込みです。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンであります、負担割合は接種費用の90%を公費でカバーするとなっております、内訳は国2分の1、市町村2分の1となっております。10%の自己負担は、現在の経済状況等を考えると、大変に重荷だと思います。受けられる児童、受けられない児童が必ず出てきます。命を守る予防に格差が出てくると思います。そうあっては絶対にならないと思います。どのようにお考えかお尋ねいたします。

平成20年度において、前立腺がんでは熊本県では185名亡くなっております。水俣市においては7名の方が亡くなっておられます。早期発見が大事だと思います。

間寛平さんが、前立腺がんは早期発見が大事だということでテレビのコマーシャルで検診を呼びかけられております。私も21年度と本年受診を行いました、異常はなかった、ほっとしたところであります。

前立腺がんの受診率はどうだったのかお尋ねいたします。また、前立腺がんの周知はどうなっているのかもお尋ねいたします。前立腺がん検診委託料は1,600円であります。個人負担も1,600円と補助が全然ありません。阿蘇市では個人負担300円で実施をしています。山鹿市、人吉市は500円です。個人負担は30%に設定するならば、個人負担を500円にできないのかお尋ねをいたします。

朝日新聞にHTLV-1の記事が載っていましたので、紹介したいと思います。

陽性と判明、人工乳を選択との見出しでありました。東京都の38歳の主婦は1歳の長女を人工乳で育てている。昨年1月、妊娠時の検査でウイルスの感染がわかった。ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）だったそうであります。聞いたことがない難しいウイルスの名前に戸惑った。何よりも白血病につながるおそれがあると聞いて驚いた。

悩んだのは、赤ちゃんへの授乳をどうするか。完全に断乳するほかに、3カ月以内の短期に限って授乳する方法もあると聞いたからだ。家族で話し合った結果、念には念を入れたいと完全にとめることを選んだ。そして、長男（9歳）は母乳で育てた。感染を調べる検査はしておらず、いずれ説明しなければいけない日が来ると感じている。

自分自身の将来にも不安がないわけではない。それでも発症しない人のほうが多いんだから、恐れて生きていても仕方ない。多くの方は元気なんだからと、夫の言葉に吹っ切れた。きちんと理解することで、次の世代へのウイルス感染を防ぐことができる。知らないことが一番怖い。知って、対応することが大切だと思う。また、感染がわかった妊婦は、子どもに感染しないかという不安とともに、自分が病気を発症するかもしれない怖さや、夫に感染させるのではないかという不安が積みまとうとありました。

さまざまな不安、悩みに対しての相談体制の整備が今求められています。水俣市はどう対応されるのかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点の子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進特例交付金の事業について、その概要によりますと、負担の割合が国が2分の1、それから市町村の2分の1で公費でカバーする、その率が9割ということで、残りの1割についてどうするのかというような御質問だったと思います。

現在のところ、国は接種対象者が無料で接種を受けられるように都道府県に基金を設けて、そして国と市町村で費用を折半してということで、市町村の負担分につきましては、地方財政措置を講じるとされておりまして、個人の負担につきましては、残り1割の個人の負担につきましては、国の説明が、たしか12月の14、5日に国の説明があるということでございますので、その説明を聞いた上で判断してまいりたいと思っておりますけれども、要するに来年度の予算編成の過程に合わせまして、それに合わせまして、予算編成の中で、過程の中で、前向きに検討させていただきたいと、そのように思います。

それから、前立腺がんについてでございますが、前立腺がんの受診率はどうかということでございますけれども、この前立腺がんの検診につきましては、市独自の取り組みといたしましては、昨年度から取り組みをしております。受診率は調べてありますが、4.5%でございました。他のがんの検診と比べて受診率が低い理由としましては、昨年度からの取り組みのために、前立腺がんの検診の周知はしているんだけれども、健康管理の電算システムの改修ができていなかったと、そういったことがありまして、検診の申込書等の反映ができていないということで、受診希望者や他の医療機関での受診の有無を正確に把握することができなかったというのが主たる原因ではないかと、そのようにとらえているところです。

それから、普及についてどうなのかということでございますけれども、これは対象者全員に一応、交付をいたしまして、普及、申し込みと同時に、受診してくださいよというような交付をしているところでございますけれども、引き続き、徹底して普及するように進めてまいりたいと思っております。

それから、個人負担に関してどうかということでございますけれども、これはさきに答弁で申し上げましたように、他市の状況も参考にさせていただきながら、そして検討させていただきたいと、そのように思います。

それから、H T L V - 1の相談体制について整備ができているのかということでございますけれども、今回の抗体検査の導入によりますと、抗体検査の結果、陽性であった場合の母子感染予防の保健指導マニュアルが国において16年ぶりに改訂されたということでございます。感染した妊婦への告知や心のケア、相談体制のあり方等が盛り込まれる予定と伺っております。したがって、本市といたしましては、この保健指導のマニュアルに基づきまして、これまで以上に医療機関と連携を図りながら、妊婦の方々やその家族の心理的フォローが行えるような相談体制の整備に努めていかなければならない、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 私は議員をさせていただいて約12年になります。これまで取り組んできたのは予防と早期発見、早期治療で、市民の皆様が安心して暮らせる環境づくりが大事だと思い、予防対策に取り組んでまいりました。脳ドックを提案して、平成14年から実施しておりますが、初めは10名の枠で始まり、現在45名の方が受診をされ、平成21年度では25名、55.6%の方に異常が発見できました。早期発見、早期治療に結びついております。医療費も大幅に削減できている状態であります。

宮本市長は何よりも命の大切さを訴えられております。今後予防に対してどのように取り組みをされ、市民の皆様の安心を勝ち取っていかれるのかをお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 市長は常々いろいろなところで命の大切さということを訴えているけれども、どのように予防について取り組んでいくのかということでございますけれども、まず、予防という観点からは、まず市民の皆様方が自分の健康は自分で作り、守るんだという、そういった個人の意思や意欲を高めるための普及・啓発にまず努めていかなければならないと思っております。普及・啓発をどのような形で具体的に進めているか、今後検討しながら、まず普及活動に努めていかなければならないと思っております。

それから、あわせて、一人一人の主体的な健康づくり、そういった活動を支援する環境づくりを、今、健康づくり推進協議会というのをつくっておりますので、そのことを中心に、医師会とか、あるいは歯科医師会等とか関係機関、あるいは自治会、また食生活改善の推進委員の皆様と協力しながら、この予防に努めて、そして一丸となって推進をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、A E Dについて答弁を求めます。

森副市長。

(副市長 森 近君登壇)

○副市長(森 近君) 次に、A E Dについて順次お答えします。

まず、A E Dの必要性についてお答えします。日本では、1年間に突然の心停止に襲われる方の数は約2万から3万人と言われております。心停止に対してはA E Dによる電気ショックが最も有効であります。A E Dの使用が1分おくれるごとに7から10%救命率が低下することから、救急車が到達するまでの間に、いかに早くA E Dを使用することができるかが、最も重要となっております。また、ふだん健康で元気な人でも環境の変化や急激な運動、ストレス等により、いつでも心停止が起こり得る可能性があるため、A E Dはいざという場面で非常に重要なものであると認識しております。

次に、公共施設、教育施設の設置状況についてお答えします。

教育施設を含む公共施設でのA E Dの設置状況は、市庁舎、総合体育館本館、武道館、もやい館、おれんじ館、環境テクノセンター、明水園、恵愛園、各小・中学校にそれぞれ1台、総合医療センターに10台が設置されております。

次に、今後の設置計画についてお答えします。

各施設においては、必要に応じて計画されているようですが、現在、追加設置が計画されているのは、総合体育館南部館の1台で、今年度中に設置される予定となっております。そのほか、湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、湯の児海水浴場、各種イベント会場等、不特定多数の人が多く集まる場所においてのA E Dの必要性は十分認識しておりますが、1台約30万円する機器であることや、保守管理も必要となってくることなどから、財源、優先順位を考慮しながら、今後整備をしてみたいと考えております。

○議長(松本和幸君) 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 A E Dが、今、円高で、30万したのが、今大体10万円ぐらいで買えるというふうになっております。まだまだ円高は続くと思いますので、そういうことを考えて設置をしてもらいたいと思います。

心肺停止による救急搬送のうち、そばにいた一般市民によって心肺蘇生の応急手当が行われたケースは2009年で全国で計1万834件となり、5年間で約1.5倍にふえたことが総務省消防庁のまとめでわかりました。市民のA E D使用実績も年々増加、緊急搬送に要する時間が延びている中で、消防庁は市民の応急手当は救命率、社会復帰率の向上に重要だと。今後も一層の推進を図るとしています。また、A E Dを使用したケースは583件で、1カ月生存率、1カ月後社会復帰率はいずれも高い効果を示しています。

A E D本体の耐用年数は6年とされており、電極パッドやバッテリーは消耗品で、定期的な点

検や交換が必要です。全国で耐用年数が過ぎていたり、部品の期限切れによる動作不良が報告をされています。厚生労働省は2009年4月、AEDの日常点検の強化と、管理の徹底を促す通知を各自治体へ出しております。それを受けて本市の点検管理状況はどうなっているのか。AEDを使用した事例はないのかお尋ねいたします。

子どもの安全・安心対策事業で、保育所にAEDの補助が実施されるが、申請主義ですので、市としては積極的な対応はされたのかお尋ねいたします。

東京都板橋区が中学3年生全員に普通救命講習を受講させております。平成14年から取り組んでおり、中学生に命の大切さを身をもって感じてもらうこと、社会の一員として救命技術を身につけること、災害時に地域の中で落ちついて行動できることを習得させるという、一石三鳥の効果が期待できるものとしております。

さらに、この取り組みを毎年続けることで、地域に若い救命活動の担い手が育つことになりまします。学校の授業時間を使うことで教育課程に支障を来すわけにはいけませんが、例えば夏休みや冬休みを利用する、あるいは土曜日を活用するなど工夫し、実施したらどうか。地域の防災力向上の観点からも取り組むべきだと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

私が思っている以上に、心臓突然死による死亡例は多いわけでありまして、大規模な大会やイベントでは、主催者側の当然の配慮としてAEDを準備していると思いますが、小さい規模、例えば町内会とか子ども会などが主催するイベントでは、AEDの準備まではできないこともあります。そこで、イベント等市民が多く集まる催しで、心停止者に対して早期の救命手当が行えるようにAEDの無料貸し出しを行っている自治体があります。本市も取り組むべきと考えますが、いかがかお尋ねをいたします。

AEDを使用した救命処置が必要となる場面はいつ起きるかわかりません。場所や時間は選べないというのが現状でありまして、目の前に心停止者がいた場合、救急車を呼ぶことと、救急車が到着する間に、早い心肺蘇生と早い除細動を行うことが重要であります。

そこで大事なことは身近なところにAEDが設置されていることでもあります。いざというときに一番身近なAEDの設置場所がわかるマップの必要があると思います。ふだんからそのマップを見ることで、AEDの設置状況が頭にあれば、早期な対応ができることにつながります。また、どの地域において設置が進んでいないかというのわかります。そこで、公共施設や民間施設などへの設置が進んでいますが、早期の手当てが救命率の向上につながるということを考えると、市内の設置状況がわかるマップを作成するべきと考えますが、これについていかがか、お尋ねいたします。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） それでは、AEDにつきましてお答えをしたいと思います。

まず、点検等について、どうしているかということですが、やはりもう早期に設置した分については耐用年数も近づいてきているのかなということで、そういった分がありますので、点検には十分な対応としてまいりたいし、またそれぞれ設置をされているところに通知をして、その点検状況については確認をしてみたいと思います。

それと、使用の事例ですが、手元にあります中では、使用実績については、医療センターでは20件、これは医療行為も含めてなんでしょうけれども、毎年20件程度あっていると。21年が31件、そういった形でありますけれども、そのほかでは、1件実際に使用されているというのを伺っております。まだそこまではいってないのかなという気がしてますけれども、やはり使い方とか設置場所とか、そういった部分で、救急車に対応している部分もあるのかなと思いますので、必要性については認識をしております。

それと、中学生等に対する普通救命救急士の講習を受けさせたらどうだろうかということですが、確かにいろいろ課題はありますけれども、子どもたちに命の大切さを教えていくことは必要なのかなと。今現在、消防本部で行っていただいております普通救命救急講習で、平成21年度が3時間コースで575名、簡易コースで2,023名、受講されております。こういった部分に市民の方々も参加をしていただいて、この研修の中にAEDの使用方法も入っておりますので、多くの方々がそういう機械を使えるようになっていただきたいと。

学校等につきましては、今、牧下議員、お話しされましたように、授業時間数とかいろいろな部分がありますので、そういったことにつきましては、教育委員会と話をしながら、可能性について検討してみたいと思います。

それと、町内会とか自治会でのイベントの場合への無料貸し出しにつきましてはですが、やはりこれは必要だろうと思います。それぞれの地域で駅伝とか運動会とかやっていますので、今、市の大会をやるときには、市の設置された分を持って大会本部に置いておりますけれども、こういった形で無料貸し出しをする、そういったことにつきましては、早急に対応ができないか検討してみたいと思います。

それと、AEDのマップが必要ではないかということで、これは確かに必要だと思います。どこにあるかというのがわからないと、ただ、そこまで借りにいってやれるかというのがありますけれども、今の現況を調べるという意味から、どういったところに設置があるか、それにつきまして、早急に調査をしたいと思っております。

保育園につきましては、公立保育園用につきましては、一応、市のほうにも通知がまいりました。しかし、民間の保育所につきましては、それぞれの保育園にいておりますので、こちらでその状況は把握はしておりませんが、その通知がまいりましたので、市内の市立保育園につきましても、情報提供をして、こういった形が補助が受けられるようになりますということの周知

は行っております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 神戸市では阪神淡路大震災の被災の経験から、市民救命士制度を実施し、市民の意識が高く、広く活用されております。講習完了者に市民救命士として位置づけし、昨年末に認定された方が人口の2割を超えたそうであります。本市の消防本部にお尋ねしたところ、さっき言われましたけど、ことしの1月から11月22日までの間に、普通救命講習会3時間を14回、416人が受講され、普通救命講習修了証をいただかれております。一般救急講習会は28回、628人の方が受講されております。これには修了証書はありません。

私も平成12年8月に洲上議員と受講し、普通救命講習修了証をいただきました。誇らしげに感じたことを今思い出しております。そのときにはAEDの講習はなかったので、再度また講習を受けたいと思います。広く普通救命講習者に対して、市民救命士として資格認定し、格付、格上げすることにより、市民の意識が高まり、受講希望者の励みにもなります。市民救命者がふえることが水俣市の安心のまちづくりにつながると思います。消防本部の方にも市民の生命を守るためにもいいことだから、ぜひ推進をしてくださいとの言葉もいただきました。市民救命士認定制度導入に対して見解をお尋ねして、質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 市民救命士の認定制度を設けたらどうかということですが、今、話がありましたように、普通救命救急士の修了証をカードとして今渡されております。そういった部分とどう違いを出していくのかということも含めて、今後検討させていただきたいと思いません。

○議長（松本和幸君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際10分間休憩します。

午前10時30分 休憩

---

午前10時41分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、おはようございます。

前回、水俣市の水を売り出したらどうかというお話を少しさせていただきましたが、ほかの自治体も何かイベントがあるときに、記念水を販売していることが多々あるということ、この間、水道局長に教えていただいたところでございますが、やはり世界的な水銀規制の水俣条約がもし

採択されるならば、そういったときに、水俣の水をアピールしていただければなというふうに、改めて思っているところでございます。

先日、私は芦北役場に行きまして、芦北のオリジナルの水「真っ清水」というのを販売をされていますけど、ちょっと話を聞いてまいりました。芦北は地元の大関山、きれいな水、そしてそれを使った米、そしてしょうちゅうを地元のオリジナル商品として、同じイメージでつないでいって、芦北のブランドを浸透させようという考えだそうであります。あくまでも営利追求ではなく、パブリシティー効果、公の宣伝効果で町の利益とするというふうに言われておりました。

大関山の中腹に、50メートルぐらい井戸を掘って、私もちょっと見てきましたですけど、2メートルぐらいの木枠で囲まれた小さな井戸でありました。その水を外注して、えびのの業者ということなんですけど、そういったところで精製をしているそうです。16年から19年、4年間かけて販売に至ったそうでございますが、現在は年間6万から7万本販売をして、何とか赤字は出さずに、若干利益が出るぐらいということでございますが、役所でやっていることでありますので、人件費は当然役所の人件費を使っているんで、民間でやると、そういったところが黒字になるか、少し微妙でございますが、何よりも芦北のイメージアップの一つであるということでもあります。

私も先日、村丸ごと博物館の頭石に、ちょっとガイドで行きましたら、頭石の学芸員の方も、頭石にはよか水があつと、こういった水を水俣の頭石元気村とあわせて商品化等できないかみたいなことも話されておられました。行政でやっているまちづくり研究会みたいな大きなプロジェクトも大変必要だとは思いますが、それと同じように、水俣に足を地につけた、いろいろな団体がございます。そういったことを束ねて、アイデアを持ち寄って、いろいろな考えを出すというの、1つ考えかなというふうに思っております。

今からは、もう地域間競争がどんどん厳しくなっております。そういった観光の面でも、市も積極的にやっていただきたいという思いをしながら、今回も市政の建設的な意見を聞けると期待しながら、以下、質問をさせていただきます。

#### 1、地元経済活性化について。

全国的になかなか景気回復といった声が聞こえない中、地元の経済対策が求められるときに、大規模なプレミアム券発行が予定をされております。地元の経済の活性化の呼び水となり、地元の消費の促進や拡大につながることに期待をして、以下、質問をいたします。

- 、今回で2回目となるプレミアム商品券の発行の目的、内容についてお尋ねします。
- 、発行した場合の地元経済の活性化に期待するものは何かお尋ねします。
- 、今後の地元経済活性化案についてお尋ねをいたします。

#### 2、福祉型アグリ農業事業について。



景気低迷で企業誘致がなかなかうまくいかないときに、学校跡地を利用しての、今までに聞いたことのない新しい農業事業の展開だと思えます。新分野の企業であり、大いに期待されることと思い、以下質問をいたします。

- 、これまでの経緯についてお尋ねをいたします。
- 、進出が決まった場合の内容、本市に与えるメリットについてお尋ねします。
- 、本事業に期待するものについてお尋ねをいたします。

### 3、みなまた環境絵本について。

市制60周年の一環として環境絵本大賞をつくり、ここに来て、待ち望まれておりました絵本ができそうでございます。作者は公募のアマチュアの方ですが、作画は、私たち年代ならだれも知っているであろう、日本じゅうの子どもが見ていた漫画の作者であり、今からでき上がりが待ち遠しいところであります。そういった期待を込めて、以下質問をいたします。

- 、現在の進捗状況についてお尋ねします。
- 、環境絵本の活用方法についてお尋ねをいたします。
- 、発刊後の環境絵本の方向性についてお尋ねをいたします。

### 4、観光施策について。

いよいよ来年3月、新幹線が全線開通を迎えます。この機会を流動人口をふやす好機ととらえるか、また水俣市民の流出につながるネガティブなものにとらえるかは、取り組み方次第だというふうに考えております。これは新幹線の駅を抱えるまちの地域間競争であり、積極的にやった自治体と何も取り組まなかった自治体の評価がされることだと思い、以下、質問をいたします。

- 、来年の新幹線全線開業に向けた開業時のイベントについてお尋ねします。
- 、全線開業後の観光施策についてお尋ねをいたします。

### 5、教育問題について。

今、学校現場では、アスペルガー症候群、高機能自閉症、多動性障害などLDを抱えた児童がふえつつあり、全国的には6%の割合でいると言われております。学級の中にそういった子どもを抱えて授業を進めることは、先生方にとって大変御苦労が要るところであると考えられます。それを補完する重要なものが、今回取り上げました特別支援教育支援員であると考え、以下質問をいたします。

- 、特別支援教育支援員の現状をどのようにとらえ、どう推進していくかお尋ねします。
- 、特別支援教育支援員の配置によって、教育の充実をどのように図っていくかお尋ねをいたします。
- 、今後、成果を上げるために、特別支援教育に関する市独自の研修体制を実施してはどうかお尋ねをいたします。

本壇からは以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済活性化については産業建設部長から、福祉型アグリ農業事業については私から、みなまた環境絵本については教育長から、観光施策については産業建設部長から、教育問題については教育長からそれぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 経済活性化について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） まず、経済活性化についての御質問で、2回目のプレミアム商品券発行の目的、内容についてお答えいたします。

前回は昨年7月末に販売総額1億円、10%のプレミアムをつけて、地域限定の商品券を発売し、1,600人を超える方々が購入され、4月22日の発売開始からわずか4日間で完売いたしました。券の使用につきましても、5月末までの1カ月間での取扱店からの換金請求が全体の70%を占め、最終的に99.8%の換金率となるなど、市民消費を喚起することができたものと考えております。

その後、地域経済の動向を見守っておりますが、景気はなかなか上向かず、商店街からも再度振興券の発行を行ってほしいという声が幾度となく届いておりました。

そこで、今回補正予算にて計上しておりますとおり、地域経済活性化のきっかけとなることとし、2回目の地域振興券交付事業を計画いたしました。具体的には、今回は市民の皆さんの出費がかさむ年度がわりを中心とした2月末から5月末までの使用を想定しており、発売日を2月中旬からの1カ月間とし、販売総額は前回の2倍となる2億円を、またプレミアムは前回の5%上乗せした15%といたしまして、大変お得な振興券を予定しております。

次に、発行した場合の地元経済の活性化に期待するものは何かについてお答えします。

今回は先ほど申しましたとおり、前回に比べて販売額、プレミアムともに上乗せをし、2月末から5月末までの使用を想定しております。販売額がふえることにより、必然的に購入される方もふえ、前回よりも多くの方々が地元商店街等に足を運ぶこととなります。この間、一時的に消費活動が活発になることを考えておりますが、今回、振興券の取扱店になっていただきます各商店街や商店におかれましても、これを1つのきっかけとして、それぞれがアイデアをプラスした取り組みで、市民の皆さんの心をつかんでいただき、振興券が終了した後も、地元にあるものは地元で購入しようという意識を持っていただけるような、お互いの顔の見えるおつき合いへとつ

なげていけることを期待しております。また、このことが継続した地域経済の活性化につながるのではないかと考えております。

次に、今後の地元経済活性化についてお答えします。

地元経済の活性化は、商店街や地元企業が元気になることが不可欠であります。特に商店街の活性化につきましては、さまざまなイベントや今回のプレミアムつき振興券の発売等による集客を図り、地元市民に愛される商店街を目指すとともに、エコパーク、バラ園、スイーツ、みなまた地のもん、チャンポンという独自の取り組みを支援しながら、市内外からのお客様が商店街へ集まり、にぎわいのある仕組みづくりをこれからも考えてまいりたいと思っております。

地元企業につきましては、現在、実施しております企業訪問を継続し、経営状況やニーズの把握に努め、メール等による各種制度や補助金等の情報を随時提供するとともに、地元企業間のマッチングや技術開発の支援などに努めてまいりたいと思っております。また、地元企業の方々にも積極的に販路拡大やPRを行ってもらうために、展示会等への出展ができるような支援を考えているところです。

一昨日の大川議員にもお答えしたとおり、現在、熊本県と芦北町、津奈木町、地域経済団体等の方々とともに、来年度の厚生労働省における地域雇用創造推進事業に提案する事業構想について検討を重ねているところでございます。採択された場合、地域産業の振興と雇用の創出につながるための、さまざまな事業を実施し、地域経済団体等と強力に連携しながら、地域企業の支援や企業誘致、観光振興などにも集中的かつ継続的に取り組んでいけるものと期待しております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 最近、プレミアム券の発行の話を目にしておりますが、玉名市では新幹線の全線開通に向けて「さくら咲く券」というのを、最近ですね、2億2,000万ぐらい販売したというふうに聞いておりますし、特に近くでは出水市が、今回、水俣市と同様に2億3,000万の販売がつい先日ありました。私も出水の担当のところへ行って、ちょっと話を聞いたんですけど、販売は大型店、商工会議所で販売して、2億3,000万、4日間で完売したということだったんですけど、もう私は何が驚いたかといったら、このとき入ったチラシですけど、これが水俣市にばぁっと入ったんですね。それにしても、もう今、先ほどから言うように、地域間の競争が非常に厳しいときに、こういった行政が補助金をつけたチラシが、これは商工会議所が向こうはやってらっしゃいますけど、水俣の市民のところに入るというのは、やっぱり厳しいなという思いが非常にしたのを覚えておりますし、このチラシが出たときに、生協の関係者、商店街の方と市長の考え方を聞きにいったところでございますが、今回、市長のマニフェストにもありましたプレミアム券が来年早々に実施できるということは、なかなか家計の収入が上がらない、これはどこでもですけど、市民、そして厳しい状況にあります地元の小売店業者には、十分メリットがあるのではないかな

というふうに思っております。

質問は、5つちょっとありますけど、1つは、来年2月なんで申告時期と重なって、商工会議所も大変多忙な時期ということで聞いております。こういったプレミアム券は、どこのを見ましても、商工会議所が中心になって、連携してやっているというところなんですけど、時期的なものもあると思いますけど、今回は水俣市、前回もだったんですけど、水俣市がもう丸抱えでやっておりますけど、その辺、今後どう考えるかを1つ質問をさせていただきます。

2は、使用店舗は当然、地元の小売業者、地元が優先だと思っておりますけど、よその資本の業者さんも、今、大手もいらっしゃいますが、その辺難しい判断だと思いますけど、そういったところを、どういった区分けができるのかどうかちょっとわかりませんが、どういった考えを持っていらっしゃるかを1つ質問します。

それと、3つ目は、前回のプレミアム券、1億円ほど売ったときに、買えなかったという声が非常に多かったのも事実だったですね。1億円、1,600人ぐらい買われたということなんで、6万ちょっとぐらいですかね、買われたんじゃないかって思っていますけど、1人。その辺、上限を決めて、満遍なく水俣市民に回るようにするのか、何かそういった対応策はあるのかですね。今回2億円ということで、大分その辺は緩和はできると思っておりますけど、そういった対応策はあるのか。

4つ目は、今回のプレミアム券は、出水市とは違って水俣市民限定ということになるのかどうか、その辺も1つ質問をさせていただきたいと思います。

5つ目は、販売はどういった形でやるのか、どこでやるのかも質問させていただきます。

以上です。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） それでは、西田議員の2回目の質問にお答えします。

まず、商工会議所が販売するところが多いということですが、どういうふうに考えているのかということですが、商工会議所とも販売については、随時調整をとっております。確かに今、議員おっしゃったように、申告時期と重なる時期でございますので、いろいろ調整の中で、土曜日から発売しようと思っています。土・日については非常に最初の土・日については、お客さんごった返すと思いますので、商工会議所からも一緒になって販売ということで、人を派遣していただくということですので、一緒にやっていくということでございます。今後もそういう形で進められるのだと思いますので、もしそういう機会があれば、また相談してまいりたいと思います。

それと、2つ目は、市外資本店についてどういうふうに考えているかということですが、前回の1回目、昨年4月のときも、いろいろ調整を行って協議したんですけども、

本市に店舗を構えて、法人市民税等も払っているということもありますので、なかなかそこを除外することは厳しいかなということで、その部分についても対象とするような方向で考えているということでございます。

それと、前は1,600名の購入があったんですけども、どれくらいの方々に購入、たくさんの方に購入していただきたいということで、どういう形になっているかということでございますけれども、前回、1,600人、大体平均1人6万円ということでございます。今回は10万円を基本的な限度としたいと思います。10万円を限度としますけれども、平均6万円とすると、やはり3,000人程度の購入が可能、前回と倍ぐらいになりますけど、それぐらいの購入は可能かと思っております。

4番目は、市民限定かということでございますけれども、チラシは市民のほうに、水俣市内だけをチラシを配布することとしておりますけれども、基本的には2つのねらいが今回ございまして、1つは市民に還元するということも1つのねらいでございますし、もう一つは、市内の商店で使っていただくと、2つの目的がございますので、市外の方が買って、水俣市の販売業者の方で購入するとすると、1つの目的しか達成できないということでございますので、ただ、それをなかなか除外する手だてというのが見つからないものですから、基本的には市民に買っていただいて、どうしてもそういう形で買いたいということであれば、あえて除外はしないという形で進めさせていただこうかなと、市外の方もですね、買っていただけるような形にしようかなと思っております。

それと、販売でございますけれども、非常に会場も広く要るということで、今回は体育館のほうでさせていただければと思っております。体育館の1階の会議室を使わせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 最初に、商工会議所あたりとの連携というのは、今後こういったものがまた出るようだったら、やはり密にやっていただきたいというふうな思いがあります。前回1,600人、今回、普通に考えると倍なので、大分、市民の方には行き渡るかなと思いますし、プレミアムが15%ではかなり大きいものですから、その辺がまた買えた、買えなかったというのがなるべくないようにしていただきたいなというふうに思っております。

業者さんは水俣で販売やってらっしゃる方は、その辺は区別なくやるということ、それはもうしようがないかなというふうにも思います。市民限定、よそから来られた方も、知って来られる方に売るのは、それはしようがないかなというふうな思いですけど、チラシをよそまで打ってということはないということですね。やっぱり出水のチラシが水俣に入ったときは、やっぱり少しちょっと違和感を私は非常に思ったものですから、ぜひ市民の方に還元していただければなと思

いますし、体育館でやられるんだったら、販売のほうも、そうごたごたはならないかなというふうに思います。

もう一つ質問をさせていただきます。初日に、大川議員が木材の件で、こういった施策は一過性ではなくというふうなことを言われてましたが、私もこういった景気対策のものは、やっぱり一過性じゃなく、続けることも大事だと思います。こういった大規模なものを、もう行政の負担だけでやるというのは、やっぱりもう、それはもう長続きしないというのは、非常によくわかるころなので、行政、地元の小売店業者または商工会議所等と一緒に、企画して負担し合うところは負担し合って、分担するところは分担して、小さいものでも定期的に打っていくというのが、やはり長続きする策だというふうに、やっぱり思うんです。そういった考えについて、どういったものをお持ちかを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 今回2億円ということで非常に大規模な商品券だと思いますけれども、今後、小規模でもいいから、いろんな形で継続してもらえないかということでございますけれども、非常に近年、経済が低迷しておりますので、そういう中でこういった形にしたらいいかという、商店街の方とか商工会議所の方とか、いろんな検討をしながら、できれば継続する形で検討していきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、福祉型アグリ農業事業について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、福祉型アグリ農業事業についてお答えします。

まず、これまでの経緯についてお答えいたします。

一昨日の塩崎議員の質問でもお答えしたとおりでございますが、今回の企業進出の発端としては、センコー株式会社が特定子会社株式会社センコースクールファーム鳥取をことし4月に設立し、鳥取県湯梨浜町の廃校になった旧羽合西小学校の校舎、校庭の一部を活用した福祉型農業事業を本年7月から開始されております。そのセンコースクールファーム鳥取をモデルに、創業の地である水俣で2号店として実施したいという御提案をされ、その場所として旧深川小学校を活用できないかとの御相談がありました。

御相談を受けて、7月に稼働した鳥取の施設を7月14日から15日に私もみずから視察し、事業者の方や地元の役場の職員の方からもお話を伺ってまいりました。

スクールファーム事業は大変すばらしい取り組みであることから、誘致に向けて作業を進めるよう指示しているところでございます。

具体的には、まず計画に対する地元の御理解が不可欠でありますので、9月に地元7区・9区

の自治会長に事業概要について説明を行い、10月には地元自治会長や代表者の方に事業の概要を説明させていただきました。さらに、11月26日には全員協議会での事業概要の説明、去る11月30日には市及びセンコー株式会社が出席して、地元住民の方々へ説明会を開催したところでございます。

次に、進出が決まった場合の内容、本市に与えるメリットについてお答えいたします。

内容につきましては、現在の事業計画によりますと、校舎内では飲食場、農産加工物・加工品の直売場、オーガニックパン製造、サトウキビ加工場、キノコ人工栽培などを行う計画で、グラウンドはハウス栽培を計画されております。将来的には、校舎内での規格外農産物の加工場、海産物加工場、プールについてはコイやスッポンなどの養殖を計画をされております。

雇用規模としましては、管理部門とは別に、高齢者10名、障がい者15名、合計25名の雇用が予定されております。

本市に与えるメリットにつきましては、閉校した学校が有効に活用されること、本市の厳しい経済状況、雇用情勢の中で、高齢者、障がい者25名の雇用が予定されていること、また農家や地元飲食店など地域と連携して事業展開を行いたいということなので、とりわけ地元深川地区の活性化を初め、本市の経済振興や地域活性化にもつながる事業であると大きく期待を寄せているところでございます。

次に、本事業に期待するものについてお答えいたします。

先ほどのメリットと同様に、閉校した学校が有効活用されること、高齢者、障がい者の雇用が発生すること、また農家や地元飲食店など地域と連携した事業展開により、地域に溶け込んだ活動が期待されます。

また、この事業が順調に展開していくことで、閉校した学校の有効活用のモデルとしても話題となり、視察者や観光客など交流人口の増加にも期待を寄せているところでございます。

今回の事業を参考に、現在閉校した学校、さらに来年閉校する学校もございまして、地元の活性化につながる有効活用策を考えていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 こういった廃校の施設を使った事業としては、非常に新しく、珍しい事業だというふうに思いますし、今から少子化で日本じゅうで出てくるであろうと予想される学校跡地を活用されるわけでありまして、日本じゅうでやっぱり注目される事業だというふうに思います。今後、誘致が本当にうまくいけば、水俣の雇用、経済にも寄与いたしますし、今言われたように新しい事業、視察がふえるんじゃないかなというふうに本当に期待をするところであります。

私も深川小の説明会に行ったとき、賛否少しありましたが、グラウンドゴルフをやっている方から、交流の場がなくなるとかという意見もありましたですけど、ほかは、地元は雇

用が生まれる、学校の有効活用につながる、おおむね歓迎ムードだったような気が私はいたしました。

企業誘致がなかなか進まないこの時代に、高齢者・障がい者の雇用が生まれるということは非常に期待をしておりますし、また母体がセンコー株式会社、水俣が発祥の地ということでありますし、水俣の市民は大変安心感のある会社だというふうに思い、優良企業でありますですし、水俣市にとっては今回の事業は本当に渡りに船だったような感じがしております。ぜひ、今後、誘致のほうは調整をしていただきたいなというふうに思っております。

質問としては、こういった進出するに当たりましては、水俣市としては学校の使用の許可等だったり、ほかに税制優遇とか、校舎の整備をするとか、何かそういったものが発生するのかが、1つ質問させていただきます。

2つ目は、今後進出に際しまして、説明会の中では1億投資したら1億補助金が出るような形で、国とか県の補助をいろいろ探していかれるということだったんですけど、そういった国とか県の補助に関して、今後ネックになることとか、超えなければならないハードルというものは、市のほうで何か関知しているのかがどうか、その2つを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 校舎設備等に関する発生する要件みたいなものはないかということでございますけれども、基本的に私どももできるだけこの事業に有利になるように、そういったものをすべて考えながら前向きに進めていきたいと思っております。

今、優遇措置といたしましては、水俣市企業立地条例における工場等に新設、増設に対する固定資産税の減免措置というのがございます。また、雇用奨励金の交付というのもございますし、また水俣市誘致企業立地促進補助金というようなところもありますので、そういったものも活用できる部分はすべて活用しながら進めてまいりたいと思っております。

また、国におきましても、厚生労働省がしております特別子会社等設立促進助成金とか、いわゆる障がい者の方々、あるいは多数雇用した事業所というような、障がい者の方々を多数雇用した事業にしては、そういった補助金もございますので、そういったところもすべて含めながら、とにかく事業が有利になるように、積極的に頑張っていきたいと思っております。よろしいですかね。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 優遇されるものは、いろんな形で企業のほうはもう調べ上げてやってらっしゃると思いますけど、ぜひ市のほうも、その辺が援助できるところはやっていただいて、スムーズに進出が決まればなというふうに思っております。

質問は、市長、鳥取のほうに行かれたというのを聞きましたですけど、事業計画を見るのと、



実際現場で見るとでは、やっぱり差があったりすると思うんですけど、実際に稼働している鳥取のスクールファームですか、それを見た感想を、最後質問させていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 実際にこれを見たときの感想でございますが、先ほどの答弁と重なるとは思いますけれども、非常に障がい者の方々あるいは高齢者の方々が意気揚々として仕事をされているというのが、やっぱり私には一番印象に残りました。そういう意味で、ぜひ本市においては高齢化率も進んでおりますし、障がいの方々も多いまちでございますので、一人でも多くのそういう方が生きがいを持って頑張っていければなという思いが一番強く思ったところでございます。

あとは、今答弁の中で申し上げましたけれども、やっぱり本市の雇用の問題につながっていくというのが1つありますし、また閉校の跡地の活用ということから考えまして、これは水俣にマッチしているぞというのが総合的な印象でございました。

○議長（松本和幸君） 次に、みなまた環境絵本について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、みなまた環境絵本についてお答えいたします。

まず、現在の進捗状況についてお答えします。

市制60周年記念事業の一環として、昨年8月から10月の3カ月間、全国にみなまた環境絵本大賞原文を募集し、応募総数109件の中から、神戸市在住の日高史人さんの「地蔵が生える」の作品が大賞を受賞いたしました。

作画については、ことしの4月、漫画「巨人の星」などで有名な菊陽町在住の漫画家川崎のぼる氏に依頼しましたところ、快諾をいただき、10月中旬に原画が完成をいたしました。

現在は、西日本新聞社出版部に作品の制作を依頼しております。1冊の絵本として皆様に御披露できるのは、来年3月上旬を予定しております。

また、3月4日には、今回の絵本出版を記念しまして、原作者の日高氏、作画者の川崎氏を招待し、出版祝賀会を開催する予定です。市議会議員の皆様を初め市民の皆様にも広く御案内を差し上げることしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、環境絵本の活用方法についてお答えいたします。

今回の環境絵本は、初版として1,500から2,000部を出版の予定です。市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校には読書活動の推進と環境保護の啓発を図るため寄贈をする予定です。また、一般には書店で1冊1,575円で販売することとし、広報で案内し、現在先行予約の受け付けを開始しております。来年度から実施予定のセカンドブックスタート事業への活用も検討しております。

今回の環境絵本は、言葉のリズムが大変よく、さらにすばらしい絵によってより一層楽しい絵本作品に仕上がっております。今後子どもたちの読書活動の中で、積極的に活用いただけるのではないかと考えております。

次に、発刊後の環境絵本の方向性についてお答えいたします。

全国から多数応募された作品の中から選ばれたリズム感のよい原文と丁寧かつユーモラスに描かれた絵で構成された環境絵本は、これまで市販された絵本に劣らない作品に仕上がってきていると思っております。

環境問題について環境絵本というスタイルで全国に発信していくことは、まさに本市ならではの取り組みであり、環境モデル都市づくりに大いに貢献できるものと考えております。

また、幼児期に環境絵本に親しむことによって、自然と環境美化の意識形成や読書への関心も高まっていくのではないかと考えております。今後も継続することで、環境絵本の水俣をアピールできますし、新たなまちづくりの1つととらえております。

今回の環境絵本に関しましては、今回同様に2カ年の継続事業として作品募集、作画、出版のスタイルをとってまいりたいと考えております。また、今回は特に市民が参加しやすい部門を設ける工夫もするなど、よりよい絵本づくりができるよう検討してまいります。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この環境絵本は、宮本市長1期目のときに始まった事業だったと思います。絵本大賞を募集してから1年ぐらい歳月がかかって、やっと発刊までこぎつけたということで、大変よかったなというふうに思っております。それもありますけど、私は個人的には、この作画が、私も小っちゃいとき、もう毎週見ておりました「巨人の星」をかいていらっしゃった川崎のぼるさんがかいていただけということで、大変何か期待をしますし、年代、年代で違うんでしょうけど、自分たちのときは、もう「巨人の星」とか「いなかっぺ大将」とかかいてらっしゃるんですけど、自分はこの「巨人の星」を見て野球部に入ったのを覚えていますけど。

やっぱり期待したいんです。楽しい絵本をぜひつくっていただきたいなというふうに思いますし、私もちょっと見せていただきましたですが、川崎のぼるさん、水俣にも来られて、いろんなところを見ていただいて、随所に水俣の雰囲気というところも入っているような感じがして、懐かしいものに仕上がっておりました。ぜひ、この環境絵本が水俣の新しいイメージアップにつながってほしいなというふうな思いがあります。

幼稚園、小学校、保育園、そういったところに寄贈もされるし、販売も1,575円でされるということですので、たくさん売ればいいなというふうに思っておりますけど、読み聞かせも結構やっていらっしゃいますので、水俣ですね、そういったところでも積極的に使っていただきたいなというふうに思いますし、水俣市の、市のほうからもプレゼントとか土産とか、そういったも

のにも使っていたきたいし、視察に来られる方、結構水俣いらっしゃいます。そういった方にも随時紹介をしていってもらいたいなと、それで買っていたきたいなというふうな思いがあります。

質問としては、川崎先生はちょっとネットで見ましたら、阿蘇市のイメージキャラクターの五岳くんと火の子ちゃんとかいうのも何かかいていらっしゃいますけど、こういった、今回この作画が川崎さんに決まった、行き着いた経緯をひとつ聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、この絵本は市制60周年の一環であるとは思いますが、出すのが目的ではなく、あくまで市長が言われる日本一の読書のまちづくりにつなげていくことだというふうに思っております。将来この水俣の人がつくった作品が生まれてほしいというふうな思いもありますが、先ほど市民が参加しやすい部門を設けたいということをおっしゃっていただきましたが、そういったところがどういった考えなのかを質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、川崎のぼる先生の選定の経緯でございますけれども、担当職員は、だれにしようかということで、いろんなインターネットを探ったりとか、ずっとしていたと思っておりますけれども、その中で川崎先生、絵本をもともと何か出版をされていたということが1つございます。それと熊本県の菊陽町に在住であったと。その中で、熊本県内に住んでいられる中で、県のポスターとかもつくられていたと。

それから、先ほど議員おっしゃいましたけれども、五木村の、五岳じゃないんですけれども、まず最初に、学校の関係で実は大きな壁画の原画ですね、キャラクターというかを、例えば五木村だと五木の子守歌とか、ああいう作品を実は、あれは3メートル、8メートルぐらいのすごい大きなやつが益城にもありますし、不知火町にもありますし、9カ所ぐらい学校の壁画をかかれています。

そういうことをなされているというのが、インターネットでキャッチできたというのが1つありまして、全然、面識も何もない状態の中で、いきなり電話をして、会ってくださいということで、担当が2人出向きまして、今回の絵本の企画案を先生にお話をしたということで、水俣が環境モデル都市に取り組んでいるということも、実は話したというふうに聞いておりますけれども、そういう話をしたら、ぜひ、それじゃあ自分にやらしてくれというようなことを積極的に言っていただいたというのが1つでございます。

そして、もう一つは、水俣にその後、5月に来ていただきまして、再生した海ですね、それから湯の鶴温泉とかあちこち行っていただきまして、風景も気に入っていただきましたし、水俣の環境モデル都市への取り組みも非常に気に入っていただきまして、ぜひ、もうそのときも構想を持って帰られたということで、今回の作画の中にも、水俣の絵がきちんと入っております。だか

ら、その辺を注意して見ていただければおもしろいなというふうに思っておりますけれども、そういうような形で非常に気に入っていただいたというのが大きな要因でございます。

それから、次回の作品をやっていく、つくっていく中で、市民向けの取り組みをとということを実は考えております。賞をやるのであれば市民賞みたいな形かなというふうに思っておりますけれども、今回の読書のまちづくりを進めていく中で、当初から児童文学作家の本木洋子さん、しよっちゅう水俣に実は来ていただいて、いろんな御指導を仰いでいます。来られたときに、実は創作童話の勉強会、研修ですね、ワークショップを開いていただいて、出水とか水俣のそういうのに関心のある皆さん方が集まっていたら、そういう勉強をずっとしていただいております。

作品募集をやりましたときに、先ほど109作ありましたと言いましたけれども、そのうちの大体12件が市内の皆さんが応募されたんですけれども、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、水俣からそういう絵本大賞が出たり、絵本作家が出たりとかというのは、非常に夢のあることだなというふうに思っておりますし、市民の参加あるいは市民の関心、市民のかかわり、そういったものを童話でできていって、人の輪が広がっていく。人の輪が広がって、図書館が主体でやっていますから、図書館をメインにした読書活動の活発化、あるいは広がりというのを目指していければ、日本一の読書のまちづくりにつながっていくのではないかとこのように思っておりますので、ぜひ市民向けのそういう市民賞みたいなやつを、次回はぜひつくっていきなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひ、できる過程で、水俣市民がいろんな形で参加できるものにしていただきたいなというふうな、本当、思いがあります。2年ぐらいのスパンでやっていこうか、継続していこうかという考えというふうに聞いておりますので、今回、担当の方がずっと外部に委託して、もう予算づけするだけじゃなくて、内部で担当の方がずっとやっていらっしゃるのを私も見させていただきましたですけど、そういったノウハウがありますので、これが2回、3回と続いていって、環境絵本が水俣に定着して全国に発信できるものにしていただきたいなというふうに思っております。これは終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、観光施策について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、観光施策について順次お答えします。

まず、来年3月の新幹線全線開業に向けた取り組み、開業時のイベントについての御質問にお答えします。

これまで全線開業の機運を盛り上げていくために、県におきましてはくまもとサプライズのキ

キャラクターくまモンにより、県内を初め関西方面までのPR活動を行っております。また、先日12月2日からは県南地域の住民の皆様への周知と機運醸成のため、開業100日前イベントとして肥薩おれんじ鉄道が県からの委託を受け、くまモンをラッピングしたくまもとサプライズ九州新幹線全線開業列車を走らせております。また、市役所にも開業PR用の懸垂幕を設置しております。

本市におきましても、8月の湯の児海上花火大会、10月の中尾山公園コスモス祭りやスイーツ・スタンプラリー、11月のエコパーク水俣・バラ園でのローズフェスタなどにくまモンの出演を要請し、市民の皆様を初め市外から訪れる方々にも周知等を図っているところでございます。

来年1月からは新水俣駅と湯の児・湯の鶴温泉を1人ワンコイン、500円で乗れるタクシーの実証実験を実施し、観光客の利便性の向上を図りたいと考えております。

また、今議会に予算計上しておりますが、開業PR用ののぼり旗やカウントダウンボードを作成し、市内の主要な場所に設置を予定し、市民への周知と機運醸成を図っていきたくと考えております。

開業時のイベントとして、3月12日と13日の2日間にわたり、新水俣駅構内で物産展やステージイベントなどを実施することとしております。

次に、全線開業時の観光施設についての御質問にお答えします。

全線開業は、観光の活性化に絶好の機会であり、開業後の取り組みも非常に重要であると考えております。地域間競争に負けず、観光客に選んでいただけるためには、行政と旅館を初め観光に携わる方々が一緒に取り組んでいく必要があります。

湯の鶴地域におきましては、本年3月に策定しました湯の鶴観光振興計画を推進するため、地元実行委員会を立ち上げているところであり、崇城大学の御協力をいただきながら、今後実施する事業について、具体的に内容を詰めてまいります。

湯の児地域におきましても、現在、水俣市観光振興計画を策定しているところであり、早期に具体的に形が見えるよう市役所内及び湯の児地域におきましても会議を重ねているところでございます。

両地域とも、まずは温泉街の整備を早急に進めてまいりたいと考えており、地元関係者や関係機関と協議を行っているところです。今年度は湯の鶴ほたる橋の塗りかえ及び照明施設工事を行い、夜間にも通りやすくなり、新たな観光スポットになることを期待しております。

また、今年度養成講座を実施した観光ボランティアガイドにつきましては、さらなる充実を図り、実際にガイドができる体制を整えたり、本年11月に実施した旅行会社等によるモニターツアーを参考に、水俣の観光資源を磨き上げ、旅行商品の開発を行ってまいります。

しかし、全線開業により関西方面などからの観光客の増加を図るためには、水俣市だけでは非

常に困難であり、津奈木町、芦北町を初め伊佐市、出水市など近隣自治体との連携や、肥薩おれんじ鉄道とのタイアップなどが必要であり、現在どのような連携が図れるか模索しているところです。できるだけ早く目に見えるような成果が出るように、観光関係者と取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 3月に、もう全線開通になりますと、もう福岡、関西までが非常に近くなるわけです。私も修学旅行のガイドをですね、真野議員もやっていらっしゃいますけど、時々やらさせていただくんですけど、関西から毎年来る学校がことしも来ていまして、担当者と話をしておりましたら、もう来年はもう新幹線やなという話なんですね。だから、やはり今までは福岡まで来て、福岡からバスで入っていらっしゃったんですけど、もう熊本なのか水俣なのか、直行で来られるということになると思いますと、またそういった時間ができますので、新しいプログラムをやっぱり考えていかんといかんということを言われておられました。結局、その時々によって提供するものが違うと思うんですけど、市もそういったニーズにやっぱり合わせて、いろんなものを開発していくのがやっぱり必要じゃないかなというふうに思います。

新幹線の駅から湯の児、湯の鶴、バラ園、水俣病資料館、環境センター、中尾山のコスモス園、展望台もできます。そういったところにどういった形で行ってもらおうかというのを、利便性を高めるのが非常に重要だと思います。

今、ワンコインの話がありましたですけど、そういったものも実証実験でやられるということなので、期待をしたいと思います。9月議会でたしかエコパークに新駅をという話があったというふうに思いますけど、それも1つの考え方だと思いますけど、なかなか、もし予算的に厳しいものやったら、そういったワンコインのものだったり、バスの運行をふやすとか、レンタカーをうまいぐあいに使うとか、そういったものをどんどん新しいサービスを開発して、どんどん提供していくことが必要じゃないかなというふうに思っております。

新幹線できて、遠くからここまでは来れますけど、ここから先はもう自由に行ってくださいじゃなくて、やっぱりその先をいろんなサービスとして市がやっぱり提供していくものでありますし、少々お金もそういったところにやっぱりつぎ込んでいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

質問は、関西が本当に近くなると思うんですけど、やっぱり関西から来ていただくというのが、観光客をふやす1つの手だてだと思んですけど、その辺、同郷会とか関西のほうにあるというふうに聞いておりますけど、そういったところにうまいぐあいにアピールするものを何かお考えなのか、それを1つ聞きたいと思しますし、修学旅行、視察研修、コンサート、そういったものは、全線開業になりますと、プラスに働くと思します。その辺、水俣に宿泊までつなげてもらう

という設計、いろいろなことを考えていらっしゃるということだったですけど、その辺でももう少し具体的にあるようだったら、2つ目をお聞きします。

ワンコインの話がありましたけど、そこを行き場所とか、そういったものは、もうある程度決めて実証に入るのか、まだ検討中なのか、この3つを聞かせていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） まず、新幹線全線開業となりますと、関西からの観光客を含めたところの人の交流というのが非常にこれからターゲットになっていくということは、市のほうでも考えております。その中で、いろいろなPRのやり方なんですけれども、特に関西の同郷会へのいろんなPRも含めて、関西に在住されている方、九州出身者が多いということで、いろんな物産展なんかも積極的に、物産展と同時に観光PRも兼ねて今行うようになっておりますので、市としても参加して、そういうPRに努めたいということで、今、実施しております。ただ、議員言われたように、新しいサービス、新しいほかの地域と違う工夫をやはりやらないと、水俣を素通りするという形になりますので、工夫に合わせたいろんな取り組みと、そのPRも同時にやっていきたいというふうに考えております。

宿泊までつなげていく、具体的な取り組みにつきましては、先日ですけれども、関西におられる方のいろんな新聞社の方とか、そういう方たち、モニターツアーを企画しまして、いろんな問題点とかいろいろなことを提案していただきました。それと、関西というのは、なかなか九州と関西はもう気質が違うものですから、やはりいろんな御提案があったんですけれども、関西人に合うようなやはりサービスの工夫も必要じゃないかということで、そういう何か研修ができたかなと思っています。関西の人は、負けてやとか、少し負からんかという、そういう話もあって、なかなか九州の人にはなじみが薄いということなんで、そういう対応もしっかり、例えばタクシーとか、旅館の方とか、商店の方とかという方に、そういう気質の研修もちょっと検討したいなということで思っています。

それから、ワンコインタクシーの件でございますけれども、基本的には観光地を結ぶ、駅からです、そういう形で考えておりますけれども、湯の児、湯の鶴、それとエコパーク、それと商店街までターゲットに入れるというか、そこを結ぶワンコインタクシーが考えられないかということで、今検討しております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 どちらにしろ新幹線の駅は、熊本県はもう玉名、熊本、八代、水俣しかないわけですから、そういった中で、これをチャンスととらえて、ぜひ水俣を売り出す施策、知恵を、少々お金も投資をしながら、ぜひやっていただきたいなというふうに思っております。これはもう終

わかります。

○議長（松本和幸君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 教育問題について、順次お答えいたします。

まず、特別支援教育支援員の現状をどのようにとらえ、どう推進していくかについてお答えいたします。

特別支援教育支援員は、平成21年度末までは14人の配置でございましたが、今年度は8人増員し、11月末現在では22人の配置となっております。県内のほかの市と比較した場合、1校当たりの支援員数は1.57人で、合志市、宇土市に次いで3番目となっており、児童・生徒数に対する割合からいっても、水俣市では手厚い配置状況となっております。

特別支援教育支援員は、支援を要する児童・生徒に対して、日常生活の介助、学習活動上のサポート、健康、安全を確保するためのサポートなどの職務を担っており、それぞれ学校の状況や児童・生徒の特徴に応じながら支援に当たっております。

今後の推進につきましては、各学校からのニーズも高い状況にありますので、さらに現状を見きわめた上で、適正な配置について検討していきたいと考えております。

次に、特別支援教育支援員の配置によって、教育の充実をどのように図っているかについてお答えいたします。

特別支援教育支援員の主な職務については、先ほど述べたとおりでございますが、各学校から報告された成果によりますと、まず日常生活の介助につきましては、体に障がいのある生徒に細かい配慮が可能となり、適切な支援ができるとともに、交流学习がスムーズにできたという意見がございました。

次に、学習活動上のサポートにつきましては、作業がおくれがちな児童や多動傾向にある児童が、支援員のかかわりによって学習に集中ができたり、喜んで学習に取り組んだりすることができたという意見もありました。またさらに、担任と協力して支援に当たることで、学級全体が落ちつき、学習効果が上がったという意見もありました。また、健康安全上のサポートにつきましては、体育や見学などの活動において、事故等を防止し、安全な行動ができるようになったという意見も聞かれました。

このように特別支援教育支援員の配置によって、支援を要する児童・生徒のみならず、学校全体へのさまざまな教育効果がもたらされていると考えております。

次に、今後成果を上げるために、特別支援教育支援員に関する市独自の研修体制を実施してはどうかについてお答えいたします。



現在、特別支援教育支援員の研修につきましては、水俣市教育委員会では年2回実施をしております。その内容としましては、特別支援教育支援員の業務に関する講義、芦北養護学校から講師を招いての講話、さらには児童・生徒の支援方法についてのグループ協議や情報交換などとなっております。特別支援教育支援員が特別な支援が必要な児童・生徒に適切な対応ができるためには、効果的な研修が必要であると考えておりますので、今後も研修内容を工夫しながら、継続して実施していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 宮本市長のこのマニフェストの中にも、支援員の増員といった項目がたしかあったように思います。14人から8人増の22人、県下でも3番目の配置状況ということでもありますので、水俣市の教育に対する姿勢のあらわれかというふうにも思っております。

本市の子どもたちへよりよい環境学習を提供することが目的だというふうに思っております。しかし、何人が適正人数なのかというのは、なかなか把握しにくいところかも知れませんが、大分手厚くはなってきたのかなというふうな思いはあります。私も時々授業を拝見させていただきますと、なかなか学習障害というか、なかなか難しい授業についていけないというか、そういったお子さんが普通学級の中でいて、先生もなかなか苦労しているのかなというふうなのを時々見受けます。

今後、この普通学級の中で一緒に学ぶということは多分ふえていくというふうに思います。今、全国で6%って聞いてますけど、だんだんこういった割合も、もしかしたらふえるのかなというふうにも思います。

研修については年に2回やっていらっしゃるということで、グループ協議等もやられているということですが、私も支援員の方と少し話をさせていただいたときに、年2回やっているけど、もっと情報交換をしたいとか、そういった意見も多少ありました。講義のほうはいろんな形でレベルアップはやっぱりしていただきたいなというふうに思っております。

質問はですね、実際、学校の現場からその辺の支援員の増員というのは、こういった形で、何か要望があるのか、それを1つですね。それと、支援員の研修は今やっていらっしゃるということですが、最低限のレベルというか、ほとんどというか、教員の免許を持っていなくても、その支援員は大丈夫というふうな規定になっておりますので、そういった最低限のレベルというのは必要かと思うんですけど、そういったものについてマニュアルとか、そういったものはあるのか、つくる予定があるのかを、この2つを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 学校からの支援員の増員の要望につきましては、23年度の要望なんですけれども、これにつきましては、小学校で現在14人なんですけれども、25名にしてほしいという

要望が来ております。中学校では今8人なんですけれども10名にしてほしいということで、かなりニーズは高いというふうに思っております。先ほど来、議員が言われましたけれども、6%程度いるということなんですけれども、学校の先生の現場からいえば、まだ多いという実態がございます。ただ、これ、やみくもにふやすというの、なかなか厳しい状況でございますので、本当に厳しい内容の査定をしながら、ヒアリングをしながら、これについては予算要望をさせていただいております。

それから、マニュアルの作成をやったらどうかということでございますけれども、マニュアルにつきましては、文科省から平成19年に出ておりまして、特別支援教育支援員を活用するためにというパンフレットが示されております。これにつきましては、年明けにまた研修会をやるので、これは配付をしていきたいなというふうに思っております。

ただ、マニュアルではなかなか一般的なやつを記載してあるということで、なかなか実用的ではないというふうに私も思っております。支援員を必要とする児童・生徒には、それぞれ特徴があって、みんな同一ではないと、全部一人一人違うということですね。ですから、一人一人の対応が実は大事になるということで、学校の先生方と担任と支援員さんと、あるいはそこに困ったことがあればケースワーカーが入ったりとかして、そこで、その子どもに対する対応の仕方とか、家庭環境とかもいろいろ出てきますので、すべてを総合的にやっぱり把握しながら、その子の一番いい生活支援、あるいは学習支援を行っていくということが大事ではないかなというふうに思いますので、それとともに、全体でそういう研修を通じて情報交換をして、いろんなケースを想定しながら勉強をして研修を積んでいくということが大事じゃないかなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 もう子ども一人一人、サポートするものが違ってくると思います。支援員さんの、いろんな方がやられると思うんですけど、なかなか人が集まらないという状況も少し聞いております。その辺はやっぱり、もうきちっとだれでも来たら、こういった研修を受けて、マニュアルがあってやれるというものはつくっていただきたいなと思いますし、今後子どもたちがちゃんと少しでも普通学級になじむような形で、支援員がやっぱり入ることによって、水俣市全体の教育のレベルが上がると思いますし、先生をサポートすることがやっぱり必要や、何か昔は考えられなかったですけど、今は本当やっぱり必要じゃないかなというふうに、やっぱり実感をしているところでありますし、今、学校からの要望もかなりの要望があるということは、実際、必要なものかもしれませんので、その辺はぜひ教育長、新しく入られて、現場を見ていただきたいなというふうに思っております。

これで終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後 1 時30分まで休憩します。

午前11時53分 休憩

---

午後 1 時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡利治議員に許します。

（高岡利治君登壇）

○高岡利治君 皆様、こんにちは。

自民党の高岡でございます。

今議会もいよいよ一般質問も最後ということで、一番最後になりますが、通常であれば、一番最後は西田議員の指定席なんですけれども、今回私が担当させていただきます。

もう最後になりますと、一般質問もあらかた出尽くしてしましまして、どうせ2次質問も大した問題はないだろうということで、執行部の皆さんも大分リラックスをされているというふうに思いますけれど、中身の濃い答弁をいただけるように、一生懸命質問をいたしますので、ぜひ心のこもった答弁をよろしく願いたいと思います。

私も市議会議員として初当選をさせていただきまして3年8カ月が経過をしようとしております。来年4月はいよいよ選挙の年を迎えます。初めて一般質問に立ったときに、この場で市民の皆様の実声と負託にこたえるために、当選をしたときの感激と感謝を忘れることなく、誠心誠意、議会活動に取り組んでまいりますと話したことを改めて思い出します。

しかし、現実にはなかなか厳しいものがありまして、議員活動を通して、自分が思うことの何割ができたのかなと考えております。一般質問においても、思うことの半分も執行部に質問ができなかったのではないかと、もう少し前向きな答弁を引き出せなかったのかななどと反省することばかりの3年8カ月だったように思います。

議会を傍聴に来られた方からも、議会と執行部がなれ合いになっているんじゃないか、もっと厳しい質問を期待する声など寄せられたことも事実です。いずれの声も市政運営に期待をする声、議会の改革を願う市民の皆様の思いだと真筆に受けとめ、残された期間をしっかりと務めることをお約束し、以下質問いたします。

1、深川小学校跡地利用について。

、深川小学校跡地について、企業進出の計画があると聞くと聞くと、どのような状況になっているのか。

、地元説明会を開催したと聞くと聞くと、地元の反応はどうだったのか。

- 、今回の企業進出について、庁内のどの部署が主体となり、どのように対応をしているのか。
- 2、みなまた環境まちづくり研究会について。
  - 、この研究会はどこが主体となって発足したのか。
  - 、この会のメンバーは何を基準に選ばれたのか。
  - 、この会の目的と最終的に目指すところはどこなのか。
- 3、水俣・葦北県民体育祭開催について。
  - 、ことしの荒尾県民体育祭を視察して感じたことは何か。
  - 、来年の地元開催に当たり、役員選手団を含む関係者がどの程度の規模で集まると予測をしているのか。
    - 、運営をするに当たり、どのぐらいの予算要求を考えているのか。
    - 、各種目団体とのヒアリングを行っているが、どのような要望があり、問題点はどのようなところがあるのか。
      - 、ことしの荒尾県民体育祭では、例年以上に非常によい成績をおさめたと思うが、来年の地元開催に向けて選手の強化と役員及び補助役員の育成に向け、市としてどのように取り組んでいくのか。
- 4、総合医療センターの運営と役割について。
  - 、全適後の運営状況はどのような状況になっているのか。
  - 、地域医療に対して、医療センターの役割をどのようにとらえているか。
  - 、ことし7月に県の防災ヘリひばりで心臓疾患の患者を熊大病院に搬送し、一命を取りとめたという新聞記事があったが、今までにも同じような事例があったのか。また、今後ドクターヘリ等の導入の計画は考えていないのか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、深川小学校跡地利用については私から、みなまた環境まちづくり研究会については副市長から、水俣・葦北県民体育祭開催については教育長から、総合医療センターの運営と役割については総合医療センター事務部次長から、それぞれお答えいたします。

初めに、深川小学校跡地利用についてお答えいたします。

まず、深川小学校跡地について企業進出の計画があると聞くと、どのような状況になっているかについてお答えいたします。

一昨日の塩崎議員、さきの西田議員の質問でもお答えしておりますが、ことしの4月にセンコー株式会社が鳥取県湯梨浜町において閉校を活用した株式会社センコースクールファーム鳥取をモデルに、センコー株式会社の創業の地である水俣において、2号店として旧深川小学校を活用し実施したいとの御相談がありました。

その後、ことし7月に稼働しました鳥取の施設の現地視察を行い、事業者の方々や地元の役場の職員の方々からもお話を伺いました。閉校された学校を活用するためには、地元の御理解が不可欠でありますので、9月に地元の自治会長に市から事業概要について説明を行い、10月に地元自治会長や代表者の方々に事業概要を説明させていただいております。また、11月26日には全員協議会での事業概要を説明させていただきました。さらに11月30日には、市及びセンコー株式会社が出席して、地元住民の方々へ説明会を開催したところでございます。

水俣市で計画されている事業については、校舎内においては飲食場、農産加工物の直売場、キノコ人工栽培場など、グラウンドにおいてはハウスを設置し野菜や花の栽培、また駐車場として活用したいとのことでもございました。将来的には、規格外農産物の加工、海産物加工、コイやスッポンなどの養殖も計画をされております。

雇用規模としましては、高齢者10名、障がい者15名、合計25名の雇用を予定されているとのことです。本市の厳しい経済状況の中で、雇用の確保、地域振興、経済振興の上からも大変ありがたい話であり、この事業自体も大変すばらしい取り組みであることから、誘致に向け、積極的に進めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様におかれましても御協力をよろしくお願いいたします。

次に、地元説明会を開催したと聞くと、地元の反応はどうだったのかについてお答えします。

去る11月30日の地元説明会の質疑の中での意見としまして、深川小学校がなくなるのは悲しいとの意見や、障がい者や高齢者の働く場ができることはよいこと、校舎の新たな利用は難しいと考えていたが、今回の話はうれしく思っている、施設を遊ばせておくのはもったいない、施設を使って地域のために頑張ってもらいたいなど、出席された方からは前向きな御意見があり、おおむね御理解いただけたのではないかと考えております。

次に、今回の企業進出について、庁内のどの部署が主体となり、どのように対応しているのかについてお答えします。

学校跡地の活用については、庁内関係各課で構成する学校跡施設活用検討会で検討しておりますが、今回御提案いただいている事業は、全国における閉校した学校の有効活用のモデルとなり、視察者や観光客などによる交流人口の増加や、厳しい雇用情勢の中での雇用の確保、農家や地元飲食店など地域と連携による経済振興、地域の活性化が期待できることから、総合経済対策課が対応し、誘致の方向で積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、市長の答弁の中に、7月に視察に行かれたということで、4月に事業概要の説明があったということでお聞きをしました。

実は私も先月中旬ごろですね、湯梨浜町のほうにお伺いしまして、施設を見させていただきました。まず感じたことは、非常にうまくあいに運営がなされているなということですね。特に湯梨浜町の役場との連携、それから信頼関係、こういうものが非常に実にうまくいっているというのが私のまず受けた印象です。

また、湯梨浜町の町長に至っては、みずから先頭を切って積極的に誘致活動を行って、国・県はもちろん市の独自の補助制度や優遇措置等を行っておられるんですね。そういうところからも、非常に企業を大事にしようという思いが、やっぱりはっきり伝わってくるんです。逆にまちの議会のほうにしてみれば、なぜ一企業にそこまで優遇するんだというような意見も1人の議員から出たと、それぐらいやっぱりまちのトップが一生懸命誘致活動をしたいということでやっておられました。

話によると、今回の話も天草ですとか、山口県あたりですとか、そういうところからも、ぜひうちという話もあったと聞きます。やはり企業が事業を展開しようとするときには、やはりその自治体がいかに前向きに取り組んでくれるのだろうかというようなことをやはり見ると思うんですよね。今、市長の答弁の中には、積極的にやっていただくというような答弁もいただいておりますので、そういうことを踏まえながら質問をしていきたいと思うんですけれども。

今回事業を進めようとしているセンコースクールファーム鳥取というところは、母体がこの水俣のセンコーということはもう十分御承知のことだと思います。先ほどから言われているように、2号店をなぜこの水俣にしたいというふうにセンコーさんが思われたかというのも御存じかと思うんですけれども、やはりこのセンコーという会社が、創業がこの水俣の土地であり、来年は創業から65周年を迎えるという節目の年なんですよね。そういう中で、センコーの社長さんが、やっぱり非常にそういう水俣という土地に対して、非常にやっぱり強い愛着と思いを持っておられる。ですから、ぜひ水俣でやりたいということが、まず前提にあったということ、私はお聞きしました。水俣に住む私たちとしては、非常に本当にうれしい限りで、何とかこの事業は成功させていきたいという思いで帰ってきたんですけれども。

このような、やっぱり言うなら健全経営をやっている、例えばよそから来て、なかなか実態がわからない企業ということではなくして、もう65年も操業している会社が、ましてや地元において、そこが子会社として新規事業を立ち上げたいということであれば、もう少し早くそういう部分で対応をやってもよかったのかなというふうには思います。

そこで、1つ目の質問なんですが、先ほど、この担当というのは総合経済対策課がやっているということで、この総合経済対策課の現状というのを、市長は今どのようにとらえておられるのかというのが1つ目の質問です。

それから、2つ目として、ことしの4月に企業のほうから市に事業の説明があって、市長も実際に見にいかれたということで、先ほど西田議員の質問にもあったんですけど、そのときの行った感想ですね、これをまずお聞かせいただきたいと。

それから、3点目として、7月の視察の後に、その後の企業への対応はどのような対応をしてきたのか、問題なく連絡をとりながら、そういう経過報告等が企業とのキャッチボールがちゃんとできていたのかどうか。また、その情報等は当然市長のほうへもきちんと上がってきていたのかどうかという、この3点を2回目の質問といたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点の総合経済対策課の現状はということでございます。今、議員が御指摘になっておりますように、要は、これまで何回か指摘を受けておりましたけれども、スピード感が足りないというような思いのもとにこういう御質問をなさっているのであろうと思います。その部分につきましては、先回申し上げましたとおり、本当に反省すべきところはしっかり反省をしていかなければならない、そのように思っております。

今回、総合経済対策課の現状ということでございますが、今回のこの跡地施設の活用の検討委員会といたしまして、企画課、あるいは財政、教育委員会、あるいは総務課、そして総合経済対策課、そういった課が集まりまして、このことについては話し合いをしております。そういった中で、御指摘のように、私が見た反省材料としては、恐らく業務内容の明確な分担でありますとか、あるいはそれを集合、まとめてリードしていく課でありますとか、そういったところがなかなか発揮できなかった部分は大きな反省材料ではないかなと思っております。

そういう意味で、今後は経済対策課を中心といたしまして、そこがリーダーシップをとりながら、できるだけスピード感を上げて進めていかなければならない、そういうように思っているところでございます。

それから、次に感想でございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、まずはやっぱりおっしゃるとおり、企業の、向こうにまいりまして、社長さん、あるいはその町長さんあたりともいろいろ話をさせていただく中で、非常に熱い思いを持ってやっていらっしゃいますし、しかも向こうの方のお話によりまして、本当に地域に貢献をするんだと、それが第一義なんだというような思いで語られたのも、また印象に残っておりますし、先ほど言いましたように、高齢者の方々、あるいは障がい者の方々が非常に生き生きとして仕事をなさっていた、そういったものをしっかり受けとめて、この事業の推進に向けて反映していかなければならないと思っております。

実は、2年前、ちょっと今はっきり思い出せないんですが、センコーの本社の社長さんが、湯の児に実はおいでになりました。そのときに私も担当課長から案内をされて湯の児のほうにお伺いしたことがあります。そのとき、福田社長さんにぜひ水俣でもよろしく申し上げますと、水俣で頑張りましょうよというようなお話も伺っておりますし、おっしゃるように本当に水俣に対する思いが非常に強いということも、その時点でも受けとめておりますので、それを何とか今後反映させていかなければならないし、お返しをしていかなければならないと、そういう思いに思っております。

それから、企業とのキャッチボール、これは私からすると、情報は一つ一つ逐一上げてもらっていたところでございますけれども、やっぱりその部分、私どもと企業さんとのキャッチボール、すべてうまくいったか、完全にちゃんとお答えしたり、いろいろそういう中で話し合いが煮詰めて進んでいったかということになると、若干反省する点が出てくるのではないかなと思っております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは3回目の質問に入りますけれども、今、市長のほうからも答弁がありました検討委員会を立ち上げて、各部署がいろいろ集まって話をされた。とかく組織は余り大きくなり過ぎると、やはりどうしてもそういうスピード感を損なう部分が出てくる場合も往々にしてあるのかなというふうには思うんです。特に行政の場合、よく言われる縦割りというような部分で、横の連携がやはりとるのが、私は難しいとは思わないんですけれども、そういう部分で、いろいろその部署、その部署での課題とか考え方の違い等もあるんでしょうけれども、やはり庁内の中での動きというのは、やはり庁内では当然わかってはきますけれども、じゃあ、対相手がそういう企業誘致ですとか、いろんなときに、場面になったときには、じゃあ、そういう部分というのは、やっぱりそういう中の動きは、なかなか企業さんには見えないわけですよ。そうすれば、何もアクション、こちらが振ってもアクション返ってこないということになると、企業としてもやはり不安になってくるのは当然だと思うんですね。じゃあ、実際に受け入れてもらえるんだろうか、どうなんだろうか。

今の答弁をずっと、今回の一般質問を聞く限りは、非常に前向きな考え方で、今、市としても進めていただいているので、私も少し安心はしているんですけれども、そういう場合に、これがいろいろな状況が重なって、リスクがある、どうのこうのといったときに、じゃあ、企業としても進めていいものか、じゃあ、撤退も考えなきゃいけないのか、よそからもそういう引き合いが来ているんだったら、よそに行かなきゃいけないだろうかという、やはりいろんな企業としての経営という部分で、いろいろやっぱりやっていかな、もうそこで足踏みをしている時間ではないわけですね。今のこの経済状況の中で。



そういう部分をやはり行政としても、例えば3年、5年のスタンスで企業が進出計画をしているというような状況であれば、そのペースに合わせた対応というのもできるんでしょうけれど、今回のように来年の10月ぐらいをめどにスタートさせたいという、もう1年切っている状況の中で、やはり同じようなペースで進めていても、やはり相手がいることです。やはりその状況に合わせた、よく言われる臨機応変に対応して、その相手のスピードに合わせた、ペースにも合わせた行政としての対応も必要ではないのかなというふうを感じるんですけども。

私は、実は私も11月30日の地元説明会のほうに行かせていただきまして、田上部長以下、総合経済対策課の皆さんが来ておられました。非常に寒い日で、おかげで風邪を引きそうになったんですけども、やはり企業誘致をするに当たって、なかなかどこでも自分のほうから来てくださると一生懸命お願いしてもなかなか来れないという、今、状況なんですけれども、今回はセンコーさんのほうから、ぜひ水俣でやりたいという、そういう先ほども言ったように、強い思いがあってやりたいという、非常に我々としてはもろ手を挙げて歓迎していいような事業じゃないのかなというふうに思います。

そういう中で、あの説明会が終わった中で、地元の方とちょっと話す機会があったものですから、話をしたときに、深川小学校が閉校したんですけど、閉校するに当たってのそういういろんな事業の中でも、やはり行政との行き違いというものも若干あって、多少そういう部分での不信感みたいなものも持っておられるという話も聞きました。今回の件に関しても、できればもっと積極的に市のほうから情報提供をしてもらえればなというような若手の人たちの声もあったんですね。

先ほどのあれで、9月に自治会長あたりに説明をされて、最終的には11月30日に地元説明会ということだったんですけど、できましたら、やっぱりそういう部分も自治会長さんあたりに説明をしたときに、そのあたりの感触の中で、いい手ごたえを受けたのであれば、やはり早い段階で地元住民の方にも説明をしていくということも1つの手ではなかったのかなと。ちょっとその間の時間があき過ぎることによって、企業としてもそこで不安感を覚えてしまう。住民の方も一部は聞いているんだけど、我々は何も知らされていないというような、そういう地元としてもそういう意見も出たということも、頭に入れておいていただきたいなというふうに思います。

やはり、ちょっと私、先日ある会合に行ったとき、業績を上げる会社、伸びる組織に共通するものは何だという話があったときに、やはり上司、部下を関係なく、いろんな議論ができる会社や組織というのは非常に業績が上がるんだよと。それに、笑いのある明るい、そういう会社や組織というのは、非常にやっぱり業績がアップするというふうにお話を聞きました。確かにそのとおりだなと、虫も暗いところには寄らないよってよく言うんですけども、そういう明るいという。特に行政の場合も、いろいろなことをやるに当たって、いろいろな職員の方が一生懸命頑張

っておられるのも事実です。そういうときに、やはりここにいらっしゃる執行部の皆さんは、それなりにずっと経験をされて、そういう役職にもやっぱりついておられるわけですから、もう少しそういうところでの、市長だけに限らず、各部署のトップの方もリーダーシップを持って、その事業を率先して進めていくというようなことも、当然やってはいらっしゃるんでしょうけど、今後もそういうものをさらに一歩進めてやっていただければという思いがするんです。

1つ例にとって言えば、じゃあ、いろんな企画があります。いろんなものをやりたいと。例えば若い職員がやってきた。でも、じゃあ、それを最終的にやって、できるのか、できないのか、だれが責任をとるのかといったときには、通常、会社組織であれば、部下の責任はやっぱり上司がとるといふ、そういう強い思いの中で部下に仕事をさせる。それで部下も安心して仕事に邁進できるというのが通常の組織、会社組織だろうというふうに思いますので、これからもやはり行政としてもそういう部分をしっかり活用していただいて、やはり皆さん方が率先をしてそういう組織を引っ張るといふ意識をもっと持っていただいて、持っていただいているんですけれども、やっていただければなというふうに思います。

そこで、3回目の質問で、まず1つ目として、今後、その総合経済対策課の機能を高めていくためには何が必要で、どのようなことに重点を置いていく必要があると思われるのか。それから2つ目に、この事業は何が何でも成功させるという意気込みで、市長初め担当課で取り組んでいただければなというふうな思いもあるんですね。

いろいろ市長からも答弁いただいています。ほかの議員さんにもこの件で答弁をいただいているんですけれども、ほかの議員さんよりさらに一歩踏み込んで、私の質問も最後ですので、さらに一歩踏み込んだ、いい答弁をいただければというふうに思いまして、3回目の質問をします。よろしくをお願いします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今後、総合経済対策課が進めていくのに何が必要かということでございますので、やっぱり、まずは積極性だろうと思いますし、いろんな場面にまずうちから出て行って、そして足でかせぐ、そういう考え方で進めていかなければならないと思いますし、今回、手順の部分にも問題がありましたでしょうし、また、会社の誠意に対するその部分も足りなかったというようなこともあるのではなからうかと、いろんな面で反省の材料というのがたくさん出ておりますので、もう一回、組織等を見直しながら積極的な取り組みを進めてまいりたいと、そのように思います。

また、さらに決意をということでございます。一生懸命やります。応援よろしくをお願いします。

○議長（松本和幸君） 次に、みなまた環境まちづくり研究会について答弁を求めます。

森副市長。

(副市長 森 近君登壇)

○副市長(森 近君) 次に、みなまた環境まちづくり研究会について、順次お答えします。

まず、どこが主体となって発足したのかについてお答えします。

この研究会は、国と熊本県から補助を受け、水俣市が主体となって発足したものであります。

次に、メンバーを選んだ基準についてお答えします。

本研究会につきましては、エネルギー・産業と教育・研究機関、そして生活・観光の3つの分科会を設けております。したがって、このテーマに沿って対応していただくために、国・県が持っている情報等を参考にし、第一線で活躍されている学識経験者の方々を初め、産業界、金融界、教育界、地元の代表など、専門的な視点から意見を述べ、提案していただける方を基準にお願いしております。

なお、選考につきましては、市のほうでは専門的な情報が少なかったため、環境省から紹介いただいた委員が多い構成となっております。また、今回、委員就任に当たり、今後の水俣市におけるまちづくりにもぜひ御協力をいただけるものと期待をしているところです。

次に、研究会の目的と目指すところについてお答えします。

まず、目的でございますが、本研究会は、本市がこれまで培ってきた環境に関するノウハウを生かし、地元の産業振興、雇用創出など、今後、地域経済の活性化を図るために調査研究を行うこととございます。

具体的には、環境産業等を軸とした先進的なまちづくりと地域活性化を図るため、全体構想をまとめるとともに、具体的なプロジェクトとそれを実現させるためのアクションプランを導くこととあります。特に、雇用の確保や人口増加、産業育成といった地域の活性化に結びつくコンセプトを導くこと、将来の環境・エネルギー関連産業や新規ビジネスにつながる実証研究・実証事業の実現を目指すこと。また、各施策の連携、循環による環境にすぐれた特色ある持続可能な社会システムを構築し、国内外との連携・展開を目指すこととしております。

この研究会が目指すことは、特に市民の皆さんが望んでいらっしゃる経済振興につなげることであります。いわゆる企業誘致や地元企業の発展による働く場、雇用の場の創出につながるよう検討し提案された項目を本市の計画に盛り込み、実現させていくことが目指すところでございます。もちろん、この経済振興に当たっては、環境モデル都市として、経済と環境が調和した展開を図っていくことは言うまでもありません。

○議長(松本和幸君) 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは2回目の質問をさせていただきます。

今、森副市長のほうから答弁がありまして、国・県の補助をもらって、市が主体でこの研究会

はやっていくんだと、発足したんだということで伺いました。この質問に関しても、きのう、ほかの議員さんからも厳しい質問が出ていたというふうに思うんですけども、いろんな見てみると、学識経験者と言われる方々もいろいろ名を連ねていると。ただ、今、副市長が言われたように、主体は市なんだということだけれども、じゃあ、そのメンバー構成は、じゃあ、環境省からのアドバイスでつくったということは、ちょっとやっぱり整合性がとれないのかなというところが1つあるんですよね。

ですから、このメンバーの方たちが、じゃあ、水俣というものに対して、どの程度の認識を持って、どういう取り組みを本当にしていこうというふうな思いがあるのか。やはり日本とか世界とか、そういう部分で有名だからということで選ばれたのか、本当に水俣というところの土地柄ですとか、いろんな状況を把握した上で、そういうものを選ばれたのかによっても、このメンバー構成って変わってくるでしょうし、この会がこれから進んでいく方向性というのも、随分変わっていくんじゃないか。

よく委託事業あたりで、コンサルあたりに投げかけているんなことをやりますけれども、そういう部分でいいところだけをつまんで、はい、こういうプランができましたからという提示するような研究会であっては困るわけですよね。やはり、この水俣独自のきちとした方向性が出せるような研究会で、そういうものを提案をしていただかないと、この研究会の意味というのはなくなってしまうのかなというふうに思います。よく言われる絵にかいたもちではだめなんですよと言われるのはそこだと思っんですね。やはり、ネームバリュー、名前だけあって、あるんだけど中身がないというような研究会にならないように、ぜひやっていただければというふうに思います。

これは来年3月で一たん、補助事業ですので単年度で3月で終わるということになるんですけども、せっかくこういうものをやはり立ち上げてやったのであれば、できれば次年度、翌年度、2年、3年と継続してできるような形で、やはり環境省あたりへの要望もしていくべきだと思うんですね。やはり予算が伴うものですから、やはり市単独でというと、なかなかそれは難しいと思います。そういうところで、環境省を利用して、やはりそういうところからの補助金あたりで水俣独自のいいものをつくっていくというようなものを進めていけばいいのかなというふうに思うんですが、その件に関して、副市長としては、じゃあ、これはもう3月で終わりなんだよということなのか、いや、今後もそういうものを前提にやるんだよということなのか、そこを1点だけ答弁お願いします。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 今、高岡議員から意見ありましたように、確かに今回のメンバーにつきましているんな意見もありました。ただ、やはりそれぞれ引き受けていただくときには、やはり

水俣をどうにかしたいと、水俣の環境モデル都市に自分たちもかかわって貢献をしていきたいということでお引き受けをいただいております。そういった意味で、今後とも水俣の応援団として3月終わっても続いていくのかな、またそうしていかないと、何だったのかと、また言われると思います。そういった意味で、事業につきましても単年度事業で、ことし3月で終わりますけれども、来年以降につきましても、どういうことをこれから進めればいいのかと。今回どちらかという構想とか将来の方向性を出すだけですので、具体化していくための手法等につきましては、また国等に要望しながら、支援をいただくということで努力をしてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣・葦北県民体育祭開催について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、水俣・葦北県民体育祭に関する御質問について順次お答えいたします。

初めに、ことしの荒尾県民体育祭を視察して感じたことはとの御質問についてお答えいたします。

荒尾県民体育祭は、一部の競技を除き、9月18日と19日に荒尾運動公園を中心に開催され、実行委員会事務局員と地元競技団体の代表を視察員として派遣をいたしました。私も水俣市の役員団として、総合開会式に参加し、競技会場も幾つか見せていただきましたが、審判員や補助員のほかに、救護、接待、駐車場係など、たくさんのスタッフが大会を支えていました。各郡市の選手及び役員団はもとより、たくさんの来賓の方々、保育園児や中・高校生を初め、多くの市民の方がいろいろな形で参加をされており、県民体育祭の規模の大きさを再認識したところです。水俣市・葦北郡大会におきましても、今後大会のPRを進めながら、関係する団体等とも協議を重ね、市民協働で大会を盛り上げていく必要があると感じたところです。

次に、役員選手団を含めどれくらいの人が集まるかとの御質問についてお答えいたします。

荒尾市に確認しましたところ、ことしの荒尾大会では、役員、選手等を含め市外から約7,300人の参加があったと聞いております。来年度も競技内容等について変更の予定がないことから、水俣・葦北郡大会においても同程度になるものと考えております。

なお、水俣市の割合につきましては、水俣市で開催が予定されている種目から考えますと、約4,500人程度ではないかと推測いたしております。

次に、運営についてどれくらいの予算要求を考えているかとの御質問についてお答えします。

運営費につきましては、事務局員の人件費を除き、荒尾市の当初予算約4,000万円を参考にさせていただき、現時点では、おおよそ3,700万円程度で要求をしたいと考えております。なお、運営費は、水俣市、芦北町、津奈木町の1市2町で負担することになっております。

次に、各種目団体とのヒアリングを行っているが、どのような要望があり、問題点はどんなことがあるかとの御質問にお答えいたします。

各種目団体とのヒアリングを10月から11月にかけて実施をいたしました。その中で、水俣市関係分については、水泳協会から総合体育館温水プールの内壁面の改修、軟式野球連盟からエコパーク野球場における電気及び水道の整備の要望が上がっております。水泳協会からの温水プール内壁面の改修につきましては、現在、日本水泳連盟への問い合わせや業者見積もり等を行っておりますので、今後、水泳協会と協議をさせていただきながら、整備については、総合的な見地から判断をまいります。

軟式野球連盟からの要望につきましては、今後、熊本県と十分協議を行ってまいります。

そのほかの課題では、ハンドボール会場を当初、袋中学校体育館及び総合体育館小アリーナ、南部館を予定しておりましたが、県ハンドボール協会から施設の広さについて、安全上問題があるとの指摘を受け、協議の結果、宇城市のウイング松橋と松橋高校及び松橋中学校をハンドボール競技の予定会場といたしたところです。

次に、来年の地元開催に向けて、選手の強化と役員、補助役員の育成に向けて、市としてどのように取り組むのかとの御質問にお答えいたします。

選手を初め多くの関係者の方々の御努力により、ことしの成績は総合で16位から10位へと躍進することができました。市民の皆様の多くも、来年度の地元開催に向け、さらなる躍進を期待されていることと思います。選手の強化につきましては、水俣市体育協会が中心となって昨年度から取り組んでいただいております。各種目団体から選手強化費計画書の提出をいただき、年間を通じて競技力の強化及び大会運営に必要な審判員の研修会、指導員講習会を行っております。ことしの成績も、その成果があらわれたものではないかと思っています。

県民体育祭強化費としましては、平成21年度は100万円、22年度は150万円、23年度はさらなる増額を要望してまいりたいと考えております。また県体練習期間につきましては、現在7月から9月までの3カ月間の使用料半額減免措置を行っておりますが、以前から期間の延長や使用料の支援をしてほしいとの要望がっております。23年度は6月から9月までの4カ月間を県体練習期間とし、一般の利用者の迷惑にならない範囲で開放し、使用料についても減免をまいりたいと考えております。

なお、審判員を初めとする競技役員や補助員の育成に関しましては、これまでは水俣市体育協会が種目団体を育成をまいりましたが、さらに23年度には県体実行委員会で助成事業を計画しており、今後、種目団体と協議を進めながら対応してまいります。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは2回目の質問させていただきます。

今、葦浦教育長のほうからありましたように、来年、大体7,300人程度を見込んでいて、その中でも水俣では4,500人程度の役員・選手団が来るということで、2日間にわたってこれだけの選手がやはり来るということは、非常にやはり県内の1つの大きな大会、イベントということだと思います。じゃあ、これをどのように地元開催ということで受け入れるのかということ、この県民体育祭というのは、十数年に一度、各郡市持ち回りでやっていくわけなんですけど、そういう中で、きのうの塩崎議員の質問の中で、ねんりんピックの話がありまして、来年11月にねんりんピックがあるけれども、何で手を挙げないんだということだったら、県体があるからという話で、ということは、市としても来年の県民体育祭に対する非常にやはり強い思いがあると、私はきのうそう感じたわけですが、

そういうこともありまして、4,500名からの方が来るということは、非常にやはりそういう持ち出しも、やはり予算として持ち出しも多いかもしれないんですけど、その対する経済効果というのもあると思うんですね。ただ単に人が来るというだけでなく、やはり水俣に選手として役員として来られた方が、じゃあ、どのように水俣の印象を持って帰られるのかですね。それは地元の我々がどういう対応をするのか、よく言われる、どういっておもてなしの心を持って対応するのかによって、やはりよそから来た方々が水俣の印象を持って帰られるということになってくると思うんで、そこはやっぱり非常に大事なところではないのかなというふうに思います。

ヒアリングが何回かあっているんですけども、話によると、なるべく予算をかけずに現状の施設の中で、当然使えるものは使っていかなきゃいけないんですが、何も特別にいいものを県体に向けてつくってくれ、どうしてくれということではなくして、とにかくお金をかけずにやりましょうということが、もう何か前提にあって話がいっているような感じが私の耳には入ってくるものですから、やはり必要なところにはお金をかけていかないと、いいものもできないでしょうし、それはマンパワーで、人が努力することによって、汗をかくことによって、できる部分はそれでいいんですけども、そうではないところは、やはり当然、ある程度の予算はつき込んでいかないとできないのではないかなと。

もう早い種目団体は既にもう来年に向けて、もう今練習をやっている種目団体もあるというふうに聞いております。そうすると、先ほどの答弁でもありました、3カ月ぐらいから減免措置をとということですけど、もう今、既に来年に向けてやっている、そういう競技もあるということも頭の中に入れておいていただきたいというふうに思うんですね。

それから、私の考えとしては、私は水泳競技のほうの選手で行かせていただいたんですけども、水泳競技は例年、閉会式のときに次年度の開催地の会長があいさつをするということで、私、今回荒尾の水泳競技の中でぜひ来年は水俣・葦北にお越しくださいと、海の幸、山の幸、おいしいものいっぱいありますから、いっぱいお金を落としてくださいというふうに見えを切っけ

たものですから、ぜひ、そういうことで、いい大会ができるように、私たち種目団体も当然協力はいたしますし、行政のほうもそれで力を入れていただければというふうに思います。

それと、この県体というのは、やはりある程度第一線級でやった人たちが、ある程度一線級は退いたにしても、それなりの競技力を持った方たちがやっぱり出てくるわけですよ。そうすると、私はやはりこれがスポーツというものが教育委員会にあるということは、やはり子どもの教育にとっても非常にやはり私はプラスになっていくんじゃないかなというふうに思っているんです。ただ単にスポーツのイベントとして終わるのではなくして、やはりどこの開催地に行っても、補助役員として中学生あたりを中心に、一生懸命子どもたちがお手伝いをするんですね。お手伝いをしながら、その競技を見て、いい選手の競技を見て、それにやはり影響を受けて頑張ろうと、そこを目指していきたいというような子どもたちも出てくるわけですよ。

水俣は非常に学力向上という部分では非常にもう重点を置いてやっていると思うんですけども、そういうスポーツの振興という部分では、まだ皆さん意識が低いのかなというように感じるもので、ぜひこれは、なかなかよそでやるときには、よそにまで行って、見るという機会はないんですけど、こういう地元で十何年に1回やるときに、やはりそういうときに、在籍している子どもたちが、そういうものを見て、いい影響を受けて、また水俣からもそういういい選手が育っていく、最終的にはまた水俣に帰ってきて、水俣の選手団として水俣代表として出ていくというような形がとれば、非常に私は理想じゃないかというふうに思います。

そこで、2回目の質問なんですけれども、先ほどもありました予算要求もしていただくということであったんですが、もう一度、そういう選手の強化とか、施設の整備についての予算、これに対しても予算要求も当然していただけるのかなということが、まず1点目ですね。

それから、今言いましたように、もう子どもたちの教育という観点からも、私は非常にこのイベントというのは大事だし、大いに利用すべきだというふうに思いますので、ぜひここは教育現場を経験された浦下教育次長にたまには答弁をしていただければなど。その後に葦浦教育長に答弁をいただければというふうに思いますので、いつも座ってばかりで退屈そうですので、せっかくですから、やっぱり現場の方の意見も、経験された方の意見も聞ければなというふうに思います。ぜひ、この2点、お願いします。

○議長（松本和幸君） 浦下教育次長。

○教育次長（浦下 治君） まず、補助役員のほうについては、今、高岡議員さんがおっしゃったように、確かに学力面については非常に教育委員会を挙げて現在取り組んでいるわけですけども、スポーツ関係についても、やはり生きる力を育てる上で、欠かすことのできない健康、体力の増進は重要だととらえておりますので、やはり十数年に1回の県民体育大会には、学校もぜひいろんな競技役員等で協力をしていく方向で考えていきたいと思っております。



予算については、専門家の教育長にお願いします。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、選手強化あるいは施設整備もきちんとやるべきだということでございますけれども、選手強化につきましては、21年、22年、それぞれ予算的にはふやしてきております。来年度のことをいえば、財政当局がいるのでちょっと言いにくいんですけども、それ以上に要求をして、やはり市民のそういう期待にこたえるためには、やっぱりいい成績をぜひ地域の県体としては残していただきたいというふうなことも十分私どもは承知しておりますので、ぜひ、そのようになるように努力をしていきたいというふうに思っております。

ただ、施設整備につきましては、ぜひ競技に不都合がある部分は、早急に修理あるいは整備をしていくという考え方であります。ただ、県の県全体の考え方からいけば、ある施設を有効に使おうという考え方というのは、今、浸透しているようでございます。ただ、競技に支障があれば困りますので、その辺のところは十分、我々も対応していきたいというふうに思っております。

それから、補助役員の件につきましては、荒尾県体でもそうでしたけれども、中学生、高校生が非常に多く、やっぱり活動している、部活動をしている子どもたちはほとんどそれに駆り出されて、みずから喜んでやっているというような姿も拝見しまして、そういう支援をする、ふだんは逆に支援してもらっているわけなんですけど、いろんな競技会の中でですね、大人の方に支援をしてもらっているというのが現状ですので、こういうスポーツの普及あるいは理解をやっていくためには、ぜひともやっぱり参加していただくというのが、当然いいことじゃないかというふうに思っておりますので、そのように進めていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは3回目の質問をさせていただきます。

浦下次長も教育現場におられて、ラグビーをやっていたラグーマンということで、いろいろスポーツに関しては私と意見が合うのかなというふうに思いましたものですから、済みません、急に振りまして申しわけありません。

3番目ももしかしたら、ちょっとお願いするかもしれないかもしれませんので。

そういうことで、予算もつけていただくことと、あとやはり、今、何度も申し上げるように、そういう学校、子どもたちの教育という部分では、私はやはりスポーツというものも欠かせないものじゃないのかな。礼儀ですとか、あいさつですとか、そういうことは、よく学校の先生は言われるんですね。こら、あいさつせんか、大きい声で返事せんかって言ってる先生があいさつしないわけですよ、今。保護者の方が学校に行かれて、何か訪ねていっても、目の前通っても知らん顔して、会釈一つしないという先生もおられるという話も聞きました。やはりそれではいけない、やはり子どもはそういう先生を見て育つわけですから、親を見て育つわけですから、そうい

う部分でのやっぱり教育というものもスポーツを通したそういう教育、こういったものも非常に大事かというふうに思いますので、こういう質問をさせていただいております。

今回、荒尾県体でも、男子ソフトボールが優勝しまして、この間も祝賀会がございました。陸上競技においては、女子円盤投げの島本選手が今9連覇中ですね。来年の地元開催で10連覇を今目指してやっている。これはすばらしいことですよね。1年、2年勝つというのはできるんですけど、やはり9年、10年連続で優勝するということは、やっぱり並々ならない努力があると。

水泳競技におきまして、監督を務めている松本選手が、やはり50メートルの自由形で今3連覇中です。ここは御夫妻で県体に出ておられて、来年はその息子さんも県体に出て、親子3人で出られるということで、その息子さんに限って言えば、やはり水俣で育って、水泳をやりながら、そして水俣に帰ってきて、水俣で就職をして、水俣の代表として出ると。いずれはやはりそういう指導者の道もやれるんじゃないかなと、非常に私は一番私が理想とする、水俣で育って、水俣に帰ってきて、水俣に恩返しをするという、そういう流れが1ついい例ができておりますので、そういうことも含めて、今回の県体を何かのきっかけとしてやっていただければいいというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

そこで、1つ目の質問といたしまして、スポーツの振興ということに関しまして、教育長はどのような考え方を持っておられるのか、今後の考え方をもって取り組んでいかれるのかということ、1つお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、2番目としまして、今、体育館の1階に水俣の歴史の資料というようなものが置いてあるんですね。きのうの一般質問の中に出た歴史資料館をつくったらどうなんだという質問もあったと思うんですが、やはりあそこの体育館というのは、やっぱりスポーツをする人たちが集まる人たちが集まる場所ですので、できましたら、そういうスポーツに関する歴史ですとか、そういう優勝旗ですとか、カップですとか、そういうものをああいうところに並べていただいて、外部から来た人に、ああ、水俣はこういうふうな実績を持って頑張っているんだなというアピールが、2階には少しあるんですけども、やはり1階のメインのところ、非常にあのスペースが大きいところを、ああいう形で使うのは何かもったいないなという思いもいたしますので、保管場所等いろいろあるかと思うんですが、来年の県体というのは1つのいいきっかけになると思いますので、ちょっとその辺も検討していただけないのかどうかというのが2点目です。

3番目はこれはちょっと市長にお伺いしたいというかお願いなんです、この間、ソフトボールの優勝祝賀会のときも、あいさつの中で、ぜひ来年は予算をいっぱいっていただけたらというごあいさつをしていただいたというふうに私は記憶しておるんですけども、それに間違いがないのかどうか、もう一回、その辺を答弁をいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） それでは、お答えをさせていただきます。

スポーツ振興に対する考え方ということだったんですけれども、私はスポーツをしないので、すごい苦手な、本当は好きなんですけれども、しないだけで、不精者でしないだけでございます。ただ、スポーツはやはり元気のもとかなというのはよくわかります。私も最近、ちょっと運動不足かなと思っていて、5キロくらい最近太りまして、まずいなと思いつつ、もうここ2カ月くらい毎日歩いて行ったり来たり、家から通勤をさせていただいて、おかげさまで3キロくらい、またやせまして、効果が出るなということで、そう思えば、やっぱり心身ともに運動することが健康につながっていくのかなというふうに思います。

ですから、子どもたちにはやっぱりそういうクラブ活動をぜひやってもらいたい。体づくり、それから学校ではきちんと勉強をします。そしていろんな社会人と交わって、心も豊かにするという人間形成からの上でも、やっぱり3分の1は運動かなというふうに思っておりますので、大人のいろんな水俣はほかの運動も盛んでございます。ぜひその辺は、水俣の元気づくりにつながるように、我々もそれは奨励していきたいというふうに考えております。

それから、体育館の例のいろんな資料がございますが、本来ならば、やはりきのう申しましたように、歴史民俗資料館なり、きちんとやっぱりそういう先人の歩いてきた道は、きちんとやっぱり顕彰していく必要があるのかなというふうに思っております。それで、かわりにということじゃないんですけど、あの広いロビーですよね、あれをやっぱり運動で名を上げられた方というのを、顕彰していくという意味からいけば、優勝旗なり盾なり、あるいは表彰状なりを見えるところにやっぱり展示して、それを常々見ながら励みにするということがいいことじゃないかなというふうに思いますので、すぐすぐということはどうか、資料館ができませんので、非常に難しいかもしれませんが、いいことだと思いますので、それは検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 予算の件につきまして、ソフトボールの会場で予算をつけるということのことを言ったということでございますが、あのときは大体、議長から言われた話でございまして、ちょうどお酒も入ってございましたし、議長が、今度は県大会だから、とにかく市長は予算をつけるようにというようなことで言われましたので、私もマイクをとりまして、頑張りますというようなお答えをしたところでございました。

いろいろ今、議員の熱い思いを聞かせていただいております。議員がさっき御自分でおっしゃいましたけれども、水泳の競技の最後のときに、終わってすぐにプールサイドから非常に元気な大きな声で、水俣に来てほしいと、山はあり、海もあり、食べ物もあるんだということを水俣の

PRをされながら、非常に強い思いで語られたということを知りました。非常にその場面がうちの職員も行っておりました、感動的だったということをお話してくれましたので、ちょっと市報に書かせていただいたところでございます。

また、次期開催地のあいさつということで、私もあいさつをあそこでさせてもらったんですけども、私もとにかく頑張りますので、水俣市民一体となってお迎えいたしますというようなことを言っておりますし、本当に頑張らなければならないと思っております。特に、先ほどから出ておりますけれども、やっぱりこの県大会というのは、競技力の向上もありますし、子どもたちの教育にとっても非常にすばらしい体で感じ取ることのできる教育だろうと思っておりますし、また、水俣の新たな姿を訴えていく場所でもあろうと思っておりますし、経済効果あたりも非常に大きな効果が期待できると思っておりますので、必要な限り、必要に応じて助成あるいは支援をしてまいりたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 次に、総合医療センターの運営と役割について答弁を求めます。

田畑総合医療センター事務部次長。

（総合医療センター事務部次長 田畑孝次君登壇）

○総合医療センター事務部次長（田畑孝次君） 次に、水俣総合医療センターの運営と役割についてお答えします。

まず、全適後の運営状況についてお答えします。

国保水俣市立総合医療センターは平成22年4月に地方公営企業法の全部を適用し、病院事業管理者を設置し、事業の運営に当たっております。全適に当たり大きな混乱もなく、スムーズに移行できたことは職員一人一人の努力によるものと思っております。

10月までの患者数につきましては、7カ月間の累計では、1日当たりの入院患者数が約311人、外来患者数が約872人と、良好な経営状況でありました昨年度と比べてもほぼ同程度の状況で、順調に推移しており、収支的にも安定した経営状況であると思われれます。また、病院独自の職員採用試験も実施するなど、全適ならではの成果も見られます。

全適前には一部の職員に全適移行について不安があったのは事実ですが、辞令交付式における管理者の講話や会議等を通じて、当センターの地域の中核病院として、急性期医療を中心に高度で安全な医療を提供するとともに、経営的にも自立し、患者に選ばれる病院を目指すというビジョンを職員に対し周知し、職員の全適及び病院経営に対する理解も深まっているものと思っております。

今後も全適のメリットを生かせるよう、病院事業の効率的な運営を行っていきたいと考えております。

次に、地域医療に対して、医療センターの役割をどのようにとらえているかについてお答えし

ます。

当センターは、熊本県南部と鹿児島県北部地域を診療圏とする中核的医療機関として、救急医療を初め、高度医療、僻地医療等を担い、医療水準の向上に努め、健全な病院経営と、地域住民に信頼される病院を目指して努力を続けているところであります。県の医療計画では、当センターは芦北医療圏に属しますが、患者の約2割が鹿児島県の患者であり、実際の医療圏は鹿児島県の出水市や伊佐市といった北薩地域も含めて考えることができると思います。

今年度も今回で5回目となる地域医療連携懇話会を開催し、近隣、県境医療機関との連携に努めているところであります。北薩を含めた県境を越えた新しい地域医療圏の構築に取り組み、医療センターが基幹病院としてその中核となり、地域医療を維持していきたいと考えております。

市民の皆様と当センターに関する総合的な意見交換の場とする市民懇話会を昨年度から開催し、今年度は5月と11月の2回、これまでに合計3回開催しています。これからも市民との対話をもとに、地域住民の皆様に信頼され、期待され、選ばれる病院となるように努め、当地域の中核病院としての役割を果たすため、地域医療に努力してまいりたいと考えております。

次に、ドクターヘリ等についてお答えします。

現在、熊本県では防災消防ヘリ「ひばり」が平成13年度から運用されており、平成21年度に水俣市から救急搬送された事例は16例あっております。また、平成22年度におきましても、11月までに16例の救急搬送が実施されております。その中で、今回、新聞に掲載された医療センターから防災ヘリでの患者搬送の記事は、私たちにとりましても大変喜ばしいことであると考えております。県におかれましては、平成23年末までにドクターヘリを導入予定であり、防災消防ヘリとドクターヘリの2機が連携する熊本型ヘリ救急搬送体制の構築を検討しているところであります。

ドクターヘリは救急医療専用のヘリであり、医師や看護師が搭乗し、医療機器等が固定装備されているのに対し、防災消防ヘリは、救急、救助、火災等、多目的に使用し、救急救命士や航空隊員、必要に応じて医師、看護師が搭乗し、任務に応じて装備を変更するものであります。熊本県救急医療専門委員会において、その協議がなされてきたところですが、坂本病院事業管理者が当委員会の委員として参加しております。また、作業部会に当センターの救急担当の診療部長が委員として参加し、運航体制の検討にかかわっております。当医療センターとしましても、この防災ヘリとの連携による熊本型ヘリ救急搬送体制の稼働により、これまで以上に救急搬送の体制が充実したものになることを期待しているところであります。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは2回目の質問ということで、ちょっと時間が押しておりますので、簡潔にいきたいと思います。

4月から全適に移行したということで、今の答弁を聞く限り、割と順調に移行しているのかな

ということで思っております。ちょっと私はそのあたり、ここで3つほど質問したいんですけども、ちょっと新聞記事を紹介させていただきたいんですが、連係プレーで奇跡の救命ということで、先ほど答弁にもありましたように、急性心筋梗塞にかかられた患者さんが、医療センターから熊大病院まで防災ヘリで搬送されたと。この患者さんはドクターたちが口をそろえて、助かったのは奇跡なんだというぐらいの状況だったということで、死亡率が90%以上というような病状だったにもかかわらず、そういう形で命を救うことができたということで、21年度が16件、今年度ももう既に16件ということで、非常にやはり頻度としては多いのかなというふうには思いました。

それから、どうしても夜間の部分がちょっとこういう防災ヘリですとか、ドクターヘリというのは飛ばないというデメリットもあると思うんですけども、1つ目の質問として、今、北薩地域まで含めたところで、医療圏内ということで、今、坂本院長初め、一生懸命頑張っておられるんですけども、今、大口方面、伊佐市というんですか、人吉方面に九州トンネルができたことによる影響がないのかどうか、今まで向こうから来られてた患者さん等、搬送等も含めて、そういう影響はないのかどうかというのが1点。

それから、2つの懇話会をされていますね。地域医療連携懇話会ですか、それと市民懇話会ですかね。これの具体的な中身と、どういう評価があるのかということについて。

それから、3点目に今言いました、ドクターヘリ等が飛ばない夜間の救急というものに対して、今後どういうことが重要と考えておられるのか、この3つ、2回目の質問とします。

○議長（松本和幸君） 答弁は簡潔にお願いします。

田畑総合医療センター事務部次長。

○総合医療センター事務部次長（田畑孝次君） 第2の質問にお答えします。

まず、伊佐のインフラ整備による影響ということですが、近年におきましては、鹿児島県伊佐市からの入院患者数は、全体患者数との割合では、21年度を申しますと入院が5.2%、外来が4.1%ということで、ここ数年は同程度のことになっておりまして、数値を見る限りでは、余り影響はないものと思っております。

それから、あと、市民懇話会と地域医療連携懇話会の内容ということですが、それと評価ということですが、これにつきましては、市民懇話会につきましては、去年9月に院内学会というのをうちの病院はやっていますが、その中で、市民公開の基調講演とかシンポジウムを行った際に、市民との対話の場を要望したいという意見が出ましたので、それをきっかけに、昨年12月に第1回目を開催して、今年度2回を開催したということになっております。いずれの開催でも、参加していただいた市民の皆さんから、医療センターや地域医療についての貴重な意見をいただいております。そういう意見を当センターの経営に生かしているところであります。

それから、あと、地域医療連携懇話会につきましては、住民のかかりつけ医としての役割を持っております医療機関と、それと地域の中核病院という医療センターが、その機能を分担し補完し合うということで、安心・安全な医療圏を形成していくということで、情報交換を行い、相互の信頼関係を構築していくということを目指しまして、18年度から開催しております。

地域的には水俣・芦北、出水、伊佐地域の近隣医療圏の医療従事者の懇話会ということになっております。人数につきましても、18年度は143名でしたけれども、今年度につきましては177名の参加がっております。

それから、夜間のドクターヘリが運航しない夜間の対応ということですが、このドクターヘリの運航につきましては、長崎県においては夜間におきましても自衛隊の夜間出動がっているという事例があることを聞いております。熊本県におきましても、現在、課題であるという認識で検討されていることと思っております。

それから、あと、救急医療体制の維持につきましては、やはり医師の確保が一番なのかなと思っております。今後につきましても大学当局との連携を密にしまして、あらゆる方法で医師の確保に努めたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

---

○議長（松本和幸君） これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第98号 水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、議第98号水俣市恩給条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第99号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第99号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第101号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第4、議第101号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第102号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（松本和幸君） 日程第5、議第102号平成22年度水俣市一般会計補正予算第6号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第103号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（松本和幸君） 日程第6、議第103号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第104号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第7、議第104号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第105号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（松本和幸君） 日程第8、議第105号平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。



(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第106号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(松本和幸君) 日程第9、議第106号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第107号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(松本和幸君) 日程第10、議第107号平成22年度水俣市病院事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第98号から議第107号まで議案9件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、15日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、14日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時46分 散会

平成22年12月15日

平成22年12月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 平成22年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成22年12月15日（水曜日）

午前10時11分 開議

午前11時48分 閉会

（出席議員） 18人

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君  | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田齊君  |
| 大川末長君 | 西田弘志君  | 中村幸治君 |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君  | 淵上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君  | 田中功君  |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君  | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|             |             |
|-------------|-------------|
| 事務局長（牛迫秀基君） | 次長（松永伸二君）   |
| 総務係長（岡本広志君） | 議事係長（深水初代君） |
| 書記（淵上大輔君）   |             |

（説明のため出席した者） 14人

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 市長（宮本勝彬君）           | 副市長（森近君）         |
| 総務企画部長（吉本哲裕君）       | 福祉環境部長（中田和哉君）    |
| 産業建設部長（田上和俊君）       | 総務企画部次長（浦清志君）    |
| 福祉環境部次長（本山祐二君）      | 産業建設部次長（上村彰君）    |
| 総合医療センター事務次長（田畑孝次君） | 水道局長（本山浩二君）      |
| 教育長（葦浦博行君）          | 教育次長（浦下治君）       |
| 総務企画部総務課長（松本幹雄君）    | 総務企画部財政課長（淵上茂樹君） |

---

議事日程 第5号

平成22年12月15日 午前10時開議

- 第1 議第98号 水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について
- 第2 議第99号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第101号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第102号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第6号)
- 第5 議第103号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第6 議第104号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第7 議第105号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第8 議第106号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第9 議第107号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)
- 第10 請第1号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願について
- 第11 陳第16号 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加に反対する意見書提出を求める陳情について
- 第12 陳第17号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情について
- 第13 陳第18号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について
- 第14 陳第19号 TPP参加反対、日本農業再生の意見書提出を求める陳情について
- 第15 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について(平成21年3月)
- 第16 陳第2号 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について
- 第17 陳第6号 水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について
- 第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第15号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第10号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

#### 厚生委員会

- 1 陳第11号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書の提出に関する陳情について
- 1 陳第12号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第13号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第14号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

#### 産業建設委員会

- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

#### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第19 議第108号 教育委員会委員の任命について

第20 議第109号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第21 議第110号 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第22 意見第7号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書について

第23 意見第8号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書について

第24 意見第9号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書について

第25 意見第10号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書について

第26 意見第11号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について

第27 意見第12号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築をを求める意見書について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革特別委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案1件、大川末長議員外4人から発議の条例案1件、岩阪雅文議員外8人から発議の条例案1件、厚生委員会で発議の意見書案1件、産業建設委員会で発議の意見書案2件及び牧下恭之議員外4人、谷口眞次議員外2人、緒方誠也議員外6人から、それぞれ意見書案の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

- 日程第1 議第98号 水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第2 議第99号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第101号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第102号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議第103号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第104号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第105号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第106号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第107号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 請第1号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願について
- 日程第11 陳第16号 T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書提出を求める陳情について
- 日程第12 陳第17号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第13 陳第18号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第14 陳第19号 T P P参加反対、日本農業再生の意見書提出を求める陳情について

日程第15 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について（平成21年3月）

日程第16 陳第2号 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について

日程第17 陳第6号 水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について

○議長（松本和幸君） 日程第1、議第98号水俣市恩給条例を廃止する条例の制定についてから、日程第17、陳第6号水俣市議会議員の定数削減に関する陳情についてまで、17件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長 平松辰弘君登壇）

○総務文教委員長（平松辰弘君） ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第98号水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

恩給権者がいなくなったことに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、人事院規則18 - 0（国家公務員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則の施行に伴い制定しようとするものであり、派遣先と水俣市の給与を併せたとき、基準となる外交官の給与を超える場合、水俣市の給与で調整するため改正するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第102号平成22年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて行った給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に地デジ対策経費、第9款教育費に小中学校施設耐震化推進事業などを計上し、その財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債で調整している。

また、繰越明許費の補正として学校エコ改修と環境教育事業を追加し、債務負担行為の補正として水俣市ふれあいセンター管理委託料、体育施設管理委託料、エコパーク野球場管理委託料を

追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地上デジタル放送の難視地域についてただしたところ、国から難視地域に指定されているところは30カ所あるが、そのうち27～8カ所については対策が取れているとの答弁でありました。

また、個人的な理由で地上デジタル放送が見れない家庭への補助等はないのかただしたところ、生活保護や障がい者がいる非課税世帯等への地デジチューナー及び地デジを見るための工事費を含めて全額補助制度がある。今回、国の補正予算により非課税世帯への地デジチューナーの無償配布の支援が拡大されとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第2号人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、法案は国民の間で議論にも話題にもなっていない時点で、一部の者の意見を聞くのはいかなるものかという意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長牧下恭之議員。

（厚生委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第102号平成22年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主なものとして、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて行った給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に明水園運営事業等を計上し、その財源として、第14款国庫支出金、第15款県支出金等をもって調整している。また、繰越明許費補正として介護予防地域づくり事業ほか1件、債務負担行為補正として高齢者福祉センター管理委託料を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、セーフティネット支援対策等事業費補助金返還金についてただしたのに対し、本事業のうち、離職等により住む場所に困っている人を支援するための住宅手当について、国の算定に基づき予算を計上し、補助金を受け入れていたが、本市では平成21年度においては利用の申請がなかったため、事務費を除いた補助金を返還するものであるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第103号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。



今回の補正は、歳入歳出それぞれ84万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億8,865万円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費に職員給与費の減額を計上し、この財源として、第9款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第104号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ146万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,683万2,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費に人件費の調整及び熊本県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定分担金の減額を計上しており、これらの財源としては、第3款繰入金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第105号平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,728万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ28億8,799万7,000円とするものであります。

補正の内容は、第2款保険給付費に介護サービス等諸費の増額を計上しており、これらの財源としては、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金等で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、日常生活圏域ニーズ調査検証・調査事業についてただしたのに対し、本事業は65歳以上の人を対象に、生活実態や介護のニーズ等について調査するもので、1,500人を無作為に抽出して行うとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第107号平成22年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為について、院内清掃業務委託ほか16件の追加、複写機リース業務の廃止、CT装置システムリース業務の限度額の変更を行うものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請第1号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願の趣旨を了として採択すべきという意見と、もう少し時間をかけて検討すべきであり、現時点では無条件で賛成とは言いがたいとの意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願の採択に伴い、別途意見書が提出されておりますことを申し添えます。

最後に、陳第18号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、本陳情の採択に伴い、別途意見書が提出されておりますことを申し添えます。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○産業建設委員長（西田弘志君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第101号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、誘致企業等の奨励措置に関し、さらなる企業立地の促進を図り、本市の産業振興と雇用機会の増大に資するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、奨励措置は事業所の新設のほか、既設の事業所の設備投資の場合も受けられるのかとただしたのに対し、投資固定資産総額が1,000万円以上の工事等の新設又は増設が対象となる。ただし、増設の場合は、その増設に伴い常用従業員を減ずる場合は除くものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第102号平成22年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて行った給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第6款商工費に地域振興券発行事業、第7款土木費に県道路整備事業負担金などを計上している。これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、旧湯の鶴旅館の利活用の費用対効果、将来展望等についてただしたのに対し、旧湯の鶴旅館の利活用については、地元では以前から観光客の憩う場所や料理等を提供する場所の設置について要望がっており、このたび、当該建物の利活用を図るため、耐震強度等の調査を行うとともに、改装等のイメージ案を作成しようとするのである。また、近年の観光入り込み客

数を比較すると宿泊者数の増加など、若干上向きの状況であるが、新幹線全線開業を控え、地域再生の岐路に立っている現状において、観光面にも磨きをかけていく必要があるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第106号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ70万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ16億4,946万4,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、人事院勧告等に伴う人件費の調整を計上している。

これらの財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第16号T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

次に、陳第17号国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

次に、陳第19号T P P参加反対、日本農業再生の意見書提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳第16号と同様の趣旨であり、みなし採択とすべきものとしました。

最後に、陳第3号政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、事業者側が立ち行かなくなる事態を招きかねないため、不採択とすべきであるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

なお、陳第16号、陳第17号及び陳第3号の陳情の採択に伴い、別途意見書が提出されておりますことを申し添えます。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、議会改革特別委員長緒方誠也議員。

( 議会改革特別委員長 緒方誠也君登壇 )

○議会改革特別委員長(緒方誠也君) ただいま議題となりました案件のうち、議会改革特別委員会に付託されました陳第6号水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当特別委員会は、本年5月28日設置され、県下各市を初め人口3万人未満の類似市の議員定数、議員報酬及び政務調査費などの資料を参考に以来10回にわたり審査を行ってきました。その詳細については、委員会日誌に譲ります。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、民意が議会へ伝わらない地域が生じる定数削減はすべきでないとの意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

議員定数については、定数を2人削減する案を初め、定数は維持し2人分の報酬を減額する案、定数1人削減プラス報酬5%を削減する案、定数2人削減プラス報酬10%を減額する案など、議員報酬を絡めた意見があり、幾度も協議を重ねてまいりました。しかしながら、本特別委員会としては最後まで統一した意見の取りまとめには至りませんでしたので、議員定数2人削減についてのみ、賛成か反対かを諮ったところ、採決の結果、賛成多数で2人削減することに決定しました。

なお、本陳情の採択に伴い、別途条例改正案が提出されておりますことを申し添えます。

そのほか、当特別委員会に付託された調査事項は、議員報酬、政務調査費及び議会基本条例に関する事項についてであります。これまで行財政改革の視点、市の人口・面積を勘案し、近隣市町及び類似自治体の議員定数の動向を踏まえ、議論を行ってまいりました。

まず、議員報酬については、先ほど述べましたとおり議員定数と絡めた意見が多く出され、今日まで結論に至っておりません。

次に、政務調査費のうち、その用途については、情報公開を促進し透明性を確保することが重要とされていますので、今後本市の実情に応じ、独自の用途基準の見直しをさらに時間をかけ検討を行うことで全委員が了承しました。

次に、議会基本条例については、地方分権の進展により自己決定・自己責任によるまちづくりが求められる中、議会の持つ役割と責任が一層大きなものとなっていることから、今後、議会が議事機関としての役割を十分果たすとともに、市民に開かれたわかりやすい議会の推進を図っていくためには、条例の制定が必要であるとの認識で一致しましたので、平成23年3月定例会に条例案を提出することを目指して、鋭意検討を行っているところであります。

最後に、政治倫理条例については、県内14市の中で唯一本市だけが条例制定をしていない状況であり、早急な条例の制定に向けて議論を重ねてまいりました。

委員から、条例案文については、前回平成16年に設置された協議会でも議論になった特定広報誌の配布や購入要請を規定すべきであるという意見と、これまで何回も議論を行いながら合意をつくってきたし、また他市においても問題が発生していないので規定する必要はないとの意見がありました。

これらの議論を踏まえ、特定広報誌関係の案文を挿入しない条例制定の可否について委員に諮ったところ、可否同数となりましたので、委員長としては条例制定については可と裁決しました。なお本条例案については、平成23年3月定例会に条例案を提出することに決定しましたことを申し添えます。

以上で議会改革特別委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年12月10日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸様

#### 記

| 事件の番号  | 件名                                               | 議決の結果 | 備考   |
|--------|--------------------------------------------------|-------|------|
| 議第98号  | 水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について                            | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第99号  | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第102号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第6号)付託分                        | 原案可決  | 全員賛成 |
| 陳第2号   | 人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について                   | 不採択   | 賛成なし |

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年12月10日

厚生常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

#### 記

| 事件の番号  | 件名                                                                | 議決の結果 | 備考   |
|--------|-------------------------------------------------------------------|-------|------|
| 議第102号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第6号)付託分                                         | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第103号 | 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)                                    | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第104号 | 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)                                     | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第105号 | 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)                                        | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第107号 | 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)                                          | 原案可決  | 全員賛成 |
| 請第1号   | 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願について | 採択    | 賛成多数 |

|       |                                          |     |      |
|-------|------------------------------------------|-----|------|
| 陳第18号 | 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について | 採 択 | 全員賛成 |
|-------|------------------------------------------|-----|------|

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年12月10日

産業建設常任委員長 西 田 弘 志

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

#### 記

| 事件の番号  | 件 名                                                                          | 議決の結果 | 備 考  |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|-------|------|
| 議第101号 | 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について                                                   | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第102号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分                                                    | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第106号 | 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                                                | 原案可決  | 全員賛成 |
| 陳第16号  | T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書提出を求める陳情について                                 | 採 択   | 全員賛成 |
| 陳第17号  | 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情について                                | 採 択   | 全員賛成 |
| 陳第19号  | T P P参加反対、日本農業再生の意見書提出を求める陳情について                                             | みなし採択 |      |
| 陳第3号   | 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について | 採 択   | 賛成多数 |

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成22年11月15日

議会改革特別委員長 緒 方 誠 也

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

#### 記

| 事件の番号 | 件 名                    | 議決の結果 | 備 考  |
|-------|------------------------|-------|------|
| 陳第6号  | 水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について | 採 択   | 賛成多数 |

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

中村幸治議員及び高岡利治議員から請第1号について、塩崎信介議員及び野中重男議員から陳第3号について、野中重男議員及び福田斉議員から陳第6号について、それぞれ討論の通告があ

ります。

これから順次発言を許します。

初めに、中村幸治議員。

○中村幸治君 請第1号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願について、反対の立場で討論いたします。

子ども・子育て新システムの基本制度案を見てみますと、方針として利用者本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供する。地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現。また新システムを実現するために基礎自治体、つまり市町村を重視することが掲げられています。

この請願書には、市町村の保育実施義務をなくし、保育所入所を保護者と保育所の公的保育契約制度にする、あるいは国及び市町村の公的責任を大きく後退させると訴えられ、市町村の権限・責務を理由にあげられているのかと思われま。

基本制度案には基本設計として子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村が制度を実施し、国・都道府県が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築することになっています。市町村の責務として必要な子どもにサービス・給付を保証する責務、質の確保されたサービスの提供の責務、適切なサービスの確実な利用を支援する責務、サービスの費用・給付の支払責務、計画的なサービス提供体制の確保・基盤の整備責務などが掲げられています。

また、給付の仕組みの中に利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与のもと、利用者と事業者の公的保育契約制度を導入すると、市町村の関与を明確にうたっています。

現在、議会改革特別委員会で議会基本条例について議論をしています。その中に議員の責務として、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討論の推進を重んじなければならないとあります。また、この請願書を手にしたのが12月9日で、翌日は委員会で審議、これでは十分な討論ができたのでしょうか。新システムの方針にもありましたとおり、利用する人たちのためにどうあるべきかを、私たちは考える必要があるのではないのでしょうか。

現在、利用する保護者からの大きな反対の声は、わたくしには聞こえてきていません。

このシステムの基本制度は、今後の子育てについて重要な制度であります。私たちはこの請願書について、もう少し時間をかけて審議するべきと考えています。

以上のような理由で、現段階ではこの請願について反対であります。これで討論終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、高岡利治議員。

○高岡利治君 請第1号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

現行の制度は、市町村が責任を持って公平に入所手続きしてくれます。それは、児童福祉法が市町村の保育義務を定めているからです。

また、保育園は教育・養護の両面的機能を十分に果たし、さらに福祉事業として、保育がぜひ必要な子どもたちを受け入れ、家族支援も行っています。

しかし、今回の民主党が提出しようとしている法案は十分な議論もなされないまま、保育所運営費の補助金を一般財源化しようとするものであり、新たな制度を実施するための財源確保や国・地方の費用負担が明記されておりません。

また、現金給付・現物給付の配分が市町村に任せられることになるので、地域ごとのサービス・金額等が異なるようになり、それぞれの市町村の財源状況が直接反映され、結果として市町村格差が発生し、本当に保育が必要な子どもが保育園に入れなくなるケースが出てくる、いわゆる保育難民の出る可能性が考えられます。

また、多様な事業者の参入による保育・幼児教育から逸脱したいびつなサービス競争が発生することにより、労働条件の悪化に直結し、ひいては保育の質の低下は免れません。

よって、これらの事をおかんがみ、この請願に賛成するものであります。以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、塩崎信介議員。

○塩崎信介君 議題となりました、陳第3号政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について、反対の立場で討論します。

昨年9月の政権交代により公共工事予算の大幅な削減がなされ、建設業者が倒産をしたり、失業されたり、賃金がカットされたりしており、この陳情については十分に理解をしております。

建設労働者の適正な労働条件を確保することは、働く者にとって大事なことでありますが、建設業界に今も残る元請・下請・孫請等の制度がある限り、健全で適正な労働条件の確保は今の制度では大変難しいと思います。もともと入札予定価格には労働者平均賃金を積算された金額が提示されていますが、守られていないのが現状です。

まずは公共工事に関して元請・下請の隔てなく、平等に入札に参加できる制度をつくることが第一であり、企業として継続し、雇用を守ることにつながることになると思います。

よってこの陳情に対して反対であります。これで討論終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。



陳第3号政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について、賛成討論を行います。

この陳情は、国と政府において冒頭申し上げましたような、公共工事における賃金等確保するという法律の制定を求める、あるいは公共工事における建設労働者の適切な労働条件の確保を求めたものであります。

最近私はある方からこういう話を聞きました。国の建設工事に材料提供している関係者からの話であります。このような材料については、熊本県内でも地方ごとに単価が決まっています。ところが、国の工事を受注しているゼネコンから単価を下げろと要求され、四苦八苦の経営を強いられているとそういう話でありました。同じように国の工事を受注しているゼネコンは、仕事を下請・孫請に出して進めております。孫請けにきたときには、国土交通省が決めた単価の賃金を払えないどころか、その事業所の利益も確保できないという金額になっておるされてくる、このような話でありました。

今回の陳情は、反対討論者も言われましたけれども、国土交通省が決めた建設労働者の賃金について、これを国交省が決めたものに基づいて支払う仕組みをつくってほしいというものであります。また、こういうふうにすることは継続的に建設労働者を確保していくという意味でも大切ですし、あるいは国の工事の下請や孫請に入っている、そして仕事をしているこの地域の中小の建設業の経営を守ることにもつながっていくとそのように考えます。

よってこの陳情については採択されるべきだ、そのように考えます。

もう1点、陳第6号水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について、反対討論を行います。

この陳情は、経済状況の厳しさを踏まえ、市議会議員の定数を削減してほしいというものであります。確かに経済状況は厳しいものがあります。求人倍率も少なく、働きたくても仕事がない市民も多くいます。また商店を初め、多くの事業所においても経営が厳しい状況になっている、こういうことについては私どもも共有しております。これを少しでも改善しようということで、市政においても、あるいは私ども議員においてもいろんな知恵を出そうということが進められているところでありますけれども、このような地方における事業所の経営あるいは求人倍率が少ないというのは、一地域、この水俣地域だけに限定したものではありません。全国の地方都市が同じような悩みを抱えておりまして、水俣市だけで解決できるものではない、そのように思っています。

ところでこの陳情は、経済状況が厳しく市政も当然財政が厳しいから、市財政の支出を減らせと言っているのではないのでしょうか。このようなときだからこそ、市議会議員の報酬も削減すべきだというのが、表現としては定数削減ということにあらわれているように私には思います。

私ども日本共産党議員団は、このような視点から議員報酬の削減も議会改革特別委員会で提案を  
してまいりました。また、今回は、9人の議員提案で報酬削減の条例改正案も提出されていると  
ころであります。

一方、市民生活が疲弊し、大変な生活をしている市民の皆さんが多くおられればおられるほど、  
多様な意見があるはずであります。それを丁寧に拾い上げて市政に反映するのが、市議会議員と  
議会の役割ではないでしょうか。それを行っていくには、少ない議員では市民の声は広範には拾  
いきれない、私は思います。

そのような観点からも、議員定数は削減すべきではないというものであります。よって、この  
陳情については反対であります。

○議長（松本和幸君） 次に、福田斉議員。

○福田 斉君 新政同友クラブの福田です。

私は陳第6号水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について、賛成の立場で討論いたします。  
近年、とりわけ自治体財政に大きくかかわる議員定数や報酬額の問題、政務調査費の使途に関  
する透明性の問題など、私たち議員にとってもそのあり方が市民から問われております。昨今の  
新聞・テレビを見てみますと、阿久根市議会や名古屋市議会に代表されるように、議会の存在意  
義さえ否定されかねない例も見られます。

そのような中、私たち水俣市議会は今までも、海外視察の中止、費用弁償の廃止や定数の段  
階的な削減など、他の自治体に先駆けていち早く取り組んでまいりました。一般質問の議員数も  
近隣町村に比べ、決して劣ってはおりません。

しかしながら今回の陳情にあるように、民間企業の危機感のあらわれとして財政改革の先鞭を  
つけるためにも、市の財政状況をかんがみ、ぜひ議員の定数削減を実現してほしい旨の陳情が提  
出されております。このことはこれまでも努力を重ねてきた私たち水俣市議会議員の日常活動に  
対し、決して理解が深まっているとは限らない現実が、今回の陳情の趣旨に見て取れます。

現在、議会においては陳情を契機に議会改革特別委員会が設けられ、取り巻く諸問題について  
熱心な議論が重ねられてきております。

陳情書には具体的に何名削減という削減の数はずたってございません。このことは可能な限り  
議会内で努力し、市民の削減への思いにこたえてもらいたいという意志のあらわれだと言えます。

ボールは私たち議員に投げられております。削減数に見合う議員報酬額の削減だけで、つじつ  
まを合わせてボールを投げ返すことは、よしとは思いません。目に見えた改革を見せつけること  
が陳情の趣旨である先鞭をつけることになるのでございます。

よって今回の議員定数を削減する陳情を真摯に受け止め、その趣旨に賛同するものでございます。  
今回の陳情を論ずる機会を得て、ここで議員報酬について討論中に出ましたのでさらに意見を

申しますが、私たちは同じ市民でありながら議員という立場で、公人として自らを律することが求められております。それは時には家族に及ぶこともございます。

そういった中、これから議員を目指そうとする若い人たちが志を持って自由に議員活動ができるような環境づくりを行うことも私たち現役の責任でございます。厳しい世論の中、議員であるがゆえに生活費とも言える議員報酬を下げ続けることは、いたずらに若い人たちに対し、議員の門戸をますます狭めることとなります。特に財政状況の厳しい水俣市ですから、我々議員自らが先頭に立って、ある程度の議員報酬の減額への努力は今後も必要です。それには全く異論はございません。しかし、何事も限度というものがあります。先ほどの討論の内容はそういった考えに反するものでございます。

以上のことから、私は今回の定数削減の陳情の趣旨を理解いたします。以上で賛成の討論を終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第98号水俣市恩給条例を廃止する条例の制定についてから、議第107号平成22年度水俣市病院事業会計補正予算第2号まで、9件を一括して採決します。

本9件に対する委員長の報告は可決であります。

本9件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本9件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、請第1号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、採択することに決定しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、陳第16号 T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書提出を求める陳情についてから、陳第18号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情についてまで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長の報告はいずれも採択であります。

本3件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、陳第19号 T P P 参加反対、日本農業再生の意見書提出を求める陳情について申し上げます。

本件は、陳第16号が採択されましたので、採択とみなします。

---

○議長（松本和幸君） 次に、陳第3号政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、陳第2号人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立なしと認めます。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（松本和幸君） 次に、陳第6号水俣市議会議員の定数削減に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

##### 総務文教委員会

- 1 陳第15号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第10号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

##### 厚生委員会

- 1 陳第11号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第12号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第13号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第14号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

##### 産業建設委員会

- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

##### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

#### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年12月10日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸様

#### 記

| 事件の番号 | 件名                                       | 理由             |
|-------|------------------------------------------|----------------|
| 陳第15号 | 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について          | 慎重審査を要するため     |
| 陳第10号 | 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について | 慎重審査を要するため     |
|       | 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について                | 実情を調査する必要があるため |
|       | 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について         | 実情を調査する必要があるため |

#### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年12月10日

厚生常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

#### 記

| 事件の番号 | 件名                                                 | 理由             |
|-------|----------------------------------------------------|----------------|
| 陳第11号 | 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書提出に関する陳情について | 慎重審査を要するため     |
| 陳第12号 | 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める陳情について             | 慎重審査を要するため     |
| 陳第13号 | 最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情について                    | 慎重審査を要するため     |
| 陳第14号 | 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情について                   | 慎重審査を要するため     |
|       | 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について                      | 実情を調査する必要があるため |

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年12月10日

産業建設常任委員長 西田 弘志

水俣市議会議長 松本 和幸 様

記

| 事件の番号 | 件名                                 | 理由             |
|-------|------------------------------------|----------------|
|       | 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成22年12月9日

議会運営委員長 田中 功

水俣市議会議長 松本 和幸 様

記

| 事件の番号 | 件名                  | 理由             |
|-------|---------------------|----------------|
|       | 議会運営等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |
|       | 議会の情報公開に関する調査について   | 実情を調査する必要があるため |

日程第19 議第108号 教育委員会委員の任命について

日程第20 議第109号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議第110号 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 意見第7号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書について

日程第23 意見第8号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書について

日程第24 意見第9号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書について

日程第25 意見第10号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書について

日程第26 意見第11号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について

日程第27 意見第12号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書につ

いて

○議長（松本和幸君） 日程第19、議第108号教育委員会委員の任命についてから、日程第27、意見第12号公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書についてまで、9件を一括して議題とします。

~~~~~

議第108号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成22年12月15日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市古城3丁目1番14号

氏 名 荒木 由紀子

生年月日 昭和23年8月15日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第109号

水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年12月15日

提出者議員	大川末長
〃	高岡利治
〃	福田  斉
〃	西田弘志
〃	真野頼隆

水俣市議会議長 松本和幸 様

（別紙）

水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例

水俣市議会議員定数条例（平成14年条例第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の水俣市議会議員の一般選挙から適用する。

（提案理由）

住民の意向、人口の減少及び他市の状況にかんがみ、議員の定数を本案のように制定しようとするものである。

議第110号

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年12月15日

提出者議員 岩 阪 雅 文



” 中 原 泰 子  
” 川 上 紗 智 子  
” 中 村 幸 治  
” 谷 口 眞 次  
” 平 松 辰 弘  
” 田 中 功  
” 野 中 重 男  
” 緒 方 誠 也

水俣市議会議長 松本和幸様

(別紙)

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「397,000円」を「357,300円」に、「365,000円」を「328,500円」に、「341,000円」を「306,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

(提案理由)

近年の厳しい経済状況及び財政事情を考慮し、また同規模人口の自治体の議長、副議長及び議員の報酬にかんがみ、本案のように制定しようとするものである。

---

意見第7号

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の  
拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年12月15日

提出者議員 牧 下 恭 之  
” 松 本 和 幸  
” 高 岡 利 治  
” 川 上 紗 智 子  
” 福 田 育

水俣市議会議長 松本和幸様

(別紙)

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の  
拡充を求める意見書

国においては、本年6月29日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、今後、詳細な検討を行い平成25年から新制度の施行を目指すとされております。

この「新システム」は、市町村の保育実施義務をなくし、保育所入所を保護者と保育所間の公的保育契約制度にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために、「認可制度」を「指定制度」にするものであり、まさに、保育を産業化させようとするものであります。

市町村の保育実施義務がなくなることから、保育所を探し、保育所と契約を結ぶのは保護者の自己責任となること、保護者は市町村に認定された保育上限量の範囲内で保育所を利用し、これを超えた保育所の利用は保護者の応益負担となること、市場原理の導入により保育所が福祉から利益追求の場になるおそれがあることなどから、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる子どもたちが多数出ること懸念されます。

よって、国会及び政府におかれては、新システムの検討にあたって下記事項に配慮するよう強く要望します。

記

- 1 国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度でなく、児童福祉法第2条及び第24条により国及び市町村の保育の実施が明確に義務付けられている公的保育制度を堅持、拡充すること。
- 2 国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。
- 3 規制緩和や待機児童解消の名のもとに児童福祉施設最低基準を後退させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 菅 直 人 様  
厚生労働大臣 細 川 律 夫 様  
財 務 大 臣 野 田 佳 彦 様  
衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 様  
参 議 院 議 長 西 岡 武 夫 様

意見第8号

ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書について  
上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年12月15日

提出者

産業建設常任委員会

委員長 西 田 弘 志

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

（別紙）

ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書

政府は、新成長戦略を実現する観点から、ＥＰＡ（経済連携協定）の基本方針を11月のＡＰＥＣ首脳会議で表明し、その中で、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への参加表明検討など、その動きを加速化している状況にあります。

我が国が、関税撤廃の例外措置を認めないＴＰＰ交渉に参加すれば、結果として、農林水産業の崩壊を招き、関連産業を含む地域経済が大打撃をこうむることは必至です。

当然ながら、全国有数の食料供給基地である本県においても、農業生産額の大幅な減少など地域経済に与える影響は甚大なものとなります。

ＴＰＰ交渉は、単に物品の関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療など、あらゆる分野に関する仕組みの変更につながるものであり、国家の安全保障問題を含め、「国のかたち」が一変してしまう可能性があります。

こうした国のあり方にかかわる重要な問題を内包しているにもかかわらず、国民の合意を得る議論もせず、決定を下すことは極めて遺憾であります。

このため、国民、消費者への安全で安心な食料の安定供給をはじめ、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能であります。

よって、かかる危機的な状況を踏まえ、下記のとおり対応されるよう強く要望します。

記

- 1 経済連携協定（ＥＰＡ）は、交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とすべきであり、我が国が、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉に参加しても、この目的は達成できない。  
したがって、我が国の食料安全保障と両立できないＴＰＰ交渉への参加は、断じて認めることはできないものであり、政府のＴＰＰ交渉への参加方針は、撤回すること。
- 2 ＥＰＡの基本方針作成にあたっては、国家戦略の一つとして位置づけている食料・農業・農村基本計画の趣旨

を踏まえ、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興を損なうことがないような内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	菅	直人	様
外務大臣	前原	誠司	様
農林水産大臣	鹿野	道彦	様
経済産業大臣	大島	章宏	様
内閣官房長官	仙石	由人	様
国家戦略担当大臣	玄葉	光一郎	様
衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	西岡	武夫	様

### 意見第9号

#### 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年12月15日

提出者

産業建設常任委員会

委員長 西田 弘志

水俣市議会議長 松本 和幸 様

(別紙)

#### 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書

本年6月22日に閣議決定された「地域主権大綱」では、その大きな柱のひとつとして国の出先機関の原則廃止が盛り込まれ、10月末にはその具体化として「国土交通省は、九州か近畿を候補に「整備局」と「運輸局」の権限を地方に移し廃止できないか検討に入った。」との一部報道も流されたところです。

国土交通省の出先機関である「河川・国道事務所」は、国の直轄事業として地方における主要な道路・河川の整備や管理を行っており、地域住民の生命と財産を守る防災事業や、暮らしと産業を支える社会資本整備のうえで重要な役割を果たしています。

このような出先機関が廃止され、国の直轄事業が地方へ権限移譲されることとなれば、財政力のない地方では地域住民の安心や安全が脅かされるとともに、ますます中央との格差が拡大することは必至です。

また、地方にとって重要な基幹産業である建設業の衰退と、当該産業に従事する労働者の雇用喪失にもつながりかねません。

国民の生存権と国の社会的使命をうたった日本国憲法第25条の精神に照らしても、居住地や自治体の財政事情によって生きる権利が脅かされてはならず、そのためにも全国的なネットワークと機動力を持った国が、その出先機関を存続させ国民の安心と安全に関して責任を持って対応すべきと考えます。

住民の安心と安全を守り、建設産業と地域経済発展のため、下記の事項について措置されるよう強く要請します。

#### 記

- 1 国の責任において、安心・安全な国土づくりを進めるとともに、国土交通省の出先機関を存続させること。
- 2 一般国道3号の改築や維持補修は、引き続き国の事業として行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 菅 直人 様

総務大臣 片山善博様  
国土交通大臣 馬淵澄夫様

### 意見第10号

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書について  
上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年12月15日

提出者  
厚生常任委員会  
委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

(別紙)

#### 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策の下でも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきました。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足になっています。医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化しています。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっています。医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められています。

看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

#### 記

- 1、ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
- 2、医療、社会保障予算を先進国(OECD)並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。
- 3、国民(患者・利用者)の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水俣市議会

内閣総理大臣 菅直人様  
厚生労働大臣 細川律夫様  
財務大臣 野田佳彦様  
文部科学大臣 高木義明様  
総務大臣 片山善博様  
熊本県知事 蒲島郁夫様

### 意見第11号

政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年12月15日

提出者議員 谷口眞次  
" 岩阪雅文

野 中 重 男

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

(別紙)

政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設業は我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献しています。

しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる生計費を基準にした明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安定なものにしています。

国においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成12年11月27日に公布、平成13年2月16日に施行され、「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行われるよう努めること」という附帯決議が国会でなされています。

なお、諸外国では、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。

よって、国においては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るために、次の事項を実施されるよう強く要請します。

記

- 1 公共工事において、建設労働者の適正な賃金や労働条件が確保されるよう、公契約に関する基本法を制定すること。
- 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の参議院附帯決議を実効あるものとするための具体的施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 菅 直 人 様  
総務大臣 片 山 善 博 様  
厚生労働大臣 細 川 律 夫 様  
国土交通大臣 馬 淵 澄 夫 様  
衆議院議長 横 路 孝 弘 様  
参議院議長 西 岡 武 夫 様

意見第12号

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年12月15日

提出者議員 緒 方 誠 也  
" 高 岡 利 治  
" 福 田 齊  
" 大 川 末 長  
" 平 松 辰 弘  
" 田 中 功  
" 野 中 重 男

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

(別紙)

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書

政府は、本年6月からの導入を予定していた高速道路等の新料金制度について、二転三転する足並みの乱れから

先送りし、まずは6月28日から来年3月までの間、全国37路線50区間において、高速道路の無料化の社会実験を行っています。

高速道路の無料化や受益者負担を基本としない安価な料金設定は、ＪＲ、バス、フェリー等の適切な役割負担を損ねるばかりでなく、我が国の交通体系の崩壊につながりかねません。

高速道路等の無料化や安価な料金設定は、影響を受ける公共交通機関等の経営を悪化させ地域の交通網を縮小させることとなります。その結果、自家用車を利用できない高齢者や学生等の交通弱者の移動手段が確保できず、地方のさらなる衰退を招く恐れがあります。さらには、地球温暖化対策にも完全に逆行するものであり、その整合性については大いに疑義があります。

このように多くの問題点を抱えているにもかかわらず、政府は、今後も高速道路等の無料化を段階的に進めるとしています。この施策が国策であるとするならば、本来、総合的な交通体系の構築を前提にすべきであり、現政権が今回進めている施策によって影響を受けるＪＲ、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、その維持・存続のために公的支援策を同時に強化すべきであります。

よって、国におかれましては、平成23年度予算編成において公共機関への支援を含む総合的な交通体系の構築に向け、次の事項を実施されるよう強く要請します。

#### 記

- 1 公共交通機関の安定的な運営を踏まえて、総合的な交通体系の構築を図ること。
- 2 高速道路と競合し影響を受けるＪＲ、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、減収補てんを含め事業者の実情を踏まえた支援を講じること。
- 3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金については、国庫に返納させることなく、ＪＲ九州をはじめとするＪＲ３島会社及びＪＲ貨物の財政基盤の安定化や収益基盤の強化のため有効活用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	菅	直人	様
総務大臣	片山	善博	様
財務大臣	野田	佳彦	様
国土交通大臣	馬淵	澄夫	様
行政刷新担当大臣	蓮	舩	様
衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	西岡	武夫	様

○議長（松本和幸君） 順次提案理由の説明を求めます。

初めに、議第108号について、宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案について、提案理由の御説明をさせていただきます。

議第108号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、本市教育委員会委員の棚橋康子委員の任期が、本年12月19日をもって満了となりますので、後任として荒木由紀子氏を任命したく、御提案を申し上げます。

同氏につきましては、八代市二見小学校長や熊本県教育委員会事務局社会教育課教育審議員・

熊本県八代教育事務所長・葦北郡津奈木町津奈木中学校長及び水俣第二小学校長を務めるなど、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第108号について、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、議第109号について、提出者代表大川末長議員。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 本議会に追加提案されました議第109号について御説明いたします。

水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。別紙のほうは提案の裏面をご覧ください。

別紙

水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例

水俣市議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

提案理由としましては、住民の意向、人口の減少及び他市の状況にかんがみ、議員の定数を本案のように制定しようとするものであります。

以上、慎重審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、議第110号について、提出者代表岩阪雅文議員。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 本議会に追加提案されました議第110号について提案理由の説明を行います。

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

水俣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「397,000円」を「357,300円」に、「365,000円」を「328,500円」に、「341,000円」を「306,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

提案理由といたしまして、近年の厳しい経済状況及び財政事情を考慮し、また同規模人口の自

治体の議長、副議長及び議員の報酬にかんがみ、本案のように制定しようとするものであります。

以上、慎重審議のうえ、御承認をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第7号について、提出者代表牧下恭之議員。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 本文を読んで提案説明にかえさせていただきます。

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書

国においては、本年6月29日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、今後、詳細な検討を行い平成25年から新制度の施行を目指すとされております。

この「新システム」は、市町村の保育実施義務をなくし、保育所入所を保護者と保育所間の公的保育契約制度にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために、「認可制度」を「指定制度」にするものであり、まさに、保育を産業化させようとするものであります。

市町村の保育実施義務がなくなることから、保育所を探し、保育所と契約を結ぶのは保護者の自己責任となること、保護者は市町村に認定された保育上限量の範囲内で保育所を利用し、これを超えた保育所の利用は保護者の応益負担となること、市場原理の導入により保育所が福祉から利益追求の場になるおそれがあることなどから、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる子どもたちが多数出ること懸念されます。

よって、国会及び政府におかれては、新システムの検討にあたって下記事項に配慮するよう強く要望します。

#### 記

- 1 国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度でなく、児童福祉法第2条及び第24条により国及び市町村の保育の実施が明確に義務付けられている公的保育制度を堅持、拡充すること。
- 2 国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。
- 3 規制緩和や待機児童解消の名のもとに児童福祉施設最低基準を後退されないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水 俣 市 議 会

よろしくお願いいいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第8号及び意見第9号について、産業建設委員長西田弘志議員。



(西田弘志君登壇)

○西田弘志君 意見第8号、9号につきましては、案文を読み上げ提案理由の説明とさせていただきます。

意見第8号

TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加に反対する意見書

政府は、新成長戦略を実現する観点から、EPA(経済連携協定)の基本方針を11月のAPEC首脳会議で表明し、その中で、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への参加表明検討など、その動きを加速化している状況にあります。

我が国が、関税撤廃の例外措置を認めないTPP交渉に参加すれば、結果として、農林水産業の崩壊を招き、関連産業を含む地域経済が大打撃をこうむることは必至です。

当然ながら、全国有数の食料供給基地である本県においても、農業生産額の大幅な減少など地域経済に与える影響は甚大なものとなります。

TPP交渉は、単に物品の関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療など、あらゆる分野に関する仕組みの変更につながるものであり、国家の安全保障問題を含め、「国のかたち」が一変してしまう可能性があります。

こうした国のあり方にかかわる重要な問題を内包しているにもかかわらず、国民の合意を得る議論もせず、決定を下すことは極めて遺憾であります。

このため、国民、消費者への安全で安心な食料の安定供給をはじめ、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能であります。

よって、かかる危機的な状況を踏まえ、下記のとおり対応されるよう強く要望します。

記

- 1 経済連携協定(EPA)は、交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とすべきであり、我が国が、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉に参加しても、この目的は達成できない。

したがって、我が国の食料安全保障と両立できないTPP交渉への参加は、断じて認めることはできないものであり、政府のTPP交渉への参加方針は、撤回すること。

- 2 EPAの基本方針作成にあたっては、国家戦略の一つとして位置づけている食料・農業・農村基本計画の趣旨を踏まえ、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興を損なうことがないような内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水 俣 市 議 会

## 意見第9号

### 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書

本年6月22日に閣議決定された「地域主権大綱」では、その大きな柱のひとつとして国の出先機関の原則廃止が盛り込まれ、10月末にはその具体化として「国土交通省は、九州か近畿を候補に「整備局」と「運輸局」の権限を地方に移し廃止できないか検討に入った。」との一部報道も流されたところです。

国土交通省の出先機関である「河川・国道事務所」は、国の直轄事業として地方における主要な道路・河川の整備や管理を行っており、地域住民の生命と財産を守る防災事業や、暮らしと産業を支える社会資本整備のうえで重要な役割を果たしています。

このような出先機関が廃止され、国の直轄事業が地方へ権限移譲されることとなれば、財政力のない地方では地域住民の安心や安全が脅かされるとともに、ますます中央との格差が拡大することは必至です。

また、地方にとって重要な基幹産業である建設業の衰退と、当該産業に従事する労働者の雇用喪失にもつながりかねません。

国民の生存権と国の社会的使命をうたった日本国憲法第25条の精神に照らしても、居住地や自治体の財政事情によって生きる権利が脅かされてはならず、そのためにも全国的なネットワークと機動力を持った国が、その出先機関を存続させ国民の安心と安全に関して責任を持って対応すべきと考えます。

住民の安心と安全を守り、建設産業と地域経済発展のため、下記の事項について措置されるよう強く要請します。

### 記

- 1 国の責任において、安心・安全な国土づくりを進めるとともに、国土交通省の出先機関を存続させること。
- 2 一般国道3号の改築や維持補修は、引き続き国の事業として行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水 俣 市 議 会

以上、全会一致の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第10号について、厚生委員長牧下恭之議員。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 案文を読み上げ提案説明にかえます。

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策の下でも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきました。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足になっています。医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化しています。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっています。医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められています。

看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

#### 記

- 1、ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
- 2、医療、社会保障予算を先進国(OECD)並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。
- 3、国民(患者・利用者)の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水 俣 市 議 会

全会一致の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(松本和幸君) 次に、意見第11号について、提出者代表谷口眞次議員。

(谷口眞次君登壇)

○谷口眞次君 意見第11号について、案文を読み上げ提案説明にかえさせていただきます。

政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設業は我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献しています。

しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる生計費を基準にした明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安定なものにしています。

国においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成12年11月27日に公布、平成13年2月16日に施行され、「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行わ

れるよう努めること」という附帯決議が国会でなされています。

なお、諸外国では、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。

よって、国においては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るために、次の事項を実施されるよう強く要請します。

#### 記

- 1 公共工事において、建設労働者の適正な賃金や労働条件が確保されるよう、公契約に関する基本法を制定すること。
- 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の参議院附帯決議を実効あるものとするための具体的施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水 俣 市 議 会

御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第12号について、提出者代表緒方誠也議員。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 意見第12号について、案文を読み上げて提案の説明といたします。

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書

政府は、本年6月からの導入を予定していた高速道路等の新料金制度について、二転三転する足並みの乱れから先送りし、まずは6月28日から来年3月までの間、全国37路線50区間において、高速道路の無料化の社会実験を行っています。

高速道路の無料化や受益者負担を基本としない安価な料金設定は、JR、バス、フェリー等の適切な役割分担を損ねるばかりでなく、我が国の交通体系の崩壊につながりかねません。

高速道路等の無料化や安価な料金設定は、影響を受ける公共交通機関等の経営を悪化させ地域の交通網を縮小させることとなります。その結果、自家用車を利用できない高齢者や学生等の交通弱者の移動手段が確保できず、地方のさらなる衰退を招く恐れがあります。さらには、地球温暖化対策にも完全に逆行するものであり、その整合性については大いに疑義があります。

このように多くの問題点を抱えているにもかかわらず、政府は、今後も高速道路等の無料化を段階的に進めるとしています。この施策が国策であるとするならば、本来、総合的な交通体系の構築を前提にすべきであり、現政権が今回進めている施策によって影響を受けるJR、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、その維持・存続のために公的支援策を同時に強化

すべきであります。

よって、国におかれましては、平成23年度予算編成において公共機関への支援を含む総合的な交通体系の構築に向け、次の事項を実施されるよう強く要請します。

#### 記

- 1 公共交通機関の安定的な運営を踏まえて、総合的な交通体系の構築を図ること。
- 2 高速道路と競合し影響を受けるJR、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、減収補てんを含め事業者の実情を踏まえた支援を講じること。
- 3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金については、国庫に返納させることなく、JR九州をはじめとするJR3島会社及びJR貨物の財政基盤の安定化や収益基盤の強化のため有効活用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

水 俣 市 議 会

全会一致の賛同をよろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長並びに厚生委員長、産業建設委員長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本9件について質疑はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第110号、水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、3点ほど質問をいたします。

まず削減幅が10%になっているかと思うのですが、その削減幅10%の根拠は何なのか。

2点目が、議員の報酬というのは人事院勧告、あるいは市長の諮問機関である特別職報酬等審議会の答申を受けて決められるかと思いますが、そのとの関係をどのように考えるのか。

3点目が、報酬を削減することにより、どのような影響があると考えているのか。

このことについて、提出者代表の岩阪議員に質問をいたします。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 本特別委員会の中では、先ほどありましたように議員定数2名削減、あるいは報酬等の削減等が出ておりました。私たちが会派といたしましては、特別委員会に出ておりました議員定数それから報酬減についても委員会に出ている以上、双方の案を取り入れるべきだということで最終的に判断をしたわけです。

10%の根拠については、他会派から12%あるいは12.何%というふうなことで397,000円をすっきりしたかたちで報酬が出ておりましたけれども、私たちは10%という数字にこだわったのは、提案したのは、市長がやはり公約の中で10%削減をされたという経緯もございまして、その根拠等をもとに10%というふうに提案をした次第です。

それから2番目の人事院勧告の件がございました。それから特別報酬等がもともとあるのではないかというふうな話もございましたけれども、これらは3役についても同じでありますけれども、ここ数年報酬等審議会についても開催をされておられません。本来、筋としてはそういうことでしょうけれども、地方自治法の合併あるいは議会定数の削減の中で、改革の中で、本来、ほとんど議会の中で議員みずからが、それを判断するという経緯を現在ずっとたどっているのが現状でございます。あるいは他市の自治体でございますように、市民からの要望であったりするわけですので、議員みずからが審議会に頼らず判断をするということについて、何ら問題はないと判断をしまして提案をした次第です。

それから影響ですけれども、概算によりますけれども議員定数を2名削減した場合は約1,050万円、2名による影響の額ですね。それから10%による額は約950万円、ということで総額をしますと、期末手当等細かく言えばきりがございませぬが、期末手当等も入れますとだいたい1,900万円の減になります。このほかに政務調査費が入っておりませぬけれども、議長、期末手当、それから毎月の報酬等を入れますとだいたい1,900万円の減になります。こういった減の分を政策費にまわす。そしてそういった部分を明確に示しながら、さらに職員あるいは執行部へのそういったものについても、私たちがみずから行動することでそういったものへも促す、促進をするという意味でも考えていいのではないかということで、みずからの削減について行動を起こしたわけです。以上です。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 私が尋ねたことに対する答弁になっていないのではないかなというふうに思いますが、まず特別職の報酬等審議会は必要ないというふうなそういう結論の中でのこういう判断なのかということをもう1点尋ねたい。

それとやはり報酬削減がという、削減額がどのじゃないのですね。この報酬削減をすることにより、議員活動にどういった影響を及ぼすと考えられるのかということ、私は尋ねたわけがあります。こういったことを、議会改革特別委員会をつくったわけですから、我々は。その中でそういうのをしっかり議論をした上でこういうふうな提案がなされているのであれば、私は何ら問題はないかと思うのですが、そういう議論が尽くされない中でのということ、ちょっといろんな質問をしているわけなのですけど、その2点について、特別職報酬等審議会というのは必要ないとお考えなのか、それと報酬削減が議員活動に及ぼす影響はどうか、2点最後質問した

いと思います。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 報酬等審議会が必要ないとは思っていません。当然必要だと思います。ただ先ほど言いましたように近年の例からいいますと、報酬等審議会については当然執行部のほうから要請があり開催があると思うのですが、そういった例がここ数年ありません。それから先ほどのように報酬削減することについては今回が初めてではございませんで、当然議員みずから削減した例がございますので何も問題はないというふうに思っております。

それから2番目の特別委員会の中でもっと報酬減については、議論すべきではなかったかということではなかったかと思うのですが、それは当然あったはずで。というのは別の会派のほうからも削減については当然提案をされていたわけですので、ただ額が違うというだけの話であって何ら本質的に変わってないというふうに、十分議論つくされたというふうに思っております。議員活動への影響についてですけれども、これは議員みずから活動への認識の問題であって、何ら影響することではないというふうに私は思っております。むしろ活動が見える、見えないの部分が議会のほうあるいは市民の中から聞こえてくるわけですので、それを明確にすることによってよりこういったものはカバーできるというふうに逆にあるかもしれませんけれども、それとともにみずから行動を示すことによってかえって訴える力があるのではないかと。削減による行動については4年前も4名削減しているわけですから、じゃ4名削減したことについてどういう活動を我々は示してきたのかということは、みずから反省すべき点も十分あるのではないかと思います。今後それは議会改革の中で、議会基本条例とともに考えていかなければならない問題だと思いますので、これはあくまでも認識の問題だと思いますので私は何ら影響はないと、むしろそれによって活発に動かなければならないのではないかとというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本9件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本9件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本9件について討論はありませんか。

(「あり」「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 野中重男議員。

○野中重男君 まず最初に、議第109号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、反対であります。

先の陳情のところの第6号のところ趣旨を申し上げましたけれども、市民が政治に参加する代議制を取っております。そういう意味では、民主主義の機能を縮小することがあってはならないということで、これについては反対であります。

もう1つ、意見第11号については、賛成討論を行います。

これについては陳第3号のところ趣旨申し上げましたけれども、建設労働者の労働条件を確保していくことが、結果的には下請・孫請という関係の重層的な単価切り下げで、経営が破綻に直面しているところの経営を救うことにもなるというふうに思いますので、これについては賛成であります。以上。

○議長(松本和幸君) ほかにございませんか。

福田斉議員。

○福田 斉君 私は、議第109号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、先ほどの討論で申しましたとおり陳情の趣旨に賛成しますので、条例の制定に賛成いたします。以上です。

○議長(松本和幸君) ほかにございませんか。

中村幸治議員。

○中村幸治君 議第109号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

議員定数について2名定数減について賛成です。

議会改革特別委員会の中で提出された陳情書に賛成をしました。その理由は陳情書にもありましたように、今日の社会情勢、経済状況等市民生活は厳しい環境にあり、現状のままでは市民の理解を得られにくいと判断をしました。

また県内市議会でも遅れをとっている政治倫理条例や、議会改革を行うための議会基本条例についても現在審議中であります。

この条例改正は、議員定数のみに限定されたために提出者には加われませんでした。当然のことながら議員定数2名減については賛成です。議員報酬の削減については議第110号で提案しています。以上で討論を終わります。

続きまして、意見第7号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書については、先ほど請第1号で反対した理由により反



対します。以上で終わります。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第110号について、反対の立場で討論します。

私たちは、これまで議会改革特別委員会において議会基本条例、政治倫理条例、定数・報酬問題について議論してまいりました。その中で、11月15日、市民から出されていた議員定数削減の陳情を賛成多数で採択をして、そして11月29日、議員定数を2削減する案が5対3で可決され、本日、水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例が提案をされたわけでございます。私はこのことは、定数を削減するのか、報酬を下げるのかが争点となり、若い人が議員になっても、議員だけでも生活できる環境が必要であり、報酬は下げるべきではないとの判断の結果であると受けとめています。

また、長引く不況により議員に対する市民の風当たりも強い中、議会活動を市民により理解してもらうために、議会基本条例というものをつくり、議会報告会等を開いて、議会をより身近に感じてもらおうということでは、この特別委員会の中では意見の一致をみたのではないかと、そういうふうに思っています。

そこに本日、議員報酬削減の議案が出てきたのは唐突に感じますし、先ほどの質疑に対する議論がまだ尽くされてないとそういうふうを感じるのであります。もっとこういうことを議会改革特別委員会の中で議論を深めていくべきであるし、そしてまた議員間の自由討議なるものを今度議会基本条例をつくって、その中でいろいろフリートークをやりながら忌憚のない意見を交換していこうということで、我々市議会は一致したのではないかなと、そういうふうに思っております。

よって、まだ時期尚早であり、現時点で議員報酬削減の議案が出されることには、私は反対であります。

○議長（松本和幸君） ほかにありませんか。

川上紗智子議員。

○川上紗智子君 私は、議第110号水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する賛成討論を行います。

私たち市議会議員は選挙で選ばれた市民の代表です。市民の要求の多様化・複雑化に伴い、広範な市民の声を議会と行政に届けるとともに、市長の行政運営を市民の立場から監視し、チェックするという二元代表制に基づく大事な役割を担っています。その役割は議会開会中だけにとどまらず、日常普段に市民との結びつきを強め、調査研究や政策学習に励み、政策条例の提案などを行うことにも求められています。その議員の定数を減らすことは、市民と議会のパイプを細く

することだと思えます。

一方、議会や議員に対して市民の皆さんから激励の声と同時に、議会が見えない、議員は市民のためにもっと頑張ってもらいたい、暮らしが大変なときだからこそ議会や議員も身を削る必要があるのではないかとこの意見があることも、真摯に受けとめなければなりません。もとより議員報酬は、議員及び家族の生活を支えると同時に、市民の暮らしを守り、議員の職責を果たすための必要な額が確保されることは当然であります。そのうえにたつて、今の雇用不安や所得低下など現在の市民生活の深刻な実態や本市の厳しい財政状況を考えたとき、議員報酬を削減した分を市民の暮らしを守る予算に使うべきではないでしょうか。よってこの条例案には賛成であります。

○議長（松本和幸君） ほかにありませんか。

平松辰弘議員。

○平松辰弘君 私は政風クラブを代表しまして行いたいと思います。

議第110号水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

議員定数削減の陳情に、我々民間企業も社員一人一人が危機感を持ち、徹底した削減を行うなど利益を生み出すため経営の合理化に努めております。しかしながら、昨今の景気低迷により利益の増加は期待できず、役員の報酬・従業員の給料の引き下げ、リストラを行うなど、厳しい経営環境が続いております、とあります。私はまさにそのとおりだと思っております。しかも雇用の場が非常に少なく、市の財政も逼迫な水俣の現状を見れば、陳情の趣旨どおり議員定数削減は当然のことといえます。

しかし、議員定数削減だけでいいのでしょうか。財政や経済状況、そして民間の暮らしの低迷を考慮すると、議員の報酬も削減すべきではないでしょうか。率先垂範、我々議員がみずから範を垂れる必要があるものではないでしょうか。そうすることにより、市民の理解を得ることができると思います。

我々政風クラブは今後も避けては通れない行財政改革、特に市職員と民間の給与の格差の是正を行い、その分の財源や議員定数・議員報酬の削減分の財源を、今、市で最大の問題になっております雇用・経済対策にあて、水俣の衰退を防ぐ必要があると我々は思っております。

よって議員報酬削減に賛成いたします。終わります。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

中原泰子議員。

○中原泰子君 議第110号水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

近年の社会情勢の中、市民は懸命に働きながらも、突然の会社の倒産、雇用削減、解雇、給与

削減が言い渡されるようです。言いたいことも意見も言えぬまま、受け入れなければならぬのが実情です。

そういう状況を知っていながら自分たちの身を削ることを引き延ばす、ちゅうちょするのは、本当の意味で危機感がないものと思われまます。これから本市が経済的にも盛り上がるのを信じ、努力し、市民一体となり、今、踏ん張るときです。

よってこの条例案に対し、賛成であります。

○議長（松本和幸君） ほかにありませんか。

高岡利治議員。

○高岡利治君 意見第7号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書について、賛成の立場で討論します。

先ほど請第1号でも述べましたように、本件は十分な議論もなされないまま制度改正をしようとするものであり、現行保育制度の拡充が優先されるべきという考えにより、本意見書に賛成をいたします。

○議長（松本和幸君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第108号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

---

○議長（松本和幸君） 議第109号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。全会一致ですね。

全会一致によって、原案のとおり可決しました。

---

○議長（松本和幸君） 議第110号水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（松本和幸君） 意見第7号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（松本和幸君） 意見第8号T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書についてから、意見第10号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書についてまで、3件を一括して採決します。

本3件は、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

よって本3件は、いずれも原案のとおり可決しました。

---

○議長（松本和幸君） 意見第11号政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長(松本和幸君) 意見第12号公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長(松本和幸君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成22年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本和幸

署名議員 高岡利治

署名議員 野中重男

## 平成22年12月第5回水俣市議会定例会（11月26日～12月15日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第98号	水俣市恩給条例を廃止する条例の制定について	11月26日	総務文教	12月15日 原案可決	
議第99号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月26日	総務文教	12月15日 原案可決	
議第100号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	11月26日	総務文教	11月26日 原案可決	
議第101号	水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	11月26日	産業建設	12月15日 原案可決	
議第102号	平成22年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	11月26日	各 委	12月15日 原案可決	
議第103号	平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	11月26日	厚 生	12月15日 原案可決	
議第104号	平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	11月26日	厚 生	12月15日 原案可決	
議第105号	平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	11月26日	厚 生	12月15日 原案可決	
議第106号	平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	11月26日	産業建設	12月15日 原案可決	
議第107号	平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	11月26日	厚 生	12月15日 原案可決	
議第108号	教育委員会委員の任命について	12月15日	省 略	12月15日 同 意	
議第109号	水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	12月15日	省 略	12月15日 原案可決	
議第110号	水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月15日	省 略	12月15日 原案可決	

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第88号	平成21年度水俣市病院事業会計決算認定について	8月27日	厚 生	11月26日 認 定	
議第89号	平成21年度水俣市水道事業会計決算認定について	8月27日	産業建設	11月26日 認 定	
議第91号	平成21年度水俣市一般会計決算認定について	9月9日	一般会計 決算特別	11月26日 認 定	

議第92号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月9日	厚生	11月26日 認定	
議第93号	平成21年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	9月9日	厚生	11月26日 認定	
議第94号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月9日	厚生	11月26日 認定	
議第95号	平成21年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月9日	厚生	11月26日 認定	
議第96号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月9日	産業建設	11月26日 認定	

〔意見書〕

番号	件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
意見第7号	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書について	12月15日	省略	12月15日 原案可決	
意見第8号	T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書について	12月15日	省略	12月15日 原案可決	
意見第9号	国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書について	12月15日	省略	12月15日 原案可決	
意見第10号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書について	12月15日	省略	12月15日 原案可決	
意見第11号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について	12月15日	省略	12月15日 原案可決	
意見第12号	公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書について	12月15日	省略	12月15日 原案可決	

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月15日	総務文教	12月15日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	12月15日	厚生	12月15日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月15日	産業建設	12月15日 継続調査	



議会運営等に関する諸問題の調査について	12月15日	議会運営	12月15日	
議会の情報公開に関する調査について			継続調査	

〔請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願について	水俣市葛渡23 萩嶺 善信	厚生	12月9日	12月15日 採 択
陳第11号	国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2 - 2 - 12 神崎 光明	厚生	11月26日	12月15日 継続審査
陳第12号	高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める陳情について	熊本市神水 1 - 30 - 7 國宗 直 外1人	厚生	11月26日	12月15日 継続審査
陳第13号	最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情について	熊本市神水 1 - 30 - 7 國宗 直 外1人	厚生	11月26日	12月15日 継続審査
陳第14号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情について	熊本市神水 1 - 30 - 7 國宗 直 外1人	厚生	11月26日	12月15日 継続審査
陳第15号	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について	水俣市栄町 1 - 1 - 25 掃本 博昭	総務文教	11月26日	12月15日 継続審査
陳第16号	T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書提出を求める陳情について	葦北郡芦北町 大字佐敷424 高峰 博美	産業建設	12月9日	12月15日 採 択
陳第17号	国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町 1 - 708 - 2 田形 隆一	産業建設	12月9日	12月15日 採 択
陳第18号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について	熊本市神水 1 - 20 - 15 田中 直光	厚生	12月9日	12月15日 採 択

陳第19号	TPP参加反対、日本農業再生の意見書提出を求める陳情について	水俣市桜井町 2 - 2 - 20 中山 徹	産業建設	12月9日	12月15日 みなし採択
-------	--------------------------------	------------------------------	------	-------	-----------------

〔前回から継続となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第3号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城 2123 - 40 坂口 正人	産業建設	平成21年 3月12日	12月15日 採 択
陳第2号	人権擁護法案の成立に反対する意見書の提出を求める陳情について	葦北郡芦北町 湯浦 222 - 10 林田 耀宏	総務文教	平成22年 2月26日	12月15日 不 採 択
陳第6号	水俣市議会議員の定数削減に関する陳情について	水俣市大園町 1 - 11 - 5 坂口 俊一	議会改革 特 別	5月28日	12月15日 採 択
陳第10号	住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について	熊本市二の丸 1 - 4 森 俊夫	総務文教	8月27日	12月15日 継続審査